

第五項 官公有地の取得

一 官有地の無償供用

都市計画法施行令第二十七條には「都市計畫事業ニ要スル國有地ハ事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔スル公共團體ヲシテ無償ニテ之ヲ供用セシメ其ノ地ニ存スル國有ノ建築物ハ無償ニテ其ノ公共團體ニ之ヲ交付」する旨を規定してゐる。此の中、事業用地上に存する國有の建築物を其儘事業の用に供する事は道路事業に於ては考へられない事であり、是等は總て市の負擔に於て移轉せしめる事とした。而して特殊の場合を除き、國有地は總て同條の規定に基いて管理替、種別替、或は無償貸付を受け、國に對する補償金を支拂ふ事はなかつたが、ただ、寺院境内地を供用する場合は、使用権者たる寺院に對し、或程度の補償金を交付する事とした。蓋し、國有財産法第二十四條には「從前ヨリ引續キ寺院又ハ佛堂ノ用ニ供スル雜種財産ハ勅令ノ定ムルトコロニヨリ其ノ用ニ供スル間無償ニテ之ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ貸付シタルモノト看做ス」と規定し、其の用に供する限り寺院佛堂には雜種財産を無償使用するの權利を認め、又第十八條に於て公共用、公用若くは公益事業の爲に必要ある時は、政府は其の貸付契約を解除すると共に、因つて生ずる損害求償權を認めてゐるからである。之等の規定に基き、都市計畫事業によつて其の使用中に係る土地を減少せしめられる寺院佛堂に對し、その犠牲の對價として相當額の補償をして來た。即ち、本事業に於て國有地の供用に對し、對價を支拂つたのは總て寺院佛堂に對するものであり、

之は土地代相當額ではなくして土地價額の二割乃至八割の範圍に止めたものである。補償率は供用面積の大小、殘地整備の難易、地上物件の存否及び多寡等によりその犠牲の大小に從つて差等が附せられてゐる。本事業に於て國有地供用面積は民有地の買得に次いで第二位を占めてをり、其の件数は四十五件、面積一萬五千八百四十餘坪（約五二、三六〇平方米）、補償金額は七十二萬九千九百餘圓である。

二 府有地の拂下

事業用地として府有地の拂下を受けたのは、事業路線内に介在する橋梁の改築に伴ひ橋臺敷地として府有河岸地を取得した場合が最も多い。其の他、學校警察等の敷地の拂下を受けたものもあり、之等を合して三十九件、面積五千四百餘坪（約一七、八五〇平方米）、金額に於て二百萬二千三百餘圓となつてゐる。

三 市有地の組替

事業境域内に市土木部以外の各局部課所管の土地が存在した場合は、之を土木部主管に移すと共に、土地代價は舊主管部の經濟に組替へる必要があり、土木部所管地であつても之が都市計畫事業以外の經濟に屬する場合は同じく都市計畫事業費から土地代を填補した。此の問題は他の場合に比して左程困難なものではない。斯くて組替へられた土地は二十七件、面積に於て五千百五十六坪（約一七、〇〇〇平方米）、金額に於て百五十三萬九千餘圓である。

第六項 土地收用

用地の取得は、所謂任意買収に依るを原則としたが、公用收用手續をとる必要のあつた場合もある。本事業につき法的手段をとつたのは別表の如く僅に八件、其の面積千三十七坪餘（約三、四二〇平方米）、（残地收用十四坪餘ヲ含ム）に過ぎず、これは最後の手續たる收用審査會の裁決を求めたもののみである。收用土地の細目公告を得たのち、内務大臣の裁定を求め、迄の間に協議成立したものは前記のほか相當の件数を算へる。昭和二年の土地收用法改正によつて借家人が新に關係人として認められ、家主とは別箇の獨立した補償の對象となり、又事業用地上の建物其の他の權利を收用する途も開かれたが（第七條ノ二）、收用地の移轉建物に付き存する權利のみを單獨に收用し、消滅せしむるの途は未だ開かれてゐないので、收用制度を充分に活用するには今一息の感があるわけである。

概説に於て略述したところの買収方針を本市が堅持する以上、之に應じ得ない土地建物所有者ある場合はやむなく土地又は權利收用土地の細目公告を地方長官宛申請したが、此の場合と雖、擔當者は事態を最悪の状態に至らしめぬ様、出來得る限りの努力を續け、其の大部分は圓滿な解決に導いた。しかし別表收用調書記載の分に付いては結局斯かる努力も空しかつたわけである。此のほか御堂筋線の内、昭和三年五月の計畫變更によつて幅員五十四間となつた部分の追加買収区域内に、六十一坪一合（約二〇〇平方米）の借地權收用があり、權利者三名、權利補償並に移轉料として裁決せられたる金額六千六百八十二圓

九十五錢があるが、之は高速軌道費から支出せられた爲に表記の分から除外した。

土地收用制度には前記の如き不備があるのと、手續に相當の期間を要するため之が適用は事務執行を澁滞せしめる憾がある。都市計畫事業に於ける收用は事業の認定を要しない利益がある反面には、收用區域及び時期に付いて内務大臣の裁定を求め、然る後、收用審査會の裁決を求めるといふ繁雜さもある。收用制度は公益目的の爲に企圖せられたものであると共に、私益の確保をも保證する制度である以上、或程度手續上の繁雜は已むを得ないとしても、補償金額と共に收用區域及び時期も收用審査會に於て決定し得る途を開き、移轉家屋の借家權を單獨に收用し得る方法を講ぜられるならば都市計畫事業執行上一層の利益が齎らされることであらふ。

第三節 地上物件の移轉

第一項 移轉の補償

第一次都市計畫事業の核心を爲したものは、用地の取得に次いで地上物件の移轉である。大小幾多の家屋稠密し、雜多の工作物が秩序無く幾重の權利を錯綜して存在するところに、之等の物件を移轉せしめて大道を切り開くことは、非常な困難であつたが、幸ひ市民の理解と協力とを得て此の難事業も比較的圓滑に進捗した。斯くて本事業により移轉せしめた物件は、所有者數五千七百五十九人、坪數にして二十四萬八千六百三十坪餘（約八二一、九

一〇平方米、補償金額二千三百四十四萬二千九百九十五圓であつた。この補償金なるものは都市計畫事業用地として買収した土地、又は道路橋梁其の他の工事を施行する必要上、一時又は永久に使用する土地に存在した建物其他の工作物等を移轉せしめるために要した経費である。この補償金は、土地收用法第五十一條に依據したものである。

之に對し、事業執行者として物件を收用し得る場合は二つあり、その一つは同法第五十二條に定むるところの物件移轉料がその価格を越ゆる場合であり、その二は法第七條ノ二による物件其の物を使用せんがために收用する場合である。之等の場合は收用すべき物件については相當價格により所有者の損失を補償しなければならぬ(法第四十八條第一項)。又土地の收用又は使用により道路、溝渠、橋柵、其他の工作物を新築改築増築する必要を生じた場合の損失は、法第五十三條により補償しなければならぬ。

敘上は土地收用法を適用する場合の取扱であるが、假令所謂任意協議による移轉の場合であつても、同法の法意に準據して事務を處理すべきは當然であつて、本市に於ける物件移轉に關する取扱も亦同趣旨にあつた事は云ふ迄もない。

此の他都市計畫事業境域内に於ける工作物にして都市計畫法施行令第十二條に依り制限を附せられたるものの取扱に付いては別に述べる。

第二項 移轉の調査

物件の移轉は先づ調査に始まる。此の調査には現場調査、監督官廳等に就ての制限條件

の有無の調査及び關係人の出願書類並びに認可關係の調査等、事務的調査がある。事務的調査に就いては特に説明を要しないから以下現場調査及び物件明細書作成事務に就いて述べる。

一 現場調査

現場調査の對象は云ふ迄もなく移轉すべき地上物件であつて、其の内容は建築物、溝渠、塙壁、塙門、柵、廣告塔、機械設備、タンク、地下槽、井戸、石碑、記念碑、電燈、電力、瓦斯、陳列、給水、排水、庭園等の諸設備並びに樹木、庭石、煙突其他屋内萬般の設備である。之等の調査は總て現場に就き詳細に物件を實測するのであつて、平面的な實測は比較的簡單であるが、立體的實測を要する工場設備の如きは、前後左右に數多の機械が運轉しつつある中で之を行ふ等相當厄介なものである。また、後日物件移轉契約後必然的に起る家主と借家人との間の造作分離の協定への配慮も必要である。

二 圖面並びに物件明細書の作成

現場の調査が終れば之れに基き平面圖、姿圖、其の他必要に應じ断面圖、詳細圖等を作成する。一方之等物件の種類、大き、構造、使用材料等を記載せる明細書を作成するのである。

第三項 移轉料の算定

一 全部移轉

物件が買収又は使用せられる区域内にあるか、又は土地收用法第五十一條但書に該當する場合に全部移轉の取扱とし、地上物件全部を用地外相當距離（四軒乃至六軒）の場所へ移轉するに要する費用を算出するを原則とするのである。然し乍ら買収地の残部に相當の空地を存し、移動即ち曳方の工法に依り移轉が可能である場合は敷地内移轉として、解體組立等を必要としない部分の費用を控除するのである。全部移轉の物件は、解體費、再使用材料運搬費、建前等の組立費、各造作材の取付費、解體又は運搬等に依り破損したる材料の補足費、此の補足材料の加工取付に要する手間賃等を算出する。移轉料補償の目的は、移轉の結果所有者に財産上の變化を生ぜしめない事であつて、現在價值低き物件の移轉料は、現在價值の高き物件の移轉料に比し低額なるべきは當然である。

此の算出方法を少し具體的に述べるに、解體即ち取毀の爲に當然破壊しなければならぬ木造建物、高塀、機械等のコンクリート基礎、鐵筋コンクリート造建物並びに各種コンクリート設備、眞壁、木摺壁、モルタル塗、アスファルト防水層、タイル張、人造石塗等の如きもの、又は煉瓦造、石造建築床板張、腰羽目板、裏板等の如き取毀運搬等に依り破損率高きもの、又は、土臺柱、胴差、梁桁、母屋、棟木の破損率低き部材等を分類し、各補足材料数を算出し、之等補足材料加工取付に要する各職の手間賃に至る迄算出する。ただし、建築資材費並びに勞銀等に浮動多き時期には、形式的な單價等のみに依り算定する

事は不適當な場合もあり、常に一般市場の實際的單價に並行して計算せられるのである。尙移轉工事期間中の家賃の損失は雜費として移轉料に包含補償してゐる。

二 切取移轉

物件の一部を切取るも、残部が從來用ひられてゐた目的に使用するに支障ないと認定せられる場合は、切取りに依り其の損失を補償する。此の場合補償の範圍を決定する爲めの切取線は市街地建築物法第九條、同法施行細則第七條並びに第八條を考慮し、原則として道路境界から六十糎後退した線であるが、風致地區等の如く特に壁面の位置を一層後退して指定せられてゐる地區にあつては、其の指定された線を以て切取り線とする。切取補償の算定は、切取線内の物件が切取りの爲に獨立價值を失ひ、移轉不能のときは其の部分の現在價值を算出する。

現在價值は現時に於ける新築費、新築後の經過年數、腐朽程度、構造に依る耐久年限等を考慮し算定する。次に切取り面に付いては、其の部分の補修を在來と同程度に壁體の構造なり壁面の仕上をするに要する費用を算出するのである。

なほ切取りの結果、残存部分の使用上、間仕切其他内部の設備に對する模様替を必要と認める場合は、之等に要する費用をも算出し、前記の現在價值、補修費を合算したものを以て切取り補償とする。

第四項 制限付物件

制限付物件とは、都市計畫法施行令第十二條に基き地方官が都市計畫事業執行を容易ならしむる目的を以て計畫区域内に工作物の新築増築等の物件を許可するにあたり

一 都市計畫事業施行ニ際シ大阪市長ヨリ通告アリタルトキハ出願人又ハ其ノ承継人、若ハ右物件ノ権利者ハ直ニ自己ノ費用ヲ以テ大阪市長ノ指定シタル期間内ニ新築或ハ増改築物件ヲ除却シ其ノ他都市計畫事業執行ニ支障ナカラシムベシ

との條件を附したものである。本物件は勿論、執行者に於て移轉補償の責を負ふ限りではない

街路交叉點に於ける圓狀路（大今里）



が、中には事情甚だ複雑な場合もあり、斯る物件の取扱は一樣ではない。尙都市計畫法施行令第十一條又は市街地建築物法等に依り、當然手續を要するにも拘らず無届で建設したる物件に對しては、移轉料の補償をしない事は云ふまでもない。

第四節 居住者立退の補償

建物移轉又は切縮に依つて居住者が蒙る損失を補償するには、本市の地方的實情と本事業の目的との間に立つて、當事者は相當大いなる苦心を拂つたものである。恰も土地の買収價格が地主に對する自負心を傷け、或は思はぬ摩擦を生ぜしめたと同じく、此の場合にも其の補償金が物件の移轉料中に含まれた爲に、家主と借家人との間に面白からぬ紛争を生ずる虞があつたことも一再ではない。昭和二年法律第三十九號を以て土地收用法第五條中に、建物に關し權利を有する者を關係人と認むる旨の規定が附加されてから、前記補償方法は一變して現在實施しつつある如く、物件移轉に伴ふ損失補償と居住者立退に因る損失補償が分離されることとなつて、居住者立退に因る損失補償の算定も體を爲すやうになつて來た。即ち、土地收用法第五十四條に依る通常受くべき損失を認定家賃の六ヶ月分として補償する原則は往時と異なる處はないが、營業補償の取扱方法、即ち荷造運搬費、休業補償、得意喪失補償、非營業補償等の算定は目覺しく進歩したものであり、得意喪失の補償、特殊營業の補償、職工賃金の補償を認める様になつたことは社會問題、勞働問題等をも加味した頗る道義的な取扱方法に移つて來たことを示すのである。かくて此事業の爲に

立退を行った居住者数は一萬四千七百五十四人、其の補償金は六百九十六萬八千七百六十九圓である。

第一項 補償金算定の基礎調査

居住者の調査は全體的に居住者の生活状況を調査することを眼目とし、氏名、住所、家族、雇人、年齢、給料額、居住年數、實質家賃、契約家賃、營業種別、商品在高、取引範圍、顧客の態様、營業稅、同居又は間借の有無を精査した。また要移轉物件の範圍の廣狭により、居住者の立退を要するものなるか、又は居住のまま家屋一部の切縮をなし得るか、に依り補償金算定に重大な關係があるから、此の點は移轉物件の調査と相俟つて判断を下したのである。なほ、收益決定は營業に對する損失補償の決定に重大な役割を有するものであるから、之が算定については夫々必要資料を稅務署其他の官公署に求めたものである。斯くして居住者補償金は評價委員會の議を経て判定されたのである。

第二項 立退契約の締結並びに履行

前項の調査研究を経て補償額確定の市長決裁を経、家主を通じて借家人に契約書を送附する。蓋し、該契約の締結に依つて生すべき家主と借家人との間の家屋貸借其他の債權關係の消滅につき豫め家主側が相當の準備を爲すに備へ、又關係人として之に協力を促すと云ふ自治精神を活用したものである。

契約書が家主を通じて借家人に送附されると、ここに借家人に對する交渉が開始せられるわけである。之は本市の用地事務上協議と稱してゐるが、實は市の認定額を不動のものとし其の間妥協を許さない交渉である。協議の結果調印を了したものは借家人が附加した造作物件の協定を行ふ。之は便宜上家主の受くべき物件移轉中に、借家人の工作した物件に對するものをも込め、總て家主の所有と假定して家主と物件移轉契約を締結する關係上必要となる手續である。而して後日家主、借家人で借家人所有造作物の明細を記した協定書を作成提出せしめ、之に基いて物件總體の移轉料中に含まれる造作移轉料を兩者に告知し、該金額は家主をして本市から受領した移轉料から借家人に手交せしめる。立退契約者は任意時期に立退を了するのであるが、第一期即ち市の立退發表（協議開始）時から三ヶ月以内に立退いた者に對しては認定家賃額の六ヶ月分を、四ヶ月以内に立退いた者に對しては五ヶ月分を、五ヶ月若くは六ヶ月中に立退いた者に對しては二ヶ月分を交付する。

第三項 認定家賃の補償

前項に述べた認定家賃なるものは立退損失補償金算定の基本となるものであつて、借家人が居住する家屋の契約家賃とは別個に、本市が客觀的妥當と認める額を査定したものである。建物其れ自體の使用價值を認定するものであるから、持家、借家の區別なく新舊、大小、態様、資材等を考究し其の使用價值を定めたものである。斯くして決定された認定家賃に營業者の場合は更に下記の諸補償を加算し、六倍したものを以て損失補償額を定め

る。是が土地收用法第五十四條に所謂「關係人ノ通常受クベキ損失」の補償に相當する。

一 一般營業補償

休業補償は營業所の移轉から再開業に至る迄の相當期間を見積り、休業期間中に於ける諸種の損失を補償する。

また得意先の喪失についても、本市は該店舗の營業年數、得意先の種類及び範圍を參酌して之を補償することとし、一般認定家賃の中に之を包含して補償することとした。ただし所謂老舗(しにせ)の喪失については之が家屋移轉に伴ふ損失である關係上企業者として補償しない。荷造運搬費として加算するものは、家財道具及び商品につき精密に其の補償を見積るものであるが、之は熟練した當務者の見積によつて定められる。

二 特殊營業補償

特殊營業とは公の秩序、衛生、風教の維持等の爲めに特定の營業に付き一定の場所を指定し、或は設備其他に對し例外的に制限が加へられるものであつて

(一) 藥品販賣業、度量衡器具商、銃砲火藥業、牛乳業、古物業、質屋業、出版業、保税倉庫業、銀行業、信託業、保險業、税關貨物扱業、取引業等免許營業又は鑑札を要する營業

(二) 湯屋飲食店、藝妓屋の如く警察取締を受ける營業及び煙草小賣業の如き許可營業は之に屬する。之等の特殊營業は特別な營業價值を有するものであるから、單一に休業に

依つて受ける損害に止らず、營業の純益を算定し、其の資本に相當する損失を補償する。たゞし、將來の損失や、營業上特に有利な地位にあるものの損失は、通常の損失ではないから補償を要しない。

三 職工賃金補償

商業上の損失補償は前述の如くである。工業に對する一般補償も營業補償に於けると殆んど同一であるが、特に工業特有の職工賃金補償を記せば次の通りである。

大正十二年工場法の改正があり、爾後種々の社會關係、労働關係法令の公布實施を見ることとなり、工場の移轉にも移轉期間中職工を解雇することは困難であり、又該期間中の賃金を工場主に負擔せしめる事も不合理であることから、起業者において職工の賃金を補償することが必要となつた。然し實際にその損失を補償するやうになつたのは、昭和二年御堂筋線中「淀屋橋及び淡路町四丁目間」の用地買収に着手以後の事である。

斯くて工場移轉に伴ふ休業期間中の職工賃金の補償は、通常受くべき損失補償に相當するが故に、大正十五年勅令第五百五十三號を以て改正された工場法施行令等を參考とし「休業期間中常備職工給料額ノ半額ヲ補償」する事にしたのである。

第四項 非營業の補償

立退を要する非營業者に對しては、家族員數、居住年數、家具、家財の多寡等を參考として前項の認定家賃額を査定する。又家屋の切縮を以て足り、居住者の立退を要しないも

の對しては豫定工事期間中に於ける損失を補償する。いづれも一般營業補償の場合と同様である。

第五項 借用地上家屋居住者の損失補償

本都市計畫事業橋梁工事又は材料置場等のために一時市が借用する土地の家に居住する者は、一時立退を餘儀なくされるわけである。此の借用地は工事完了と共に返還され、其後建物は再び建築されることとなり、居住者も復歸することが可能なわけであるが、實際問題として借地期間が相當長期に亙る場合には復歸を困難とする事情の發生する事が多く、従つて立退による損失の補償も一般の立退の場合と同様の取扱を行つて來たのである。

第五節 事業用地取得実績

前節までに掲記したところのものは、本事業のための用地取得事務實施の方針並びにその經過の概要である。以下新設擴築街路三十九路線並びに橋梁改築八十一橋の兩事業のための用地取得状況を表記して置く。なほ第三表は第一表取得地の取得方法別明細書である。

第一次都市計畫事業用地取得実績調査書

第一表 街路新設擴築之部

實施區間	買收年度		取得坪數	金額	人員	地物	人員	居住者	補償金額
	着手	完了							
廣路第一號線御堂筋線	10	11	110,000	110,000	1	1	1	1	110,000
江田橋	10	11	110,000	110,000	1	1	1	1	110,000
江田橋	10	11	110,000	110,000	1	1	1	1	110,000
江田橋	10	11	110,000	110,000	1	1	1	1	110,000
江田橋	10	11	110,000	110,000	1	1	1	1	110,000
江田橋	10	11	110,000	110,000	1	1	1	1	110,000
江田橋	10	11	110,000	110,000	1	1	1	1	110,000
江田橋	10	11	110,000	110,000	1	1	1	1	110,000
江田橋	10	11	110,000	110,000	1	1	1	1	110,000
江田橋	10	11	110,000	110,000	1	1	1	1	110,000
江田橋	10	11	110,000	110,000	1	1	1	1	110,000

一等大路第二類第一號線 梅田九條線										
計										
計										

第一章 用地取得及諸補償

第一章 用地取得及諸補償

計		13,733.33	3,096.00	13,733.33	60	5,350.54	7,646.99	101	11,315.00	330	21,900.00	77	2,900.00
一等大路第三類第八號線	紀州街道線				60					330			
自日本橋筋三丁目	大正一	1,649.60	6,777.33		60					330			
至美須町	昭和八		3,096.00										
自美須町	昭和八	3,096.00											
至關西	昭和五		3,096.00										
計		4,745.60	9,873.33		111					330			
一等大路第三類第十號線	難波住吉線				111					330			
自元	川町	7,113.99	6,777.33		111					330			
至元	川町	7,113.99	6,777.33										
自元	可橋	1,996.00			11								
至元	可橋	1,996.00											
計		9,109.99	6,777.33		122					330			
一等大路第三類第十一號線	大川町線				122					330			
自肥後橋南詰	昭和五	1,100.00											
至肥後橋南詰	昭和五	1,100.00											
計		1,100.00			122					330			

一等大路第三類第十二號線	長瀬線				11					11			
伯樂橋西詰取付道路	昭和十	6,600.00			11					11			
伯樂橋東詰取付道路	昭和十	6,600.00			11					11			
計		13,200.00			22					22			
一等大路第三類第十三號線	逢坂線				22					22			
自末吉	大正三	2,946.67	110,110.00		22					22			
至末吉	大正三	2,946.67	110,110.00										
自道交	昭和四	112.18	6,600.00		1					1			
至道交	昭和四	112.18	6,600.00										
自道終	昭和四	3,000.00			1					1			
至道終	昭和四	3,000.00											
自道桑津	昭和四	1,777.77			1					1			
至道桑津	昭和四	1,777.77											
計		8,826.62	116,720.00		27					27			
一等大路第三類第十四號線	天神橋西筋線				27					27			
自松屋町筋	昭和五	6,938.00			27					27			
至松屋町筋	昭和五	6,938.00											
自天王寺西門	昭和五	1,000.00			3					3			
至天王寺西門	昭和五	1,000.00											
計		7,938.00			30					30			
一等大路第三類第十五號線	北野線				30					30			
全線	昭和五	3,193.33	101,100.00		1					1			
一等大路第三類第十七號線	泉尾市岡線				1					1			
全線	昭和五	3,193.33	101,100.00										
第一章 用地取得及諸補償					1111					1111			

第一章 用地取得及諸補償

第一章

用地取得及諸補償

路線	起點	終點	補償種類	補償率	補償額	人員	最高	最低
西橋堀線	自肥	後遺	橋	100%	11,000.00	0人	1,000	1,000
	自肥	遺後	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自四	遺後	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自四	遺後	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自四	遺後	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
梅田九條線	自市	電口	橋	100%	11,000.00	0人	1,000	1,000
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00

第二章

一 民有地買得調査

路線	起點	終點	買得序數	金額	人員	最高	最低
御堂筋線	自梅	江橋	1	1,000.00	1人	1,000	1,000
	自梅	江橋	2	1,000.00	1人	1,000	1,000
	自梅	江橋	3	1,000.00	1人	1,000	1,000
	自梅	江橋	4	1,000.00	1人	1,000	1,000
	自梅	江橋	5	1,000.00	1人	1,000	1,000
	自梅	江橋	6	1,000.00	1人	1,000	1,000
	自梅	江橋	7	1,000.00	1人	1,000	1,000
	自梅	江橋	8	1,000.00	1人	1,000	1,000
	自梅	江橋	9	1,000.00	1人	1,000	1,000
	自梅	江橋	10	1,000.00	1人	1,000	1,000

第三表 道路用地取得明細表

路線	起點	終點	補償種類	補償率	補償額	人員	最高	最低
合	自肥	後遺	橋	100%	11,000.00	0人	1,000	1,000
	自肥	遺後	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自四	遺後	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自四	遺後	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自四	遺後	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	11,000.00	0人	1,000	1,000
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00
	自市	電口	橋	100%	0.00	0人	0.00	0.00

大阪奈良線	全	1,550,000	1,550,000	100	1,000	1,000
水崎町線	全	1,300,000	1,300,000	100	1,000	1,000
北上江町線	全	1,100,000	1,100,000	100	1,000	1,000
北安治川通線	全	1,000,000	1,000,000	100	1,000	1,000
計		4,950,000	4,950,000	400	4,000	4,000
江戶線十三線	自北安治川通線	110,000	110,000	10	1,000	1,000
	自田邊橋北詰	110,000	110,000	10	1,000	1,000
	計	220,000	220,000	20	2,000	2,000
九條市岡線	自本條田二番	70,000	70,000	7	1,000	1,000
	自九條高津	70,000	70,000	7	1,000	1,000
	計	140,000	140,000	14	2,000	2,000
平野町線	自櫻川中之島	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	自西川中之島	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	計	200,000	200,000	20	2,000	2,000

久寶寺町線	自三休橋筋	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	自三休橋筋	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	計	200,000	200,000	20	2,000	2,000
江玉遺線	自起點(千代橋西詰)	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	自市電櫻川中之島	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	自西橋	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	自西橋	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	計	400,000	400,000	40	4,000	4,000
	自法圓飯町	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	自法圓飯町	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	自法圓飯町	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	自法圓飯町	100,000	100,000	10	1,000	1,000
	計	400,000	400,000	40	4,000	4,000

三 休橋筋線

自起點(梅橋之木橋)至本	一、七五三、八九	一、三三〇、九六〇〇	五
自本至久實寺町	八三八、三三	五〇四、三六〇〇	五
自久實寺町至長堀寺町	七六、七六	三、九一、四七〇〇	三
計	三、三八、八九	二、六八、四八三、五一	一三八

富田屋橋筋線

飯江橋北詰東側至市電九條高津津線(榮町二丁目)至終	一、六、四五	五、三三、三五	一
計	三、三三、三五	三、七七、〇〇	二五

江戸堀西濱線

自起點(梅田九條線)至玉造橋(長堀線)	一、八三三、二七	四、六三、三三三	一〇二
自玉造橋南至日吉橋南詰	一、二〇、六三	三、八、三九、四五	七
自日吉橋南至江上橋一ツ南ノ辻	二、三三、〇〇	三、三、一八、〇、八七	四
自江上橋一ツ南ノ辻至終(黄旗橋)	三三、五〇	九、四三、一五	一
計	三、八〇、八〇	一、一、四五、四五、八九	一一六

合 計

御藏跡町筋線	三、八〇、八〇	一、〇〇、二九、四五	一一六
自堀屋町筋線	一、八三三、二七	一、〇〇、二九、四五	一一六
計	五、六四、〇七	二、〇〇、五八、九〇	二三二

二 國有地供用並取得調書

路線名	區 間	坪 數	補償金 種 別	供用年月日 數件	備 考
御堂筋線	自淀屋橋北詰至淡路町四丁目	三、七	無償供用	昭和七、四、三一	淀屋橋橋南詰東側用地

自淡路町四丁目至本町四丁目	四、三三、〇三	二七、〇六、六一	有償管理換	五、一、八一	津村別院境内地
自本町四丁目至南久寶寺町	六、七一、六六	三、九三、〇三	無償供用	三、一〇、三三	難波別院境内地
計	一、〇八、〇〇	三〇、九九、六四			

梅田九條線

自市電櫻川線至市電櫻川筋	三、七、〇〇	一三、九七、〇〇	(イ)無償管理換(ロ)有償拂下	七、三、九	(イ)元中央郵便局料金課敷地(三三坪二五)
自市電櫻川筋至筑前橋筋	二〇、三三	—	無償管理換	三、八、〇〇	(ロ)元土佐國郵便局敷地(五坪九)
自筑前橋筋至肥後橋南詰	七、三三	—	用途變更	四、六、二七	元江戸堀登記所敷地
自肥後橋南詰至渡邊橋北詰	三、〇、〇〇	—	無償管理換	五、七、一〇	元内務省大阪土木出張所敷地
計	一、六六、六六	一三、九七、〇〇			

松屋町筋線

自内本町二丁目至久寶寺町	一、九、七〇	—	用途變更	一〇、四、九	生國魂神社境内地
自市電九條高津津線至御藏跡町	一、二、七〇	一七、三五、〇〇	有償管理換	一、四、六、一	(イ)大連寺境内地(二〇坪九六、九三、四六)
自御藏跡町線至難波下寺町	七、八、〇〇	二、〇〇、〇〇	有償管理換	一、三、五、二六	(ロ)稱念寺境内地(四坪六)
計	一、一〇、四〇	一七、三三、〇〇			(イ)正覺寺境内地(二坪七〇)

城 南 線

自馬場宮東之町至森之宮東之町	七、一、〇〇	—	無償管理換	五、九、九	(イ)陸軍省所管(六五坪)
自城東線至終(大今里)	五、五、五	—	用途變更	五、七、二七	(ロ)同(五三坪)
計	一、二六、五五	—			

難波住吉線

自玉出本通線至終點(住吉公園)	七、四、七	—	用途變更	八、七、二七	元住吉公園用地
-----------------	-------	---	------	--------	---------

逢 坂 線

自松屋町筋線至天王寺西門	一、八、五、六	二、五、〇〇、〇〇	(イ)有償管理換(ロ)用途變更	一、四、二、一七 一、四、一、一七 一、五、七、九	(イ)天曉院境内地(六坪〇七、七三、四二五) (ロ)一心寺境内地(四坪〇七、七三、四二五) (ハ)西蓮寺境内地(四坪〇七、七三、四二五) (ニ)安井神社境内地(三三坪五八、一六、九、〇〇)
--------------	---------	-----------	-----------------	---------------------------------	---

第一章 用地取得及補償

1110

自天王寺西門 至終點(寺田町)	1,024.18	115,800.00	(イ)有償管理換 (ロ)〃	〃〃〃〃	(イ)光園寺境内地(五坪七〇) (ロ)四天王寺境内地(八坪五〇)
北野線 自角橋南詰	124.00	2,800.00	有償管理換	〃〃〃〃	大藏寺境内地
法興阪町線 自長堀南線	37.92	—	無償管理換	(イ)〃〃〃〃 (ロ)〃〃〃〃	(イ)陸軍省所管(五坪〇〇) (ロ)商工省所管(六坪九〇)
阿倍野線 自天王寺西門 至阿部野橋北詰	124.17	—	(イ)有償管理換 (ロ)用途變更	〃〃〃〃	(イ)尊宗寺境内地(五坪六三) (ロ)堀越神社境内地(四坪五五)
玉造野江線 自玉造之宮	100.82	—	〃〃〃〃	〃〃〃〃	(イ)藤森宮境内地(九坪七〇) (ロ)藤道省用地(七坪六〇)
天滿蒲生線 自空町二丁目 至淀川西岸	1,064.64	—	無償管理換	〃〃〃〃	元造幣局敷地
江戸堀十三線 自田安橋北詰 至北安治川通線	22.64	—	〃〃〃〃	〃〃〃〃	元醫科大學病院敷地
計	124.32	—	無償供用	〃〃〃〃	鐵道省所管
平野町線 自御堂筋橋 至三休橋筋線	206.92	—	無償供用	〃〃〃〃	元中央電話局敷地
計	101.77	2,810.00	(イ)無償管理換 (ロ)有償管理換	〃〃〃〃	(イ)上町登記所敷地(二坪七〇) (ロ)外二知事官舎敷地(三坪六〇)手續未了
久寶寺町線 自法圓阪町線 至終點(玉堀町)	84.33	—	無償管理換	〃〃〃〃	(イ)元歩兵八聯隊敷地(三坪五〇) (ロ)陸軍被服支廠敷地(二坪七〇) 期間自昭和九年(一九三四年)至同九年(一九三四年)
堀江玉造線 自松屋町筋線 至市電上本町線	354.18	3,500.00	有償管理換	(イ)〃〃〃〃 (ロ)〃〃〃〃	(イ)本行寺境内地(四坪五五) (ロ)長久寺境内地(三坪六六) (三)本昭寺境内地(三坪八〇)
計	1,010.32	14,630.00	(イ)有償管理換 (ロ)無償管理換	〃〃〃〃	(イ)傳長寺境内地(九坪五五) (ロ)騎兵聯隊跡地(六坪〇〇)

三 大阪府有地拂下讓受調査

御堂筋町線 自堺至松屋町筋線	111	—	用途變更	〃〃〃〃	大江神社境内地
合 計	1,514.62	27,930.00	—	—	—
路 線 名	區 間	拂下坪數	金 額	拂下許可年月日	備 考
御堂筋線	自大梅江橋田	70.00	8,110.00	(イ)昭和二、三、三 (ロ)〃〃〃〃 (ハ)〃〃〃〃	(イ)元會根橋警察署敷地(五坪七〇) (ロ)大江橋々々北詰用地(三坪七〇) (ハ)元會根橋警察署敷地(四坪五〇)
計	自淀屋橋北詰 至淡路町四丁目	111	11,100.00	昭和六、三、六	淀屋橋々々北詰用地
梅田九條線	自川口町(古橋筋) 至市電櫻川線	9.70	5,900.00	〃〃〃〃	崎吉橋々々西詰用地
計	自肥後橋南詰 至渡邊橋北詰	2.10	5,210.00	〃〃〃〃	肥後橋々々南詰用地(三坪六〇) 同 同北詰用地(三坪〇〇) 渡邊橋々々北詰用地(六坪六〇)
松屋町筋線	自起點(鳴尾町) 至天神橋南詰	111.70	2,700.00	〃〃〃〃	天神橋々々北詰用地(六坪八〇) 同 同南詰用地(三坪五〇)
同	自内平野町二丁目 至内本町二丁目	35.60	110,800.00	〃〃〃〃	元貿易館附屬商品陳列所敷地
計	自堂島大橋北詰 至市電櫻川橋筋	22.41	101,100.00	〃〃〃〃	堂島大橋々々北詰用地
堂島十三線	自大西橋	102.11	111,000.00	〃〃〃〃	元今宮中學校敷地
難波住吉線	自西橋	8.60	9,330.00	昭和五、六、七	元今宮職工學校敷地
計	自西橋	12.10	20,400.00	〃〃〃〃	—

第一章 用地取得及補償

1111

第一章 用地取得及諸補償

路線名	區	間	組替坪數	金額	件數	摘要
大川町線	自肥後橋	南詰	10,412	111,100.10	1	(イ) 泥屋橋橋南詰用地(七坪四)
長堀線	伯樂橋	橋南	1,796	11,319	1	(イ) 西國橋橋南詰用地(七坪四)
猪飼野線	自勝山通	四丁目	1,303	11,710	1	(イ) 同 西國橋橋南詰用地(七坪四)
天滿谷町線	天滿橋	橋南	1,375	11,101.00	1	(イ) 同 西國橋橋南詰用地(七坪四)
北安治川通線	自江戸堀	十三線	1,121	11,101.00	1	(イ) 同 西國橋橋南詰用地(七坪四)
江戸堀十三線	自筑前橋	北詰	1,300	11,101.00	1	(イ) 同 西國橋橋南詰用地(七坪四)
計	自田邊橋	北詰	1,375	11,101.00	1	(イ) 同 西國橋橋南詰用地(七坪四)
平野町線	自法圓	阪町	1,533	11,319	1	(イ) 同 西國橋橋南詰用地(七坪四)
關江玉通線	自起點	全代橋西詰	1,433	11,319	1	(イ) 同 西國橋橋南詰用地(七坪四)
計	自起點	全代橋西詰	1,433	11,319	1	(イ) 同 西國橋橋南詰用地(七坪四)
三体橋筋線	自起點	全代橋西詰	1,433	11,319	1	(イ) 同 西國橋橋南詰用地(七坪四)
玉江橋筋線	常安橋	橋南	1,100	11,101.00	1	(イ) 同 西國橋橋南詰用地(七坪四)
合計			10,412	111,100.10	1	(イ) 同 西國橋橋南詰用地(七坪四)

11111

四大阪市有地組替調書

路線名	區	間	組替坪數	金額	件數	摘要
御堂筋線	自梅田	江橋田	1,466	11,319	1	元電氣局所管(不用地及材料置場)
梅田九條線	自花	川町(橋吉橋西詰)	1,466	11,319	1	同
計	自花	川町(橋吉橋西詰)	1,466	11,319	1	同
西横堀線	自肥後	橋南	1,466	11,319	1	元土木部所管(現附道)
計	自肥後	橋南	1,466	11,319	1	元土木部所管(現附道)
堂島十三線	自堂島	大橋北詰	1,466	11,319	1	元電氣局所管(被服所敷地)
紀州街道線	自美	須可	1,466	11,319	1	元電氣局所管(天王寺運輸事務所及軌道敷)
難波住吉線	自南	本通野	1,466	11,319	1	元西成區役所敷地
長堀線	自本	町二丁目	1,466	11,319	1	元電氣局所管(軌道敷)
計	自本	町二丁目	1,466	11,319	1	元電氣局所管(換車場敷地)

第一章 用地取得及諸補償

第一章 用地取得及諸補償

路線名	區	間	取得土地 坪數	見積額	人員	提供土地 坪數	見積額	差金	摘要
北野線	自角	橋田南詰町	一、七六六・七八	三、三〇〇・〇〇	一	一、二六六・〇〇	二、〇三四・〇〇	八、〇三三・〇〇	元電氣局所管(監獄跡地)
阿部野線	自天	王寺西門	三二・八	一、一七五・一〇	一	一、一七五・一〇	一、一七五・一〇	〇	元土木部所管(天王寺公園用地)
北安治川通線	自點	津橋筋北詰	二、一五〇・一〇	四、九四三・〇〇	三	四、九四三・〇〇	四、九四三・〇〇	〇	元電氣局所管(倉合、工場、變電所敷地) 元産業部所管(公設市場敷地) 元土木部所管(井溝用地)
九條市岡線	自本	田二番町	一、三〇・〇	四、九七二・六六	一	一、三〇・〇	三、六七二・六六	一、三〇〇・〇〇	元教育部所管(小學校用地)
堀江玉造線	自堺	屋町筋	四七・三	一、五〇〇・〇〇	一	四七・三	一、五〇〇・〇〇	〇	同
三休橋筋線	自起	點(將權之木橋)	一三・〇	〇、〇〇〇・〇〇	一	一三・〇	〇、〇〇〇・〇〇	〇	同
計	自久	寶寺町	三三・六	一、一七五・六〇	一	三三・六	一、一七五・六〇	〇	同
計	自久	寶寺町	三三・六	一、一七五・六〇	一	三三・六	一、一七五・六〇	〇	元電氣局所管
計	自長	寶寺町	三三・六	一、一七五・六〇	一	三三・六	一、一七五・六〇	〇	元電氣局所管
富田尾橋筋線	自市	電九條高津線	四・〇	〇、〇〇〇・〇〇	一	四・〇	〇、〇〇〇・〇〇	〇	元水道部所管
合 計	至終	點(榮町二丁目)	一、二二二・三三	一、二二二・三三	一	一、二二二・三三	一、二二二・三三	〇	元水道部所管

五 土地收用調査

路線名	區	間	收用坪數	補償金	執行年月日	人員	摘要
西橋筋線	自肥	遺後橋	五九・八	二九、九三三・〇〇	大正二、四、七	一	
梅田九條線	自梅	橋交又田點	四・〇	三九、〇〇〇・〇〇		一	

路線名	區	間	取得土地 坪數	見積額	人員	提供土地 坪數	見積額	差金	摘要
果尾市岡線	自大	正通四丁目	四、七五	五、一〇〇・〇〇	一	四、七五	五、一〇〇・〇〇	〇	昭和二、八、八
春日出傳法線	自四	貫島大通三丁目	一〇・〇	一、六六六・〇〇	一	一〇・〇	一、六六六・〇〇	〇	
天満蒲生線	自城	東貨物線	三三・一	三、〇〇〇・〇〇	一	三三・一	三、〇〇〇・〇〇	〇	
北安治川通線	自江	戸橋十三線	三三・八	三、〇〇〇・〇〇	一	三三・八	三、〇〇〇・〇〇	〇	
平野町線	自松	屋町筋	三三・〇	一、〇〇〇・〇〇	一	三三・〇	一、〇〇〇・〇〇	〇	補償金供託、訴訟中
江戶堀西濱線	自起	點(梅田九條線) 至玉造橋(長堀線)	一、六六六・〇〇	〇、〇〇〇・〇〇	一	一、六六六・〇〇	〇、〇〇〇・〇〇	〇	
合 計			一、二二二・三三	一、二二二・三三	一	一、二二二・三三	一、二二二・三三	〇	

(備考) 本書中左側ノ数字ハ殘地收用ヲ表ハス

六 土地交換取得調査

路線名	區	間	取得土地 坪數	見積額	人員	提供土地 坪數	見積額	差金	摘要
御堂筋線	自南	久寶寺町	三三・〇	九、九三三・〇〇	一	三三・〇	九、九三三・〇〇	〇	大阪市蔵入
梅田九條線	自梅	橋交又田點	三三・〇	三、〇〇〇・〇〇	一	三三・〇	三、〇〇〇・〇〇	〇	大阪市蔵入
梅田十三線	自小	深町	九七・二	一、三三三・六六	一	九七・二	一、三三三・六六	〇	大阪市蔵出
北安治川通線	自江	戸橋十三線	一〇一・〇	一、三三三・六六	一	一〇一・〇	一、三三三・六六	〇	大阪市蔵出 (梅田十三線用地費ヨリ支出)
天満蒲生線	自城	東貨物線	三三・一	三、〇〇〇・〇〇	一	三三・一	三、〇〇〇・〇〇	〇	大阪市蔵出
合 計			一、二二二・三三	一、二二二・三三	一	一、二二二・三三	一、二二二・三三	〇	

合 計

一、三三〇・五五 三、三三〇・五五 九、八八八・九三 一、七〇〇・〇〇 一、六〇〇・〇〇 差金差引ニ因ル純貸出額 (外ニ不貸入ニ面ヘテリ)

(備考) 本表中左側ノ數字ハ種地面積ヲ表ハス

七 土地寄附收受調書

路線名	區 間	坪 數	見積價格	人員	備 考
鶴 橋 線	自 城 今 東 里 町 線	一、九一〇・〇〇	一	一人	大東土地株式會社(大正二四、七九日移轉登記)
長 堀 線	自 中 道 桑 津 線 至 終 點 (大 今 里)	四、五三三	四、二七六・六六	一	大東土地株式會社
泉 尾 縦 貫 線	自 北 泉 尾 三 丁 目 至 新 千 歲 町	一三、〇七〇・〇	一、二九九・六六・五五	三	泉尾土地株式會社(昭和四、九二日移轉登記) 和久新三郎(同 四、九二日) 千島土地株式會社(同 四、二二六日)
江 戶 堀 十 三 線	自 市 電 福 島 線 至 東 海 道 本 線	一三、九六	二、五五六・四四	一	大西 直 孝(同 三、七、四日)
合 計		四、〇〇六・五五			

第六節 路幅整理

路幅整理は市區改正設計の「第六」中に決定され、之に依つて本事業を都市計畫として實施のことに豫定し、大正十年三月第一次都市計畫事業の決定に際しその「第三」中に於て約六萬七千坪を執行の事となつた。爾來之が實施の結果竣功實績は約五萬五百坪であるが、之を以つて所定の地域に對する實施豫定は殆ど完了したことになる。曩にも述べた如く、街路新設擴張等と異り、道路境域内に屬する土地に軒先懸出と稱して建物により道

路敷を占用せるものに對し、之が撤退を行はしめたもので、本市民間に「軒切り」の通稱を生んだのは本事業である。第一次都市計畫事業によつて執行のこととなるまでは、一般土木事業として逐年些少宛を實施しつつあつたものである。
(第一編第三章九八頁參照)

本市の中心部、即ち明治二十二年市制實施と共に、東、西、南及び北の四區を以て市域と定めた區域内では、道路は一定の幅員を以つて劃定せられたものである。然し乍ら、明治以前、即ち車馬交通の未だ閑散であつた時代に於ては、通行人の來往に支障無き限り家屋の軒先を道路上に掛出すことが許され、之が所謂「軒下大道」の流行を爲した。舊幕時代に於て町奉行は之が取締に付き種々努力したがその實績舉らず、明治に入るに及んで大阪府は達を以て家屋改築の際に於て道路境界線迄撤退せしむべき事を布令した。明治九年六月市街地租改正に伴つて現地丈量を決定、はじめて現行の縮尺三百分一民有地圖の制定を見た。現時六尺を以て一間とする定めは此の時の決定であつて、従前は六尺五寸を以て一間としてゐたものである。此の丈量圖によつて道路幅員を調査するに次の如くであつた。



路幅整理前の街路(炭屋町)

船場、島之内方面	東西通り四間三分	南北筋三間二分	(但シ濱通り四間三分)
東區上町方面	橋通り	東西通り	
南區	濱通り	南北筋	共ニ三間三分
西區方面	濱通り	四間三分	

北區天満方面道ニ(元南區)難波新地方面ハ大體東西南北共ニ三間三分ナルモ、一間乃至二間五分ノモノモ介在セリ。

(参考) 明治四年三月四日大阪府達

市中道路境界之義ハ兼テ御定期有之且開化ニ隨ヒ馬車等遂々相開可申處自儘ニ境界ヲ侵シ建家出店等數々道路ノ妨ニ相成不都合ノ場合數々有之候ニ付キ取毀可申付ニ候得共忽難澁可致候間在來ノ分ハ先ヅ其儘差置キ向後燒失跡並ニ新規建家等ノ節ハ水帳ヲ引合セ雨落ヨリ雨落迄ノ間數々見分ノ上改正致候尤モ町狭ノ場所ニヨリ候テハ買土地致シ相應ノ町幅ニ取拓可申ニ付此旨兼テ相心得置可申事

但シ在來ノ建物懸出ト雖モ忽チ差支相成候分ハ此度見分ノ上取除申付候事

此處に於いて、建物其の他道路境界線を侵して占用せるものに對し、明治三十一年六月十四日大阪市告示により一等一坪當り年六圓(大正九年六月十二圓ニ改訂)から五等一圓五十錢(同三圓ニ改訂)までの特別税、坪數割を賦課することとなつた。然し、之は却つて舊道路幅員回收上好ましからぬものとなつたので、大阪府は大正六年以來之等道路の整理に積極的に着手することとした。當初の事業案を掲記すれば次の通りである。

(註) 特別税坪數割ハ昭和十五年地方税制改正ニ伴ヒ廢止シ、同年四月一日以降ハ道路占用料トシテ處理ス

議案第四十三號 道路整理ニ關スル件

舊市街地ニ屬スル道路敷地上ノ建造物ハ其ノ所有者ニ對シ本市ノ移轉費用見積額ノ二分ノ一ヲ補給シ之ヲ撤却セシメ既定ノ幅

員ニ擴張スルモノトシ大正六年度ニ於テハ左記ノ個所ヲ施行シ爾後毎年度財政ノ許ス範圍内ニ於テ交通ノ繁閑ヲ斟酌シ漸次之ヲ遂行スルモノトス

左記

- 一 西區江之子島西之町大涉橋東詰ヨリ立賣堀北通六丁目十二番地ニ至ル
- 一 東區農人橋詰町農人橋東詰北
- 一 東區内本町橋詰町
- 一 東區農人橋二丁目骨屋町筋北へ入ル
- 一 東區横堀六丁目助右衛門橋東詰東へ入ル
- 一 西區立賣堀南通二丁目阿波橋南詰東西
- 一 西區立賣堀南通二丁目樋橋南詰西
- 一 西區立賣堀南通五丁目穴喰屋橋南詰西

大正六年二月 日提出

大阪市長 池 上 四 郎

説明

舊市街地ニ屬スル道路上建造物ハ七萬五千九百九十八坪(東區二萬二千五百五十一坪、西區二萬六千三百七十四坪、南區一萬三千三百三十三坪、北區一萬三千三百四十坪、大正五年六月末日調)ノ多キヲ算スルニ一年々家屋ノ改築ニ因リ其ノ撤去セラルル面積ハ甚ダ僅少(自大正二年七月一日至同五年六月末日三箇年間平均一箇年一千五百一坪五合)ニシテ運輸交通日々頻繁ヲ加フル現況ニ於テ之ヲ自然ノ撤却ニ委スルハ策ノ得タルモノニ非サルヲ以テ相當ノ補給金ヲ交附シテ家屋ヲ改築セシメ緩急序ヲ趁ヒ逐次之レカ整理ヲ圖ラムトス是レ本案ヲ提出シタル所以ナリ

斯くして大正十年度に至るや、第一次都市計畫事業の決定にあたりなほ實施未了の約六萬七千坪の整理を一氣に解決すべく本事業中に計上したのである。曩にも述べた如く、本

事業は舊道路敷の回復であるから、「切取り」部分の明示と、建物に對する移轉費用見積額二分の一の補償、路幅整理に伴ふ各社の街角剪除の用地買収並びに復舊道路面の鋪装工事が主たる事業であつた。

路幅整理事業實施經過

自大正十年度	路幅整理事業(繰越事業ト稱スル分)	二九、九〇六坪一	一、八七一、九九三圓
自大正十一年度	同	二〇、六二五坪二九	一、二九三、六一三圓
自大正十二年度	同	二〇、六二五坪二九	一、二九三、六一三圓
自大正十三年度	同	二〇、六二五坪二九	一、二九三、六一三圓
自大正十四年度	同	二〇、六二五坪二九	一、二九三、六一三圓
自大正十五年度	同	二〇、六二五坪二九	一、二九三、六一三圓
自大正十六年度	同	二〇、六二五坪二九	一、二九三、六一三圓
合 計		五〇、五三一坪四〇	三、一六五、六〇六圓

大正十年本事業着手當時ヨリノ實施面積ハ五萬五千三百一十一坪ニシテ、ソノ整理費ハ凡ソ三百十六萬圓ニ上ルモ、更正第一次都市計畫事業(繰越事業ト稱スル分)ニ於テ實施シタルハソノ中約二萬坪、整理費百二十九萬餘圓ノモノナリ(本編第一章第一節概説及ビ第三編第二章第三節收支決算、昭和十五年迄ノ路幅整理費参照)

着手當初から現在までの實施成績は次表の通りである。

第一次都市計畫事業路幅整理實績調書

施行年度	路 線 名	施行面積	備 考
大正十年度	東區東横堀西岸線外一七路線	三七九・四七	
大正十一年度	東區北久實寺町線外二七路線	八、一六四・八五	
大正十二年度	東區備後町線外三九路線	六、六六七・七七	
大正十三年度	東區御秋筋線外五八路線	八、一〇〇・一八	
大正十四年度	東區兩替町線外六七路線	九、一八九・七八	
合 計		五〇、五三一坪四〇	繰越 三、七六八・七一 繰越 五、四二一・〇七

大正十五(昭和)年度

東區浮世小路線外二七路線
(以下 殘事業實施)

繰越 二、八二五・一三
繰越 三、三七一・八三

昭和二年度	〃	六、一九六・九六	
昭和三年度	〃	四、六〇二・五三	
昭和四年度	〃	二、一五三・九七	
昭和五年度	〃	一、二一一・一一	
昭和六年度	〃	六、二三〇・〇〇	
昭和七年度	〃	六、三八一・五	
昭和八年度	〃	三、四一・五六	
昭和九年度	〃	二、一八・九八	
昭和十年度	〃	二、三八・五四	
昭和十一年度	〃	二、二五・九四	
昭和十二年度	〃	三、三〇・〇〇	
昭和十三年度	〃	二、五三・九七	
昭和十四年度	〃	二、四八・〇二	
昭和十五年度	〃	五三・〇〇	
昭和十六年度	〃	二、五五・二六	
合 計		四、三八・三六	
合 計		五〇、五三一・四〇	

十六年度施行豫定
繰越事業及繰越事業ニ付テハ
經理篇第一章参照

第二章 道路工事

第一節 街路新設及び擴築

第一項 設計及び施工

街路新設及び擴築は第一次都市計畫事業の骨子であつて、總經費の八割は之がために投ぜられてゐる。此の事業は、大正十年決定當時にあつては、二十五路線を目途とし、先づ城南線及び紀州街道線等から用地買収及び道路工事を進めつゝあつた。偶々關東地方の大震災があり、第一回の更正以降は四十二路線を以て事業を繼續したのである。然るに、爾後更に二回の更正があり、結局本事業は御堂筋線他三十八路線として完結することとなつたことは第一編所載の通りである。本工事に附隨して改築又は新設せられた橋梁は名吳橋其他合計凡そ七十橋あり、之は便宜上次章橋梁工事の部に於て一括掲記する。本街路の經過地、幅員、工事費並びに事業執行繼續年等は別項の如く内閣の認可を受けたものであつて、街路の構造に關しては「街路構造令」、「道路構造令」、「道路構造に關する細則」、「鋼道路橋設計示方書等」に従ひ設計を進めたものである。幅員は街路構造令に定むるところの二等大路以上のものであつて、その代表的なものを擧ぐれば次の通りである。

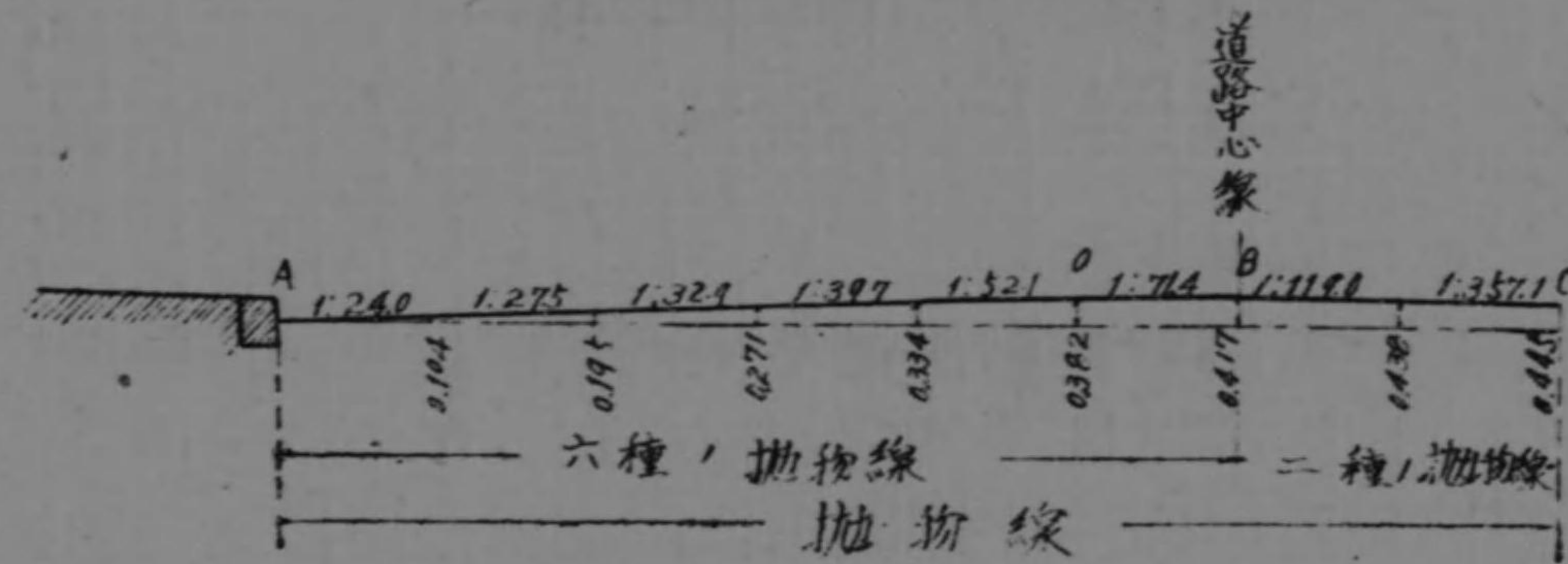
新設擴築街路幅員一覽

街路等級	街路幅員	車道幅員	歩道幅員	附帶構造物	實施路線例
第一等	二四	一八・〇	片側各一八・〇	片側各七・〇	御堂筋線 自大阪急江橋前
第二等	二二	一六・〇	片側各一六・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋
第三等	二〇	一四・〇	片側各一四・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋
第四等	一八	一二・〇	片側各一二・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋
第五等	一六	一〇・〇	片側各一〇・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋
第六等	一五	九・〇	片側各九・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋
第七等	一三	八・〇	片側各八・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋
第八等	一二	七・〇	片側各七・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋
第九等	一一	六・〇	片側各六・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋
第十等	一〇	五・〇	片側各五・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋
第十一等	九	四・〇	片側各四・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋
第十二等	八	三・〇	片側各三・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋
第十三等	七	二・〇	片側各二・〇	片側各七・〇	自長瀬川橋

一 街路横斷形並びに縦斷形

街路の横斷勾配は路面排水の目的を以て鋪裝種別に應じ適宜決定する方針であつた。而して、はじめの頃は、車道にあつては概ね三十六分の一の拋物線としてゐたが、次第に車輻交通の頻繁を加へるに至つたのと、他方鋪裝技術の進歩によつて之を緩ならしむるも排

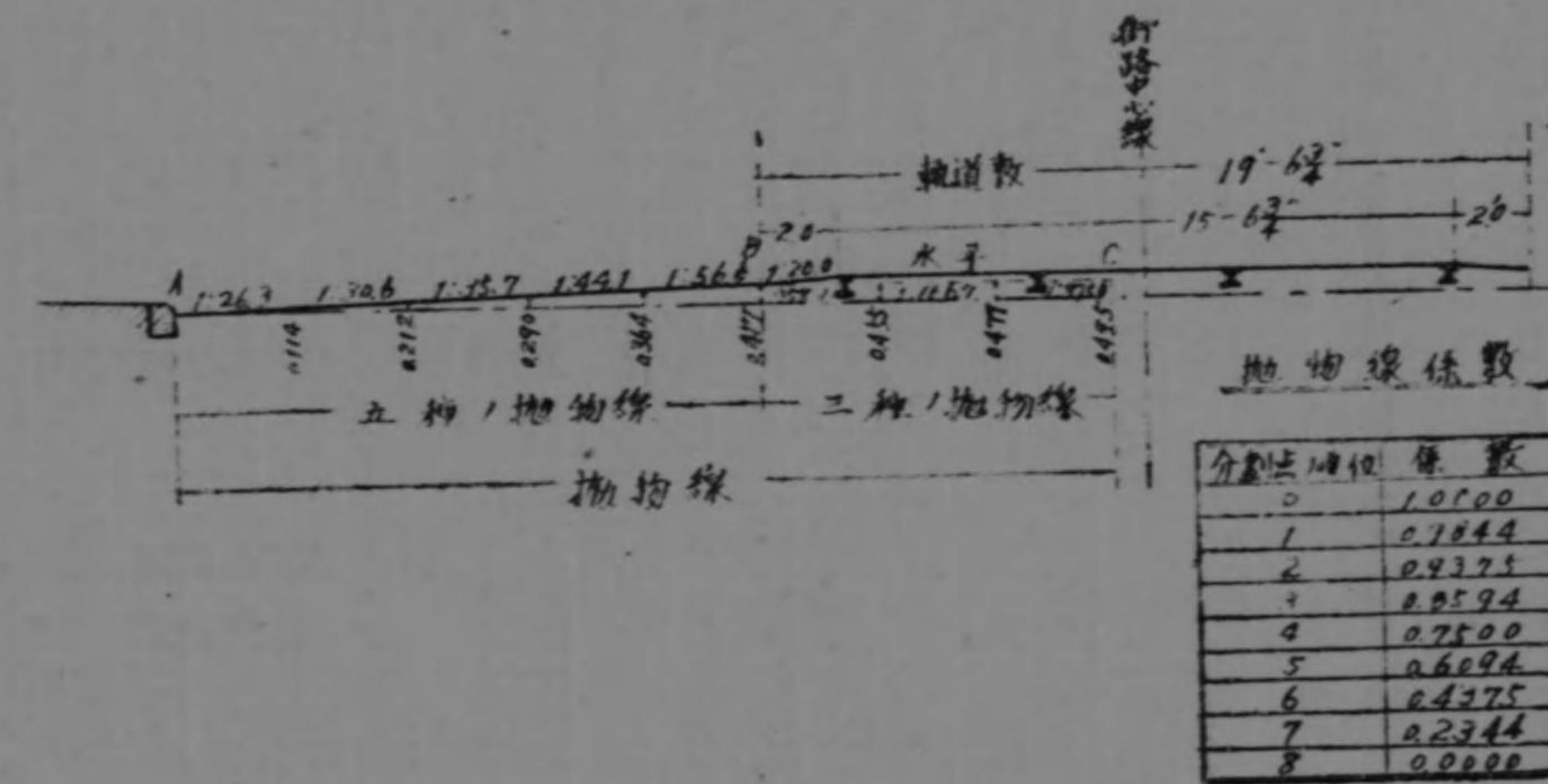
無軌道街路車道面横断面



(II) 無軌道街路

- 1 街路面ハ中央部ヲ除クノ外總テ拋物線ノ一部ヲ採ルモノトス
- 2 B = 於ル Crown ハ所定ノ横斷勾配 = 依リ幅員 AB (車道幅員ノ二分之一) 間 = 就テ算出セルモノトス但シ鋪裝ノ種類 = ヨリ特 = 側溝ヲ設置スル場合ハ其ノ幅員ヲ減ジタルモノヲ以テ AB トス
- 3 拋物曲線ハ AB 間ノ幅員ヲ三分ノ四倍シ其ノ全長ヲ AC トシ、前項 = ヨリ算出セル B 點ノ Crown ヲ拋物線係數 0.9375 = テ除シ C = 於ケル Crown ヲ算出シ、之 = 拋物線係數ヲ乘ジ AB 間 = 於ケル各分劃點ノ Crown ヲ定ムルモノトス
- 4 街路面中央部 (OB) ハ O 點及ビ其ノ對稱點ノ Crown ト前掲 B 點ノ Crown ヨリ特 = 4.5 耗ヲ減ジタル頂點トノ三點ヲ通過スル圓曲線ヲ以テ構成スルモノトス
- 5 排水上操作 = 關シテハ總テ有軌道街路ノ場合ノ第四項 = 準ズルモノトス

有軌道街路車道面横断面

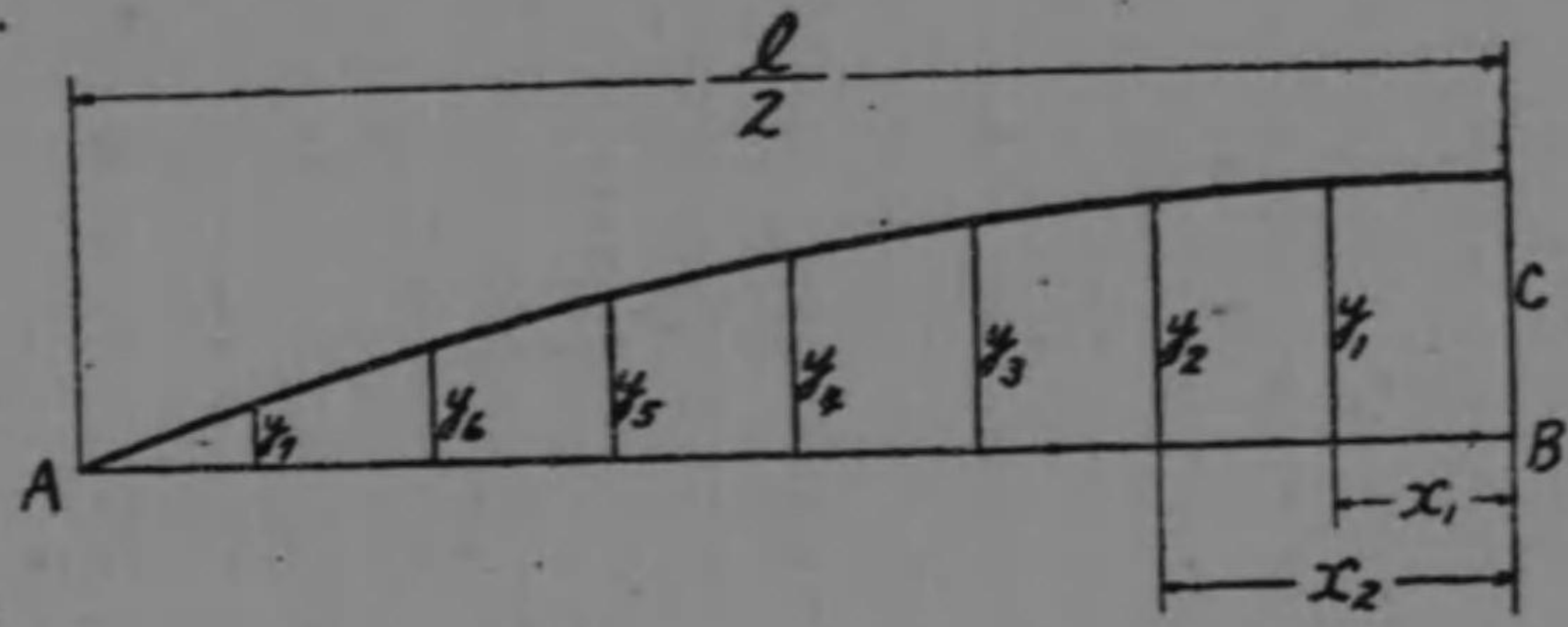


分劃點位	係數
0	1.0000
1	0.7844
2	0.4375
3	0.0524
4	0.2500
5	0.6624
6	1.1775
7	1.7844
8	2.4800

(I) 有軌道街路

- 1 街路面ハ拋物線ノ一部ヲ採ルモノトス
- 2 B = 於ケル Crown ハ所定ノ横斷勾配 = 依リ AB 間 = 就テ求メ而シテコノ數値 = 3 種ヲ加ヘタル高サヲ軌道施工面トス但シ鋪裝ノ種類 = ヨリ特 = 側溝ヲ設置シタル場合ハ其ノ幅員ヲ減ジタルモノヲ以テ AB トス
- 3 拋物曲線ハ AB 間ノ幅員ヲ五分ノ八倍シ其ノ全長ヲ AC トシ B = 於ケル Crown ヲ拋物線係數 0.8594 = テ除シ、C = 於ケル Crown ヲ算出シ之 = 所定ノ拋物線係數ヲ乘ジ AB 間 = 於ケル各分劃點ノ Crown ヲ定ムルモノトス
- 4 車道路面ハ前項拋物線中 AB 間 = 屬スル部分トシ、特 = 側溝ヲ設置スル場合ヲ除キ A 點 = 於テ 4.5 耗乃至 6 耗ヲ低下シ、縁石近接部ノ傾斜ヲ急ニシ排水 = 便ナラシム但シ縱斷排水上 Catch basin = 向ヒ漸次 A 點ノ低下セル區間 = アリテハコノ種低下ノ必要ナキモノトス。

〔双曲線使用の場合〕



l = 車道幅員
 C = 所定、横断勾配 = ヨリ幅員 AB (車道幅員) 二分、
 間 = 於て算出セルモノ

$$y_1 = C \left\{ 1 - \frac{1}{16} \left(-7 + \sqrt{49 + 1920 \times \frac{x_1^2}{l^2}} \right) \right\}$$

$$y_2 = C \left\{ 1 - \frac{1}{16} \left(-7 + \sqrt{49 + 1920 \times \frac{x_2^2}{l^2}} \right) \right\}$$

以下之ニ準ス

街路の縦断勾配は特殊の個所を除く他三十分の一より緩なるものとして車輛交通に備へた。新設街路に於ては比較的自由に勾配を選定することが出来たが、家の稠密した舊街路を擴張する場合にあつては、沿道の状況により勾配の決定に相當の困難を感ずる場合が多かつた。殊に舊市内を東西に通ずる路線の内、上

水に遺憾なきことゝなつたので、次第に五十分の一度とすることゝなつたのである。横断曲線は昭和十年頃からは双曲線を使用してゐる。歩道にあつては、家の前面から歩車道境界に向つて四十分の一乃至六十分の一程度の直線勾配を採用してゐる。なほ、歩道車道の境界に於ては標準十五種の高差を附し車輛及び歩行者の交通を分離して交通の安全を期してゐる。

縦断形設置法

勾配	LEVEL	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400	2500	2600	2700	2800	2900	3000	3100	3200	3300	3400	3500	3600	3700	3800	3900	4000	4100	4200	4300	4400	4500	4600	4700	4800	4900	5000	
1/10	1700	1700	1710	1720	1730	1740	1750	1760	1770	1780	1790	1800	1810	1820	1830	1840	1850	1860	1870	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000				
1/20	1700	1700	1705	1710	1715	1720	1725	1730	1735	1740	1745	1750	1755	1760	1765	1770	1775	1780	1785	1790	1795	1800	1805	1810	1815	1820	1825	1830	1835	1840	1845	1850	1855	1860		
1/40	1700	1700	1700	1702	1704	1706	1708	1710	1712	1714	1716	1718	1720	1722	1724	1726	1728	1730	1732	1734	1736	1738	1740	1742	1744	1746	1748	1750	1752	1754	1756	1758	1760	1762	1764	
1/60	1700	1700	1700	1700	1701	1702	1703	1704	1705	1706	1707	1708	1709	1710	1711	1712	1713	1714	1715	1716	1717	1718	1719	1720	1721	1722	1723	1724	1725	1726	1727	1728	1729	1730	1731	1732
1/80	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1701	1701	1702	1702	1703	1703	1704	1704	1705	1705	1706	1706	1707	1707	1708	1708	1709	1709	1710	1710	1711	1711	1712	1712	1713
1/100	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700

町方面の高臺地に至るものは、地形上二十分の一乃至二十五分の一の急勾配をも採用せざるを得なかつた箇所がある。低地域に於ける橋梁の取付部分に於ても相當の急勾配を採用してゐるが、これは航行船舶に必要な橋梁の桁下高を保たしめるためには避け得なかつたのである。勾配變更點には車輛の衝撃を緩和する目的を以て緩和曲線を挿入した。

二 街路計畫高

市街地に於ける街路縦斷計畫は直接間接に沿道宅地並びに家屋に影響する所が大であり、特に本市の如き大商業地にして主として沿線に商店、工場等が軒を並べてゐる地方では、その計畫高の決定は最も慎重を要し、街路設計上に於ける基本的重要な事項に屬する。従つて計畫高の決定に當つては、街路築造後に於ける兩側沿道の利用價値を充分に發揮せしめる様考慮することが根本方針となつてゐる。街路新設擴張にして、街路の全幅員に亘つて物件の移轉を伴ふ場合、若くは在來道路の兩側の物件移轉を伴ふ場合には、街路築造に伴ひ、大體路線沿ひに家屋が新築又は改築せられるから、街路兩側に於ける現在地盤高を尊重の上比較的容易に計畫高を決定し得る。しかし、在來道路を含み路線片側のみの擴張移轉に止まる如き場合に於ては、反對側在來家屋はその儘殘留するを常とするから、之等家屋の街路築造後に於ける利用に遺憾なき様配慮する必要がある。

叙上が街路新設擴張に際しての計畫高決定の方針となつてゐた。しかるに、昭和九年に至り關西地方の大風水害があり、本市に於ても低地區に於て下水施設の不完備と河川の氾



在來道路の掘方（城南線）

濫等から相當甚大な浸水被害を蒙つた爲に、之が對策として低地區に於ける建築物の敷地地盤面高及び都市計畫道路の計畫高に一定の最低基準を設置することとした。之によれば、原則としてO.P.上三メートル以上とすることになつてゐる。然し乍ら、この基準によつて計畫高を決定する場合、低地區に於ては計畫高の嵩上に因り在來地盤との間に相當の高低差を生じ沿道宅地の利用を阻害することがある。之は過去を顧み將來に備へる大局的見地からすれば眞に止むを得ない所であるが、斯かる箇所には必ずしも原則的基準に拘泥せず計畫高を多少緩和することもあり、また、街路築造に當り擁壁、階段等を設置するなど技術的配慮により沿道家屋の利用にならざるべく支障を來さない様留意してゐる。

(O.P.は大阪に於ける水準基準高である)

計畫高の決定には以上の外、橋梁、横斷踏切等の取付として、又は跨道橋下の桁下高等の條件により高さが自然制限される場合も往々ある。

三 舗装の種類

本市の舗装道路は大正初期までは殆んど見るべきものがなかった。第一次都市計畫事業着手と共に次第にその面積を加へ、昭和十六年三月末日に於ては六百九十萬平方メートル、即ち市内道路面積の約四割五分に達することとなつた。その内譯は、主要なものとしてはアスファルト系が全舗装の四割六分を占め、次いでセメント系のもが同じく三割である。此の舗装は獨り都市計畫事業のみならず、別途事業たる失業應急土木事業、街路改良事業、一般土木事業による舗装工事等によつてもその面積を加へてゐるわけであるが、就中本市計畫事業によるものは市中心部に於ける幹線街路を爲してゐる關係上、面積の上にも、また施工の規模からも最も重要な部門を占めてゐるわけである。なほ本都市計畫事業に於ける道路舗装工事としては、街路新設擴張事業に屬するものと、路面舗装事業に屬するものゝ二種があるが、本項に於ては専ら前者に屬するものについて之を掲記し、後者については第二節に於て述べることにした。

車道舗装としては大正十二年二月着工の大阪奈良線、法圓阪町線及び城南線にアスファルトコンクリートを舗装したのを嚆矢とする。當時東京市に於て施工されてゐた木塊舗装を同年九月着工の紀州街道線に採用したところ、本舗装は材料の入手が容易であり、耐久力強く、又舗装面の美麗なる等の點から至極好評であつた爲、その後數年間は相當廣く採用された。然し大正十二年の關東震火災に際し本舗装の缺點が痛感せられるに至つたのと、

木材の不足、價格の騰貴等のため、昭和五年頃以降は殆んど之を使用してゐない。本舗装に代るべきものとして煉瓦舗装も相當に採用されたが、値段の高價、目地の破等損の欠點から、之も昭和五年頃迄採用されたに過ぎず、たゞ側溝舗装のため近年まで多少は採用されてゐる。

アスファルト系舗装は前記の如く大正十二年はじめて舗装されたが、大正十三年本市が直營のアスファルトプラントを建設するに及びシートアスファルト舗装を最も多方面に採用することゝなつた。然し昭和十二年支那事變の勃發以來アスファルト及びその熔解燃料に入手困難を生じ、本舗装を制限するの止むなきに至り、代つてセメントコンクリート舗装を施行することゝなつた。同年以前に於てセメントコンクリート舗装が比較的少いのは、本道路工事が多く請負工事として施行された關係上、その施工法の不完全なるを惧れたからである。右の他に採用された舗装の種類は極めて少部分であるからこゝには省略する。歩道舗装は大部分コンクリートタイルである。これについては第二節に述べる通りであるが、近年に於ては幅員狭少なる路線には經費節減のためセメントコンクリート舗装を施工してゐる。以下に掲記する舗装の種類は専ら街路新設擴張工事に屬するものゝみである。本事業街路に採用した舗装實例をその代表的街路につき表記すれば次の通りである。

車道舗装ノ場合

舗装種別	實施街路	區
二層式シートアスファルト	御堂筋線	淀屋橋
一層式シートアスファルト	梅田九條線	波邊橋
アスファルトコンクリート	城南線	谷町三丁目
アスファルトブロック	平野町線	馬場町
二層式セメントコンクリート	城南線	馬場町交差點
一層式セメントコンクリート	堂島十三線	梅田傳法線
瀝青乳劑	難波住吉線	梅南
瀝青	梅田十三線	中津南通
瀝青	大阪奈良線	寺田
瀝青	平野町線	松屋町
瀝青	江戶堀十三線	北安治川線
瀝青	西横堀線	肥後橋南詰
瀝青	鶴橋線	東高津南

歩道舗装ノ場合

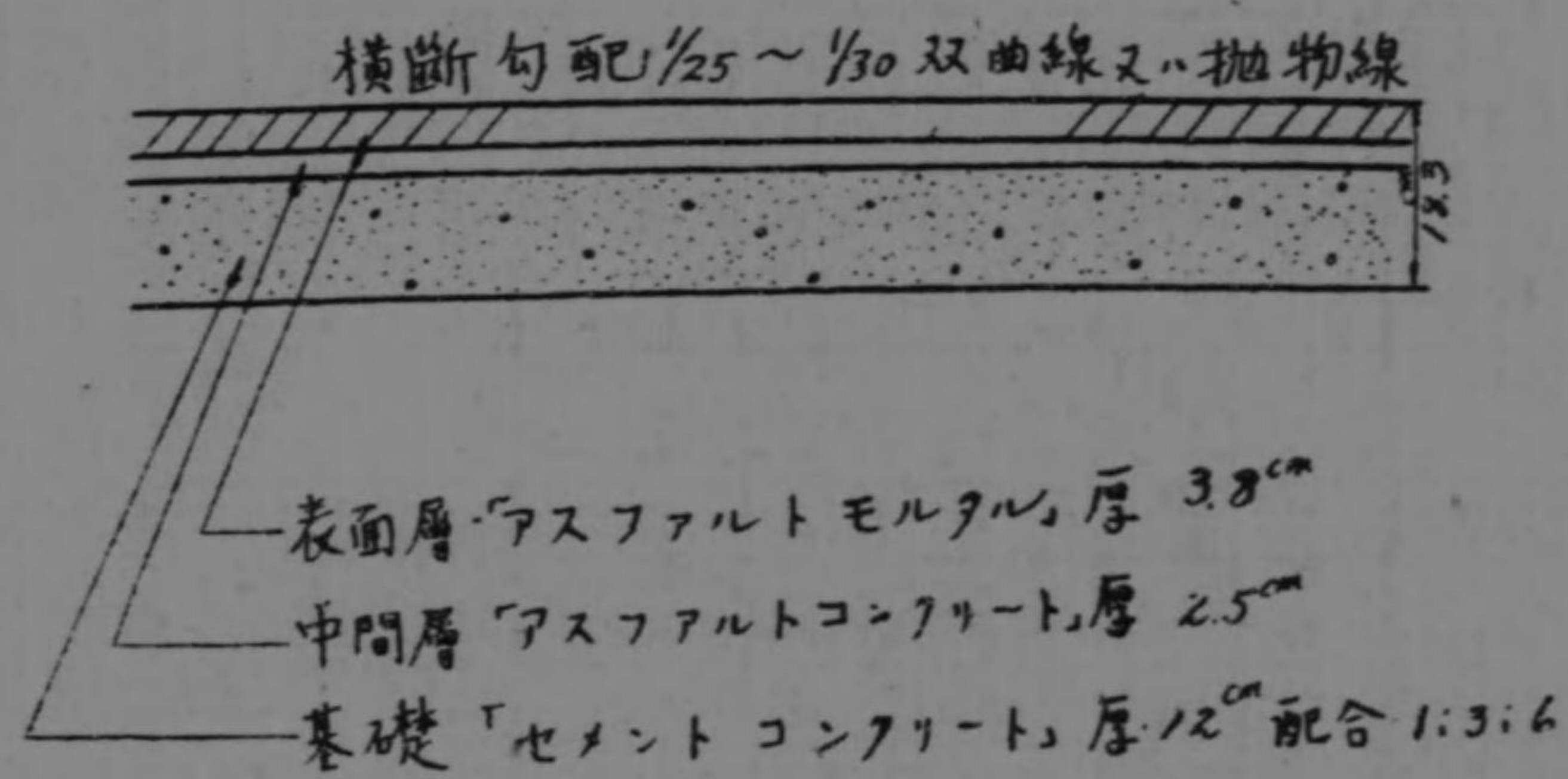
アスファルトブロック
瀝青乳劑
セメントコンクリート
セメントコンクリート

堂島十三線
天滿蒲生線
鶴橋
久寶寺町線
富田屋橋筋線

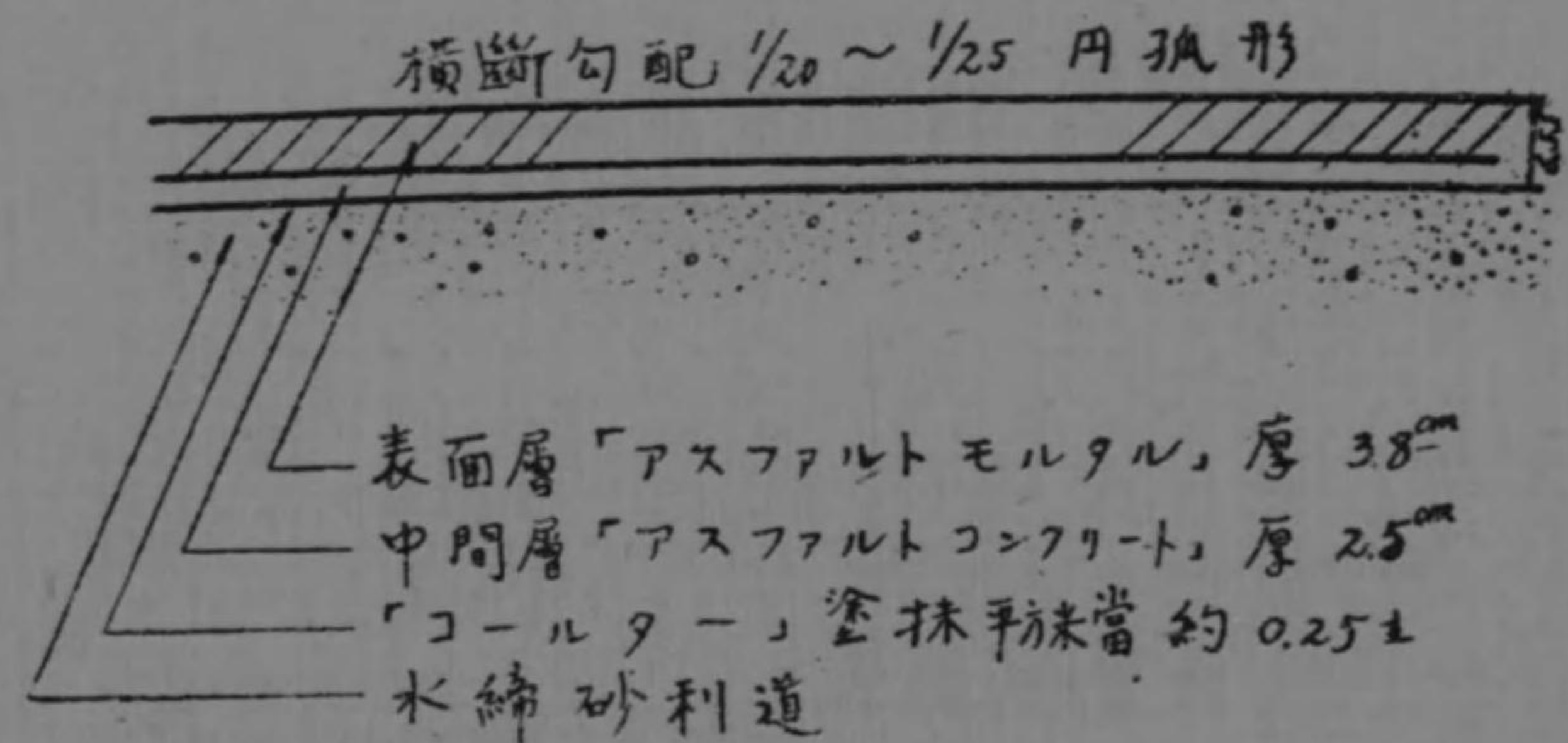
大仁本町三丁目
東野田町六丁目
上本町一丁目
全線

舗装断面圖

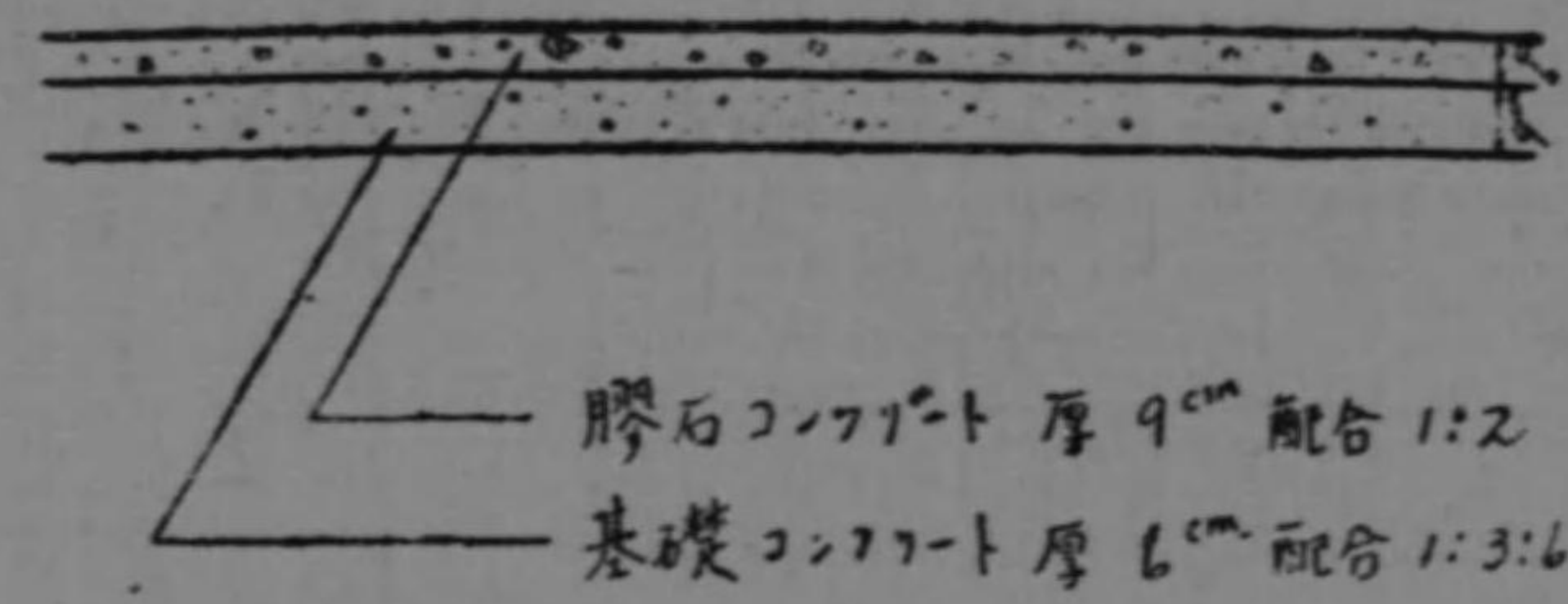
シートアスファルト舗装



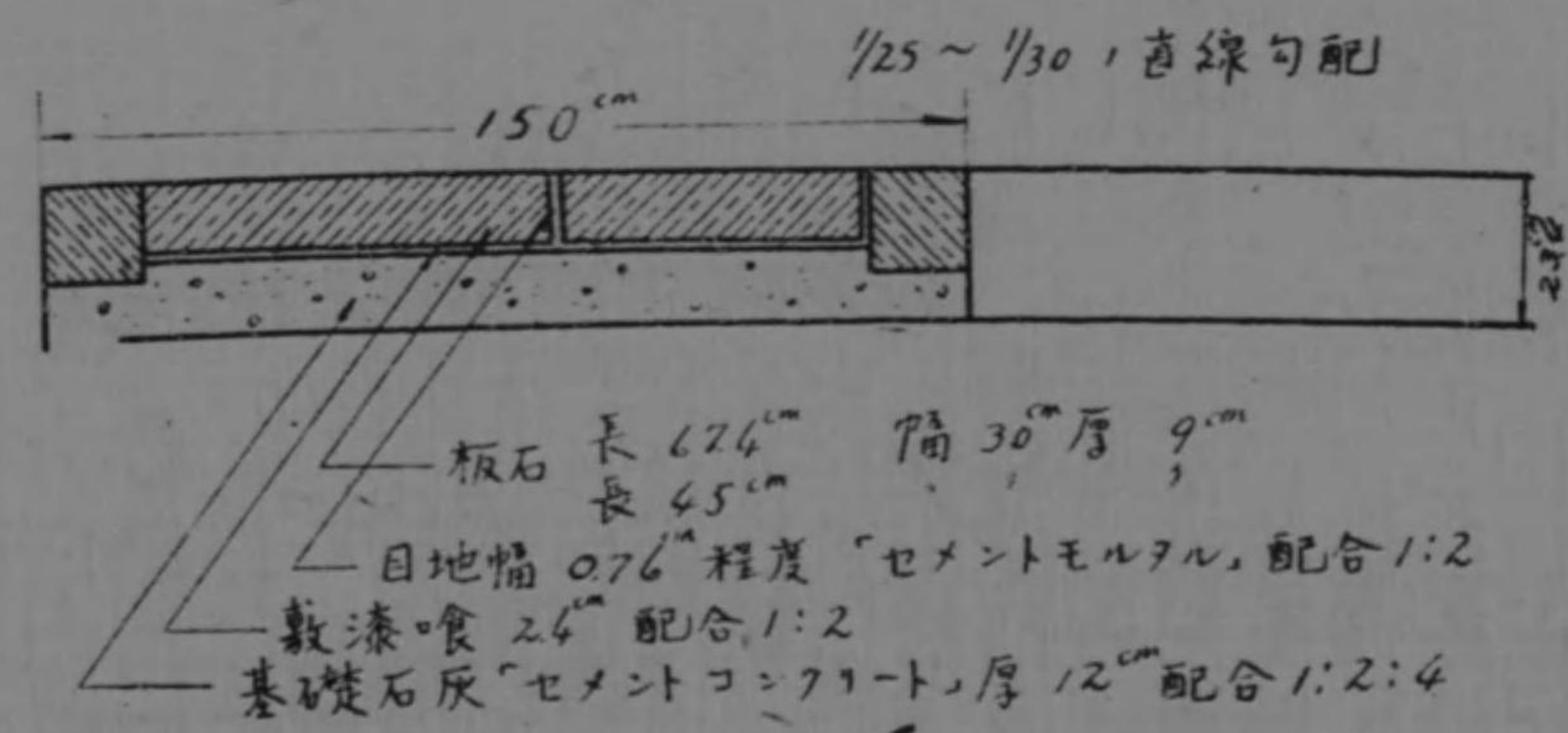
シートアスファルト舗装



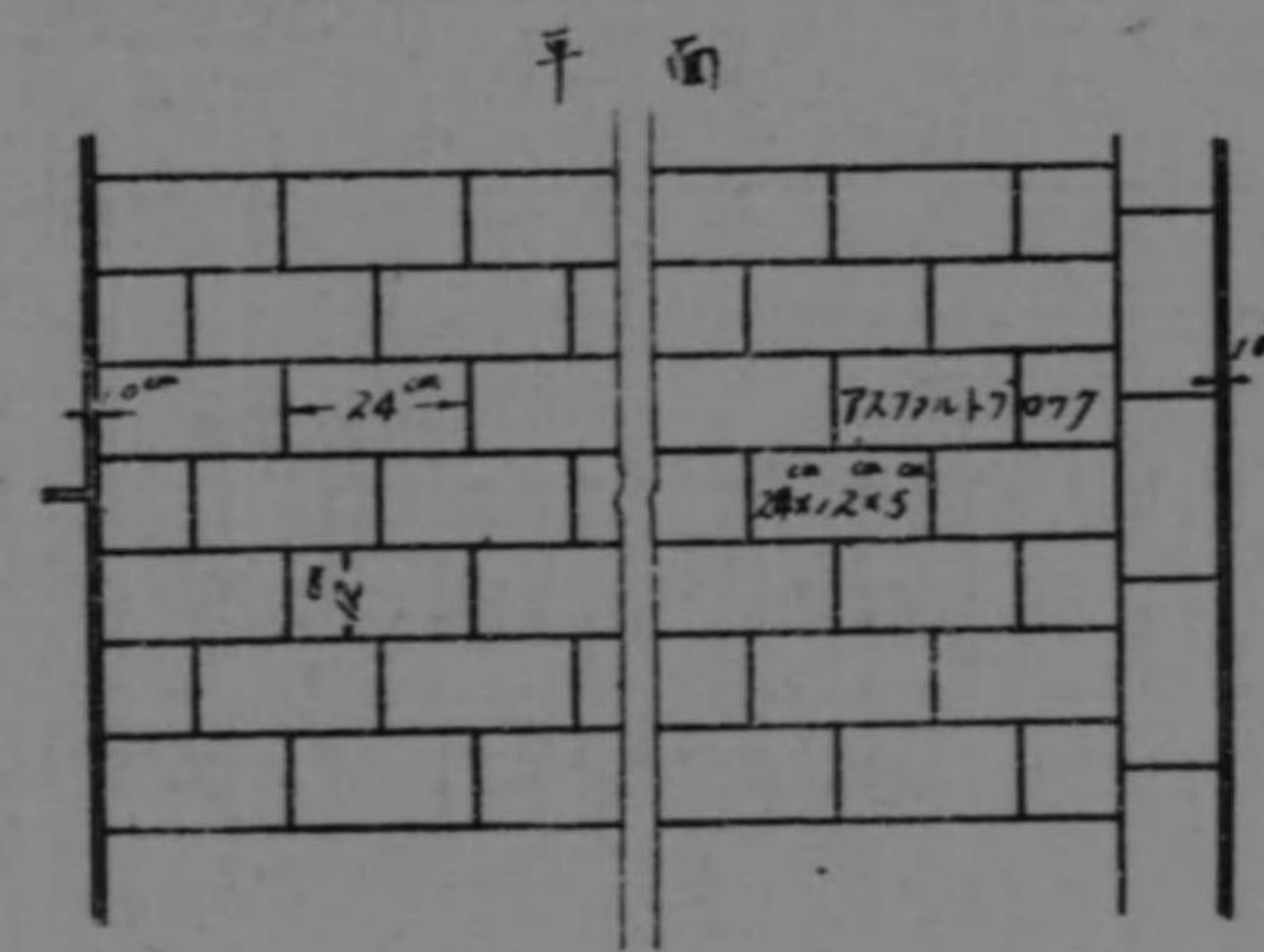
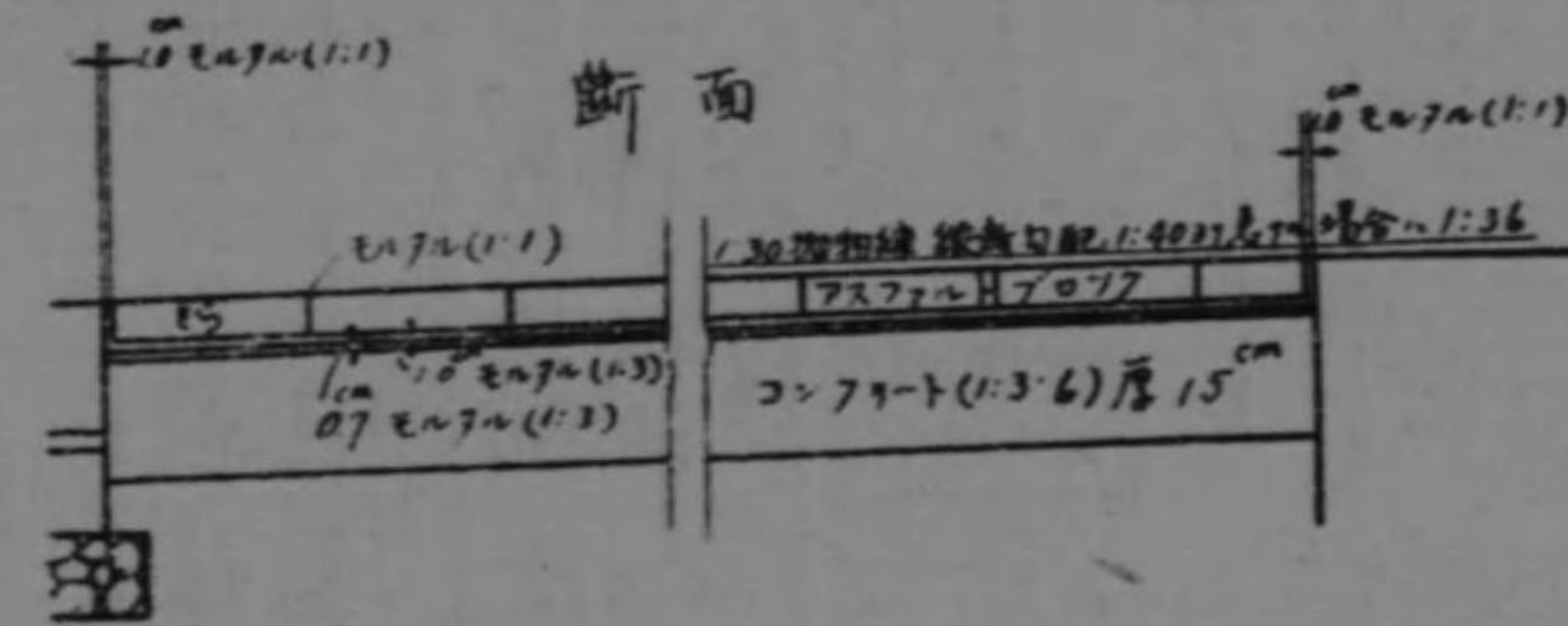
膠石鋪裝



板石鋪裝

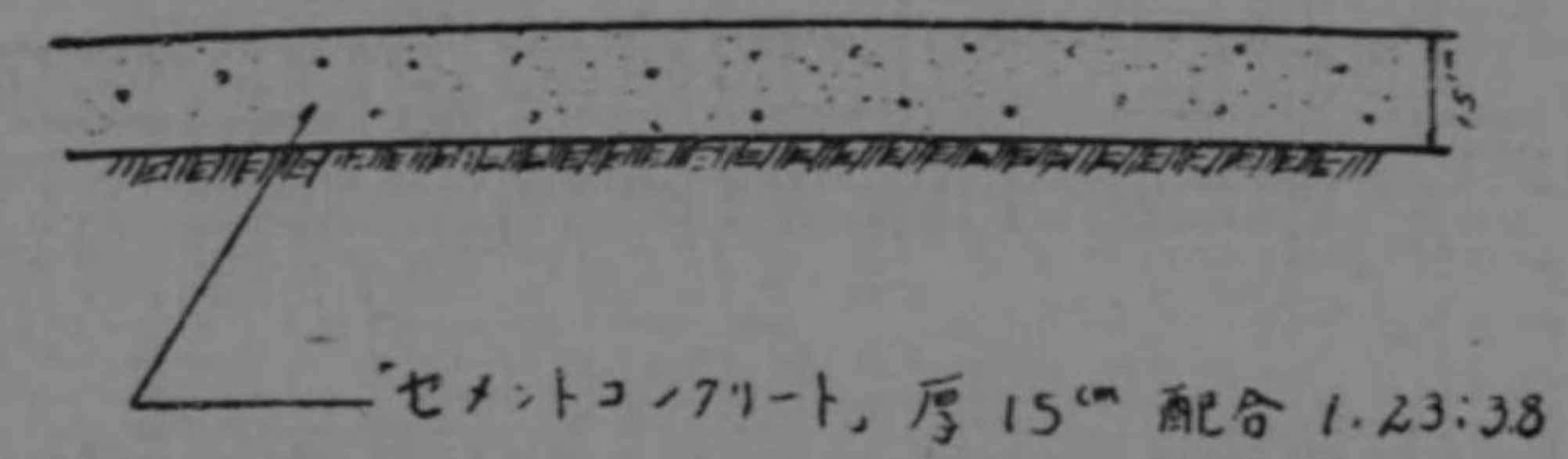


アスファルトブロック鋪裝

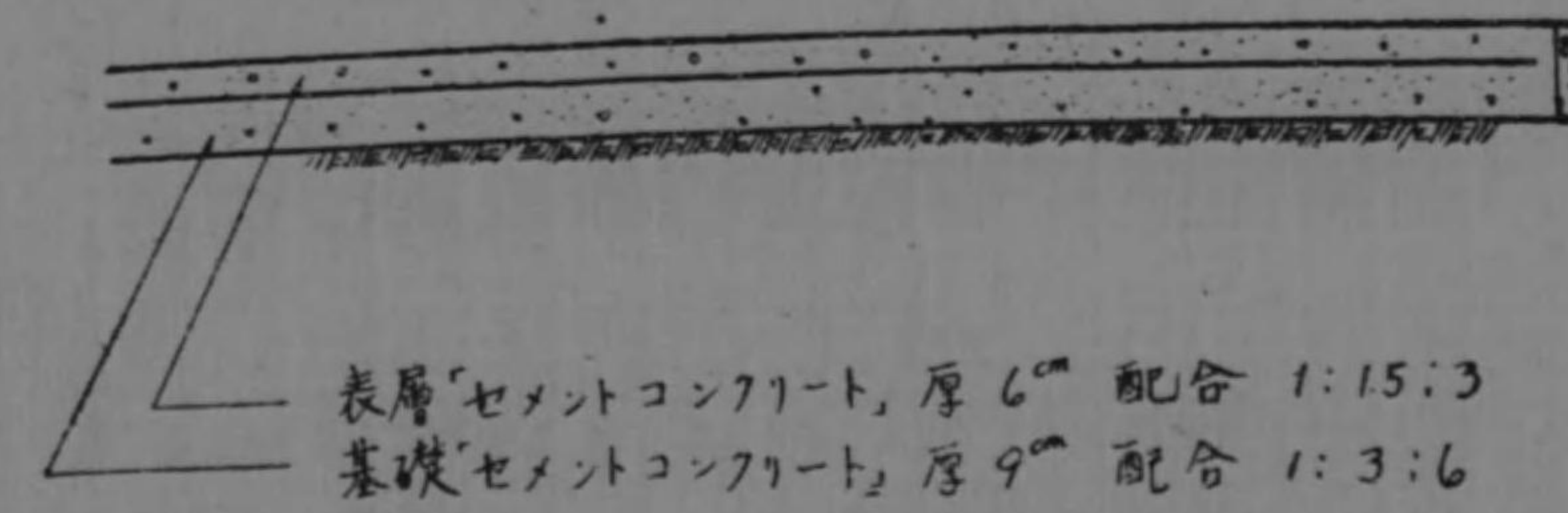


セメントコンクリート鋪裝

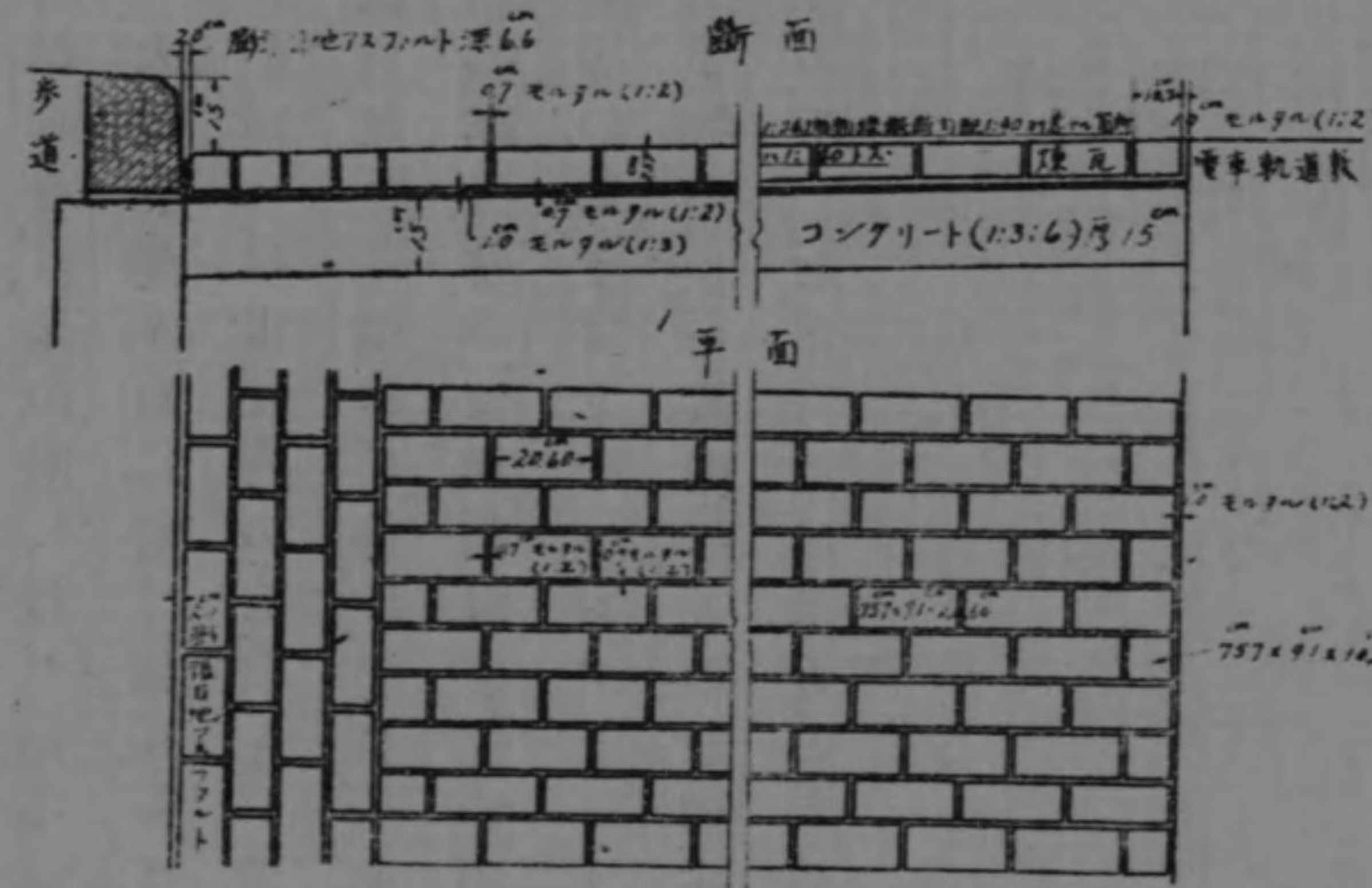
(單層式)



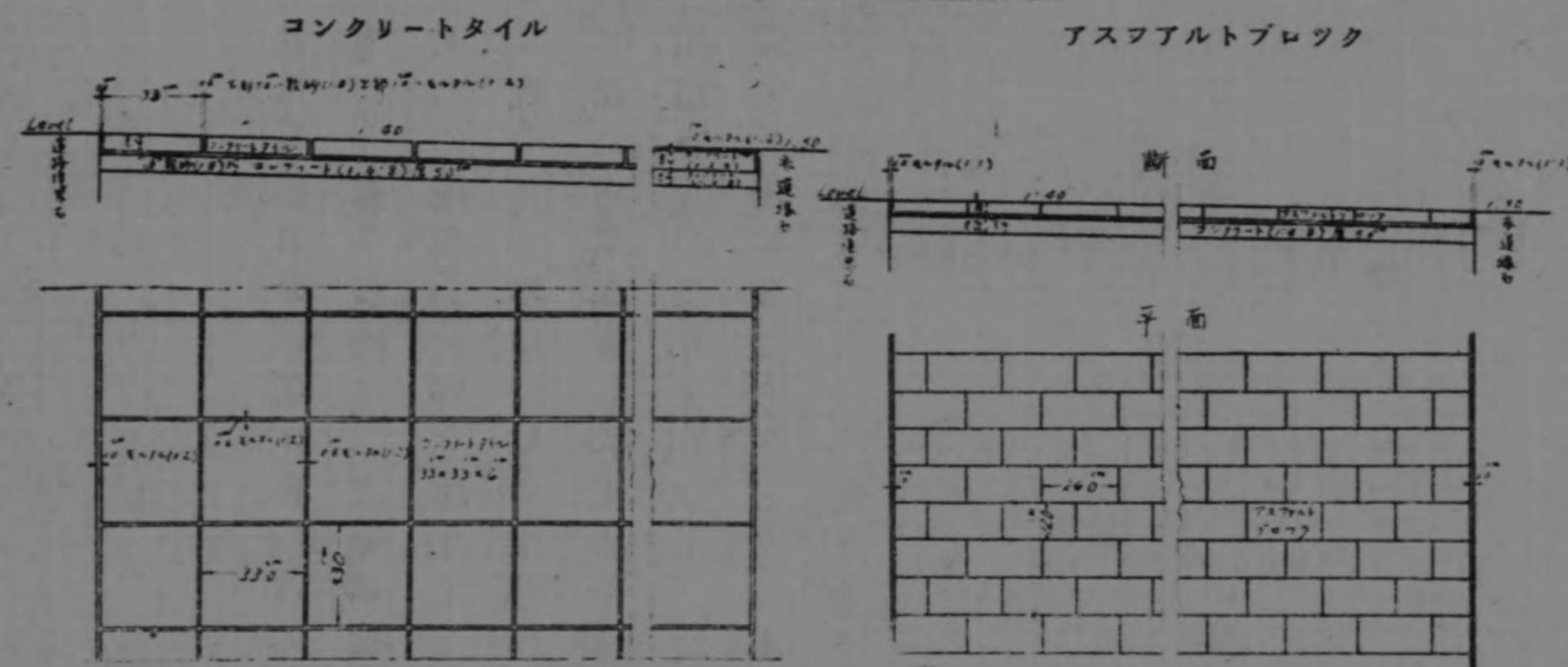
(二層式)



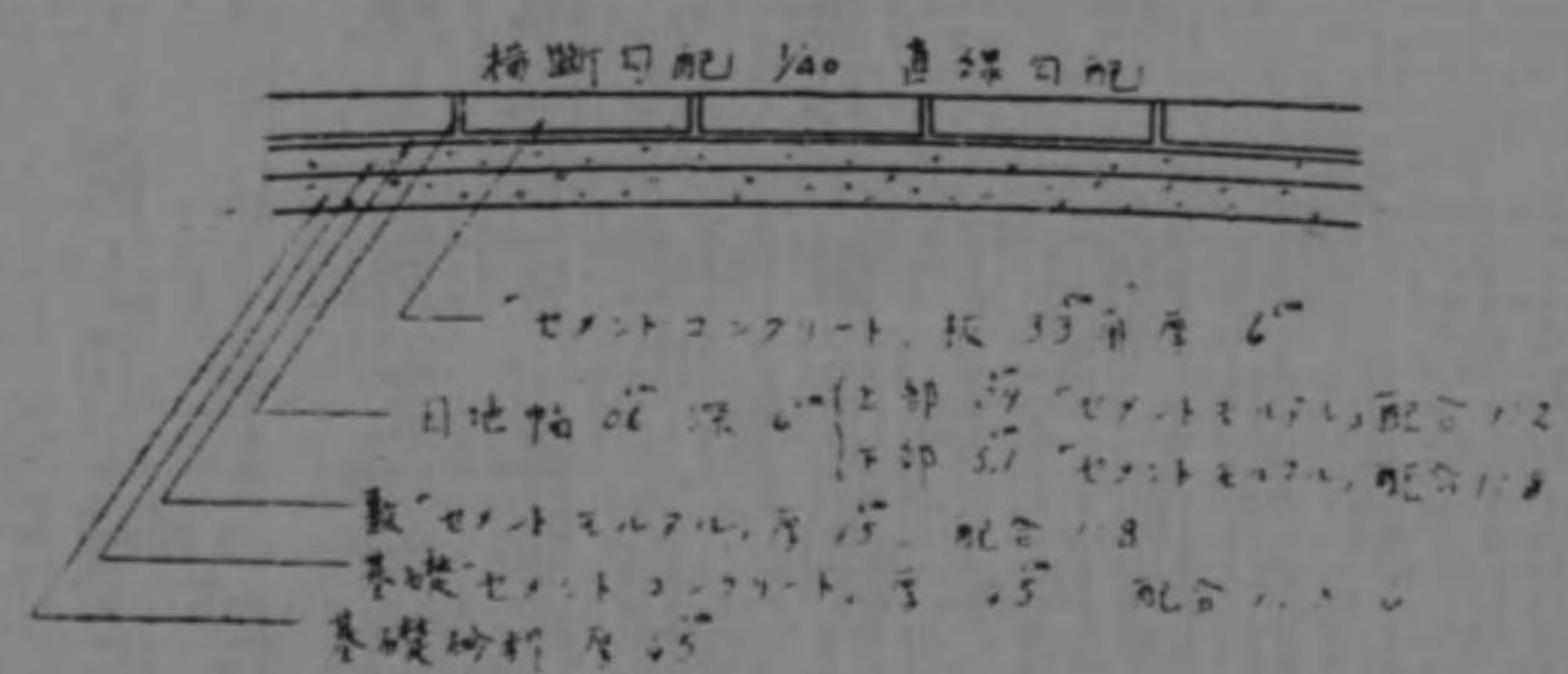
煉瓦舗装



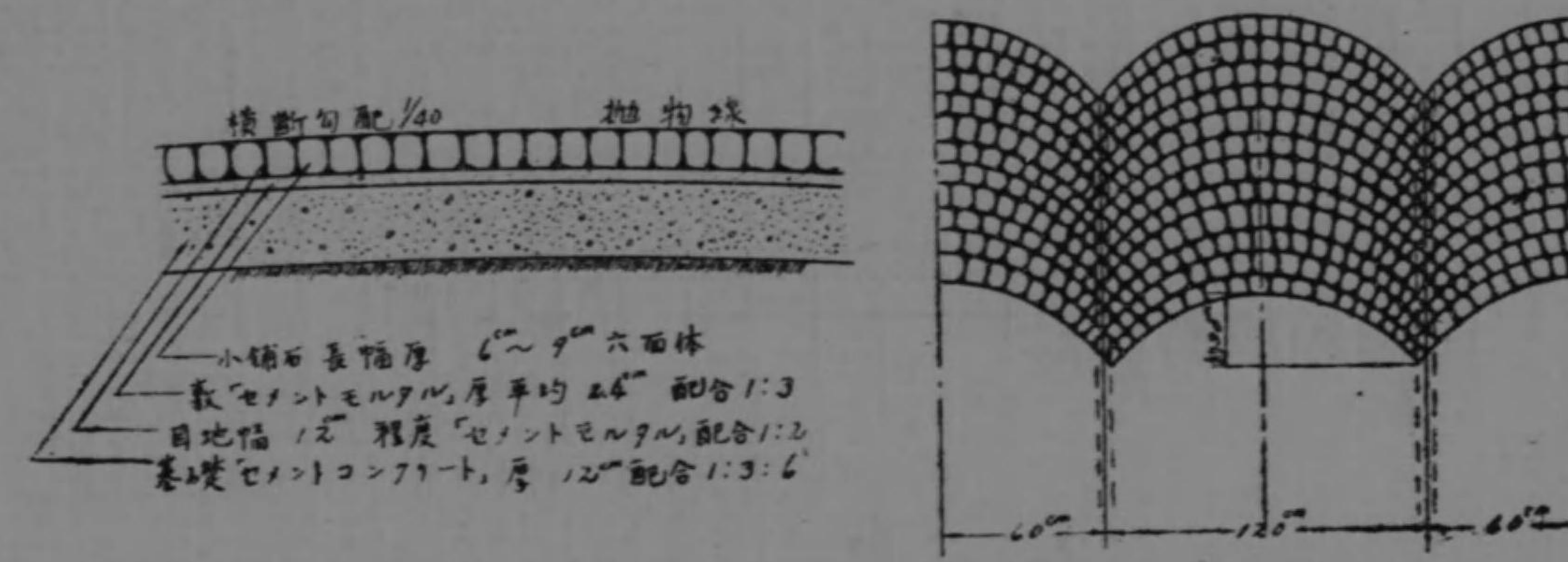
歩道舗装



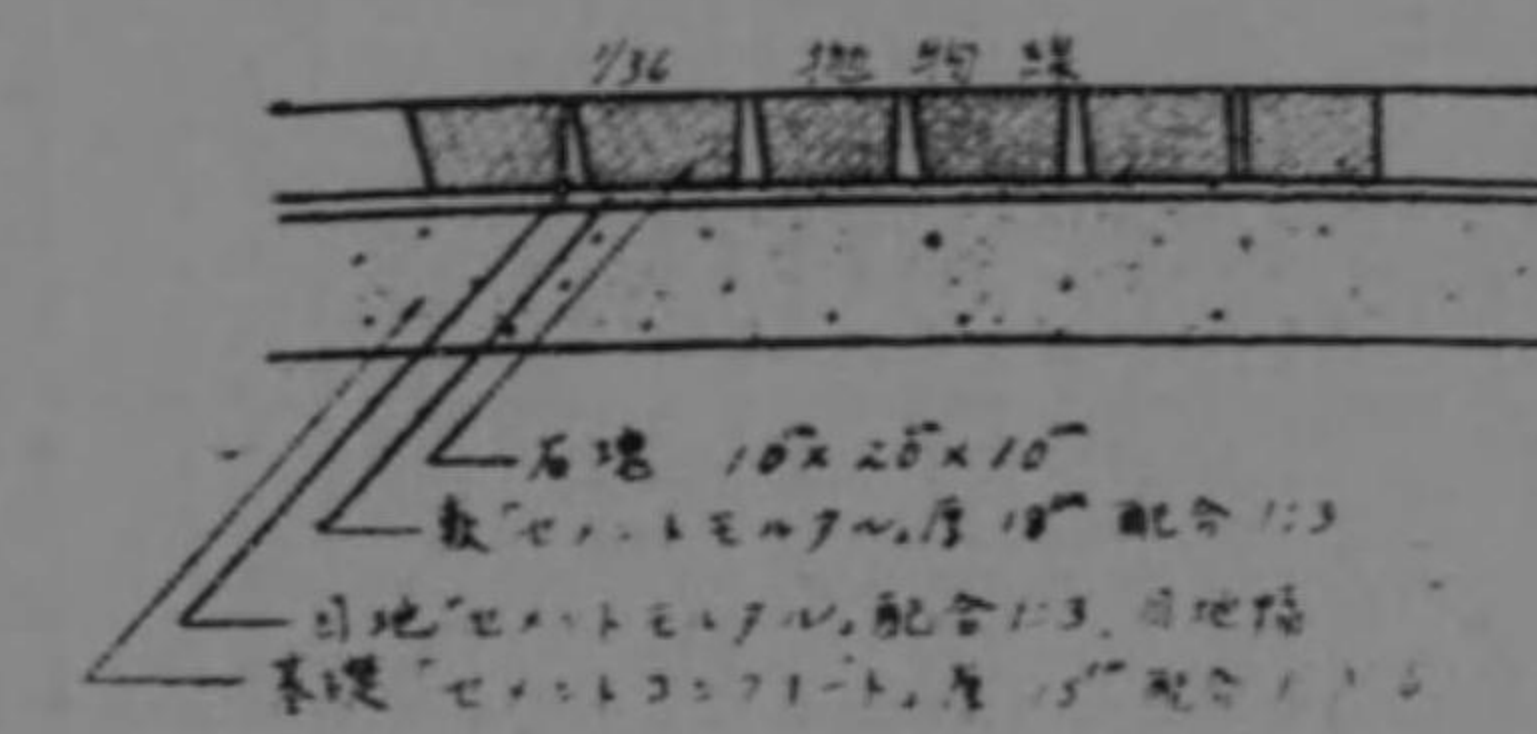
セメントコンクリート板舗装



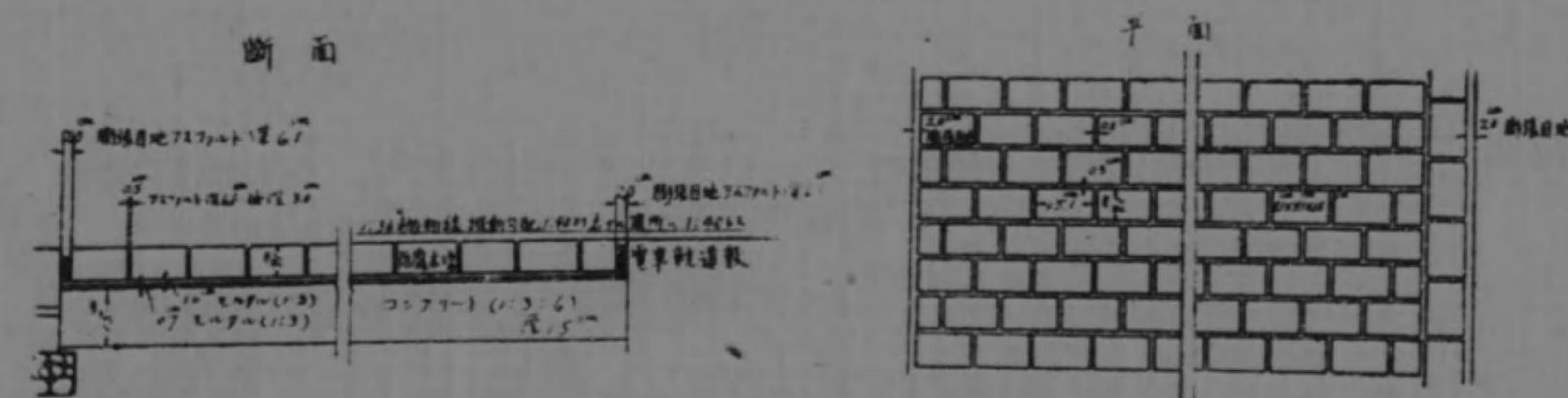
小舗石舗装



石塊舗装



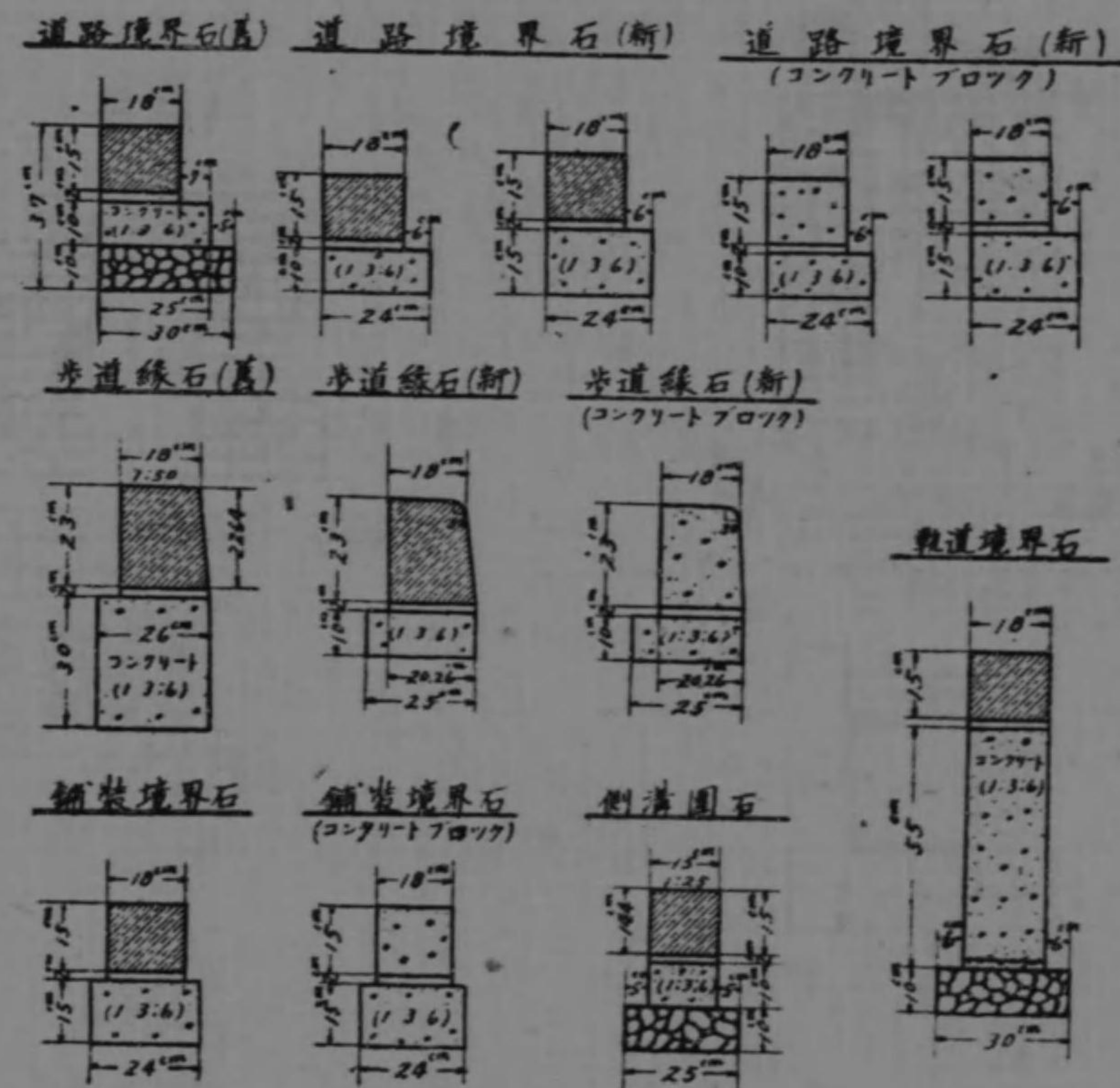
木塊舗装



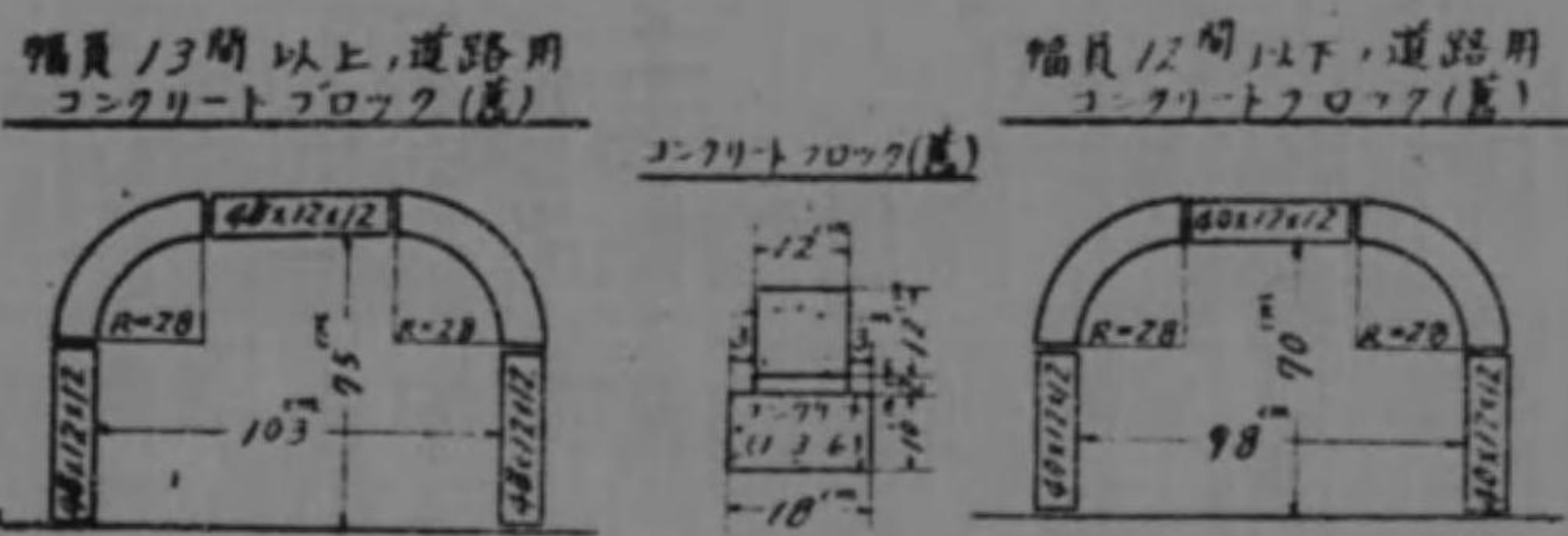
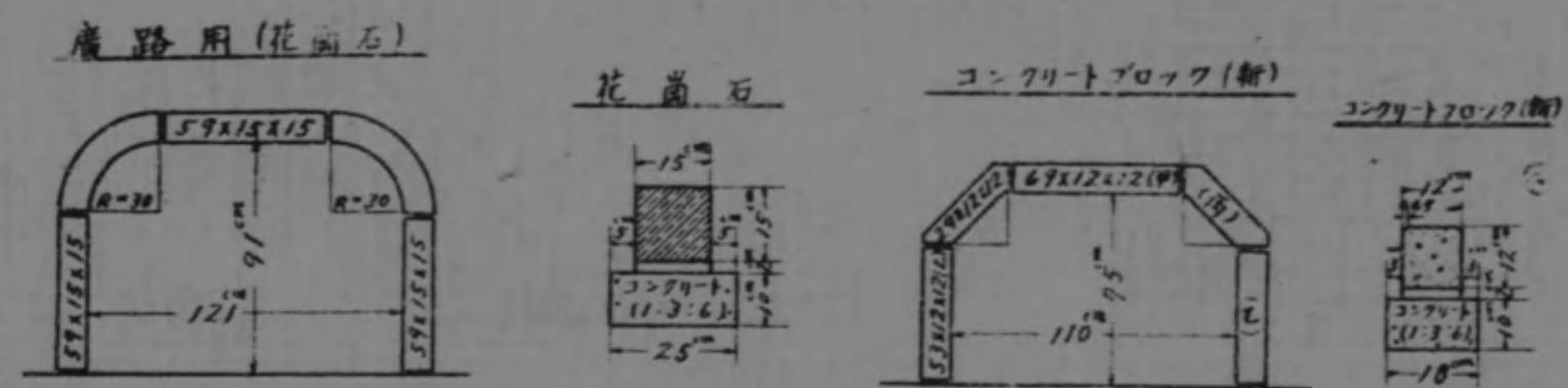
四 道路附屬工作物

道路境界石、雨水孔、街路樹根圍、孔蓋其他道路附屬工作物は本街路工事が最初着手されてから今日迄の間に種々變遷を経て來た。着手當時は、之等構造物を定めるにあつては、大體從來本市に於て使用してゐたものに他都市の例を參酌してゐたが、間もなく種々改良を加へ本市獨自のものとして今日に到つた。殊に時局の推移に従ひ改造したるもの及び資材並びに價格の節減の目的を以つて新に考案製作したものも多い。即ち支那事變勃發以來鐵鋼資材の使用制限のため雨水孔用鐵蓋等の使用を中止し、また歩道縁石及び道路境界石等の如きは之をコンクリート製を以て代用することとした。本街路工事に使用した各種工作物中、一般的なものを圖示すれば次の通りである。舊とあるは工事着手當初に屬するもので、新とあるは最近のものである。

道路用縁石

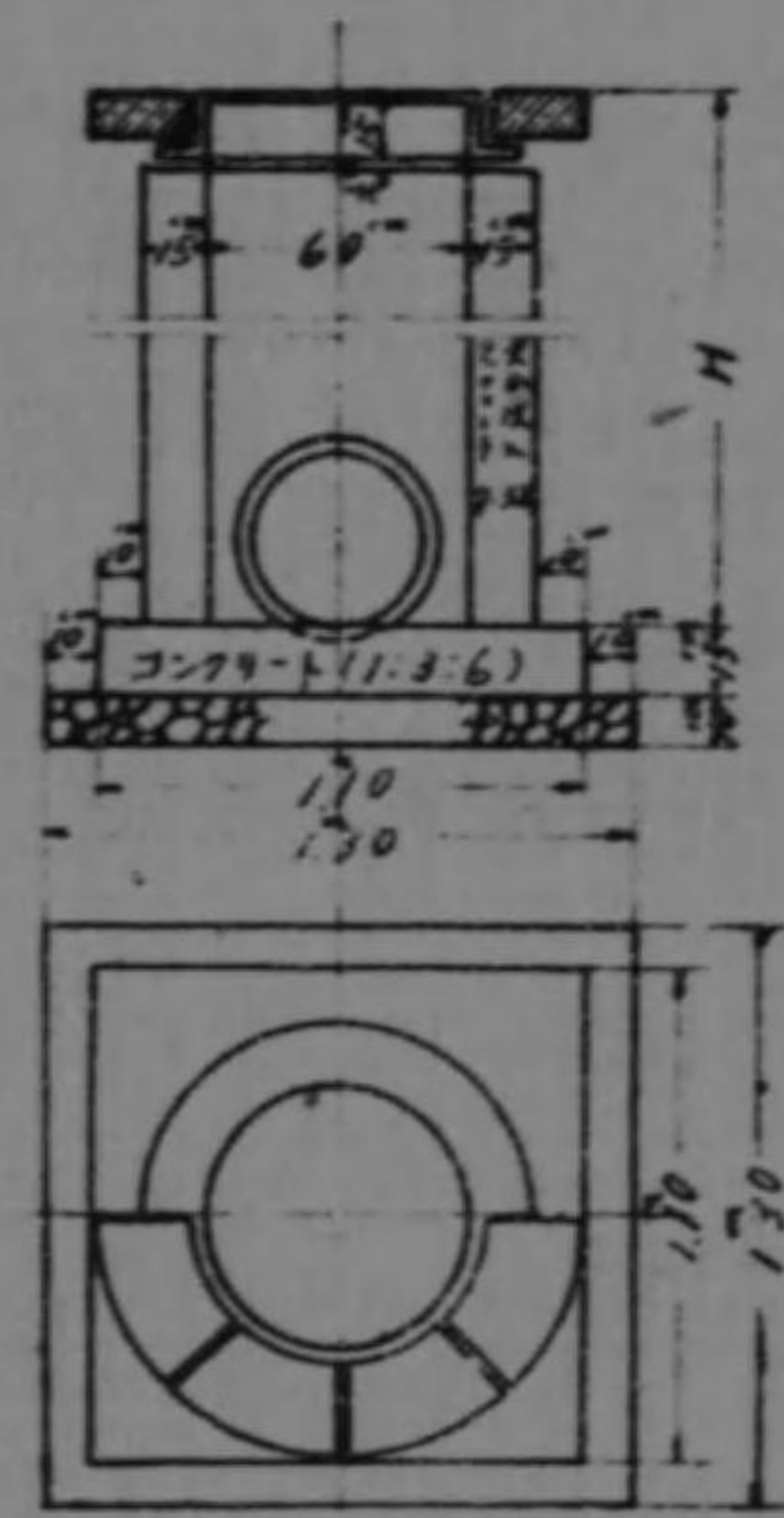


街路樹根圍

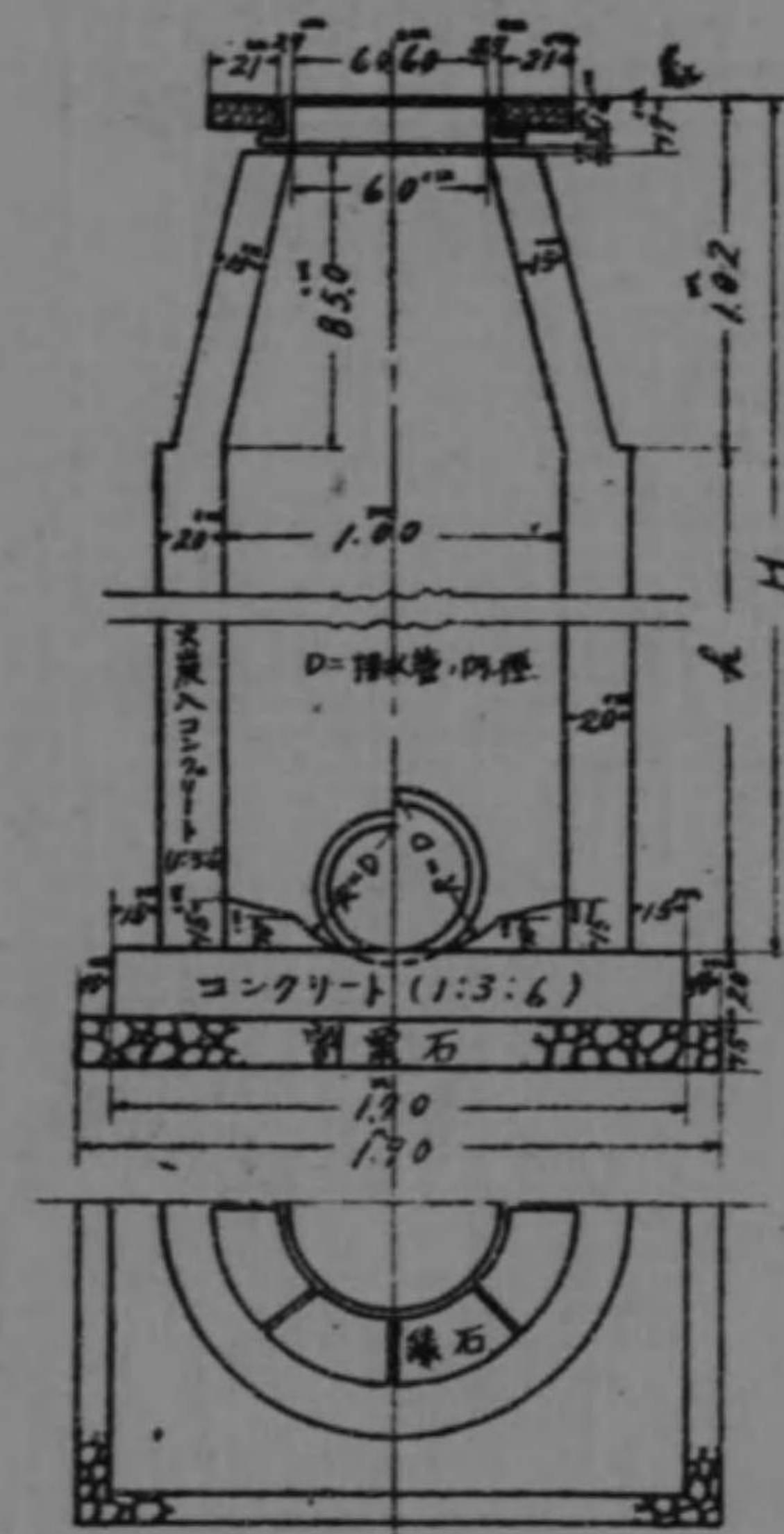


花崗石根圍			
道路幅員	内法	石料	寸法
24.09			
11.09	103x75	133x15x15	79x15x15
27.27			
11.50	103x75		
23.63			
11.09	103x70		68x15x15

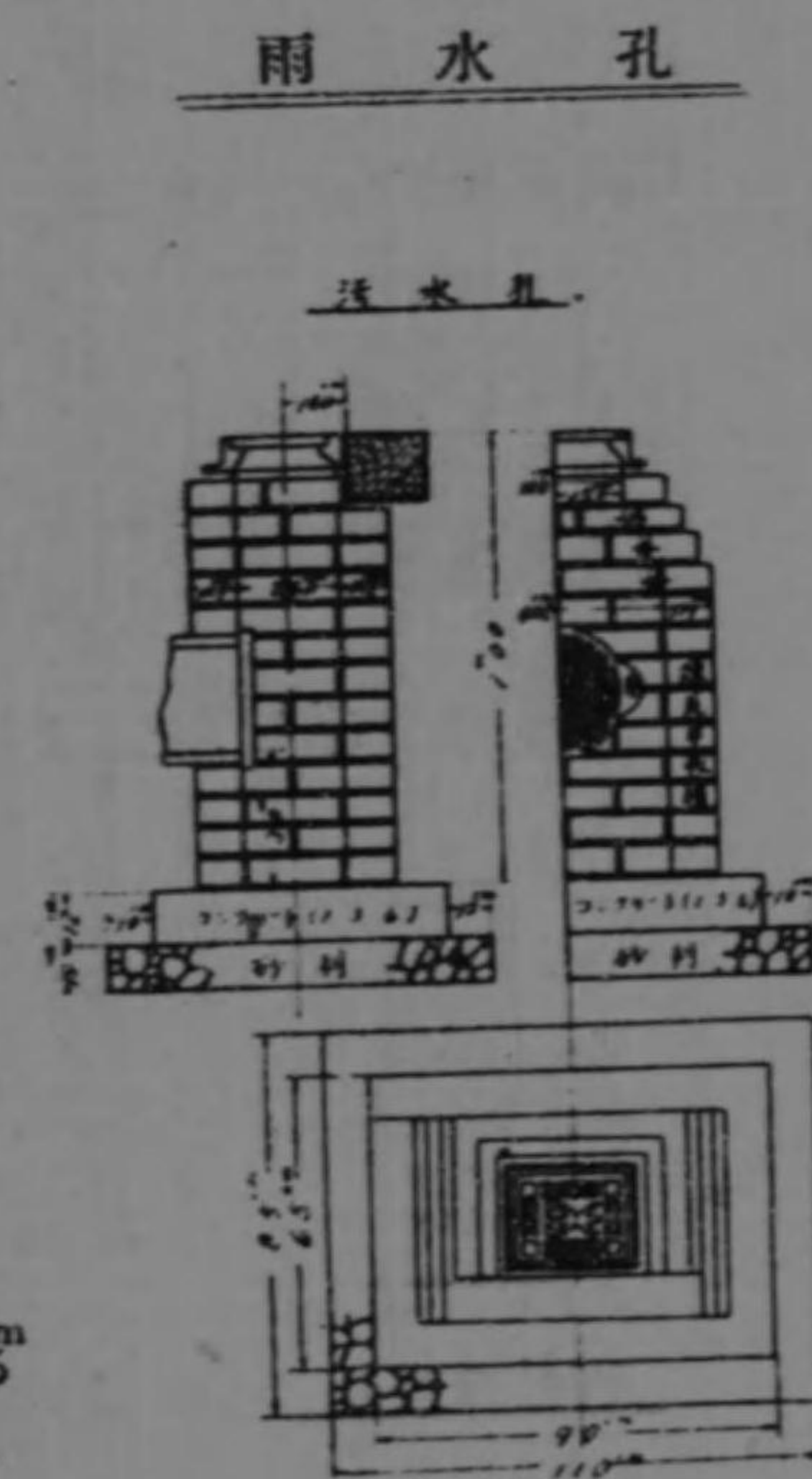
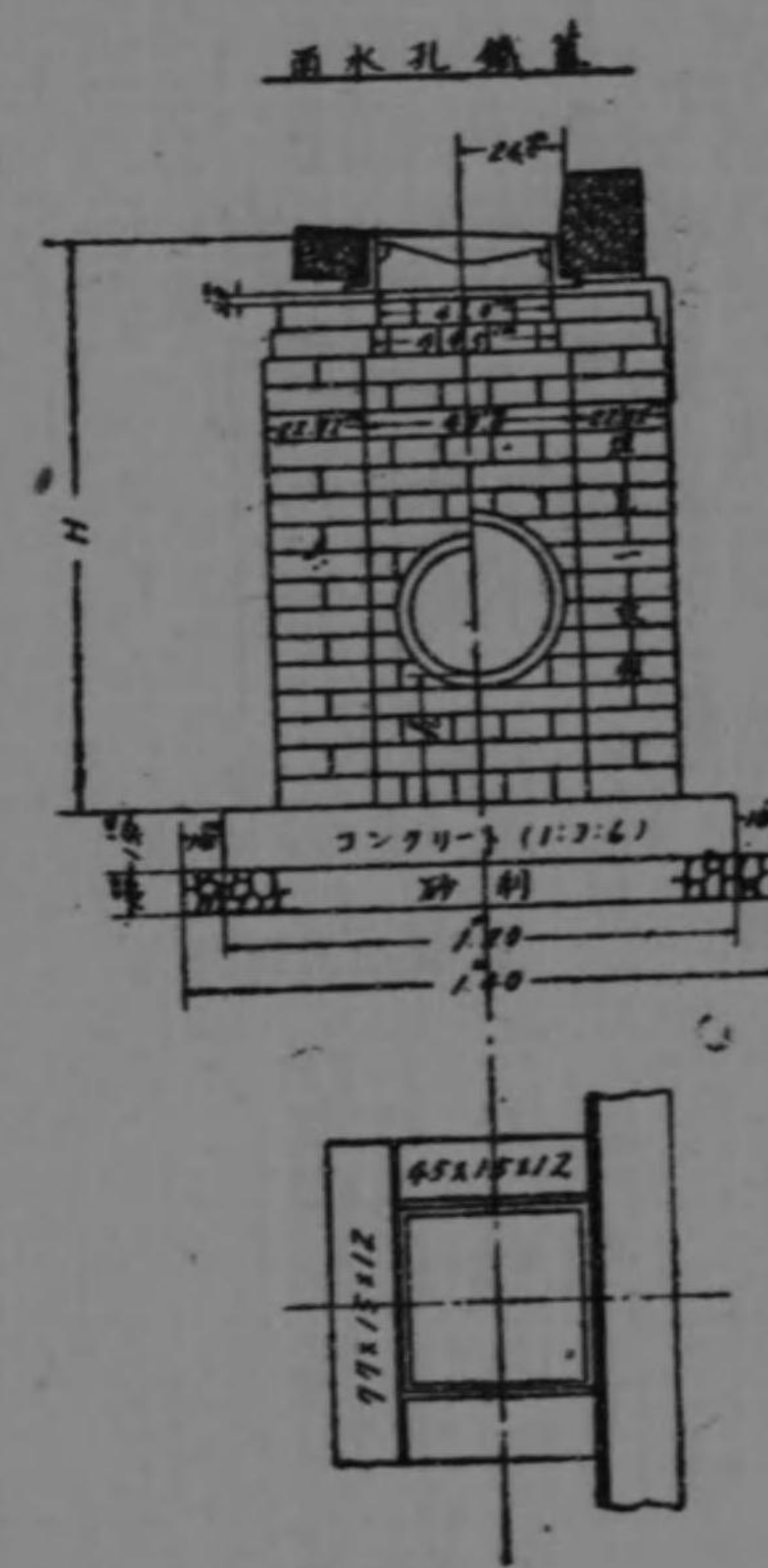
人 孔



本人孔ハ在來水管トノ交叉點及特種ノ場合ニ
限リ $H = 1.80$ 以下ノ場合ニ使用スルモノトス

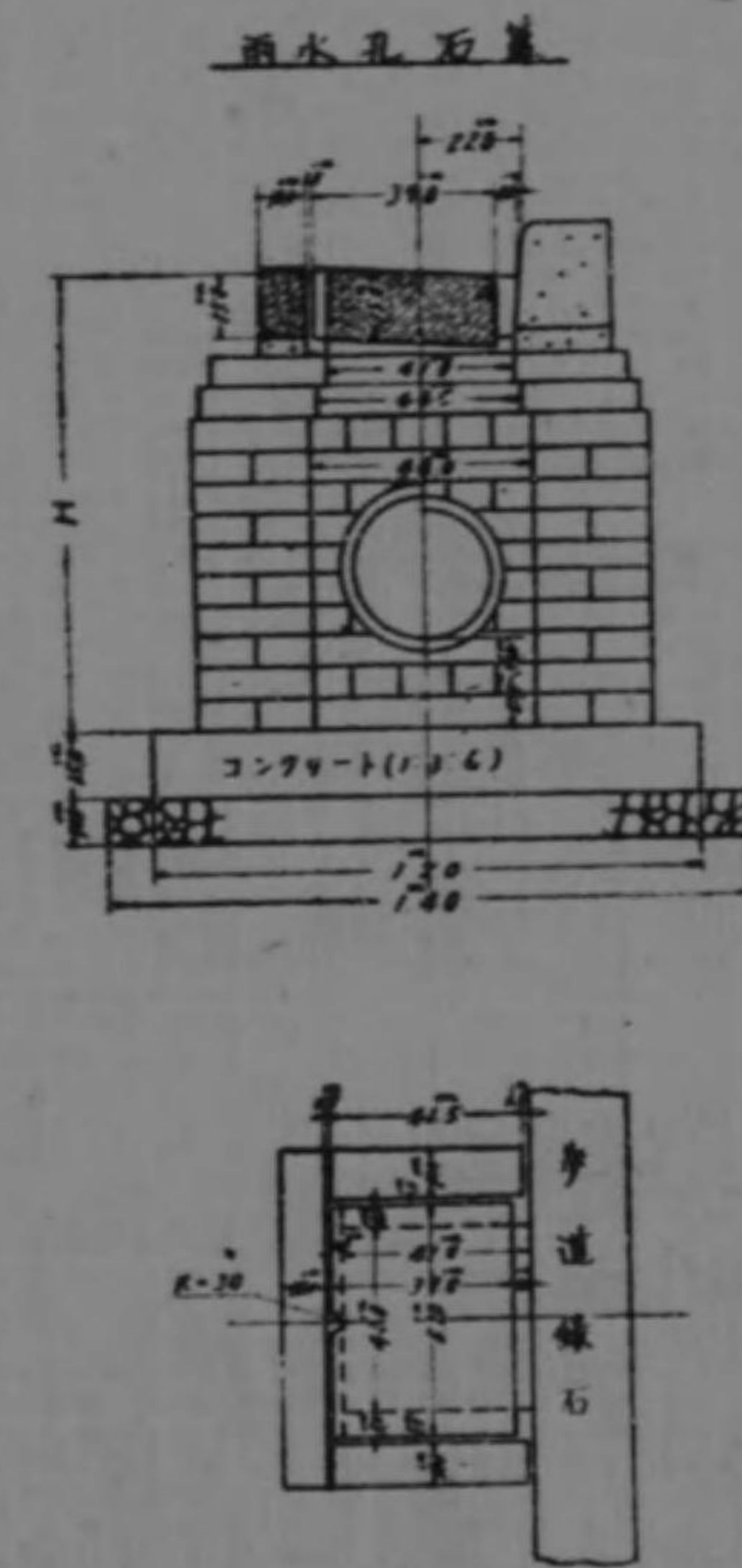
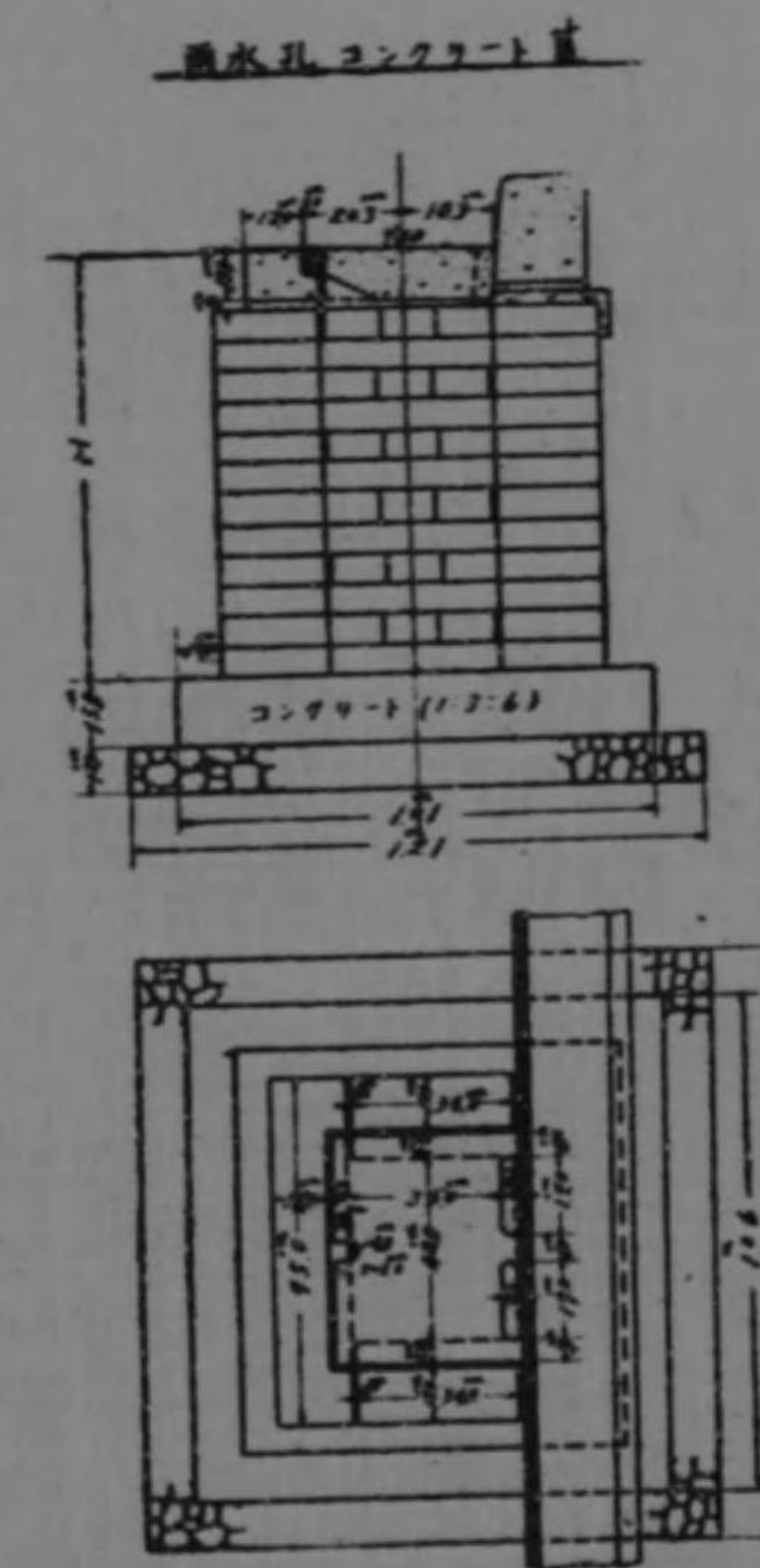


$$H = h + 1.02^m$$

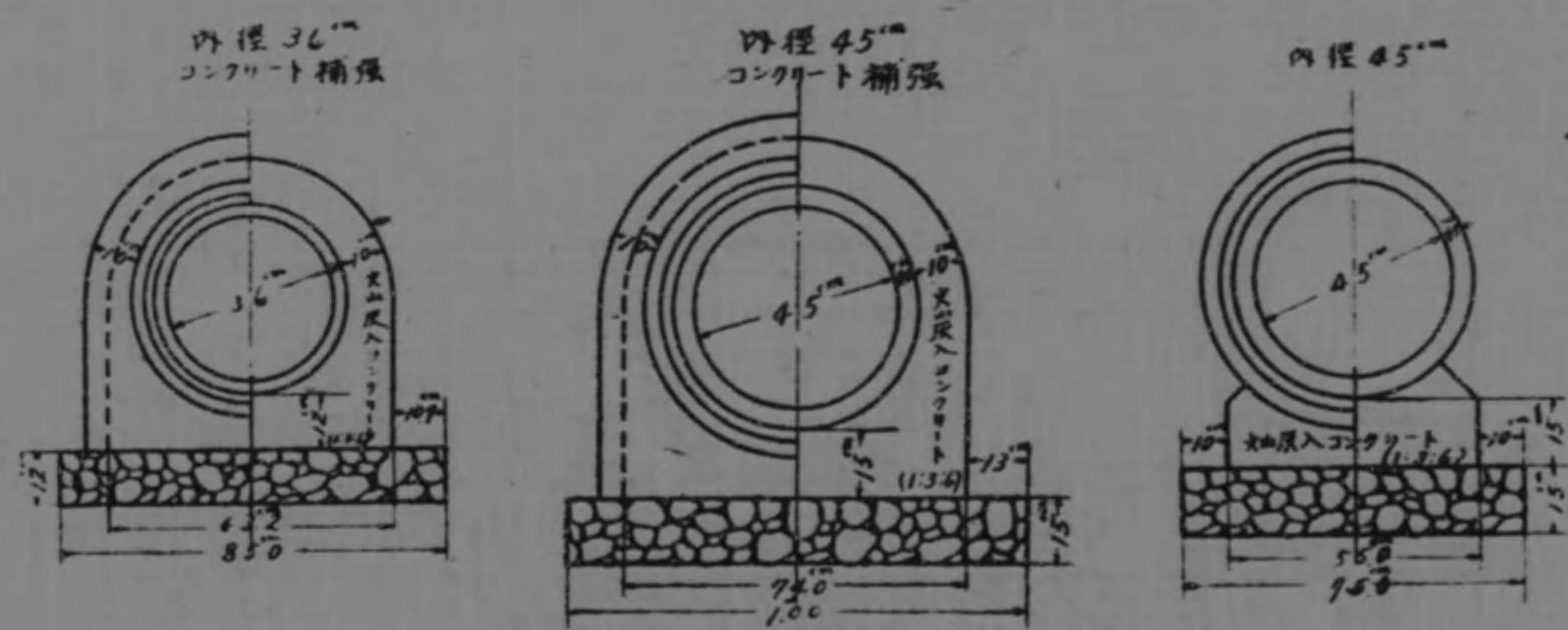
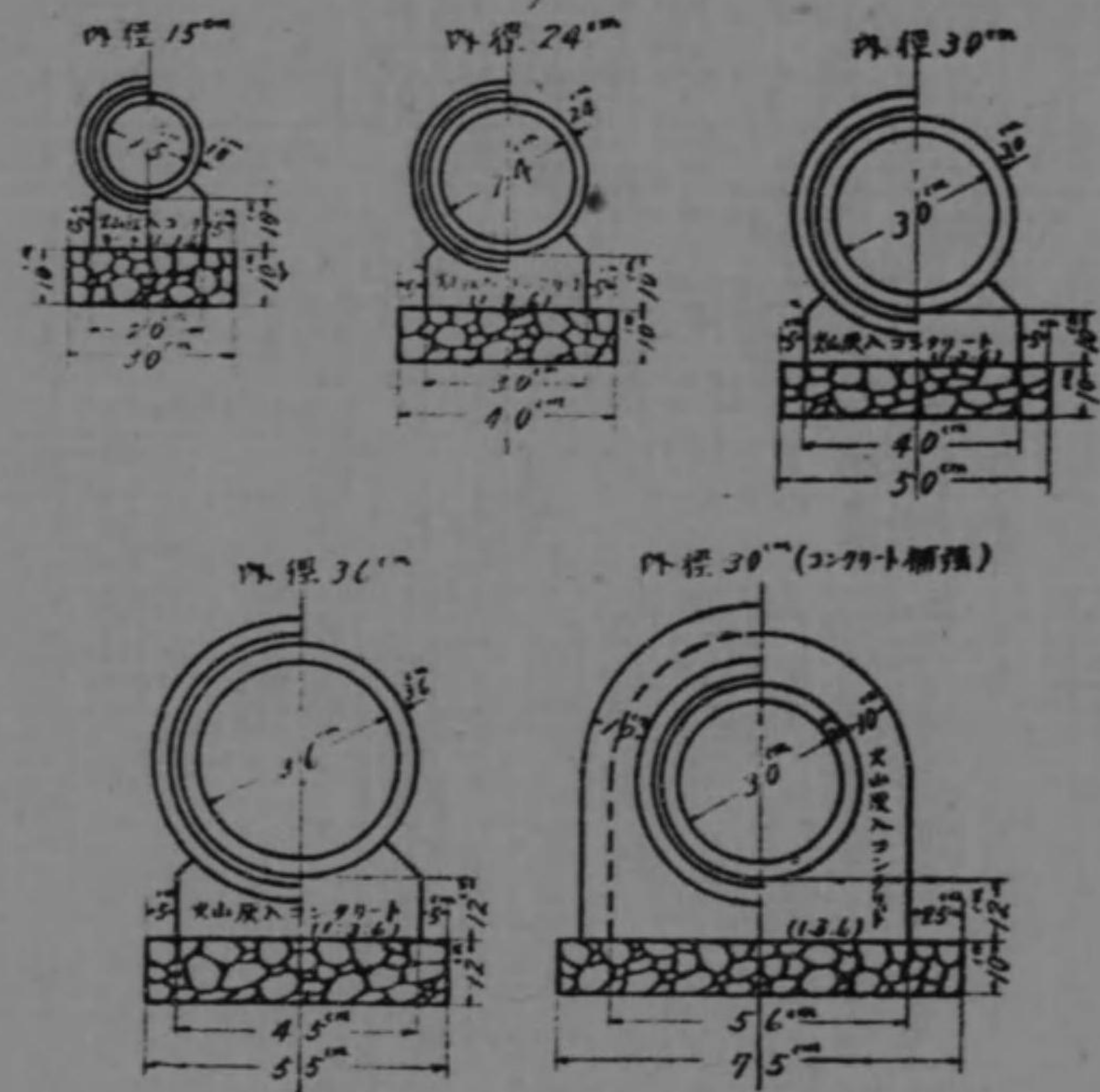


$$H = 1.20^m - 1.65^m$$

$$h = 20^cm - 40^cm$$

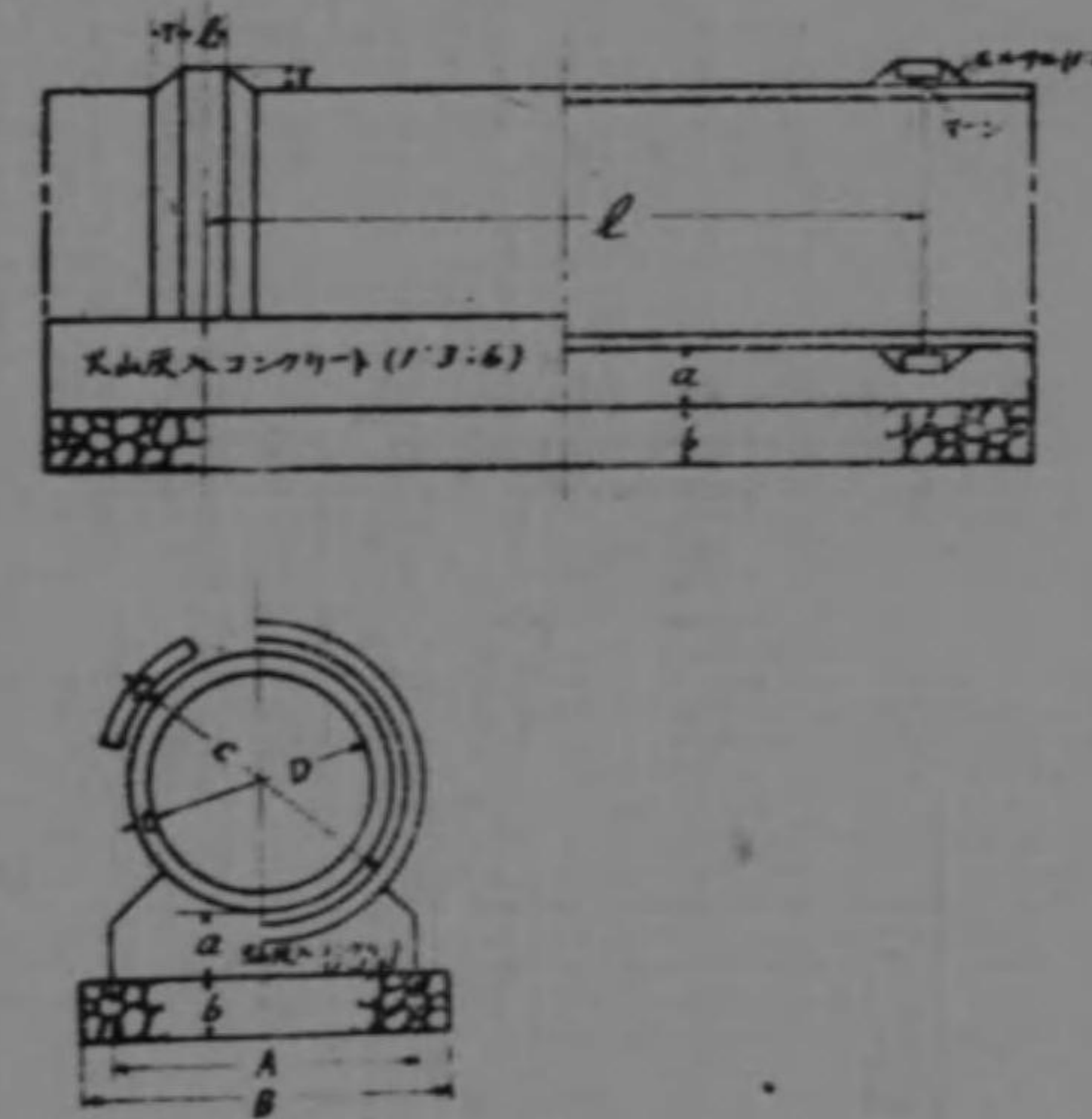


土管



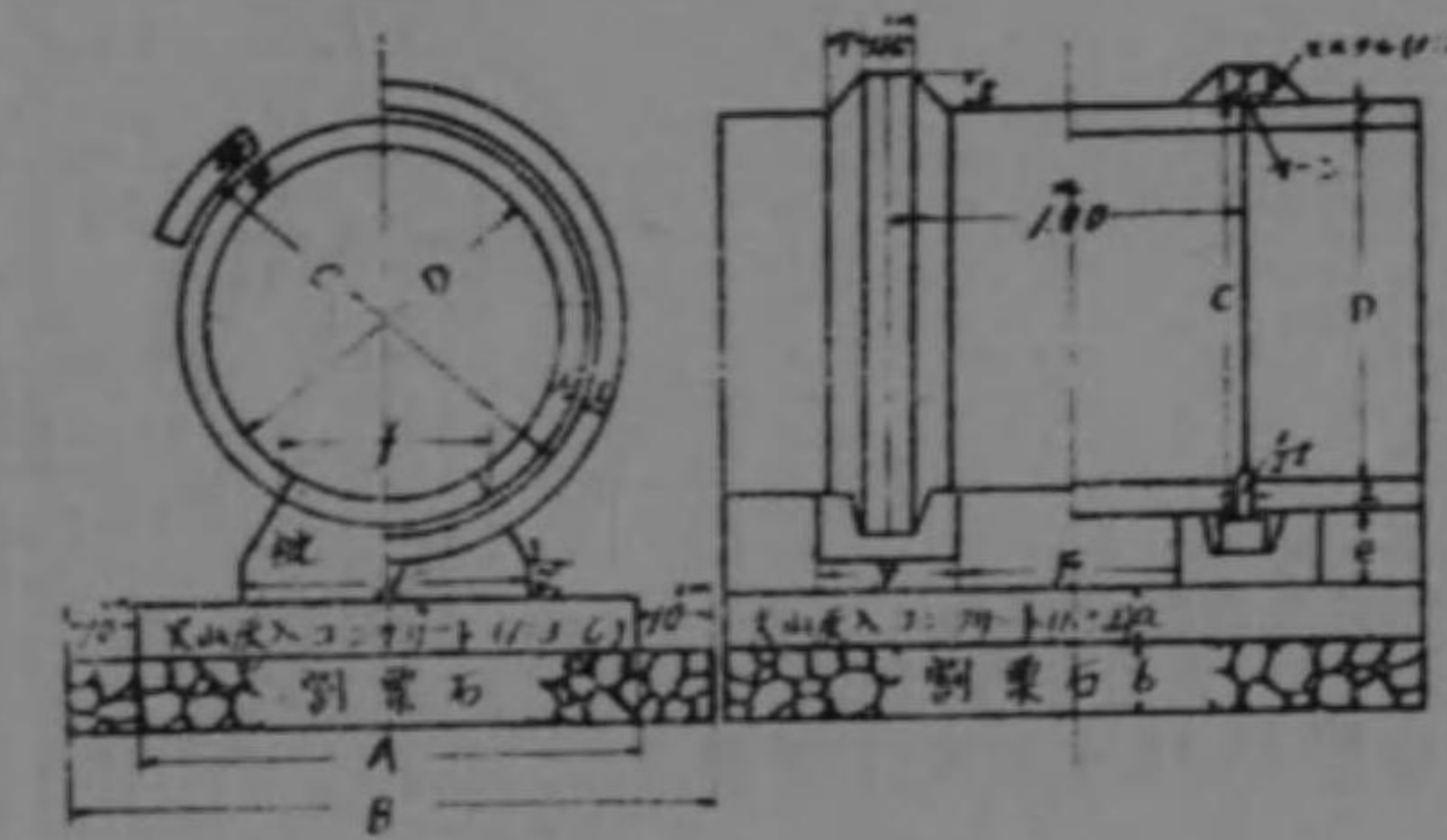
排水管

ヒューム管

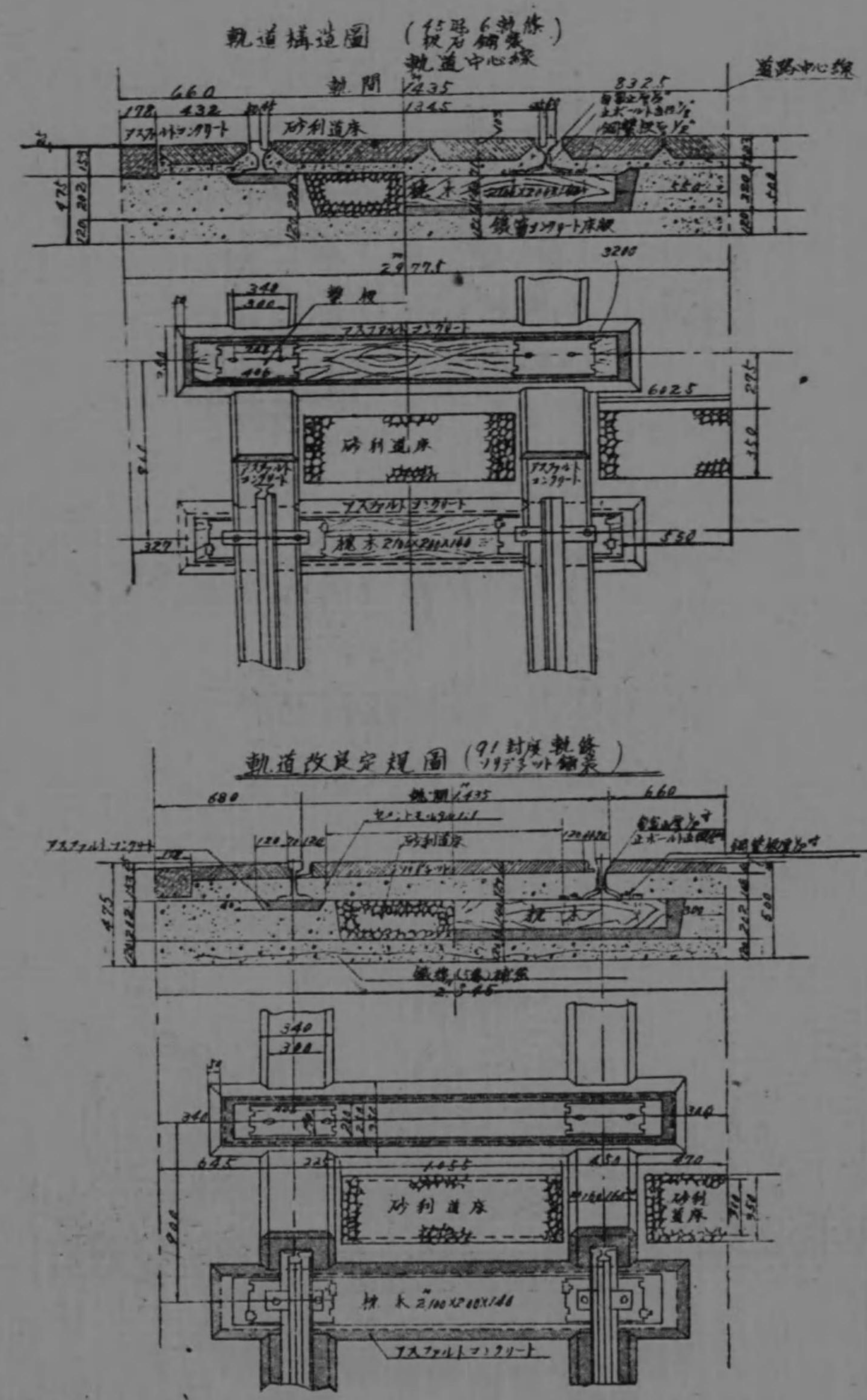


D (mm)	l (mm)	t (mm)	C (mm)	T (mm)	A (mm)	a (mm)	B (mm)	b (mm)
150	2.00	150	26	28	226	40	300	100
200	2.00	150	27	30	278	42	300	100
250	2.00	150	28	31	330	43	300	100
300	2.00	150	30	33	390	48	300	100
350	2.43	150	32	35	444	50	400	150
400	2.43	150	35	38	500	53	400	150
450	2.43	200	38	42	556	57	500	150
500	2.43	200	42	46	614	61	500	150

コンクリート管



D (cm)	t (cm)	C (cm)	e (cm)	d (cm)	f (cm)	g (cm)	T (cm)	F (cm)	A (cm)	a (cm)	B (cm)	b (cm)
106	9.1	127.3	19.7	84.8	63.6	40.9	10.6	59.1	150	20	170	20
98	8.5	118.5	19.1	78.8	57.6	37.9	10.2	62.1	140	20	160	20
91	7.6	109.1	18.2	72.7	54.5	36.4	9.0	63.6	130	20	150	20
83	7.0	100.3	18.2	66.7	48.5	34.8	8.6	65.2	120	15	140	20
76	6.4	91.5	16.7	60.6	45.5	33.3	7.7	66.7	110	15	130	20
68	6.1	83.3	16.7	54.5	39.4	33.3	7.6	66.7	100	15	120	20
61	5.5	74.5	15.2	48.5	36.4	31.8	6.7	68.2	90	15	110	20
55	5.5	68.5	15.2	45.5	33.3	31.8	6.7	68.2	90	15	110	20



五 電車軌道

市營路面電車軌道は一、二の特例を除き幅員十二間以上の道路の車道中心に設置するを原則とした。特例とは城南線及び澤上江町線の一部等で、前者は軍部の希望から軌道敷を車道寄りに偏倚設置したものであり、後者は幅員十間の道路に軌道を敷設した例である。軌道敷内の諸工事は電氣局に於て施行することとしたが、資材の關係等から軌道敷設工事の着手不能となつた路線については、道路工事のみを一應完成し、軌道敷内には假鋪装を施行し置くか又は綠樹帯として存置し、後日施工可能の際改めて軌道を敷設し得る様配を意した。之等の例としては前者に於て難波住吉線、後者に於て長堀線の城東線以東區間がある。道路工事を一應竣功し假鋪装済の軌道敷に對し後に軌道を敷設したものに大川町線及び梅田九條線肥後橋南詰—昭和橋間がある。市電軌道構造は前圖の通りである。

六 下水量及び下水管流量の算定

道路新設及び擴築に當り算定すべき下水量としては、路面排水並びに沿道人家の汚水を處理するを以て主目的とした。下水量算定に必要な降雨量は「一〇〇耗」と假定、尙市内を高地區と低地區に大別し、夫々の算式に依り下水量を算定した。即ち上町方面の如き丘陵地帯を高地區とし、他を低地區と看做してゐる。但し排水面積一ヘクタール以下なる時は高地區低地區に拘はらず一定の算式を採用することとしたのである。下水管流量の算定は「クッター」の公式を採用した。各算式を列記すれば次の通りである。

面積 1 ヘクタール以下 = 對スル下水量算式

$$Q_R = \phi R F = 0.2502 F$$

$$Q_S = 0.002055 F \text{ (Population Density 500/ha)}$$

$$Q = Q_R + Q_S$$

低地區 = 對スル下水量算式

$$Q_R = \frac{\phi R F}{\sqrt{F}} = \frac{0.2502 F}{\sqrt{F}}$$

$$Q_S = 0.002055 F \text{ (Population Density 500/ha)}$$

$$Q = Q_R + Q_S$$

高地區 = 對スル下水量算式

$$Q_R = \frac{\phi R F}{\sqrt{F}} = \frac{0.2502 F}{\sqrt{F}}$$

$$Q_S = 0.002055 F \text{ (Population Density 500/ha)}$$

$$Q = Q_R + Q_S$$

where
 Q_R = Storm water reaching the sewer in m³/ha/sec.
 Q_S = Amount of sewage in m³/ha/sec.
 F = Drainage area in hectares.
 ϕ = 0.9
 R = 0.2780 Rain fall in m³/ha/sec.

管渠流量算式

Kutter's Formula.

$$V = \frac{N.R}{\sqrt{R+D}}$$

$$Q = A.V$$

$$R = \frac{A}{p}$$

where

$N = \left\{ \frac{l}{n} + \left(a + \frac{m}{s} \right) \right\} \sqrt{S}$
 $D = \left(a + \frac{m}{s} \right) n$
 V = Velocity m/sec.
 Q = Discharge in m³/sec.
 A = Wetted area in m².
 p = Wetted perimeter in m.
 R = Hydraulic mean depth in m.
 S = Slope
 n = Coefficient of roughness (0.013)
 $m = 0.00155$
 $a = 23$
 $l = 1$

内径 20 釐管

S	N	D	N.R	FR+D	V	Q
1/15	25.806	0.299	1.230	0.573	2.169	0.0295
1/20	22.151	0.292	1.110	0.573	2.138	0.0291
1/25	19.992	0.300	1.000	0.574	1.959	0.0259
1/30	18.232	0.300	0.913	0.574	1.743	0.0249
1/40	15.809	0.300	0.770	0.574	1.510	0.0228
1/50	14.142	0.300	0.707	0.574	1.351	0.0222
1/60	12.912	0.300	0.664	0.574	1.233	0.0221
1/80	11.106	0.301	0.559	0.574	1.066	0.0235
1/90	10.500	0.301	0.527	0.574	0.905	0.0236
1/100	10.000	0.301	0.500	0.574	0.758	0.0230
1/120	8.129	0.301	0.459	0.574	0.691	0.0223
1/150	6.190	0.302	0.409	0.574	0.570	0.0214
1/180	4.649	0.302	0.373	0.574	0.509	0.0212
1/200	3.920	0.302	0.343	0.574	0.471	0.0211
1/220	3.460	0.302	0.320	0.574	0.441	0.0211
1/240	3.126	0.302	0.298	0.574	0.419	0.0211
1/260	2.869	0.302	0.277	0.574	0.400	0.0210

内径 24 釐管

S	N	D	N.R	FR+D	V	Q
1/15	21.004	0.312	1.394	0.599	2.044	0.0284
1/20	18.339	0.312	1.261	0.599	2.045	0.0284
1/25	16.593	0.312	1.152	0.599	2.067	0.0287
1/30	15.202	0.312	1.062	0.599	2.097	0.0290
1/40	12.809	0.312	0.919	0.599	1.791	0.0279
1/50	11.612	0.312	0.849	0.599	1.570	0.0268
1/60	10.925	0.312	0.802	0.599	1.432	0.0263
1/80	9.128	0.312	0.671	0.599	1.229	0.0256
1/90	8.682	0.312	0.643	0.599	1.092	0.0252
1/100	8.309	0.312	0.620	0.599	1.002	0.0249
1/120	7.119	0.312	0.558	0.599	0.849	0.0241
1/150	5.117	0.312	0.481	0.599	0.680	0.0230
1/180	3.829	0.312	0.420	0.599	0.610	0.0221
1/200	3.420	0.312	0.398	0.599	0.576	0.0221
1/220	3.100	0.312	0.376	0.599	0.548	0.0220
1/240	2.850	0.312	0.355	0.599	0.527	0.0219
1/260	2.650	0.312	0.334	0.599	0.511	0.0219
1/280	2.480	0.312	0.313	0.599	0.497	0.0218

内径 25 釐管

S	N	D	N.R	FR+D	V	Q
1/15	22.868	0.289	1.424	0.599	2.062	0.0284
1/20	20.332	0.289	1.300	0.599	2.065	0.0284
1/25	18.609	0.289	1.200	0.599	2.087	0.0287
1/30	17.212	0.289	1.110	0.599	2.117	0.0290
1/40	14.809	0.289	0.967	0.599	1.811	0.0279
1/50	13.612	0.289	0.907	0.599	1.590	0.0268
1/60	12.925	0.289	0.860	0.599	1.452	0.0263
1/80	11.128	0.289	0.729	0.599	1.249	0.0256
1/90	10.682	0.289	0.702	0.599	1.112	0.0252
1/100	10.309	0.289	0.679	0.599	1.022	0.0249
1/120	9.119	0.289	0.617	0.599	0.869	0.0241
1/150	7.117	0.289	0.540	0.599	0.700	0.0230
1/180	5.829	0.289	0.479	0.599	0.630	0.0221
1/200	5.420	0.289	0.457	0.599	0.596	0.0221
1/220	5.100	0.289	0.436	0.599	0.568	0.0220
1/240	4.850	0.289	0.415	0.599	0.547	0.0219
1/260	4.650	0.289	0.394	0.599	0.531	0.0219
1/280	4.480	0.289	0.373	0.599	0.515	0.0218
1/300	4.320	0.289	0.352	0.599	0.501	0.0218

内径 30 釐管

S	N	D	N.R	FR+D	V	Q
1/15	18.812	0.280	1.609	0.578	2.611	0.0484
1/20	16.852	0.280	1.487	0.578	2.615	0.0484
1/25	15.409	0.280	1.387	0.578	2.645	0.0487
1/30	14.262	0.280	1.300	0.578	2.685	0.0490
1/40	12.012	0.280	1.157	0.578	2.379	0.0479
1/50	11.012	0.280	1.087	0.578	2.158	0.0468
1/60	10.412	0.280	1.039	0.578	2.020	0.0463
1/80	8.612	0.280	0.908	0.578	1.717	0.0456
1/90	8.162	0.280	0.881	0.578	1.580	0.0452
1/100	7.812	0.280	0.858	0.578	1.443	0.0449
1/120	6.612	0.280	0.796	0.578	1.290	0.0441
1/150	4.610	0.280	0.719	0.578	1.121	0.0430
1/180	3.310	0.280	0.658	0.578	0.952	0.0421
1/200	2.910	0.280	0.636	0.578	0.918	0.0421
1/220	2.610	0.280	0.615	0.578	0.890	0.0420
1/240	2.410	0.280	0.594	0.578	0.868	0.0419
1/260	2.210	0.280	0.573	0.578	0.852	0.0419
1/280	2.010	0.280	0.552	0.578	0.837	0.0418
1/300	1.810	0.280	0.531	0.578	0.822	0.0418

内径 35 釐管

S	N	D	N.R	FR+D	V	Q
1/15	16.812	0.280	1.819	0.578	3.611	0.0884
1/20	15.352	0.280	1.707	0.578	3.615	0.0884
1/25	14.209	0.280	1.607	0.578	3.645	0.0887
1/30	13.262	0.280	1.520	0.578	3.685	0.0890
1/40	11.012	0.280	1.377	0.578	3.379	0.0879
1/50	10.012	0.280	1.307	0.578	3.158	0.0868
1/60	9.412	0.280	1.259	0.578	3.020	0.0863
1/80	7.612	0.280	1.128	0.578	2.717	0.0856
1/90	7.162	0.280	1.101	0.578	2.580	0.0852
1/100	6.812	0.280	1.078	0.578	2.443	0.0849
1/120	5.612	0.280	1.016	0.578	2.290	0.0841
1/150	3.610	0.280	0.939	0.578	2.121	0.0830
1/180	2.310	0.280	0.878	0.578	1.952	0.0821
1/200	1.910	0.280	0.856	0.578	1.918	0.0821
1/220	1.710	0.280	0.835	0.578	1.890	0.0820
1/240	1.510	0.280	0.814	0.578	1.868	0.0819
1/260	1.310	0.280	0.793	0.578	1.852	0.0819
1/280	1.110	0.280	0.772	0.578	1.837	0.0818
1/300	0.910	0.280	0.751	0.578	1.822	0.0818

七 路上路下占用工作物

道路占用工作物の設置については、大正九年四月一日公布昭和十一年四月改正の大阪市道路占用規程に準據し、その施工定規は昭和十一年四月公布の道路占用工作物工事執行規程によることとした。兩規程の整備により従來の區々なる取扱例を統一すると共に、路上路下工作物の設置並びに取締の公正を期し、且つ統制を圓滿ならしむることとなり、街路工事實施上多大の好果を齎すこととなつたものである。

前記道路占用工作物工事執行規程第十三條の規定に依る道路占用工作物の配置標準は左の通りである。

一 路上占用工作物ノ種類左ノ如シ

第一種工作物

巡查派出所、巡查見張詰所、地下道出入口、公衆電話室、街頭便所、消防又ハ消毒機具納庫、道路撒水井戸、同撒水唧筒、同材料置場及地下道通風口等

第二種工作物

- 郵便筒、街燈、地上式水道消火栓、電柱、電車側柱、送電用變壓塔、同開閉塔、各種配電筒、軌道轉轍手柄及電車信號塔等
- 路上占用工作物ノ設置ハ街角ヲ避クベシ、市長已ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第一種工作物ノ位置ハ道路廣場、橋詰廣場、其ノ他有効幅員外ノ地域ヲ選ブベシ、但シ市長已ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ長徑四米以下ノ地下道出入口、長徑二米以下ノ巡查見張詰所及長徑一・二米以下ノ公衆電話室ニ限り歩車道ノ區別アル道路ノ歩道内ニ於テ其ノ有効幅員五分ノ三以上ヲ存シ歩車道境界石ニ接シ之ヲ設ケシムルコトアルベシ
- 第二種工作物ノ位置ハ左ノ各號ニ依ルベシ。但シ長軸長一米、短軸長〇・八米ヲ超ユルモノ及ビ使用上支障ナキモノニ付

テハ前項本文ノ例ニ依ル

1 電柱電車側柱及地上式水道消火栓

(イ) 歩車道ノ區別アル道路ニ在リテハ歩道内ニ於テ歩車道境界石ノ車道側縁邊ヨリ柱ノ最近側迄〇・三米ノ間隔ヲ置クコト、但シ歩道幅員三米未満ノ場合ニ於テハ歩車道境界石ニ接セシムルコト

(ロ) 歩車道ノ區別ナキ道路ニ在リテハ側溝アル場合ハ側溝縁石ニ、側溝ナキ場合ハ路端ニ接セシメ、側溝ヲ設クヘキ場所ニ在リテハ路端ヨリ〇・五米ノ間隔ヲ置クコト

2 街燈ノ施設ニ付テハ街燈建設標準ニ依ルベシ

3 郵便筒及電車轉轍手柄

(イ) 歩車道ノ區別アル道路ニ在リテハ歩道内ニ於テ歩車道境界石ニ接セシムルコト、但シ幅員一・八米未満ノ歩道ニ於ケル郵便筒ハ路端ニ設クルコト

(ロ) 歩車道ノ區別ナキ道路ニ在リテハ側溝ノ道路側内縁ニ接セシメ、側溝ナキ場合ハ路端ニ設クルコト

4 送電用變壓塔、同開閉塔及各種配電筒

(イ) 工作物ハ側溝アル場合ハ成ルベク之ニ差シ掛ケ軸ニ長短アルモノニ付テハ長軸ハ道路ノ長ニ沿ハシムルコト

(ロ) 歩車道ノ區別アル道路ニシテ歩道幅員三・五米以上ノ場合ニ在リテハ工作物ノ長軸長一米、短軸長〇・八米ヲ超エザルモノ、歩道幅員三・五米未満一・八米以上ノ場合ニ在リテハ工作物ノ長軸長〇・六五米、短軸長〇・四五米ヲ超エザルモノニ限り歩車道境界石ニ接シ歩道ニ設クルコトヲ得、歩道幅員一・八米未満ノ場合ニ在リテハ長軸長〇・四五米、短軸長〇・四米ヲ超エザルモノニ限り路端ニ設クルコトヲ得

(ハ) 歩車道ノ區別ナキ道路ニシテ幅員十五米以上ノ場合ニ在リテハ工作物ノ長軸長一米、短軸長〇・八米ヲ超エザルモノ、幅員十五米未満ノ道路ニ在リテハ工作物ノ長軸長〇・六五米、短軸長〇・四五米ヲ超エザルモノニ限り側溝ノ道路側内縁ニ接セシメ側溝ナキトキハ路端ニ設クルコトヲ得。但シ工作物ヲ側溝ニ差掛クルコトニ依リ、側溝ノ道路側内縁ヨリ道路ニ〇・五米以内突出スル場合ハ幅員十五米未満ノ道路ニ於テ長軸長一米、短軸長〇・八米ヲ超エザルモノニ限り之ヲ設クルコトヲ得

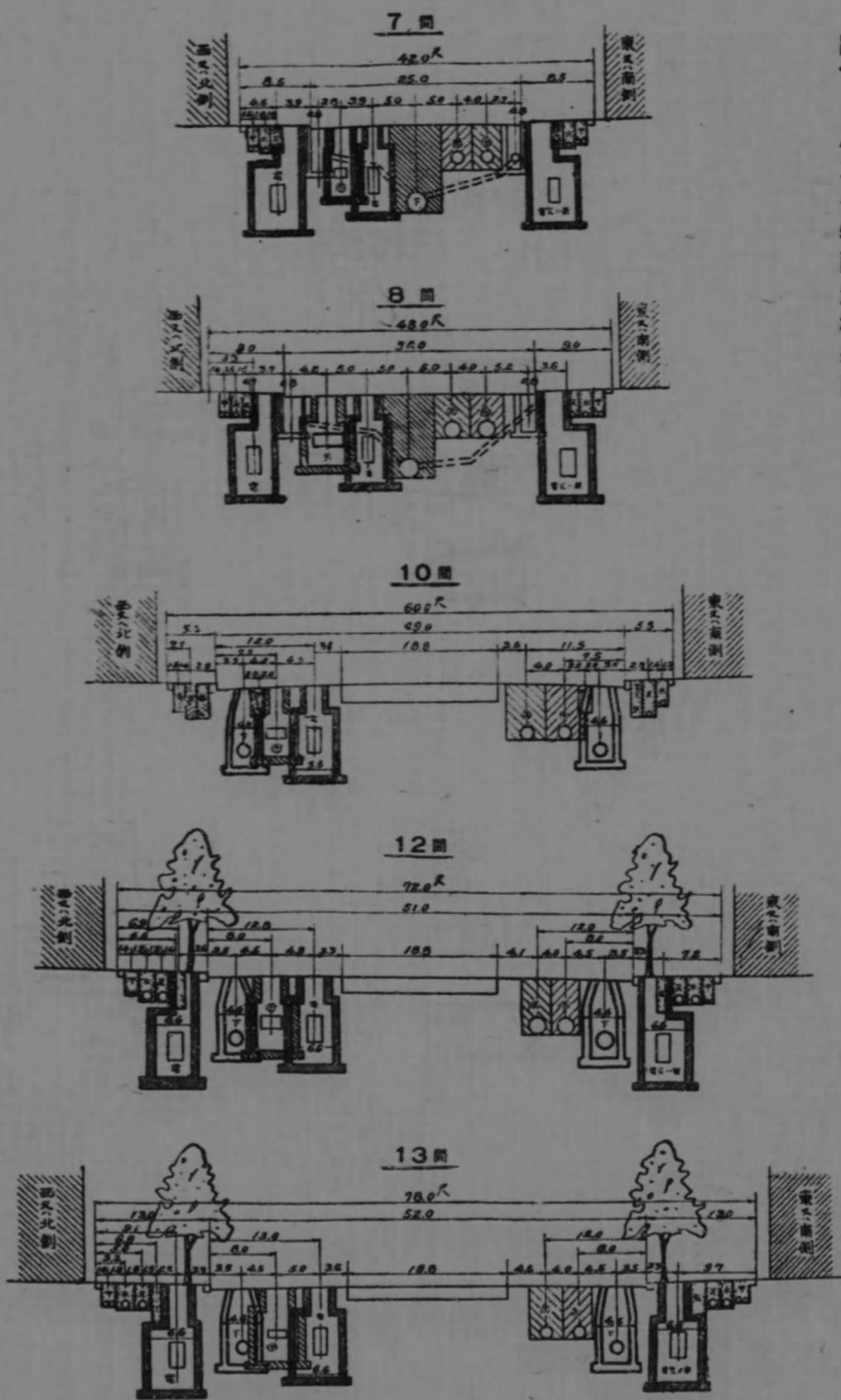
- (ニ) 歩車道ノ區別ナキ道路ニシテ幅員六米未満ノ場合ニ在リテハ工作物ノ長軸長〇・六米短軸長〇・四米未満ノモノニ限リ側溝ノ道路側内縁ニ接セシメ、側溝ナキトキハ路端ニ之ヲ設クルコトヲ得
- 五 路下占用工作物ノ位置ハ特別ノ事由ノアル場合ノ外別紙標準圖ニ依ルベシ

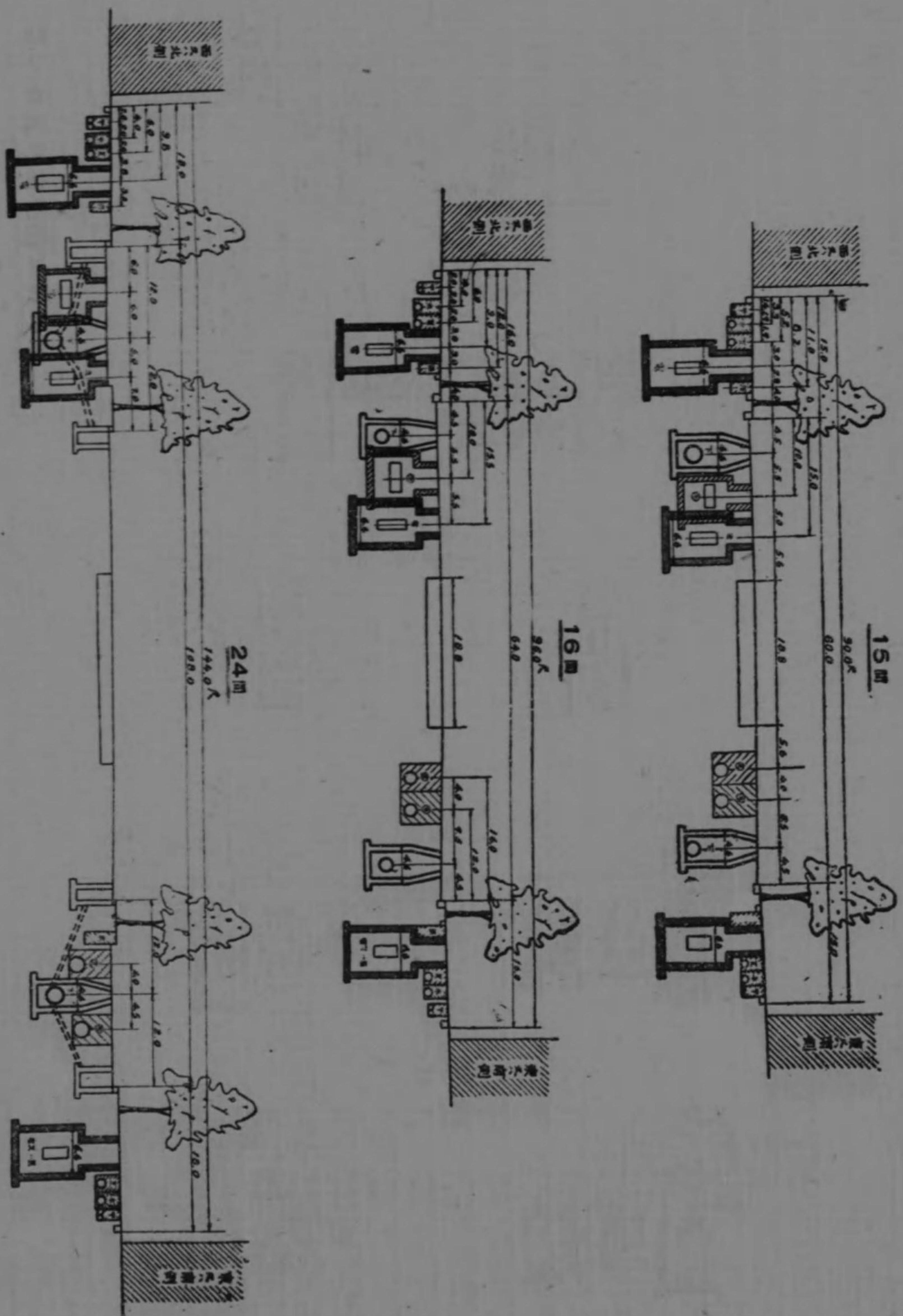
(附記)

- (イ) 圖例ハ通常北面又ハ東面ニシテ現地ニ適用スルモノトス
- (ロ) 圖例ハ街路新設ノ場合ニ適用スルノ外、既設及擴張街路ニアリテモ新設及改設埋設物ヲ本圖例ニ準據シ將來總テノ街路ニ於ケル工作物ノ整理統一ヲ期スルモノトス
- (ハ) 圖例以外ノ路幅ヲ有スル街路ニ於ケル工作物ノ配置ハ通常之ニ近キ路幅ノ例ヲ準用スルモノトス
- (ニ) 「マンホール」「ハンドホール」消火栓等ノ附屬工作物ハ成ルベク本配置以上ノ地積ヲ占有セザルコト、シ、構造上己ムヲ得ザル必要部分ニ對シテハ隣接埋設物ハ之ニ必要ナル轉位ヲ行フモノトス
- (ホ) 埋設物ノ深度ハ大正九年七月内務省訓令第十一號ニ依ルノ外、二線以上交又スル場合ハ下水管以外ニ在リテハ通常交又點ニ於ケル埋設物軸線ノ比高ニ依リ其ノ上下ヲ定メ、同一比高ニ依リ交又スル時ハ占用横斷面積大ナルモノヲ下方トス
- (ヘ) 金屬製管路ハ電車軌條ト六尺以上ノ間隔ヲ保タシムルモノトス

次に示す工作物配置標準圖例は第一次都市計畫事業のうち、街路新設擴張工事に採用されたるものである。

路下占用工作物配置標準圖





八 施工手続

街路新設擴張工事はその當初(大正十二年頃)に於ては原則として請負により之を施行したものであつて、昭和四年頃までは全部此の方針の下に進められて来た。然るに工期の厳守と沿道住民に對する關係とを考慮の結果、昭和四年十一月北安治川通線の工事に於て始めて直營を採用したが、その結果は甚だ好評を博したので、爾後は屢々直營により施工することゝなつた。勿論當時の經濟不況に鑑み、失業日傭労働者給職の意味も多分に含まれてゐたものである。施行手続と言つても格別他の工事實施手続と異なるものではないが、記録の爲に大要を摘記すれば次表の通りである。

○請負工事の場合

- 一 事業案 總工費三千圓以上の場合ハ市長、三千圓未満の場合ハ土木部長ノ決裁ニ依リ施工案ヲ決定スル(專決規程)
- 二 契約 調度課ニ於テハ土木部ヨリ回附サレタル設計書及ヒ明細書(共ニ豫定價格記入アルモノ並ニ無キモノノ別アリ)ニヨリ請負人ト契約ヲ締結スル 此ノ方法ハ原則トシテ入札ノ方法ニ依ル
- 三 確定 契約後請負人ヲシテ工事内容明細書ニ金額ヲ記入シ土木部ヘ提出セシメル 土木部ニ於テハ之ニヨリ査定シ應諾スル 孰レモ調度課ヲ經由スルノデアル
- 四 着工 右手續終了後工事ニ着手スル 調度課ニ於テハ契約通知書ヲ請負人ニ、通知書寫ヲ土木部ヘ送附スル

○直營工事の場合

- 一 事業案 前項ト同ジ 但シ金額ハ五千圓ヲ限界トスル

第二項 道路工事仕様書

茲には請負道路工事の場合に適用せられた最も一般的な工事仕様書を例示することとし、尙、特殊構造物の築造或は施行方法の変更等に關しては夫々必要の都度、必要事項を作成附加することは言ふまでもない。

工事仕様書

第一章 總 則

- 一 工事ハ總テ本工事ニ關スル設計書、圖面及ビ仕様書ニ據リ本市保員ノ指示ニ從ヒ嚴密入念ニ施行スベシ、圖面ニ示ス築造物ノ位置及ビ構造等ハ凡テ出來上リ寸法トス。
但シ實施ニ際シ本市ノ都合ニ依リ多少ノ變更ヲナサシムルコトアルベシ
 - 二 本仕様書及ビ圖面ニ明記セザルモノト雖モ本工事進行ノ爲當然必要ナル些少ノ工事ハ本市保員ノ指示ニ從ヒ請負人ノ費用ヲ以テ施行スベシ
 - 三 工事着手前其ノ全般ニ亘リ詳細ナル工程表ヲ提出シ該表ニ基キ工事ノ進捗ヲ計ルベシ、工程表提出ト同時ニ各區劃毎ニ着手及竣功ノ期日ヲ定メ本市ノ承認ヲ受クベシ
 - 四 各種工事ハ必ズ本市保員ノ承認ヲ得テ着手スベシ、原則トシテ道路ノ片側ツツヲ施行シ他側ノ交通ニ支障ナカラシムルハ勿論同側ニ於テモ歩道ヲ先ニ車道ヲ後ニシ其他工事施行ノ順序方法等ニ關シテハ凡テ保員ノ指示ニ從フベシ
 - 五 出役職工人夫等ハ各其ノ擔當工事ニ熟練セルモノヲ使用シ其ノ人員ハ毎前日ニ本市保員ニ申出ツベシ、尙、就業時間ハ原則トシテ左記ニ依リ時間外作業ニ對シテハ豫メ本市保員ノ承認ヲ受クベシ
- 就業時間
自四月一日 午前七時三十分ヨリ午後四時三十分
至十月末日
自十一月一日 午前八時ヨリ午後四時三十分
至三月末日

- 六 本工事施行區域中ニ他ノ諸工事(水道、下水、電信、電話、瓦斯、送電設備)ヲ施行スルコトアルモ其等從業者ト常ニ圓滿ナル協働ヲ保テ工事ノ進捗ヲ計ルベシ、尙、本工事ニ關聯セル之等諸事業ノ材料及ビ監督等ノ爲本工事ニ支障ヲ及ボスコトアルモ請負人ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス
- 七 工事施行ニ關シテハ昭和八年十月三十一日大阪府令第二百二號交通取締規則第七十五條(該府令發令前ハ大正十一年大阪府令交通取締規則第十條ニ依ル)ヲ遵守スベキハ勿論「大阪市道路占用工作物工事執行規定」ニ準シ交通並ニ保安上深甚ノ注意ヲ怠ルベカラズ、特ニ道路屈壓等ニ際シテハ地先居住者ノ出入ヲ妨ケザル様注意等ヲ設備スベシ
- 八 工事中ハ其ノ施行區間ノ兩端ニ本市指定ノ工事標示ヲナシ且ツ工中施行ノ爲メ交通ノ禁止又ハ制限ヲサントスル時ハ所轄警察署ノ許可ヲ受ケ所定ノ標示ヲナシ夜間ハ注意灯ヲ點スヘシ
- 九 掘坑ノ附近ハ勿論屈壓土砂並ニ諸材料ノ堆積箇所及各施行區劃毎ニ恰好ヨキ防護欄ヲ懸ラシ人畜ノ出入ヲ防ギ欄柱ノ諸所ニハ晝間ハ赤旗夜間ハ赤色灯ヲ點スヘシ、其ノ位置及形狀等ニ關シテハ保員ノ指示ニ從フヘシ
- 一〇 被覆土過少ニシテ屈壓其他ニ依リ損傷ヲ生スル虞アル工作物ニ對シテハ保員ノ指示ニ從ヒ豫メ適當ナル防護設備ヲ講スヘシ
- 一一 掘坑機ノ運轉ハ本市直營ニテ之ヲ行フ、但シ之カ運轉ニ關シ必要ナル助力ヲナスヘシ
- 一二 請負人ハ現場附近ニ假倉庫ヲ設ケ支給材料並ニ掘坑機用消耗品ノ保管ヲナスヘシ、特ニ揮發油ノ如キ危險ナルモノニアリテハ法規ノ定ムル所ニ從ヒ充分保管ノ責ニ任スヘシ
- 一三 交付材料及掘坑機用ノ各消耗品ノ保管中ニアリテハ各材料使用ノ明細記入帳簿ヲ作製シ之等使用數及殘存數ヲ明細ニ記入シ保員ニ提示承認ヲ受クヘシ、尙殘存品ニ對シテハ隨時本市ノ検査ヲ受クヘキニツキ各種別ニ從ヒ常ニ整頓シ置クヘシ
- 一四 請負人ハ毎夜必ス番人ヲシテ絶ヘス工事現場、物品倉庫及係員詰所ヲ巡視セシメ物品ノ盜難其他ノ事故ヲ生セザル様注意スヘシ、物品盜難ノ場合ハ請負人ニ於テ賠償スヘシ
- 一五 工事中降雨ノ際ハ人夫ヲ出役セシメ排水ヲ完全ニシ交通其他ニ支障ナカラシムヘシ
- 一六 盛土並ニ切取土ノ量ハ支障物移轉前ノ實測ニ基キ算定シタルヲ以テ家庭ノ移轉其他ノ事由ニ依リ多少ノ増減ヲ免レサルニ付請負人ハ實施ニ付キ調査シ相當ノ増減ヲ見込ミオクヘシ
- 一七 掘出ノ土、瓦、礫、其他ノ不生產品等ハ凡テ指定通り運ニ取片付跡掃除ハ完全ニナスヘシ、若シ之ヲ怠リタルトキ、又ハ運搬アリト認ムルトキハ本市代リテ之ヲ處理シ請負人ニ費用ヲ負擔セシムルモノトス
- 一八 請負人ハ工事請負契約ト同時ニ設計書及支給材料運搬費ノ單價及金額ヲ各欄ニ涉リ明記ノ上保員ニ提出スヘシ
- 一九 設計數量ハ本市ノ都合ニ依リ變更スルコトアルヘシ、此ノ場合變更設計數量ニ應シ請負單價ニ依リ金額ヲ増減スルモノトス
- 二〇 竣功ノ結果出來型ト設計數量トニ多少ノ差生シタルトキハ請負單價ニ依リ金額ヲ増減ス、但シ此ノ場合盛土、切取殘土、支給材料運搬費、

- 一 雜費ニ限リ出來型ニ依ル増減ヲナサス
- 二 工事完成シタルトキハ跡片付ヲ完全ニシ附近ヲ清掃シ本市ノ竣功検査ヲ受クヘシ
- 三 工事保護期間ハ竣功後滿一ケ年トシ該期間内ノ自然磨損以外工事施工上瑕疵ト認ムベキ損傷ニ對シテハ請負人ハ本市ノ解釋ニ從ヒ無償修復スルモノトス、但シ之ニ要スル材料中本市交付材料ハ本市之ヲ支給ス
- 四 工事用諸材料ハ總テ工事現場ニ搬入後係員ノ指示スル個所ニ設置スヘシ、特ニ「コンクリート」用砂及砂利ハ適當ノ高さニ積立テ其ノ周圍ハ版又ハ其他ノ材料ヲ以テ保護シ、常ニ清淨ナラシムヘシ
- 五 本仕様書記載字句ニ疑義ヲ生シタルトキハ本市ノ解釋ニ從フヘシ

第二章 土 工

- 一 本章ハ本工事ニ於ケル總テノ土工ニ適用スルモノトス
- 二 土工ハ着手前豫メ塵芥、草木根、其他ノ有害物ヲ除去シ遺型ニ從ヒ施工スヘシ
- 三 切 取
 - イ 切取ハ掘越ヲナサ、ル標注意スヘシ但シ切取面以下ト雖モ工事ニ支障ヲ及ホス虞アル不良土其他ノ障礙物ハ之ヲ撤去シ良質土ト入換フヘシ
 - ロ 掘鑿土ハ一般交通運ニ沿道家屋ノ出入ニ支障ナキ様即日係員ノ指定又ハ承認セル場所ニ運搬スヘシ
 - ハ 掘鑿土砂中良質土ノモノハ係員ノ承認ヲ經テ盛土又ハ後埋ニ使用スルコトヲ得
 - ニ 掘鑿ニ依リ生シタル延石、間知石、割石、其他本市ニ於テ必要ト認メタルモノハ現場内指定ノ場所ニ設置シテ係員ノ指揮ヲ受クヘシ
- 四 盛 土
 - イ 盛土ハ地盤ノ最凹所ヨリ盛り之ヲ厚サ二十釐程度毎ニ敷均シ係員ノ承認セル用具ヲ以テ充分固定スヘシ
 - ロ 特ニ傾斜セル地盤上ニ盛土スル場合ハ係員ノ指示ニヨリ傾斜面ヲ階段形ニ一旦切均シノ上ニテ施工スヘシ
 - ハ 掘鑿其他ニ基ク盛土ノ沈定ヲ見込ミ土質及盛土高ニ應ジ係員ノ指示ニ從ヒ相當ノ餘盛ヲナスヘシ
 - ニ 盛土法面ハ持ニ充分打叩キ締固ムヘシ
- 五 根 堀
 - イ 根堀ハ各築造物ノ底面形状ニ應ジ所定ノ深サニ平均ニ切均スヘシ
 - ロ 根堀ニシテ深サ一・五米以上ニ及フトキハ持ニ係員ノ承認ヲ受ケタル場合ノ外矢板工ヲ施スヘシ
 - ハ 矢板工ハ概ネ一・五米間隔ニ杭打ヲナシ「横バタ」ヲ取付ケ矢板ヲ互ニ密接シテ打込ムヘシ、但シ係員ノ承認ヲ得テ他ノ工法ニヨルヲ妨ニ盛リ上クヘシ

ケス
ニ 矢板工ハ係員ノ指示ヲ俟ツニ非サレハ扱取ルヘカラス

- 六 埋 戻
 - イ 埋戻シハ係員ノ指示ニヨリ盛土ノ場合ニ準シ良質土砂ヲ以テ入念ニ施スヘシ
 - ロ 特ニ掘固メニ際シテハ築造物ニ損傷ヲ及ホサ、ル標慎重ナル注意ヲ拂ヒツ、充分掘固ムヘシ
- 七 街路樹根圍内土填入替ヘハ現場係員ノ指示ニ從ヒ掘石ニ支障ヲ及ホサ、ル標周圍ヨリ約六釐ヲ隔テ深サ平均六〇釐ヲ掘下ケ別ニ豫メ見本ヲ提出シテ承認ヲ得タル真土ヲ運搬ノ上一五釐目篩ヲ以テ叩碎ニ篩分ケ瓦、礫類、土塊等ヲ除去シタルモノヲ埋戻シ掘石ノ表面ヨリ三〇釐高ニ盛リ上クヘシ

第三章 「コンクリート」及「モルタル」

- 一 本章ハ本工事ニ於ケル總テノ「コンクリート」及「モルタル」工事ニ適用スルモノトス
- 二 「コンクリート」及「モルタル」ハ凡テ本市係員ノ指揮ニ從ヒ入念ニ施行スヘシ（昭和六年以降ハ特ニ指定スルモノ、外原則トシテ土木學會規定「護筋コンクリート標準示方書」ニ準據スルコト、セリ）但シ之カ使用材料ハ左記ニ依ルヘシ（省略）
- 三 「コンクリート」及「モルタル」ノ配合ニ於テ「セメント」ハ重量ニ依リ其他ノモノハ一定ノ辨又ハ重量ニヨリ檢量シ所定ノ配合ニ基キ各材料ハ充分混和セラレ其ノ練上リハ色澤一様ニシテ粘性ニ富ミ其ノ質均等ニシテ硬軟ノ程度ハ係員ノ指示ニ依ルヘシ
- 四 「コンクリート」ハ總テ機械練トス、但シ止ムヲ得サル場合ハ僅少ナル範圍ニ於テノミ係員ノ許可ヲ得テ手練トナスコトヲ得
- 五 「コンクリート」及「モルタル」ノ填充又ハ鋪設作業ハ練合セ後一時間以内ニ於テ完了スヘシ、一部硬化ヲ開始セルモノハ使用スヘカラス
- 六 使用材料及路面ノ凍結セルトキ又ハ凍結ノ虞アルトキハ「コンクリート」ヲ施行スヘカラス、但シ填充又ハ鋪設後「コンクリート」凍結ノ虞アル場合ハ係員ノ指示ニヨリ適宜ノ處置ヲ構スヘシ
- 七 「コンクリート」ハ係員ノ承認セル作業區劃ヲ完了スル迄連續シテ施行スヘシ
- 八 既ニ凍結セル「コンクリート」ニ接シ新ニ打足シ施行ラスルトキハ既設部分ヲ粗面トナシ清水ニテ充分洗滌シテ後入念ニ施行スヘシ
- 九 完成セル「コンクリート」及「モルタル」面ハ係員ノ指示ニヨリ種類其他ニ依リ表面ヲ覆ヒ係員必要ト認ムル期間時々撒水シテ常ニ適當ナル濕氣ヲ保タシメ且ツ防凍其他充分ノ保護ヲ加フヘシ

第四章 基 礎 工

- 一 本章ハ鋪裝基礎ヲ除キ管渠、人孔、水孔其ノ他總テノ基礎工ニ適用スルモノトス

第二章 道路工事

- 二 基礎ハ先ス根堀内ノ水ヲ排除シ泥土等ヲ除去シ、本市係員ノ検査ヲ受ケ根堀完全ナルヲ確メタル後基礎層ヲ敷均シ、重量三十斤以上ノ錘ヲ以テ充分搗固メ爾後所定ノ通り施工スヘシ
- 三 基礎「コンクリート」ハ所要ノ大サニ圍板ヲ設ケ所定ノ「コンクリート」ヲ敷均シ始テ充分搗固メ其ノ表面ニ水ノ滲出スルヲ度トス、斯クノ如クシテ所定ノ厚サニ達シタル後凸凹ナキ様トシ敷均シ其ノ表面ハ逐層ヲ以テ覆ヒ時々撒水シテ乾燥ヲ防ギ極寒ノ時季ニ於テハ氷結セサル様相當ノ保護手當ヲナスヘシ、而シテ施行後相當ノ時日ヲ経過スルニ非サレハ上部工ニ着手スヘカラス、管ノ基礎「コンクリート」ハ特ニ本市係員ノ指示ヲ受ケ先ス其ノ下部ヲ施工シ上部工ハ管伏設ニ伴ヒ充分填隙入念ニ施工スヘシ

第五章 排水工

一人 孔

イ 別紙圖面ニ依リ位置寸法及構造等所定ノ如ク入念ニ施工スヘシ
 在來下水管ノ一部ヲ改道其ノ間ニ新設設置スルモノニアリテハ特ニ必要以外ノ構造物ヲ破損セシメサル様充分ノ保護ト注意トヲ爲シ在來排水管取除ニ際シテハ必ス係員ノ指示ニ依リテ之ヲ行フヘシ

若シ施工部分外排水管ヲ破損スル必要ヲ生ジタル時ト雖モ其ノ取換品ヲ交付セサルヲ以テ請負人ニ於テ新品ト取換ヘ完全ニ復舊スヘシ
 設置ノ箇所ハ概ネ既設道路ノ中央ニ位置シ交通繁多ナル箇所多キヲ以テ掘方ヲ爲ス以前ニ豫メ本工事ニ要スル設備萬端ヲ完備セル後ニ行ヒ湧水等ニ對シテハ矢板工ヲ施シ附近土砂ノ崩壞ヲ防キ排水等完全ニ爲シ迅速ニ工事ヲ進捗セシムル様努ムヘシ

ハ 既設排水管除去ニ際シテハ管内ノ流水ヲ一時モ停滯セシメサル様係員ノ指示ニ從ヒ完全ナル假通水設備ヲナスヘシ

二 水 孔

イ 基礎ハ根堀完全ナルヲ確メタル後係員ノ指示ニ從ヒ圖面ノ通り入念ニ施工スヘシ
 水孔塞用煉瓦ハ燒過ニ等品タルヘク本市係員ノ検査ニ合格セル新品トス
 ハ 煉瓦ハ使用前適度ニ吸水セシメ泥土塵芥等ハ完全ニ除去スヘシ

ニ 水孔ハ基礎「コンクリート」面ヲ充分清掃シ敷「モルタル」ヲ施シタル後「モルタル」ヲ以テ英式煉瓦壘蓋ヲ行ヒ所定ノ金物及接續管（場台ニ依リテハ管挿入孔）ヲ取付ケ石蓋ヲ据付ケルモノトス

三 排 水 管

イ 排水管ハ「コンクリート」管及土管ニシテ「コンクリート」管ハ本市之ヲ支給ス
 露筋「コンクリート」管ハ伏設ニ先立チ「カラー」ヲ取付ケ置クヘシ
 露筋「コンクリート」管ハ完成セル根堀内ニ接手續所ヲ測定シ基礎砂利ヲ施シ充分搗固メ製作セル「コンクリートブロック」ヲ据ヘ此ノ

上ニ伏設シ土管ハ先ツ下部基礎ヲ作成シ上面ヲ清掃シ泥土塵芥等ヲ除去シテ伏設スヘシ、尚根堀ニ際シ必要ナル場合ハ矢板工ヲ施シ又湧水アル場合ハ排水ヲ完全ニナスヘシ
 二 管伏設後ハ「ヤーン」ヲ打込ミ「モルタル」ヲ以テ所定ノ接手續裝ヲ行フヘシ、尚接手續上部指「コンクリート」ハ管伏設ニ伴ヒ充分管ノ下層ニ行キ波ル様搗固メ入念ニ施工スヘシ
 三 管伏設後ハ逐層ヲ以テ覆ヒ相當ノ保護ヲナスヘシ
 四 埋戻シハ係員ノ許可ヲ得テ後入念ニ取行フヘシ

第六章 延 石 工

- 一 歩道縁石直線部「コンクリートブロック」道路境界石「コンクリートブロック」ハ現品ヲ交付ス、但シ据付ニ際シ必要ヲ生シタル場合ハ係員ノ指示ニ從ヒ加工ノ上入念ニ据付ケルモノトス
- 二 歩道縁石曲線部用石材ハ香川縣小豆島、青木島、愛媛縣大島、岡山縣大島産ノモノニシテ左ノ一ニ該當スルモノハ使用スヘカラス
 イ 著シク赤褐色ヲ帶フルモノ、又ハ腐蝕ノ斑點ヲ帶フルモノ
 ロ 折損ノ虞アル筋目ノアルモノ
 ハ 品質脆弱ナルモノ、又ハ外皮ノ附着スルモノ
- 三 形状寸法ハ別紙圖面ニ從ヒ左記ニ依リ裁斷ナク完全ニ仕上クヘシ
 天面合端及車道側々面全部
 上 叩 キ
 中 切
 下 取
 其 他 削 取
- 四 延石ハ使用前泥土塵芥等充分ニ除去シ合端ハ清水ヲ以テ濕ラシ 遺型ニ從ヒ基礎「コンクリート」ヲ充分清掃シ敷「モルタル」ヲ施シタル後目地幅ハ九寸以下トシ其ノ位置高低等正確ニ据付ケルモノトス、但シ縱斷勾配ノ變換點ニハ係員指示ノ曲線ヲ設置スヘシ
- 五 延石工ハ何レモ施工後相當ノ期間経過ヲ以テ覆ヒ時々撒水シテ適當ノ保護ヲナスヘシ

第七章 雜 則

- 一 工事施行ノ爲メ家屋其他ノ構造物又ハ人畜其他ノ損害ヲ及ホシタルトキハ請負人ハ復舊又ハ賠償ノ責ニ任スヘシ
- 二 材料交付後ニ於テ之カ紛失盜難及破損ニ基ク損害ハ請負人ニ於テ賠償購入ノ上係員ノ検査ヲ受ケ之カタメ工事進捗上ニ支障ヲ來タサ、ル様

注意スヘシ

- 三 交付材料支給ノ遅延其他請負人ノ過失ニ非サル理由ニ依リ工事ノ遅延又ハ中止ヲ來タシ又ハ他工事ニ依リ生シタル損害ニ對シ本市ハ一切賠償ノ責ニ任セス
- 四 本市ノ都合ニ依リ支給物品ノ交付場所ヲ變更スルコトアルモ請負人ハ異議ヲ申立ツコトヲ得ス
- 五 交付セラレタル「セメント」ハ現場ニ於テ保員ノ數檢査ヲ受ケ一々交付印捺印ヲ受ケタル後請負人ニ於テ之ヲ倉庫ニ搬入保管スヘシ、而シテ空袋ハ使用當日毎ニ保員ト請負人立會ノ上數檢査シ其ノ日ノ使用數ヲ確定スルモノトス、但シ空袋ハ倉庫ニ返納スヘシ
- 六 「コンクリート」混合用水ハ水道管敷設後ハ現場附近ニシテ本市ノ適當ト認ムル位置ニ於テ給與ス、但シ「スタンドパイプ」及「ホース」ハ請負人ニ於テ設備スヘシ
- 七 工事中請負人ノ希望ニ依リ排水管「カラー」取付用器具「コンクリート」混合機一臺ヲ無償貸與スルコトアルヘシ、但シ本市ノ都合ニヨリ使用中ト雖モ返納ヲ命スルコトアルモ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス
- 八 前項器具ノ貸與ヲ受ケタル場合請負人ハ之カ運搬保管並ニ破損ニ對スル修理等一切ノ責ニ任シ叮嚀ニ取扱ヒ使用済後ハ清掃シ速ニ返納スヘシ
- 九 工事監督員詰所
 - イ 工事中ハ約二十五平米ノ本市保員詰所ヲ設ケ晝夜共番人ヲ附シ備品ノ保管其他ニ任スヘシ
 - ロ 詰所ニハ机三脚椅子五脚何レモ新品程度ノモノヲ備ヘ便所、手洗其他必要ナル設備ヲナシ請負人ノ負擔ヲ以テ電灯（四〇ワット程度）二個ヲ設置スヘシ
 - ハ 請負人ハ工事期間中監督員詰所又ハ其ノ附近人家ニ於テ何時ニテモ本市保員ガ電話及水道ヲ使用シ得ル様取計ヲヘシ、但シ之ニ要スル費用ハ請負人ノ負擔トス
 - ニ 詰所ノ位置ハ保員ノ指定ニ依ルヘシ、但シ工事ノ都合ニ依リ詰所ノ移轉ヲ要スル場合ハ保員ノ指示ニ從ヒ速ニ行ヒ工事進捗上其他ニ支障ナカラシムヘシ
 - ホ 詰所ニハ工事ノ直接責任者及番人ノ外ハ一切出入ヲ爲サシメサル様特ニ請負人ニ於テ注意監督スヘシ
- 一〇 家屋移轉跡其ノ他ニ基礎ノ殘存セルモノアリテ該部ヲ破壞スル必要ヲ生シタル場合ト雖モ請負人ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

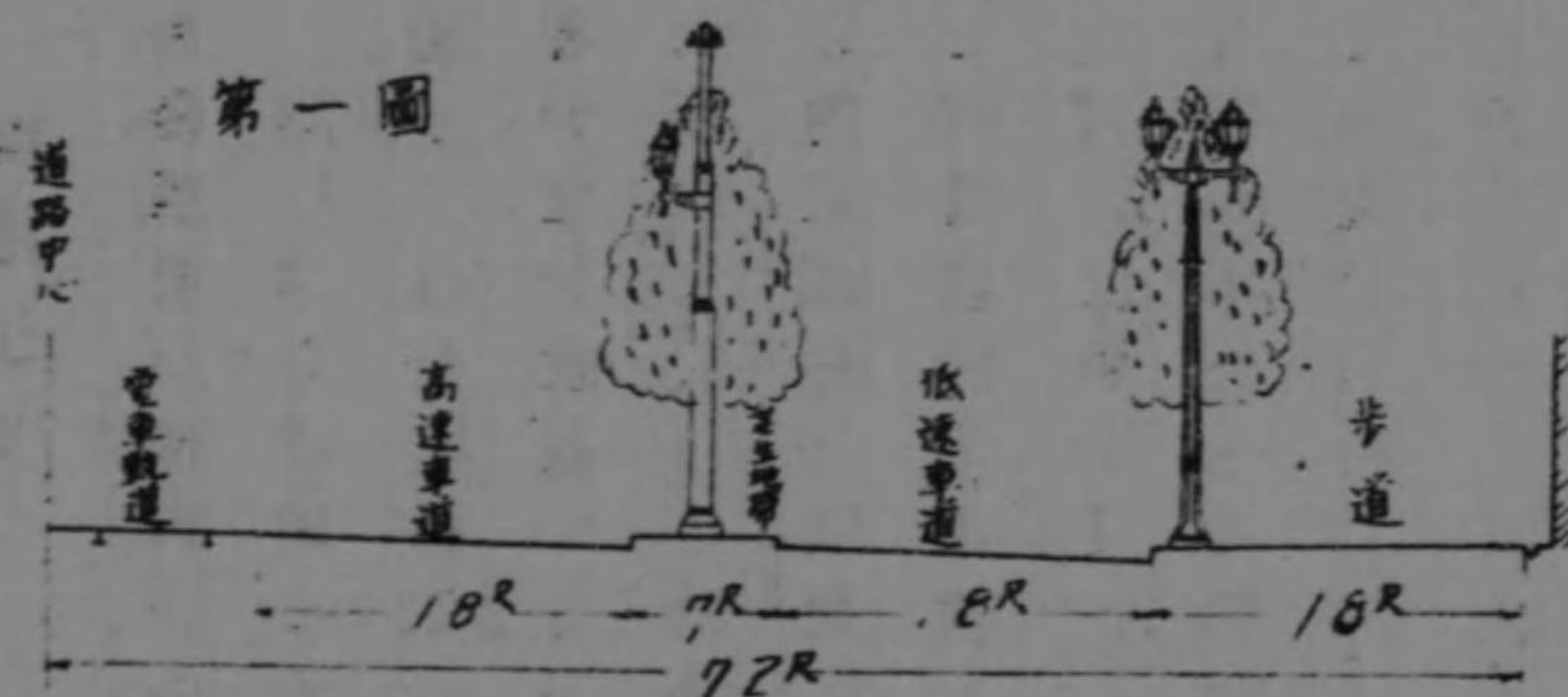
第三項 附屬 工事

一 街路照明

街路照明が都市の街路に缺くべからざる施設であることは已に一般に認むるところである。然し乍ら我國に於ては街路照明なる用語の普及するに至つたことすら比較的近代の事に屬し、道路關係法令に於ても未だ之を道路の附屬物として取扱ふ定めすらなく、道路管理者が之を設置するものは甚だしい。

大阪市に於ける街路照明燈は昭和十五年三月末現在にして凡そ八千五百基を算へるが、此の内大部分は民間において各種の機會に設置したものであつて、第一次都市計畫事業に於て御堂筋線の建設と同時に設置したのが市設街路照明燈の最初である。而して其後現在までには之程計畫的に設置されたものはない。御堂筋の街路照明燈の建設にあつては、本街路が本市中心部を貫通する重要街路である點に鑑み、之が設計施工共に特に慎重を期して調査を実施した。即ち本市は廣路御堂筋線自省線大阪驛前、至南海鐵道難波驛前の最初の歟入部分たる阪神急行電鐵阪急ビル前から大江橋北詰に至る街路新設擴築工事を大正十五年に施工するに方り、照明學會關西支部に「大阪都市計畫廣路街路照明」に對する實施案の調査方を委囑したものであつて、同學會は直に照明委員會を組織して調査研究の結果、その成案を回附して來た。本市に於ては同案に基き該道路工事區域内に於ける街路照明燈の實施設計を作成し、之によつて建設したのであつて、大江橋以南終點に至る照明施設も

大體前述區間のものに準じて實施した。参考のためその成案を記録すれば次の通りである。

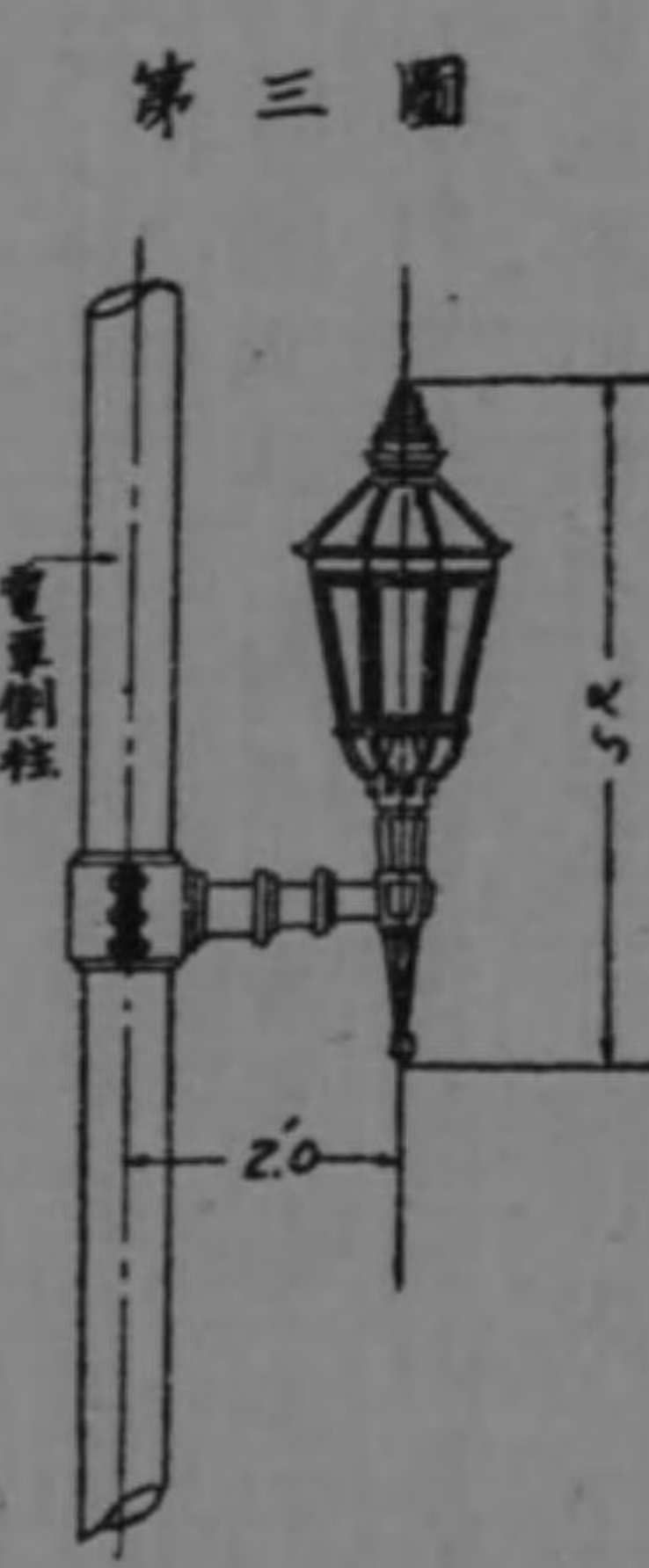
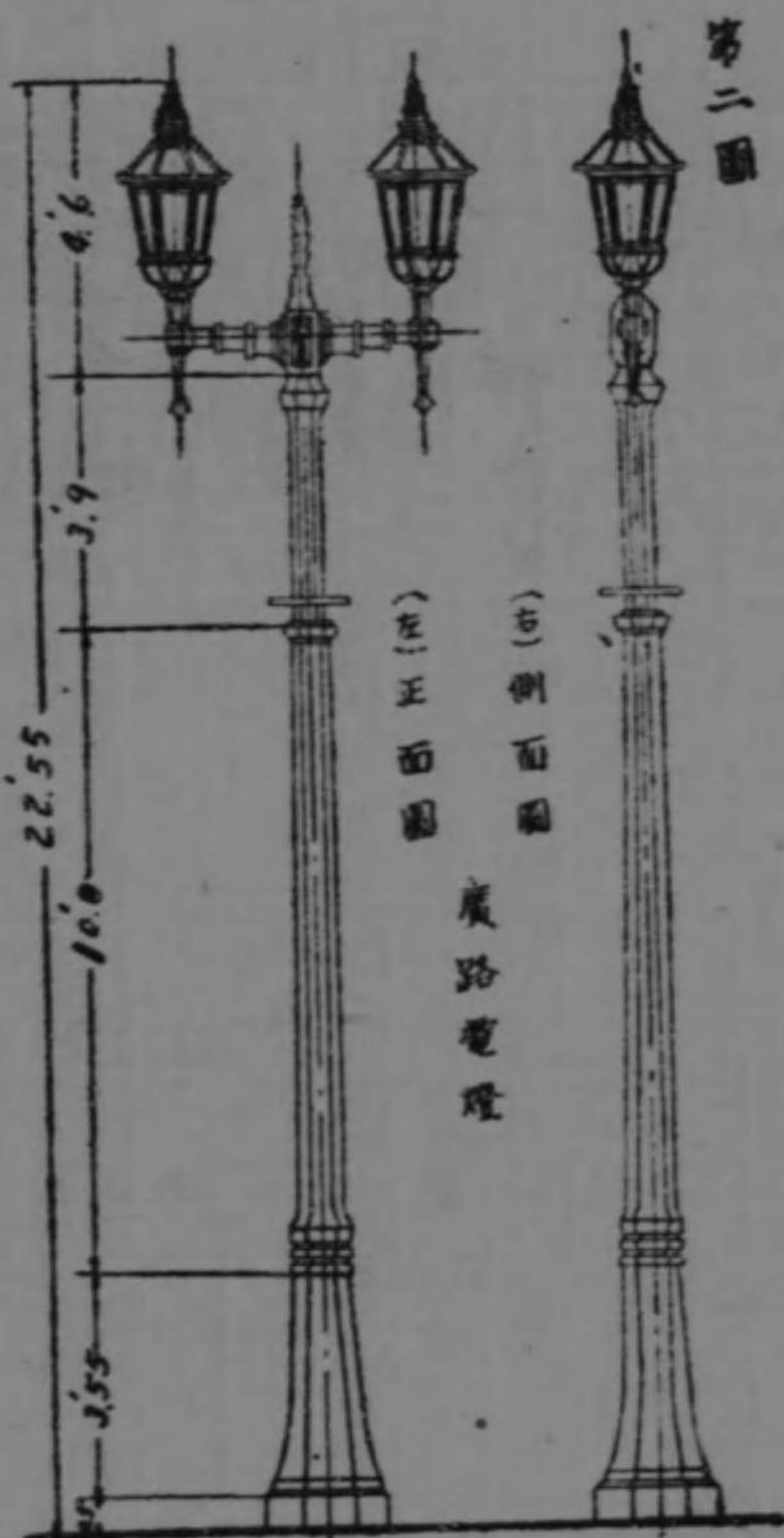


第一圖 横断面圖

- 一 燈 柱
 - イ 位 置 兩側歩道街路樹の線に對立して電車側柱と千鳥の位置に建設すること(第一圖参照)
 - ロ 間 隔 十五間を標準とす
 - ハ 光 源 三〇〇「ワット」瓦斯入電球二個、但し將來五〇〇「ワット」に増燭すること
 - ニ 光源の高さ 地上二〇尺とす
 - ホ 形 状 二燈上向反射器附(第二圖参照)
 - ヘ 腕の方向 路線に直角
 - ト 色 彩 暗綠色
- 二 電車側柱燈
 - イ 位 置 芝生地帯街路樹線上に建設すること(第一圖参照)
 - ロ 光 源 三〇〇「ワット」瓦斯入電球一個、但し將來五〇〇「ワット」に増燭すること
 - ハ 光源の高さ 地上十八尺
 - ニ 形 状 一燈上向ブラケット式(第三圖参照)
 - ホ 腕の方向 軌道に向ひ路線に直角なること
 - ヘ 色 彩 暗綠色
 - ト 配線方式 並列架空線式、但し引下し配線の體裁を考慮すること

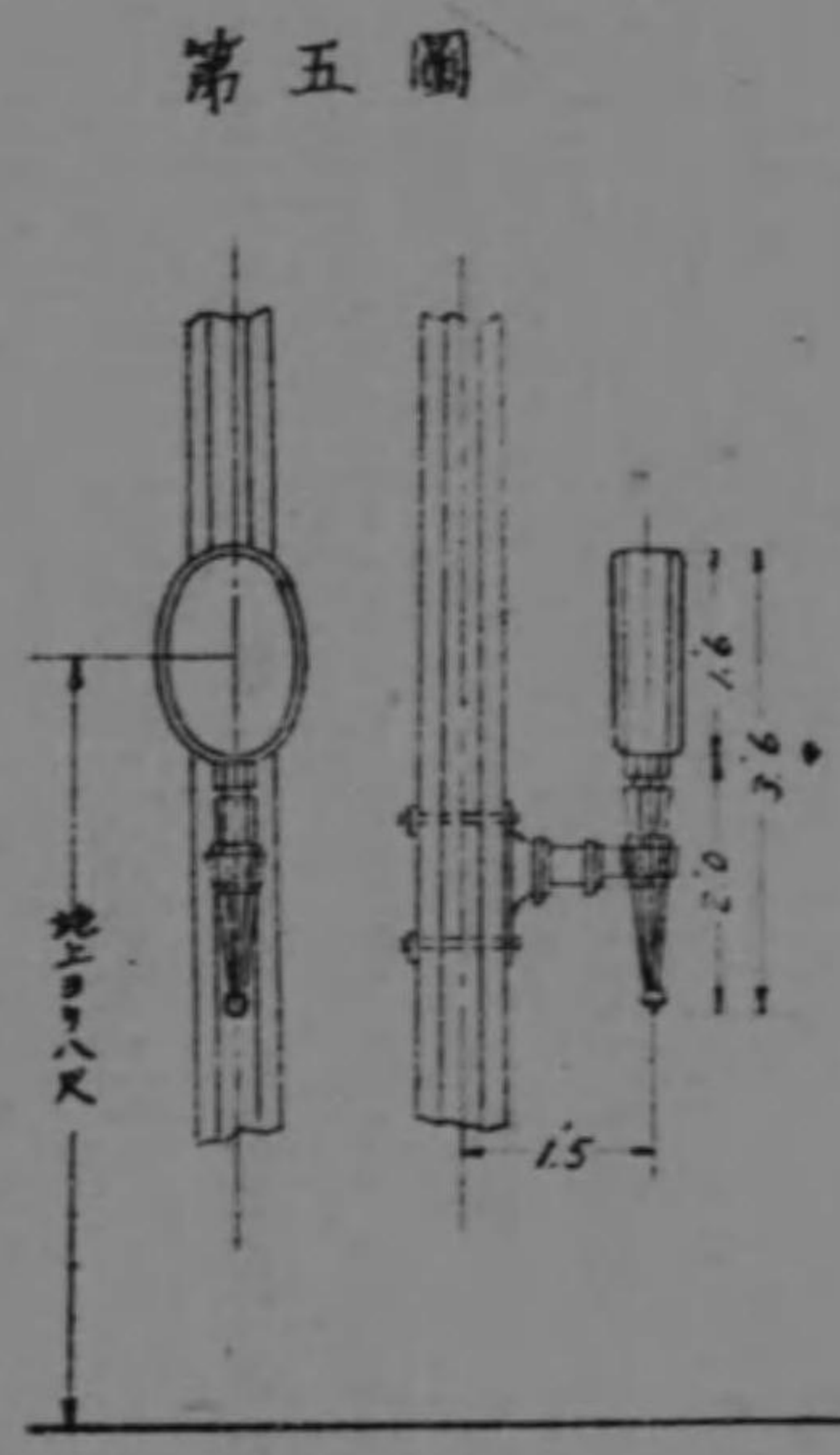
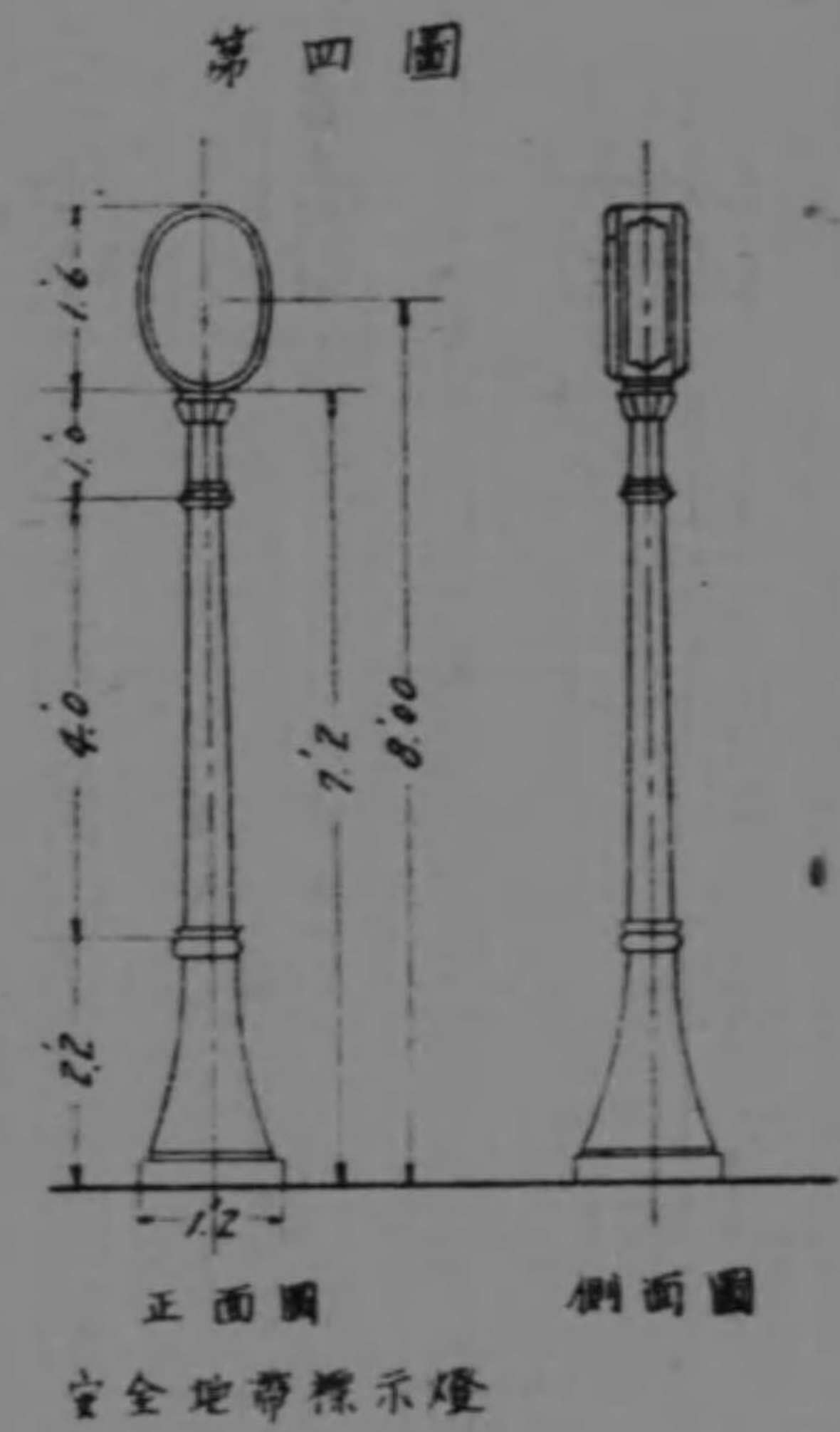
- チ 側柱建設方法 側柱は之を傾斜することなく垂直に一五間置に建設すること
- リ 歩道上に建設したる側柱は街路照明の目的に使用せざる

- 三 安全地帯の標示及照明
 - イ 標 示 燈 安全地帯の兩端に建設し一〇〇「ワット」瓦斯入電球各一燈にすること(第四圖参照)
 - ロ 照 明 燈 交叉點に近き標示燈柱は歩道上の燈柱と同一のものを用ひ之に他端の標示燈と同一の燈器を同一の高さに設けると(第五圖参照)



希望事項

- 一 燈器の形狀に就ては硝子の性質及製作の難易を調査の上大體の形狀に大差なき範圍に於て照明能率及電球取替等を考慮して多少の變更をなすも可なり又必ずしも原案の平板硝子式に依らずして「グローブ」式を採用するを妨げず。
- 二 安全地帯標示燈の燈器は之に適當なる反射笠を用ひ照明能率の向上を図ること。



場所	最低	最高	平均
歩道	〇・八	一・六	三・七
車道(緩速)	〇・七	三・八	一・九
軌道	〇・五	二・六	一・二

(註) 以上により建設した照明燈を道路工事竣功後その照度につき實測して見た結果は次の通りであつた。

二八四

叙上は廣路御堂筋線に關する照明燈建設の方針であつたが、廣路以外の街路についても同じく街路照明の一定方針を確立する要あるを認め、昭和五年に至り街路照明調査委員會を設け之が調査審議に當つた。その結果街路を分つて交通街路、商業街路及び住宅街路其の他の三つに大別し、其の各々に付き、大路一等二類 (二九米以上、大路一等三類 (二二米以上)、大路二等一類 (一八米以上)、大路二等二類 (一米以上、小路一等 (八米以上) 及び小路二等 (但シ六米以上) に分類し、更にこれ等の各々を一級、二級及び三級に細別してこれ等に對する標準照度、燈器の様式、光源の高さ、燈間隔、燈基の配置、電球の大きさ、實際照度、照度均齊度等を定め、左の通り「私設共同街路照明燈設置標準」を決定した。之は町會等の團體に於て街路照明施設を行ふ場合の設置標準となつた。

私設共同街路照明燈設置標準ノ件

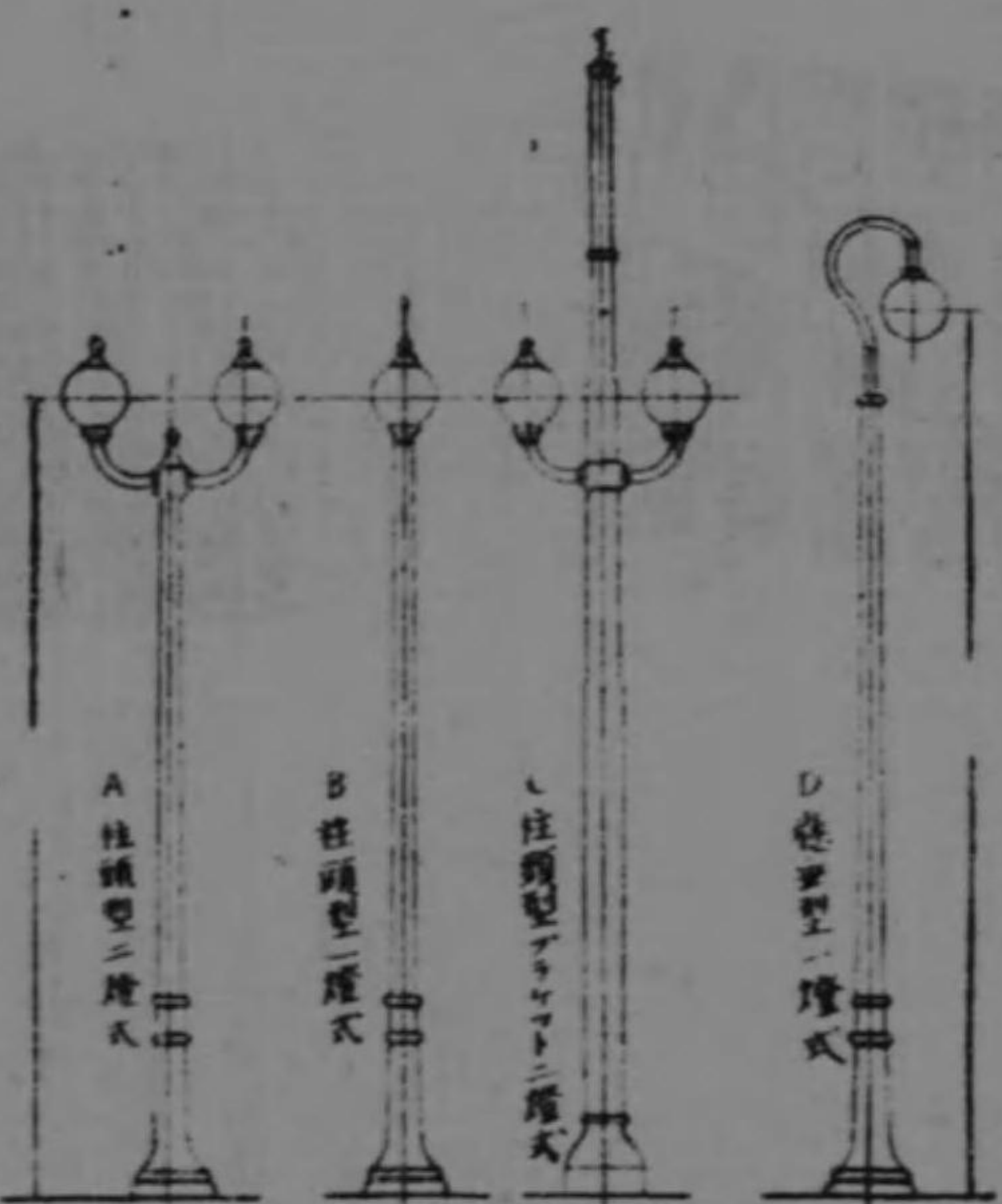
(昭和七年九月十二日市長決)

- 一 街路燈ノ設置位置ハ左記ニ據ラシムルコト
 - (イ) 歩車道ノ區別アル街路ニ在リテハ歩道内縁石ヨリ〇・七米以内
 - (ロ) 歩車道ノ區別ナキ街路ニ在リテハ道路境界線ヨリ〇・五米以内
 - (ハ) 街角ヲ避ケ又既設電柱ヨリ〇・七米以上ヲ隔ツルコト
- 二 街路燈ノ高サハ最下「グロップ」下端ヨリ地上迄ノ距離四米以上トシ燈器各部ノ出幅(燈柱中心線ヨリ外方)ハ光源中心迄ノ高サノ二割以内ヲラシムルコト
- 三 燈基ハ構造堅牢ニシテ體裁優美ナルモノヲ用ヒ之ニ印刻スル標示文字ハ町名團體ノ外ハ掲記セシメサルコト
- 四 燈柱ハ鐵材又ハ鐵筋「コンクリート」ヲ以テ製作スルコト
- 五 街路燈ノ型體ハ大體別表ニ據ルベク其ノ燈基器具ノ様式、意匠、照度、光源ノ高サ、燈基ノ間隔配置等ニ付テハ其ノ都度調査決定スルコト、但シ建設者ヲ異ニスル場合ニ在リテモ見透シ得ル街路ニ在リテハ燈基器具ノ様式等可成統一セシムルコト
- 六 街路ヲ横斷スル「アーチ型」ノモノハ設置セシメサルコト
- 七 燈基其ノ他ノ維持、修繕、掃除、塗替等ハ建設者ノ負擔ニ於テ之ヲ爲サシムルコト



路幅	交通街路	商業街路	住宅街路
十六間以上	A	A	D
十二間以上	A	A	D
十間以上	A C B D	A A C C	D D D D
六間以上	B B B	A A	D D D D
四間以上	B B D	B B A A	D D D D
三間以上	D D D	A A	D D D D

備考 交通街路トハ主トシテ車馬交通ノ目的ニ供セラルルモノ、商業街路トハ街路的二商業區域ナル道路ヲ指稱シ、住宅街路トハ住宅區域内ノ道路ヲ謂フモノトス



記

街路照明燈の中鈴蘭燈の建設に付いても從來一定の標準がなかつたが、上述の私設共同街路照明燈の設置標準の決定と共に本件に付いても自今左記により處理する事とし其の濫設を制限する事としたのである。

- 一 三間未滿ノ商業街路ニシテ交通上風致上ニ於テ支障ナシト認メタル場所
- 二 既ニ從來ヨリ鈴蘭燈ノ設置シアル街路ニシテ既設街路燈ト同一様式ノモノヲ増設シ其ノ區域ヲ延長セムトスルモノ、但シ見透シ得ル同一街路ニシテ附近土地ノ關係上已ムラ得サルモノト認メタル箇所
- 三 遊廓地帯、歡樂地帯ハ特別地區トシテ前記ニ不拘特別ノ詮議ヲナスコトアルコト

然るに右設置標準は年と共に内容的に改訂を要するに至り、昭和十一年四月大阪市道路占用街燈建設標準の告示を見るに至つて今日に及んでゐる次第である。その標準は次の如くである。



大阪市道路占用街燈建設標準

(昭和十一年四月一日大阪市告示第二百三十三號 昭和十一年四月十日ヨリ施行)

- 一 本標準ニ於テ街燈ト稱スルハ町會等ノ團體カ其ノ区域内ノ街路ヲ照明スル爲施設スルモノヲ謂フ
- 二 街燈ハ都市美ヲ損セス且交通ニ支障ヲ生セシメサル様建設スヘシ
- 三 燈柱ハ金屬又ハ鐵筋「コンクリート」製トシ構造堅牢體裁優美ノモノナルヘシ、但シ住宅街路、工場街路及幅員八米未滿ノ街路ニ在リテハ木柱ヲ使用スルコトヲ得
- 四 燈柱ニハ一柱ニ一燈ヲ設ケ百「ワット」以上ノ電燈ヲ點スヘシ、但シ二燈以上ヲ設クルトキハ一燈當リ五〇「ワット」以上トナスヘシ
- 五 街路ヲ横斷スル「アーチ」型ノ街燈ハ設置スルコトヲ得ス
- 六 電燈ノ配線ハ地中線式トスヘシ、但シ住宅街路及幅員八米未滿ノ街路ニ在リテハ此ノ限りニ在ラス
- 七 燈器ハ路面照度ヲ均等ナラシメ且過度ノ眩輝ヲ感セシメサル種類ノモノトスヘシ
- 八 街燈ノ施設ニハ燈柱ニ町會等ノ團體名ヲ標示スルノ外廣告其ノ他ノ事項ヲ標示スルコトヲ得ス
- 九 燈柱ハ輕易ナル装置ノ支持柱ニ兼用スルモノ、外他ノ支持柱ニ之ヲ兼用スルコトヲ得ス
- 十 街燈ハ街路ノ長ニ沿ヒ配列スヘシ、此ノ場合ニ於テ其ノ形状色彩及間隔ハ成ルヘク一様ナラシムヘシ
- 十一 間隔及光源ノ高サハ別表標準ニ依ル、但シ廣場又ハ橋梁ニ施設スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
- 十二 燈柱ノ最大直徑ハ〇・三米以下豪華物ノ最大直徑ハ〇・六米以下トスヘシ、燈柱ニ袴腰ヲ附加スルトキハ其ノ高路面上二米以下トシ其ノ最大直徑ハ〇・四米以下ト爲スヘシ
- 十三 燈柱ノ側方ニ燈器ヲ突出セシメ又ハ腕ヲ設クル場合ニ於テハ其ノ装置ハ下端ヲ路面ヨリ四・五米以下トシ出幅ヲ光源ノ高ノ二割以内ニ止ムヘシ、但シ一・四米ヲ超ユルコトヲ得ス
- 十四 歩車道ノ側方ニ燈器ヲ突出セシメ又ハ腕ヲ設クル場合ニ於テハ柱頭ニ體裁良キ點燈設備ヲ施スヘシ
- イ 幅員三米以上ノ歩道ニ在リテハ歩道緣石ノ車道寄り燈柱ノ最近側迄〇・三米ノ間隔ヲ存セシムルコト

- ロ 幅員三米未満ノ歩道ニ在リテハ歩道縁石ニ接セシムルコト
- 十五 歩車道ノ區別ナキ街路ニ燈柱ヲ建設スルトキハ左ノ各號ニ依ル
 - イ 側溝アル場合ニ於テハ其ノ縁石ニ接セシムルコト
 - ロ 側溝ナキ場合ニ於テハ路端縁石ニ接セシメ側溝ヲ設クヘキ箇所ニ在リテハ路端ヨリ燈柱ノ最近側迄〇・四五米ノ間隔ヲ存セシムルコト
- 十六 街路ノ曲角部及横斷歩道ト歩道トノ接続部ニ於テハ燈柱ヲ建設スルコトヲ得ス
- 十七 河川ニ沿ヒ街路ヲ建設スルトキハ護岸ヲ損セサル範圍ニ於テ之ニ接セシムベシ
- 十八 街路樹ノ存スル附近ニ燈柱ヲ建設スルトキハ街路樹トノ間隔二米以上ヲ存セシムヘシ
- 十九 幅員六米以下ノ街路ニ於テ路上占用工作物ノ對側ニ燈柱ヲ建設スルトキハ當該工作物ノ對側中心點ヨリ六米以上偏倚シテ建設スヘシ
- 二十 街燈ノ維持修繕ハ設置者ノ負擔トス
 - 市長ノ命アルトキハ設置者ハ直ニ街燈ノ修繕ヲ爲スヘシ

なほ、第一次都市計畫事業街路にして、街路工事に附帶して街路照明燈を設置したものは前述の廣路御堂筋線の他には梅田十三線の一部と大川町線があるに過ぎないが、平野町線其他では街路工事竣工後沿道居住者によつて設置されたものが相當ある。之等を參考のために表記すれば次の通りである。

路線名	區	間	型式	基數	燈數	説	明
御堂筋線	自大阪	至大	二燈式	三	一〇八		
	自江	至北	二燈式	三	一〇八		

路線名	區	間	型式	基數	燈數	説	明
梅田十三線	自本	至江	二燈式	三	一〇八		
大川町線	自本	至江	二燈式	三	一〇八		
堂島十三線	自新	至北	二燈式	三	一〇八		
梅田九條線	自新	至北	二燈式	三	一〇八		
西横堀線	自新	至北	二燈式	三	一〇八		
長堀線	自新	至北	二燈式	三	一〇八		
北野線	自新	至北	二燈式	三	一〇八		
猪飼野線	自新	至北	二燈式	三	一〇八		
堀江玉造線	自新	至北	二燈式	三	一〇八		
平野町線	自新	至北	二燈式	三	一〇八		
紀州街道線	自本	至江	二燈式	三	一〇八		
江戸堀西濱線	自本	至江	二燈式	三	一〇八		

街路新築擴張ニ附隨シテ設置、大阪市ニ於テ維持管理

道路占用トシテ設置承認市電氣局管理、沿道町内ニ於テ維持費ヲ負擔

自北堀江一丁目
至同堀江一丁目
自南堀江一丁目
至西道頓堀通六丁目

二燈式
二燈式

三
三

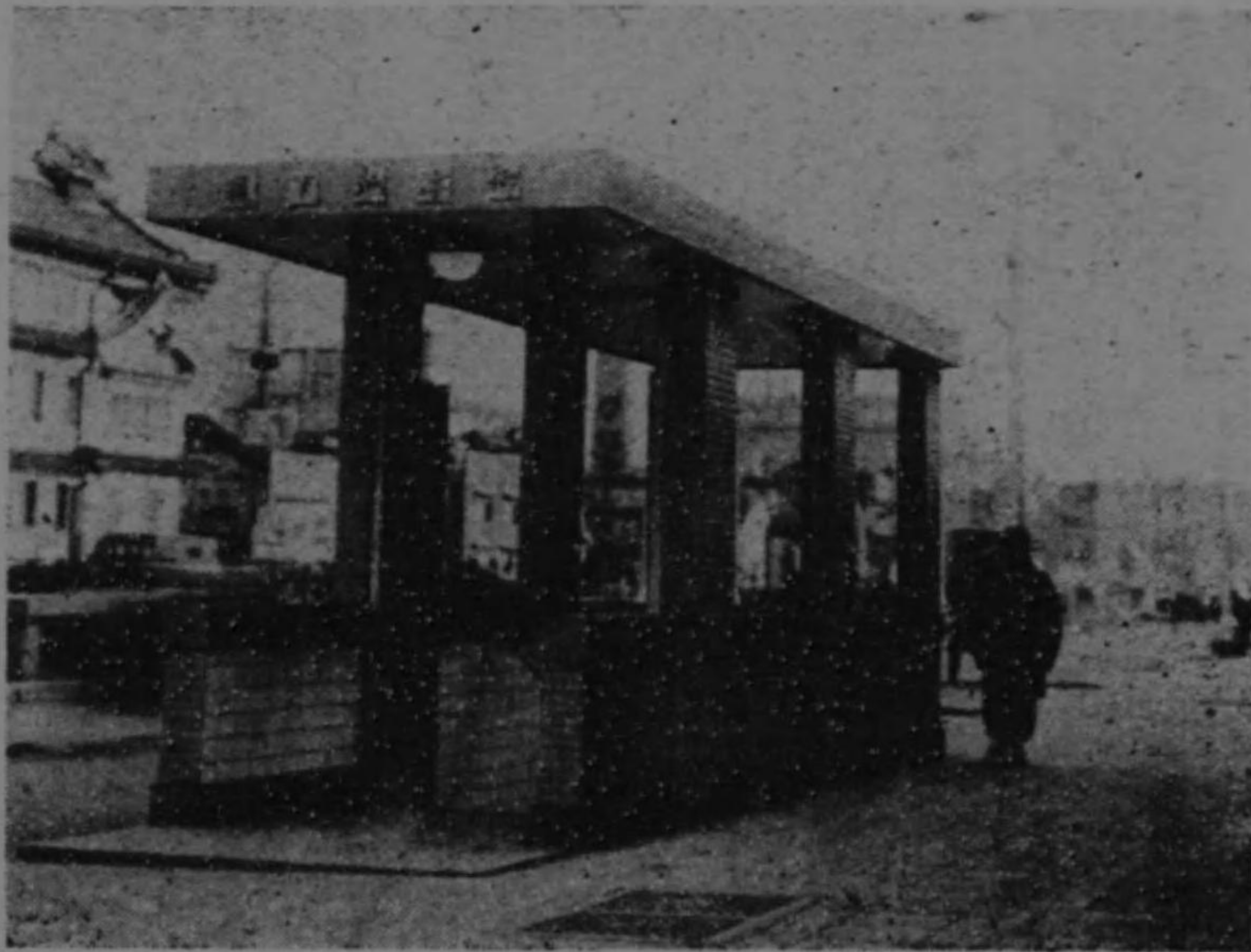
合
合

同
同

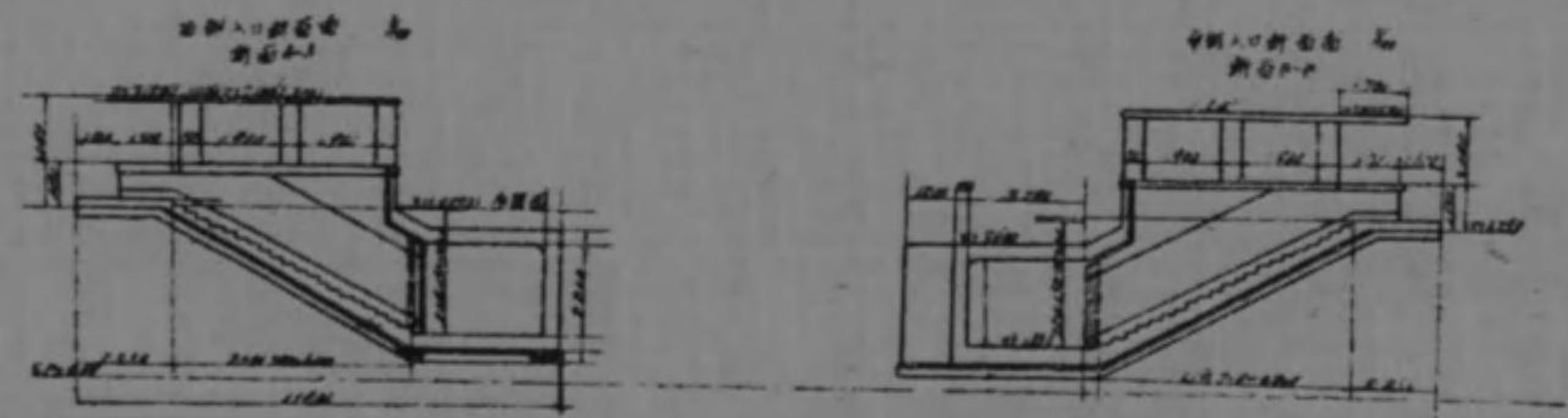
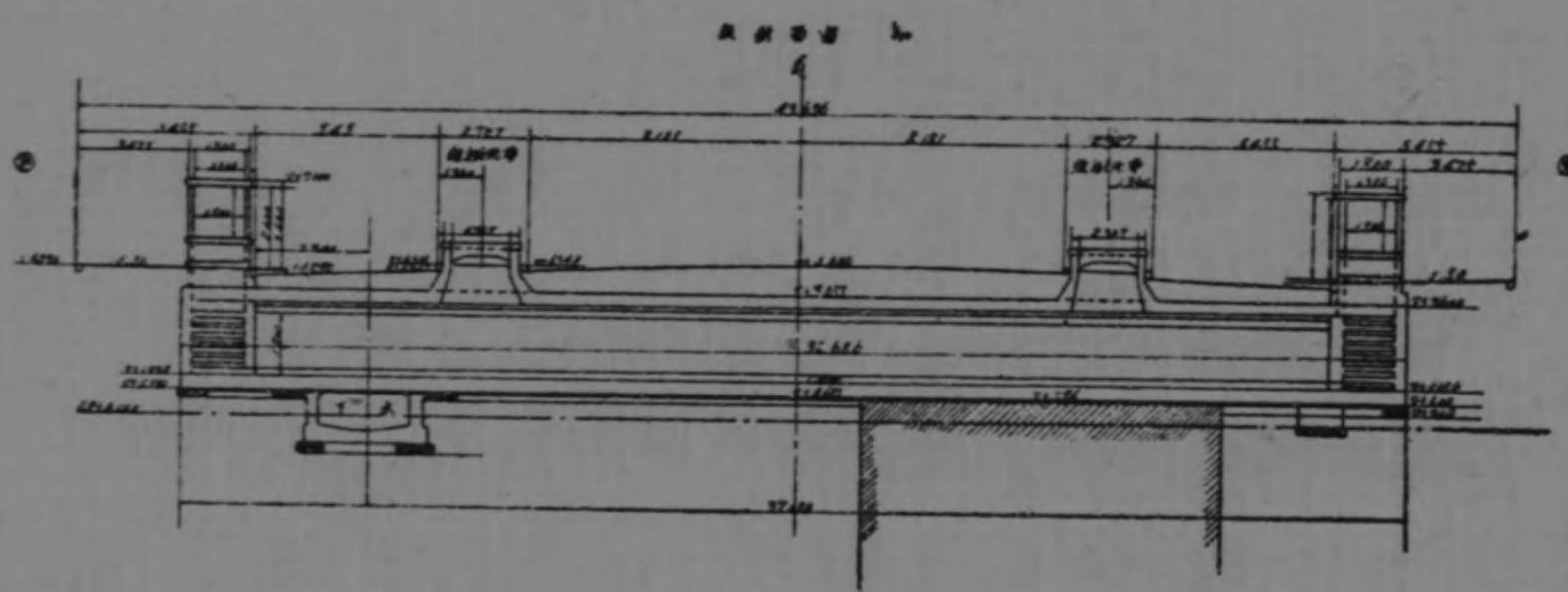
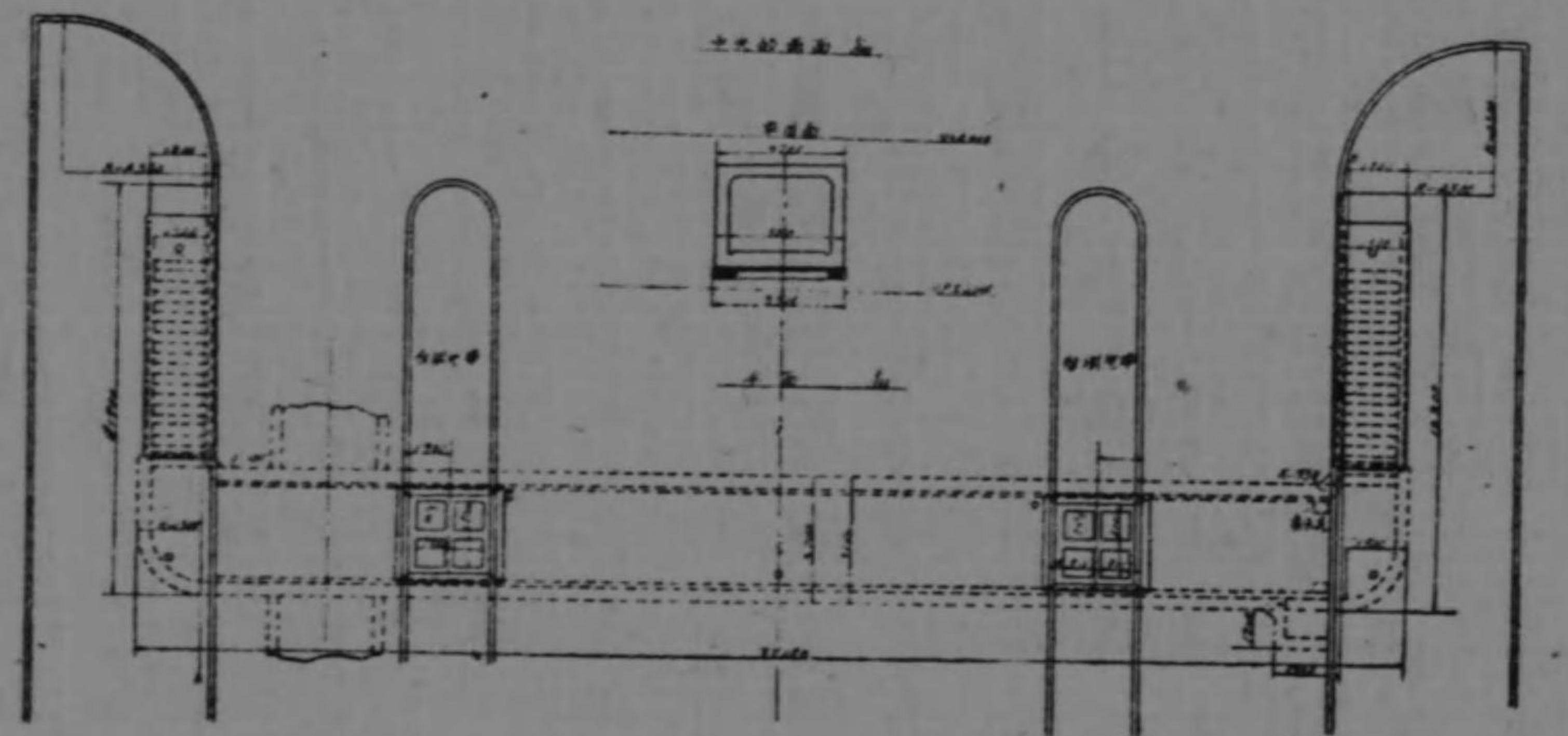
二 地下道

本事業に於て街路に歩道用横断地下道を構築したものは廣路御堂筋線に於ける左記三個所のみである。御堂筋線は此の他大阪駅前附近に七線の地下道と一個所の地下廣場を、また梅田十三線も大阪駅前附近に一線の地下道を備へることとなつてゐるが、之は別途大阪駅前近都市計畫事業に属するものであるから本記録に於ては之を省略する。歩道用横断地下道は路面交通の高速化と車輛數の増加に對し一般横断交通の用に供する目的を以つて建設したものであるが、御堂筋の如きは相當幅員が廣大である關係上、特に附近住民の日常の交通を考慮し、順慶町及び御津に於けるものは主として附近學童のため、また難波新地に於けるものは附近歡樂地帯の狀況に則するためと謂つた特殊の事情を考慮して施工されてゐる。而して工費の一部は地元有志の篤志寄附によつてゐるものである。

(御堂筋) 地下道



地下道(御津)設計圖



御堂筋線附屬地下道

名	區	間	延長	幅員	高サ	工部	兩部	最急勾配	工期	工事費
順慶町地下道	自東區順慶町四丁目七	七九	五〇・〇〇	出入口一五	二・〇〇	エンガ盛装	モルタル	三分ノ一	自昭和九、五	四、三三
御津地下道	自南區八幡町三五	三二	五〇・〇〇	〃	〃	エサイクタイト	ガラススタイル	三分ノ一	自昭和十、二	四、六四
難波新地地下道	自南區難波新地一番町二	二四	五〇・〇〇	〃	〃	コンクリート	ガラススタイル	三分ノ一	自昭和十、五	一七、三三

三 街路樹

並木を栽植した實例を文献に求むれば遠く平城、平安兩朝の昔から既に此の事業が行はれてゐたと傳へられて居るが、大阪の地に於ては明らかな記録が無い。往時の熊野參詣街道筋に當ると謂はれてゐる地方に一里塚としてエノキを植ゑ、今尙残存してゐるものがあるが、之が街路樹として、また道路標識としての最も古い型であらうか。大阪に於ては猫間川堤の櫻と柳、新川堤の枝垂柳、或は櫻宮堤、木村堤の櫻などが舊幕時代の並木として有名であつたであらうが、今日では何れも其の跡を斷ち、また數年前まで亭々と聳え立つてゐた大阪城外の黒松並木も今日では全く其の姿を見なくなつた事は洵に寂寥の感がする。明治二十年頃から市内各河川の岸にシダレヤナギ又はポプラ等が植ゑられ、明治四十年頃今の堺筋及び櫻橋附近の街路に町内の有志によつてスズカケノキ或はポプラ等が植ゑ始められて一種の流行となつたのが本市に於ける現在の並木の起源と云へよう。大正八年

に至り之等並木を市土木部の管理の許に統一するに至つて市内街路樹の統一が先づ試みられたのである。降つて第一次都市計畫事業において新設擴張街路に並木を植付けることとなつて以來、逐年その數を増加しつつ今日に至つたのであつて、街路樹の計畫的實施も亦本都市計畫事業に端を發するわけである。

本市の如き工業都市に於ける街路樹は、架空線、建築物又は地下埋設物等のためにその生育を著るしく制限阻害せられ、また諸種の有毒瓦斯による被害も夥しいのみならず、地下水、高潮又は地下悪性瓦斯等に禍される等極めて不良な條件の許に曝されてゐる譯である。従つて植栽樹種の選定に當つては比較的頑強な樹木を採用することとした。更に他の條件としては、落葉樹にして然も刈込に耐へ得るものたること、病蟲害尠なるものにして、且つ感長力旺盛なるもの、夏期は豊富なる綠蔭をなし、整然たる樹型を作るものにして、且つ感じの宜しき樹姿を備へるものを條件として採用することにした。即ち斯の標準に基き、商業地域及び住居地域ではアヲギリ、シダレヤナギ、センダン及びタウカヘデ等を主とし、工業地域方面ではポプラ、イチヤウ及びスズカケノキを専ら栽植する方針を採つた。臨海地域では高潮の被害をも考慮し、特に之に抵抗力のあるポプラを主として使用した。文献によれば、エンジュが高潮若しくは潮風に抵抗力強く理想的であるとして推奨されてゐるが、本市に於ては成育が芳しくない。斯くして今日の狀態ではスズカケノキが最も多く、之に亞いでアヲギリ、イチヤウがあり、ニセアカシヤ、エンジュ、タウカヘデ、シンジュ、シダレヤナギ、カロライナ、ポプラ等も多少栽植が試みられてゐる。

逢坂線	自今里運河	至中野道河	自寺道三田目	自大道三丁目	自天王寺西門前	四天王寺境内地區	自武徳殿北側	天王寺公園北口附近	自天神橋六丁目	自長柄橋南詰	自阪急前附	自阪急前附	自三軒松	自四貫島大道三丁目	自正法寺	自新千歳南詰	自沖ノ橋南詰	自老松橋北詰	自馬場	自馬場	自内久賣場寺
	スズカケノキ	スズカケノキ	アヲギリ	アヲギリ	アヲギリ	アヲギリ	トゲナシアカシア	トゲナシアカシア	ニセアカシア	イチャウ	イチャウ	トゲナシアカシア	アヲギリ	アヲギリ	アヲギリ	カラライナボブラ	トゲナシアカシア	タウカヘデ	タウカヘデ	センドン	
	七六本	七六本	二五本	二五本	四六本	四六本	四六本	二六本	二六本	二〇五本	二〇五本	二〇五本	一七〇本	五五本	五五本	二四〇本	五〇〇本	一五五本	一五五本	二六本	
	昭七・一五	昭八・一五	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	昭一〇・一〇	
	昭和七年十二月	昭和八年十二月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	昭和十一年一月	

阿倍野線	自内久賣場寺	自阿部野橋北門	自天王寺西門	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側	自天王寺西門東側
	スズカケノキ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ	イチャウ
	七五本	一〇七本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本	六五本
	昭三・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三	昭四・三三
	昭和三年三月	昭和四年三月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月	昭和四年十二月

北安治川通線	自梅田小北橋	ニセアカシア	三三一本	八四・一七	大正十四年十二月
	至堂島西橋通	ニセアカシア	一一五本	四〇・三三	昭和四年三月
	及中央市場北側	ニセアカシア	一四六本	四六・〇〇	昭和四年十二月
	自堂島大橋北詰	ニセアカシア	一五四本	四三・〇〇	昭和五年四月
江戸堀十三線	自出入橋北詰	スズカケノキ	一八一本	四七・七	昭和四年三月
	自筑前橋南詰	スズカケノキ	六五本	一九・六三	昭和六年十二月
九條市岡線	自北境川町	エンジユ	三三本	四・八一	昭和七年四月
	自辰巳口橋町	トゲナシアカシア	三三三本	一五九・六六	昭和十一年五月
平野町線	自三休堂橋	アラギリ	四三本	一〇・一〇	昭和五年十一月
	自三休堂橋	アラギリ	五七本	一七・〇〇	昭和七年三月
	自三休堂橋	アラギリ	六〇本	二〇・〇〇	昭和九年三月
	自南堀北橋	アラギリ	二七四本	一、一七・〇〇	昭和十年七月
	自内平野町二丁目	スズカケノキ	九六本	二〇・〇〇	昭和十一年三月
	自内平野町一丁目	アラギリ	七九本	三〇・〇〇	昭和十年五月
久寶寺町線	自陸軍被服支隊前	アラギリ	一六六本	七五・〇〇	昭和十一年五月
	自玉野	アラギリ	二四六本	七六・六	昭和五年十二月
堀江玉造線	自西千代堀川橋	アラギリ	三三三本	一、一七・〇〇	昭和十年三月

三休橋筋線	自本町三丁目	タウカヘデ	三三本	三三・一	昭和四年十二月
	自平野一丁目	タウカヘデ	九本	一〇・〇〇	昭和四年十二月
玉江橋筋線	(街路樹ナシ)				
江戸堀西濱線	(街路樹ナシ)				
御蔵跡町線	自日本橋三丁目	アラギリ	九本	三三・五〇	昭和九年十二月

四 遊歩道及び街角緑地

(イ) 遊歩道

一等大路第二類第一號大川町線は、肥後橋南詰から淀屋橋南詰に至る延長凡そ二百五十間、幅員十三間五分乃至十六間五分で、その道路疆域内に於て土佐堀川南岸沿ひに遊歩道を設置した。河岸地を埋立て、混泥土擁壁を施したものであつて、河岸には高欄及び花鉢を設置し、之に逍遙路と植込を配し、要所にはベンチを置き、小規模ながら快適な河岸遊歩道を成してゐる。昭和十年一月竣功。工事費は道路費關係において凡そ十二萬七千圓、造園費において千五百六十餘圓である。

(植) 遊歩道面積 三百七十三平方メートル

(植) 樹 シダレヤナギ、トベラ、シヤリンバイ、ユツカ、ハイビヤクシン等 約六百三十本

(裝飾等) 飾鉢十二個、其他電燈、椅子等適宜配置

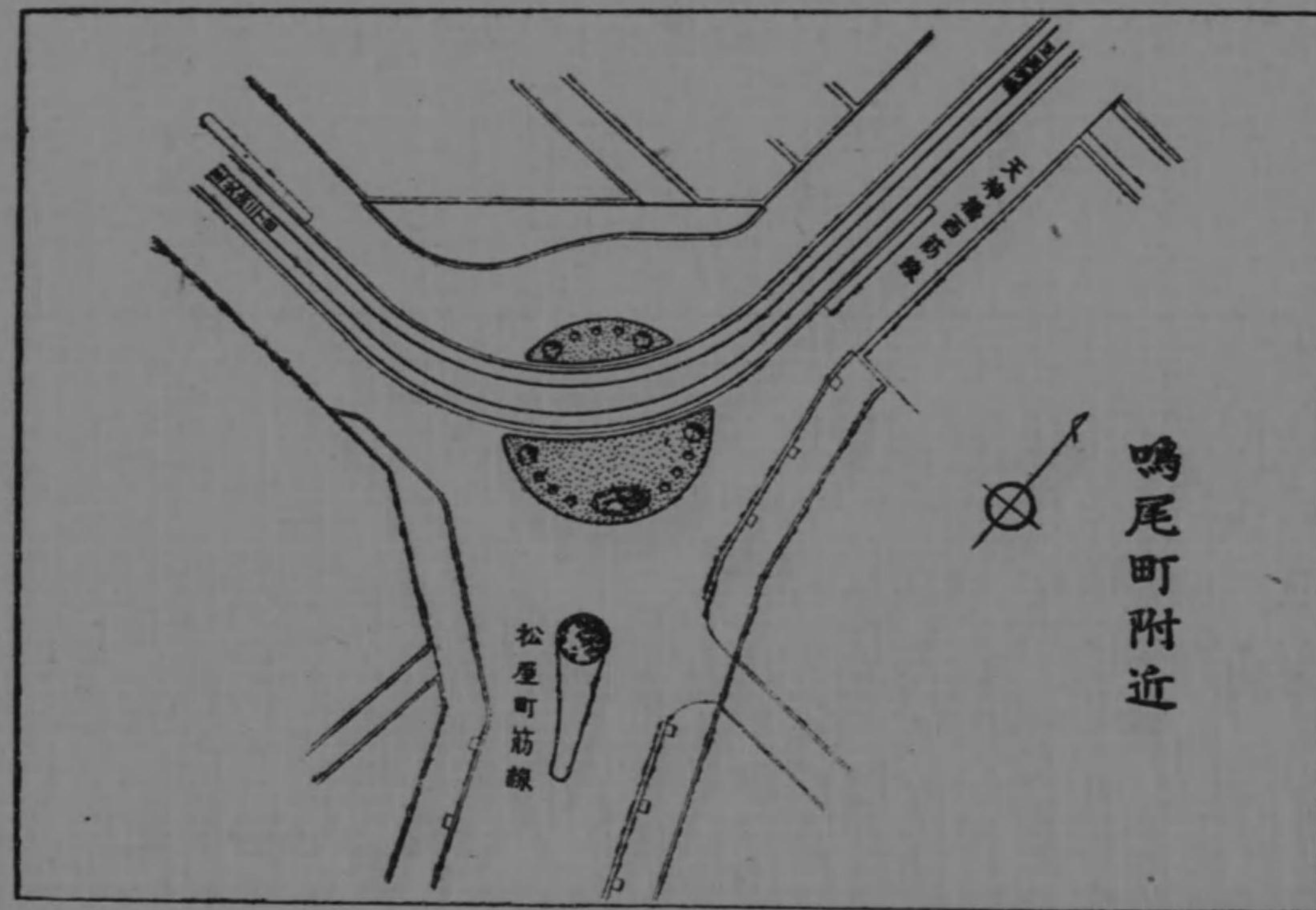
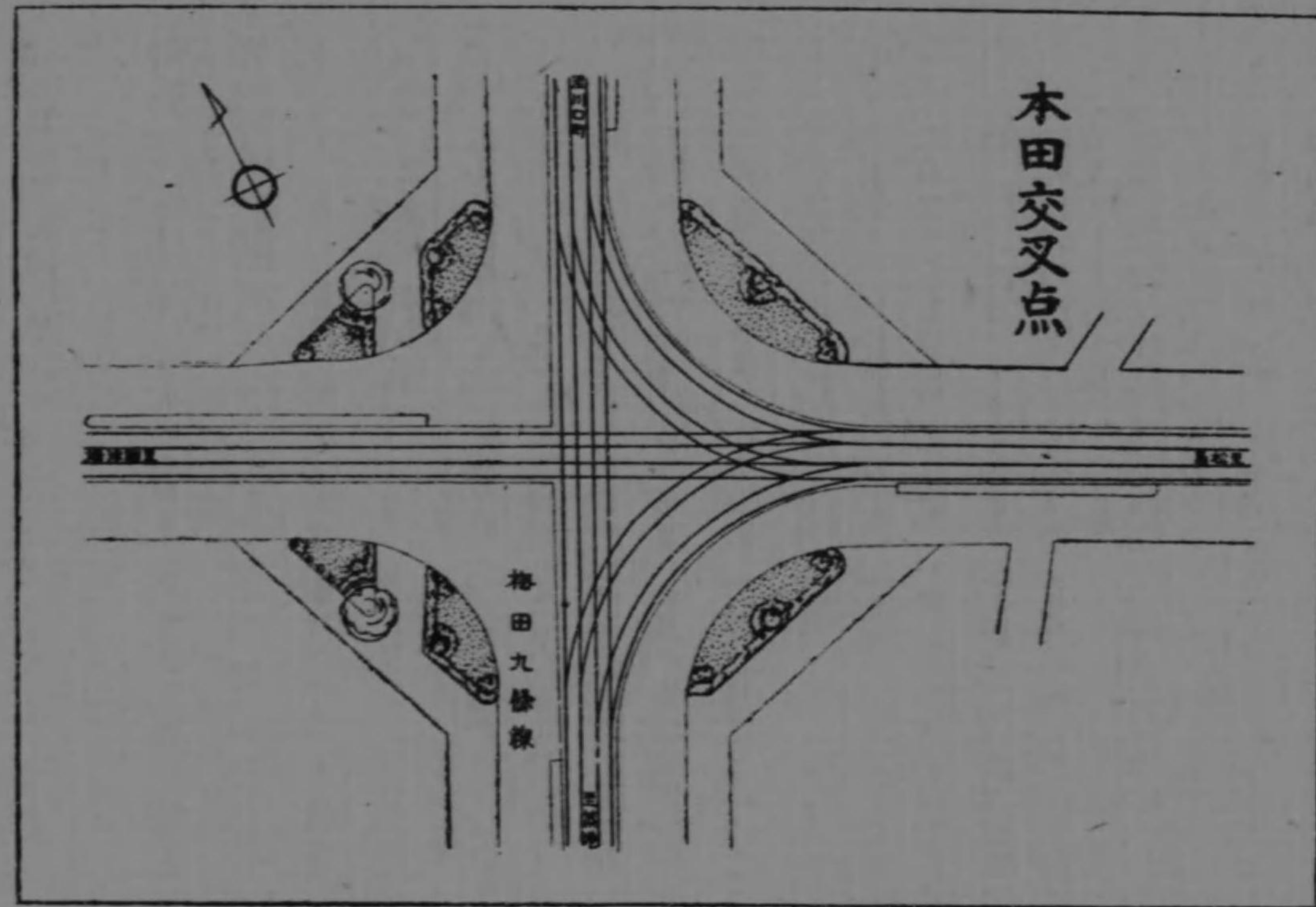
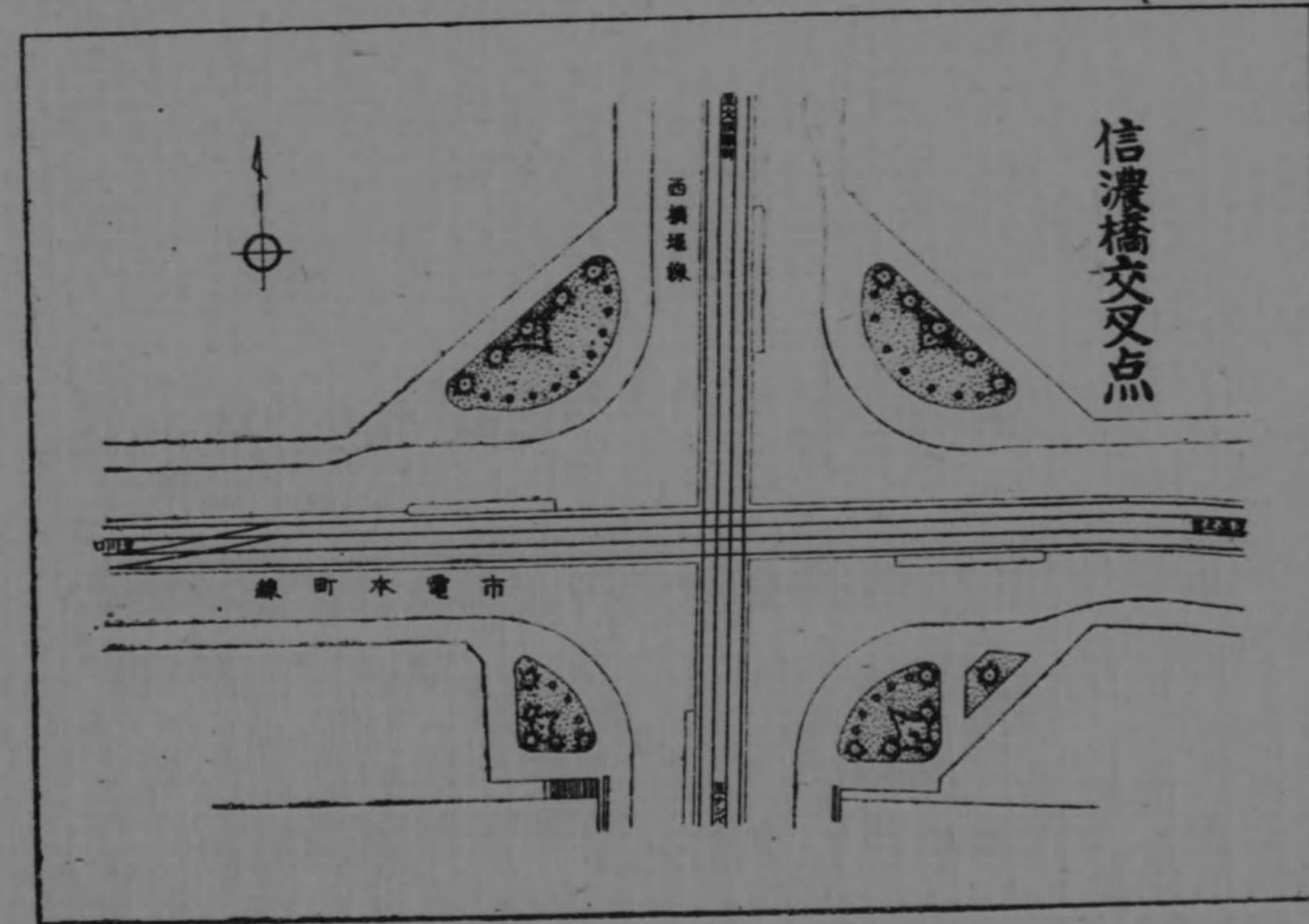
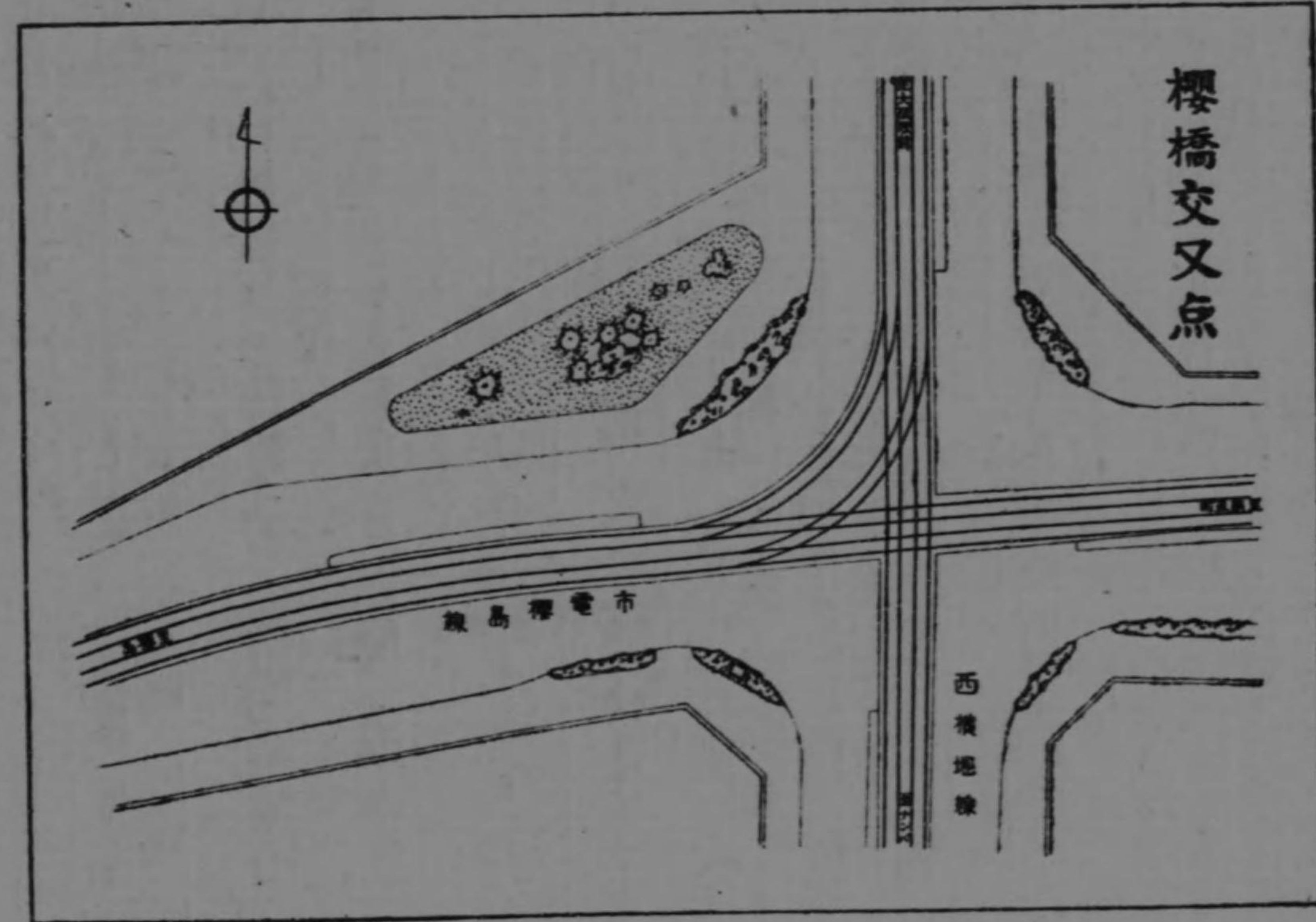
(口) 街角緑地

街路の新設擴張に附隨して、主要街角に於ては緑地帯を施設した。之は都市の緑化、交通整理及び空地利用等の目的を兼ねたものであつて、其の効果は、豫期以上の好成绩を示してゐる。

新設擴張街路附屬街角緑地一覽表

路線名	名	位置	面積	栽植樹種及本數	施工費	竣工年月
御堂筋線	難波駅前環状地帯	南区河原町	1,000	カキ 7本 トチナシ 7本 クナシ 7本 芝 7本	510,000	昭和十二年五月
		西區江戸堀北通り五丁目	1,000	ヒメラヤシ 9本 ウバメガシ 9本 東 7本 芝 7本	225,000	昭和九年十月
梅田九條線	昭和橋街園	西區川口町	2,213	サウシユロ 2本 サンゴジュ 5本 鬼 2,000本 芝 2,000本	1,020,000	昭和十四年十二月
		北區梅田町	5,500	ソラセナ 7本 ドメツ 7本 鬼 7本 芝 7本	2,210,000	昭和十六年四月
西横堀線	信濃橋街園	西區朝通リ一丁目	5,500	カイズカイブキ 3,000本 芝 3,000本	1,500,000	昭和十二年十二月
		浪速區美町	1,710	ウバメガシ 2,000本 ユツカガシ 700本	910,000	昭和十五年三月
船橋線	今里環状地帯	東成區大今里町	8,300	スズカケノキ 4,000本 鬼トベラ 4,300本 芝 3,000本	1,710,000	昭和九年十二月

紀州街道線	恵美須町街園	浪速區恵美須町一丁目	6	マメツゲ 7本 鬼 7本	36,000	昭和十四年四月
		浪速區難波元町一丁目	6	ニシヤリンバイ 7本 鬼 7本	36,000	昭和十四年四月
難波住吉線	大國町街園	浪速區大國町	6	サンゴジュ 1,500本 モクサキ 1,500本 鬼 1,500本 芝 1,500本	420,000	昭和十五年三月
		東成區中道本通二丁目附近	2,900	鬼 芝	568,500	昭和七年十月
長堀線	中道本通緑地帯	東區谷町一丁目	4,500	トビイロカイバキ 1,000本 カイズカイバキ 1,000本 東 芝 2,500本	1,020,000	昭和十二年十二月
		北區空町二丁目	3,630	モッコク 4,000本 鬼 4,000本	1,050,000	昭和十五年二月
天満谷町線	空心町街園	東區南久寶寺町一丁目	3,580	タマイブキ 3,000本 東 芝 580本	330,000	昭和十四年七月
		西區江戸堀南通二丁目	1,200	クスノキ 7本 トベラ 7本 鬼トベラ 7本 芝 7本	463,000	昭和十四年六月



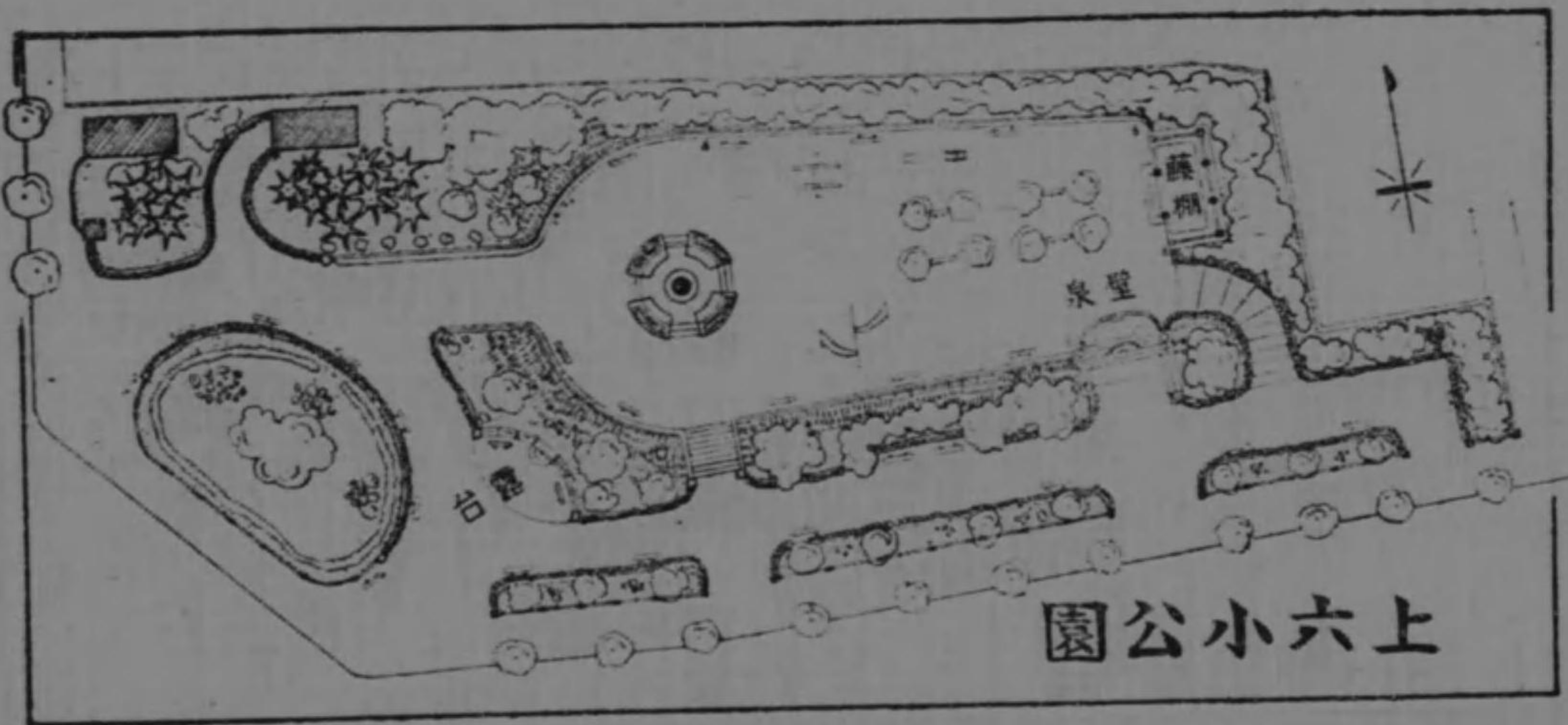
五 小公園及廣場

街路新設擴築に伴ひ設置せられた街園としては、鶴橋線附屬上本町小公園及び堀江玉造線附屬炭屋町廣場(御津街園)がある。その概要を摘記すれば次の通りである。

(イ) 上本町小公園

本小公園は一等大路第三類第七號鶴橋線の起點、即ち、天王寺區東高津南ノ町九〇、九一番地及び南區上本町六丁目三七番地を占め、市電上本町六丁目交又點の東北隅に位し、交通頻繁な關西急行鐵道(舊大阪電氣軌道)は市電軌道を隔て南側に上本町驛を設置する。本公園は地積八百二十坪(二、六六一平方米)、地勢は東北方に傾斜した不陸地で、大體舊地形を利用し、多少の切盛を施して中央部に廣場を設け、之れに遺跡路を配し、休憩所及び運動器具壁泉等小公園施設を行つたものである。昭和二年三月竣功、工事費は一萬九千五百餘圓である。

〔植樹〕 西方正面中央部に目通り約三尺、高さ約五間のイチヤウ並にヒマラヤシダ等を植込み、其の他歩道沿ひには日蔭樹としてニセアカシアを、又東北側の民家境には日蔭用樹としてシビ、カシ、サンゴジュ、タイサンボク及びキヤウチクタクウ等、約二百二十餘本を栽植し、根占用樹木としてツ、ヂ、ヤツデ及びウバメガシ等の灌木凡そ六百八十株を適宜配置した。



〔藤棚〕 桁行二間、梁間二間、高さ八尺とし地盤の周圍には花崗岩の切石を以て縁出を施し内部は砂利敷とした。

〔休憩所〕 建坪四坪二合六勺の四阿舎を中央廣場に地盤面上約二尺高の床面として築造した。内部には電燈及び腰掛を取付けてゐる柱及び蛇腹は木骨鐵網張コンクリート打、モルタル塗洗ひ出し屋根はスレートを以て葺き、床及び四方階段はコンクリート打、モルタル塗仕上とした。階段方傾斜面にはツ、ヂ其他の灌木を植込み、土留を行ひ張芝仕上としてゐる。

〔壁泉〕 北方に傾斜した現地形を利用して正面に高さ十九尺、幅十七尺、左側面九尺、鐵筋コンクリート造りの壁泉を設け、溜池は間口十八尺、奥行九尺、深さ二尺五寸のコンクリート打、モルタル塗仕上とした。

(ロ) 炭屋町廣場(御津街園)

本廣場は二等大路第二類第十三號堀江玉造線中、南區炭屋町に於て本路線が屈折する個所に於て街路に南接して設けられたものである。其の地積七十六坪(二百五十平方米)殘地の利用と市街地緑化の目的から設置せられたものであつて、昭和十一年二月竣功、工事費は二千四百六十餘圓である。施工概要は左の通りである。

〔施設〕 コンクリート製腰掛二脚、塵籠二個を備へ、且つ裝飾を加味した大谷石製飲水臺一基を設け綠蔭の憩ひに便せしめてゐる。

〔植樹〕 外周にケヤキ五本を並木風に點植し、綠地帯にはクスノキを主木として是にヤツデ及びトベラを下草に配植し、東京芝張を施した。

〔裝飾〕 正面にある石製大型塔は綠樹に映え、良き強調材料として役立ち、中央部は舗裝廣場となつてゐるため兒童の遊戯に好適である。

〔照明〕 園内に電燈柱二基を設置する。

第四項 道路竣工実績

街路新設擴築工事は既に殆んどその工程を竣へた。然し、他の工事等との關係から、なほ幾分の残事業の存する路線もある。依つて一應本項に於て、全路線の事業進捗狀況を集約すれば次表の通りである。

一 全區間に亘り竣工済の路線 (昭和十六年十二月末現在)

竣工年度	路線名	區間	幅員	延長	着手年月日	竣工年月日	備考
大正十二年度	大阪奈良線	自寺田至四丁目	12.1	1.7	1923.11.1	1924.11.1	
大正十四年度	水崎町線	自紀伊州街至海州坂線	12.1	1.7	1925.11.1	1926.11.1	
大正十五年度	泉尾線	自北泉尾町三丁目至新千歳橋	12.1	1.7	1926.11.1	1927.11.1	
昭和二年度	泉尾市岡線	自大正通四丁目至北泉尾町三丁目	12.1	1.7	1927.11.1	1928.11.1	
昭和三年度	法園坂町線	自京橋一丁目至上本町二丁目	12.1	1.7	1928.11.1	1929.11.1	
昭和五年度	北野線	自角田至東野田町九丁目	12.1	1.7	1930.11.1	1931.11.1	
昭和五年度	津上江町線	自都島本通至谷町三丁目	12.1	1.7	1930.11.1	1931.11.1	
昭和五年度	城南線	自谷町三丁目至森ノ宮東ノ町	12.1	1.7	1930.11.1	1931.11.1	
昭和五年度	北安治川通線	自上福島一丁目至安治川通二丁目	12.1	1.7	1930.11.1	1931.11.1	

昭和七年度	江戸堀十三線	自江戸堀上通二丁目至西梅田	12.1	1.7	1932.11.1	1933.11.1	
昭和八年度	猪飼野線	自勝山通四丁目至猪飼野町東八丁目	12.1	1.7	1933.11.1	1934.11.1	
昭和九年度	玉造野江線	自東雲町一丁目至森ノ宮東ノ町	12.1	1.7	1934.11.1	1935.11.1	
昭和九年度	天満蒲生線	自空町二丁目至蒲生	12.1	1.7	1934.11.1	1935.11.1	
昭和九年度	善導寺野江線	自都島本通至野江町三丁目	12.1	1.7	1934.11.1	1935.11.1	
昭和十年度	大川町線	自肥後橋南詰至高津五番町	12.1	1.7	1935.11.1	1936.11.1	
昭和十年度	御堂筋線	自日本橋筋三丁目至高津五番町	12.1	1.7	1935.11.1	1936.11.1	
昭和十年度	九條市岡線	自本町三丁目至北堀川町三丁目	12.1	1.7	1935.11.1	1936.11.1	
昭和十一年度	御堂筋線	自角田至波田前	12.1	1.7	1936.11.1	1937.11.1	
昭和十一年度	天神橋西筋線	自浪速至天神橋筋九丁目	12.1	1.7	1936.11.1	1937.11.1	
昭和十一年度	江戸堀西筋線	自江戸堀北通三丁目至西濱南通三丁目	12.1	1.7	1936.11.1	1937.11.1	
昭和十三年度	堀江玉造線	自北堀江二番町至木野町電停	12.1	1.7	1938.11.1	1939.11.1	
昭和十四年度	平野町線	自京町堀通五丁目至法園坂町	12.1	1.7	1939.11.1	1940.11.1	
昭和十四年度	逢坂線	自惠美田町至寺田	12.1	1.7	1939.11.1	1940.11.1	
昭和十五年度	天満谷町線	自天神橋西筋南詰至天満橋南筋	12.1	1.7	1940.11.1	1941.11.1	
昭和十五年度	堂島十三線	自堂島大橋北詰至梅田十三線	12.1	1.7	1940.11.1	1941.11.1	
昭和十六年度	梅田九條線	自梅田九條線至新道	12.1	1.7	1941.11.1	1942.11.1	

第二章 道路工事

二 一部工事残存の路線

(昭和十六年十二月末現在)

路線名	区間	幅員	全延長	着手年月日	最急勾配	工期	工事費	方工
西横堀線	自肥後橋南詰 至羅波元町二丁目	三・六五	三・〇七三	查三・八、四	〃	〃	一、三〇〇	家屋立退未済箇所工事
松屋町筋線	自鳴尾 至逢坂	三・五五	三・三三六	〃	〃	〃	一、三〇〇	家屋立退未済箇所工事
梅田十三線	自梅田 至中津濱通五丁目	三・七五	一・一〇三	〃	〃	〃	六、四〇〇	地下鐵工事跡復舊
紀州街道線	自日本橋筋三丁目 至東今船町	三・八	二・一五六	〃	〃	〃	一、〇〇〇	踏切改造跡工事
藤波住吉線	自藤波新地五番丁 至住吉公園	三・七五	三・七三三	〃	〃	〃	約六、〇〇〇	地下鐵工事跡復舊
長堀線	自大今里 至大今里東詰	三・七五	三・三三三	〃	〃	〃	二、五〇〇	改造工事
春日出傳法線	自寶島大通三丁目 至新泥	三・八	七・三三三	〃	〃	〃	一、〇〇〇	舗設工事
阿部野線	自天王寺西門 至阿部野筋六丁目	三・六五	二・三三三	〃	〃	〃	一、〇〇〇	改造工事
久寶寺町線	自西横堀線 至玉造野江線	三・七五	三・三三三	〃	〃	〃	〃	家屋立退未済箇所工事
三休橋筋線	自北濱三丁目 至長堀	三・七五	一・九七九	〃	〃	〃	〃	家屋立退未済箇所工事
富田屋橋筋線	自櫻川町一丁目 至西濱	三・七五	一・〇〇〇	〃	〃	〃	〃	家屋立退未済箇所工事

つぎに本工事による新設擴張街路の路線別竣功実績を表記すれば別表の通りである。

左表各區間の道路延長は道路工事實施區間の直長であつて、橋梁及交叉街路部を除く。工事費は道路費のみであつて附屬施設の工費を除外する。但し、道路費によつて施工した梅田十三線及び澤上江町線の高架道路は本表中に包含する。

第一次都市計畫事業新設街路竣功実績調書

廣路第一號線 御堂筋線	幅員	内線及工程	最急勾配	工期	工事費	方工
施工區間	幅員	軌道敷	最急勾配	工期	工事費	方工
自阪急北詰	七・九	高速車道 各五・〇七五 植樹帶 各二・二二五 緩速車道 各五・五五五 (改良) (木塊) フラッタス (木塊) (木塊)	六分の一	〃	八、八六三	舗
自大江橋北詰	一・二二三	車道(東三・〇〇〇 西三・〇〇〇) 歩道(東三・〇〇〇 西三・〇〇〇)	五分の一	〃	一、二二六	舗
自淀屋橋南詰	九・六五八	(假工事)	五分の一	〃	一、八七三	舗
自本町四丁目	九・八八五	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
右本工事	九・八八五	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
自本町四丁目	九・八八五	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
右本工事	九・八八五	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
長堀筋線	ナシ	(取付工事)	五分の一	〃	一、八七三	舗
取付筋線	ナシ	(取付工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
自新堀南詰	ナシ	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
至道頓堀北詰	ナシ	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
右本工事	ナシ	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
自道頓堀南詰	ナシ	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
至羅波南詰	ナシ	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
右本工事	ナシ	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
取付筋線	ナシ	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
取付筋線	ナシ	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
取付筋線	ナシ	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗
取付筋線	ナシ	(假工事)	五分の一	〃	一、七二二	舗

一等大路第二類第一號線 梅田九條線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	方工法
自九條新道	1,155.88	29.02	5,700	各六.八六八	各四.八九六	1/80	昭和五、六、三三	3,865,600	購買
自前橋筋	1,018.18	29.02	5,700	各六.八六八	各四.八九六	1/80	昭和五、六、三三	1,756,800	購買
自肥後橋筋	334.30	29.02	5,700	各六.八六八	各四.八九六	1/80	昭和五、六、三三	764,070	購買
自波邊橋北詰	1,131.18	29.02	5,700	各六.八六八	各四.八九六	1/80	昭和五、六、三三	2,976,660	購買
自波邊橋南詰	1,131.18	29.02	5,700	各六.八六八	各四.八九六	1/80	昭和五、六、三三	2,976,660	購買
自渡邊橋北詰	2,121.00	29.02	5,700	各六.八六八	各四.八九六	1/80	昭和五、六、三三	7,610,700	購買
自渡邊橋南詰	2,121.00	29.02	5,700	各六.八六八	各四.八九六	1/80	昭和五、六、三三	7,610,700	購買
自櫻橋交又點附近	1,897.00	29.02	5,700	各六.八六八	各四.八九六	1/80	昭和五、六、三三	6,480,000	購買
自櫻橋交又點附近	1,897.00	29.02	5,700	各六.八六八	各四.八九六	1/80	昭和五、六、三三	6,480,000	購買
計	13,331.72	325.16	62,100	各六.九九五	各四.九七〇	1/80	昭和五、六、三三	40,860,000	購買

一等大路第三類第一號線 西横堀線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	方工法
自肥後橋南詰	866.43	33.66	5,700	各五.一〇六	各三.九三〇	1/90	昭和五、六、三三	1,712,000	購買
自信濃橋交又點	1,011.06	33.66	5,700	各五.一〇六	各三.九三〇	1/90	昭和五、六、三三	2,269,200	購買
自西長堀北詰	877.21	33.66	5,700	各五.一〇六	各三.九三〇	1/90	昭和五、六、三三	1,614,600	購買
自西長堀南詰	877.21	33.66	5,700	各五.一〇六	各三.九三〇	1/90	昭和五、六、三三	1,614,600	購買
自深里橋北詰	676.50	33.66	5,700	各五.一〇六	各三.九三〇	1/90	昭和五、六、三三	1,219,800	購買
自深里橋南詰	676.50	33.66	5,700	各五.一〇六	各三.九三〇	1/90	昭和五、六、三三	1,219,800	購買
自元町二丁目	1,311.00	33.66	5,700	各五.一〇六	各三.九三〇	1/90	昭和五、六、三三	2,437,200	購買
計	7,305.91	243.96	34,200	各五.一〇六	各三.九三〇	1/90	昭和五、六、三三	11,087,200	購買

一等大路第三類第二號線 松屋町筋線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	方工法
自鳴尾北詰	1,101.00	23.55	5,700	各六.三三三	各四.五五五	1/80	昭和七、一、七	2,880,000	直營
自天神橋南詰	281.25	23.55	5,700	各六.三三三	各四.五五五	1/80	昭和七、一、七	486,000	直營
自内平野町二丁目	331.00	23.55	5,700	各六.三三三	各四.五五五	1/80	昭和七、一、七	594,000	直營
自内本町二丁目	331.00	23.55	5,700	各六.三三三	各四.五五五	1/80	昭和七、一、七	594,000	直營
右残部	(残工事)								
自内本町二丁目	800.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	1,320,000	購買
自内久寶寺町四丁目	331.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	594,000	購買
自内久寶寺町四丁目	331.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	594,000	購買
自松屋町	948.88	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	1,701,600	購買
自下寺町交又點	500.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	882,000	購買
自高津五番丁	500.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	882,000	購買
自高津五番丁	500.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	882,000	購買
自高津五番丁	500.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	882,000	購買
自高津五番丁	500.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	882,000	購買
自下寺町三丁目	500.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	882,000	購買
自下寺町三丁目	500.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	882,000	購買
自下寺町三丁目	500.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	882,000	購買
自下寺町三丁目	500.00	33.66	ナシ	各六.六六六	各四.九九九	1/80	昭和七、一、七	882,000	購買
計	10,331.72	325.16	34,200	各六.九九五	各四.九七〇	1/80	昭和七、一、七	19,860,000	購買

一等大路第三類第四號線 梅田十三線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	方工法
自芝田	400.00	23.55	5,700	各六.三三三	各四.五五五	1/80	昭和八、三、九	684,000	直營
自中津浦通一丁目	300.00	23.55	5,700	各六.三三三	各四.五五五	1/80	昭和八、三、九	513,000	直營
計	700.00	47.10	11,400	各六.三三三	各四.五五五	1/80	昭和八、三、九	1,197,000	直營

自中津浦通一丁目 至中津浦通	330.20	27.75	各六三六 コンクリート	各四三三	五分ノ一	昭和七、六、一五	二、二八八、八	購置
中津地内	120.35	27.75	各六三六 コンクリート	各四三三	五分ノ一	昭和七、七、一五	一、二〇七、七	購置
自中津浦通一丁目 至中津浦通五丁目 (高梁道路)	330.20	27.75	各六三六 コンクリート	各四三三	五分ノ一	昭和七、七、一五	七、七〇七、三	購置
計	1,180.75	83.25	各六三六 コンクリート	各四三三	五分ノ一	昭和七、七、一五	九、八〇三、八	購置

一等大路第三類第五號線 堂島十三線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自堂島大橋北詰 至上福島南三丁目	50.75	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	一、一〇七、〇	購置
自堂島大橋北詰 至上福島南三丁目	50.75	3.15	(改良) 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	一、一〇七、〇	購置
自堂島南三丁目 至上福島中三丁目	86.63	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	一、〇九〇、七	購置
自堂島南三丁目 至上福島北三丁目	33.90	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	三、九六〇、七	購置
右殘部 (歩道工部工事)	30.00	3.15	ナシ	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	六、七〇	購置
右殘部 (踏切附近)	30.00	3.15	ナシ	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	二、九七〇、七	購置
自堂島北三丁目 至上福島北二丁目	300.60	3.15	ナシ	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	三、三二二、〇	購置
自堂島北二丁目 至上福島北二丁目	330.00	3.15	ナシ	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	三、七〇〇、〇	購置
自大元町二丁目 至北大阪線	151.01	3.15	ナシ	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	一、九八四、七	購置
自大元町三丁目 至北大阪線	110.00	3.15	ナシ	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	一、一〇一、六	購置
自大元町三丁目 至梅田十三線	330.12	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	三、三三三、八	購置
計	2,066.75	66.60	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	二〇,六六六、八	購置

一等大路第三類第六號線 城南線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自谷町三丁目 至馬場町	330.60	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	六、九八九、七	購置
自馬場町 至森ノ宮東ノ町	114.13	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	三、三三三、八	購置
計	444.73	6.30	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	一〇,三二三、五	購置

一等大路第三類第七號線 鶴橋線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自本町六丁目 至東高津南ノ町	330.30	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	三、三三三、八	購置
自東高津南ノ町 至下味原町	50.75	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	一、一〇七、〇	購置
自下味原町 至味原町	330.00	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	三、三三三、八	購置
自味原町 至大今里町	111.00	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	三、三三三、八	購置
計	1,352.05	12.60	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	一〇,〇〇七、〇	購置

一等大路第三類第八號線 紀州街道線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自日本橋筋三丁目 至惠美須町二丁目	97.60	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	一、九七〇、七	購置
自惠美須町二丁目 至今宮平野線	59.00	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	一、九七〇、七	購置
自今宮平野線 至今宮池野線	39.70	3.15	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	一、九七〇、七	購置
計	196.30	9.45	軌道敷 石	各四八三	各三二二	五分ノ一	昭和七、七、一五	五、九一〇、〇	購置

第二章 道路工事

三二六

河右殘部	六〇・一	三・二	ナシ	各二二三 (コンクリート)	各二二三 (コンクリート)	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	四、八、三九	直營
自今池町	一五、一〇	三・八	ナシ	各二二三 (コンクリート)	各二二三 (コンクリート)	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	八、四三・三三	請負
計	二、三六・六							二、一七・八	

一等大路第三類第十號線 難波住吉線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自難波新地五番丁 至難波元町三丁目	二八・八	三・七	ナシ	各二二三 (コンクリート)	各二二三 (コンクリート)	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	三、〇九・〇〇	請負
自難波元町三丁目 至難波元町五丁目	四・六	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	四、二八・九七	直營
自難波元町五丁目 至市橋橋南詰	一三・九	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、三三・〇〇	直營
自市橋橋南詰 至市橋橋南詰	一三・九	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、三三・〇〇	直營
自大國町三丁目 至西四條通三丁目	一三・九	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、三三・〇〇	直營
同右復舊	九・四	三・七	ナシ	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	三、〇五・九七	直營
同右復舊	九・四	三・七	ナシ	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	三、〇五・九七	直營
自西四條通三丁目 至西四條通三丁目	一三・九	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、三三・〇〇	直營
自西四條通三丁目 至千本通二丁目	一三・九	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、三三・〇〇	直營
軌道敷鋪裝	七・〇	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、三三・〇〇	直營
計	五、九七・九							一、七六・六六	

自玉出本通三丁目 至住吉公園	一三・二	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、七六・六六	請負
軌道敷鋪裝	七・〇	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、三三・〇〇	直營
計	五、九七・九							一、七六・六六	

一等大路第三類第十一號線 大川町線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
大同ビル前 住友ビル前	一三・二	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、七六・六六	請負
自肥後橋南側 至泥屋橋南側	一三・二	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、七六・六六	請負
右殘部	一三・二	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、七六・六六	請負
右北側	一三・二	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、七六・六六	請負
計	五、九七・九							一、七六・六六	

一等大路第三類第十二號線 長堀線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自本古橋東詰 至上本町二丁目	八・六	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、九六・三三	請負
自玉造交又點 至中道本通三丁目	四・九	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、九六・三三	請負
玉造駅前殘部	四・九	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、九六・三三	請負
自中道本通三丁目 至南中道三丁目	三・六	三・七	版石	各六二三	各六二三	各二分ノ一	昭和三十一年六月一日	一、九六・三三	請負
計	二、三六・六							二、一七・八	

第二章 道路工事

三二七

一等大路第三類第二十號線 法圓阪町線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自京橋一丁目 至馬場町交又點	一〇・〇〇	三・八〇	(板石) 各四八〇	(アスファルト) 各四八〇	(砂利) 各三二〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	二二、二六〇	請負
自馬場町交又點 至上本町一丁目	四・三〇	三・八〇	(板石) 各四八〇	(アスファルト) 各四八〇	(砂利) 各三二〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	八、七〇〇	請負
自本町一丁目 至上本町二丁目	三・〇〇	三・八〇	(板石) 各四八〇	(アスファルト) 各四八〇	(砂利) 各三二〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	四、三〇〇	請負
計	一七・三〇	一一・四〇						三〇、二六〇	

一等大路第三類第二十一號線 阿部野線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自天王寺西門交又點 至阿部野橋交又點	六・五〇	三・三〇	(板石) 各三〇〇	(アスファルト) 各三〇〇	(砂利) 各二四〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	一三、五九〇	請負
自阿部野橋 取付假鋪裝	一・〇〇	三・三〇	(板石) 各三〇〇	(アスファルト) 各三〇〇	(砂利) 各二四〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	八、七〇〇	直營
右本鋪裝 (未着手)									
自阿部野橋南詰 至阿部野橋六丁目	一・四〇	三・三〇	(板石) 各三〇〇	(アスファルト) 各三〇〇	(砂利) 各二四〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	三、七〇〇	請負
計	九・三〇	九・九〇						二六、〇〇〇	

一等大路第三類第二十二號線 善源寺野江線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自都島本通 至野江町三丁目	一・〇〇	三・三〇	(板石) 各三〇〇	(アスファルト) 各三〇〇	(砂利) 各二四〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	一三、〇〇〇	請負
計	一・〇〇	三・三〇						一三、〇〇〇	

一等大路第三類第二十三號線 玉造野江線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自長瀬 至城線	七・五〇	三・三〇	(板石) 各四八〇	(アスファルト) 各四八〇	(砂利) 各三二〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	九、九六〇	直營
計	七・五〇	三・三〇						九、九六〇	

一等大路第三類第二十四號線 天満浦生線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自空心町二丁目 至新川崎町	五・五〇	三・三〇	(板石) 各四八〇	(アスファルト) 各四八〇	(砂利) 各三二〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	三、七〇〇	請負
自櫻ノ宮橋東詰 至東野田四丁目	一・五〇	三・三〇	(板石) 各四八〇	(アスファルト) 各四八〇	(砂利) 各三二〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	一、二〇〇	直營
自東野田四丁目 至東野田六丁目	六・九〇	三・三〇	(板石) 各四八〇	(アスファルト) 各四八〇	(砂利) 各三二〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	四、七〇〇	請負
右軌道敷鋪裝									
自東野田六丁目 至蒲生町	一・〇〇	三・三〇	(板石) 各四八〇	(アスファルト) 各四八〇	(砂利) 各三二〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	一、七〇〇	直營
計	一五・八〇	一五・二〇						一一、三〇〇	

一等大路第三類第二十五號線 猪飼野線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自勝山通四丁目 至勝山通七丁目	六・〇〇	三・三〇	(板石) 各四八〇	(アスファルト) 各四八〇	(砂利) 各三二〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	五、七〇〇	請負
自勝山通七丁目 至猪飼野東八丁目	七・〇〇	三・三〇	(板石) 各四八〇	(アスファルト) 各四八〇	(砂利) 各三二〇	五〇分ノ一	昭和二三・三・〇	六、八〇〇	直營
計	一三・〇〇	六・六〇						一二、五〇〇	

一等大路第三類第五十九號線 天満谷町線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自天神橋筋三丁目 至北同心町一丁目	六三・四四	二二・七七	ナシ	各二・七三	各二・七三	100分ノ一	昭和二三、四、八	二九、六六、六五	請
自北同心町一丁目 至空心中二丁目	六二・六五	二二・七七	ナシ	各二・七三	各二・七三	100分ノ一	昭和二三、四、八	三二、四九、三三	直
空心中交又點	—	—	—	—	—	—	—	七、六九、八八	直
天満橋南詰	—	—	—	—	—	—	—	一九、五〇、一八	請
計	一二〇・〇九	—	—	—	—	—	—	八八、六五、七五	—

二等大路第一類第十三號線 大阪奈良線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自寺田四丁目	二七・七三	一八・八三	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	六、三三、七〇	請
自大道四丁目	二七・七三	一八・八三	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	六、三三、七〇	請
計	五五・四六	—	—	—	—	—	—	一二、六六、四〇	—

二等大路第一類第十四號線 水崎町線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自紀州街道線 至南海鐵道線	二七・七三	一八・八三	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	六、三三、七〇	請
計	二七・七三	—	—	—	—	—	—	六、三三、七〇	—

二等大路第一類第十六號線 澤上江町線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自東野田九丁目 至都島南通	四三・九六	一八・八三	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	四、四二、三三	請
計	四三・九六	—	—	—	—	—	—	四、四二、三三	—

自都島南通 至都島本通	四三・九六	一八・八三	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	四、四二、三三	請
計	四三・九六	—	—	—	—	—	—	四、四二、三三	—

二等大路第二類第一號線 北安治川通線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自上福島三丁目 至上福島三丁目	八三・六六	一八・八三	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	五、六、四五、六七	請
自上福島三丁目 至下福島三丁目	六二・〇六	一八・八三	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	八、八、五五、一五	直
自下福島三丁目 至安治川通二丁目	〇〇・八〇	一八・八三	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	一七、〇、九八、五五	直
計	一四六・五二	—	—	—	—	—	—	二二、〇、四一、二七	—

二等大路第二類第四號線 江戸堀十三線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷	車道	歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自梅田九條線 至田邊橋南詰	三三・〇〇	二二・七七	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	三、三〇、〇三	直
自田邊橋北詰 至北安治川通線	一六・九二	二二・七七	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	三、八五、四八	請
自北安治川通線 至市電都島線	一一・三三	二二・七七	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	三、七〇、〇九	請
自市電都島線 至東海線踏切	三三・六六	二二・七七	ナシ	各二・七三	各二・七三	—	昭和二三、三、一〇	七、八、六二、四二	—
計	一〇〇・九一	—	—	—	—	—	—	一四、〇、四一、一九	—

二等大路第二類第五號線 九條市岡線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷車道歩道	幅員内譯及鋪裝工種	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自本田三番丁 至本田通二丁目	六・七〇〇	一四・四四五	ナシ	（シフト） （フットパス）	100分ノ一	昭和八、九、一〇、一一、一二、一三	五〇、三〇四・九五	請員
自本田通二丁目 至九條南通三丁目	七・三三三	一四・三四五	ナシ	（シフト） （フットパス）	100分ノ一	昭和八、九、一〇、一一、一二、一三	五三、三九七・三九	請員
自九條南通三丁目 至北境川町三丁目	一・七七七	六・八二二	ナシ	（シフト） （フットパス）	30分ノ一	昭和七、八、九、一〇、一一、一二、一三	五八、九一〇・一〇	請員
計	一五・七七九	三三・七九二					一〇九、五九三・三四	

二等大路第二類第十一號線 平野町線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷車道歩道	幅員内譯及鋪裝工種	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自京町開通五丁目 至京町開通一丁目	一・二九〇	三・七七七	ナシ	（フットパス） （シフト）	30分ノ一	昭和九、一〇、一一、一二、一三	七六、八九四・九五	直營
自京町開通一丁目 至御堂筋	二・九三三	三・七七七	ナシ	（フットパス） （シフト）	30分ノ一	昭和九、一〇、一一、一二、一三	三三、八七三・〇〇	請員
自御堂筋 至三休橋筋	三・一三七	三・七七七	ナシ	（シフト） （フットパス）	30分ノ一	昭和九、一〇、一一、一二、一三	三三、五〇一・一一	請員
自三休橋筋 至三休橋筋	三・四〇六	三・七七七	ナシ	（シフト） （フットパス）	60分ノ一	昭和九、一〇、一一、一二、一三	一七、〇〇〇・〇三	直營
右殘部 (一)	(殘工事)							
右殘部 (二)	(殘工事)							
自三休橋筋 至松屋町筋	三・四〇六	三・七七七	ナシ	（フットパス） （シフト）	100分ノ一	昭和九、一〇、一一、一二、一三	三三、九六三・〇〇	請員
計	一〇・〇三二	三三・七七七					一六〇、三三〇・〇三	

二等大路第二類第十二號線 久寶寺町線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷車道歩道	幅員内譯及鋪裝工種	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自西横開筋 至三休橋筋	五・〇〇〇	三・七七七	ナシ	（シフト） （フットパス）	100分ノ一	昭和九、一〇、一一、一二、一三	三三、〇〇〇・〇〇	請員
自三休橋筋 至松屋町筋	七・八・八	三・七七七	ナシ	（シフト） （フットパス）	100分ノ一	昭和九、一〇、一一、一二、一三	四〇、一〇〇・八三	請員
自松屋町筋 至天満谷町筋	四・四・〇	三・七七七	ナシ	（シフト） （フットパス）	28分ノ一	昭和九、一〇、一一、一二、一三	三三、七九八・一〇	請員
自天満谷町筋 至法圓飯町筋	三・七・〇	三・七七七	ナシ	（シフト） （フットパス）	30分ノ一	昭和九、一〇、一一、一二、一三	四〇、〇〇〇・八三	直營
自法圓飯町筋 至内久寶寺町一丁目	三・一・〇	三・七七七	ナシ	（シフト） （フットパス）	50分ノ一	昭和九、一〇、一一、一二、一三	三七、六三七・四九	請員
自内久寶寺町一丁目 至玉造野江線	三・七・〇	三・七七七	ナシ	（シフト） （フットパス）	30分ノ一	昭和九、一〇、一一、一二、一三	五三、五七三・五六	請員
計	三三・四・〇	三三・七七七					二九、九五四・五一	

二等大路第二類第十三號線 堀江玉造線

施工區間	施工延長	幅員	軌道敷車道歩道	幅員内譯及鋪裝工種	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自北堀江二番丁 至西横開筋	一・四・八・〇	三・七七七	ナシ	（シフト） （フットパス）	30分ノ一	昭和八、九、一〇、一一、一二、一三	八三、三〇〇・七七	請員

施工区間	施工延長	幅員	軌道敷車道歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自西横堀筋	七五・九〇	二二・七七	ナシ	七分ノ一	昭和九、二、二〇 昭和九、五、三〇	五〇、六三・四八	請買
自堺屋筋	四〇・六〇	二二・七七	ナシ	五分ノ一	昭和九、七、一〇 昭和九、一〇、三〇	二六、九三・六一	請買
自松屋筋	七五・〇〇	二二・七七	ナシ	五分ノ一	昭和九、一〇、一〇 昭和九、一〇、三〇	四〇、〇七・九七	請買
自本町筋	九三・六〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和五、五、一六 昭和五、一〇、一五	八〇、三三・一七	請買
自市電木野筋	四、一七二・六四	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和五、五、一六 昭和五、一〇、一五	二八七、三三・八三	請買
計							

二等大路第二類第十四號線 三休橋筋線

施工区間	施工延長	幅員	軌道敷車道歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自北濱三丁目	九四・六六	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和四、三、一五 昭和四、三、一五	一三六、〇〇・〇六	請買
自本町三丁目	九四・六六	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和四、三、一五 昭和四、三、一五	一三六、〇〇・〇六	請買
自本町三丁目	九三・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和四、三、一五 昭和四、三、一五	一三六、〇〇・〇六	請買
自本町三丁目	九三・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和四、三、一五 昭和四、三、一五	一三六、〇〇・〇六	請買
計							

二等大路第二類第十七號線 富田屋橋筋線

施工区間	施工延長	幅員	軌道敷車道歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自櫻川町一丁目	一〇〇・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和四、三、一五 昭和四、三、一五	五〇、九三・九四	請買
自西濱	一〇〇・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和四、三、一五 昭和四、三、一五	五〇、九三・九四	請買
計							

二等大路第二類第十八號線 江戸堀面筋線

施工区間	施工延長	幅員	軌道敷車道歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自梅田九條筋	五九・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一六七・三二・八三	請買
自薩摩堀北ノ町	五九・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一六七・三二・八三	請買
自薩摩堀南ノ町	五九・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一六七・三二・八三	請買
自西長堀北通三丁目	八八・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	二五、九三・七〇	請買
自北堀江四番丁	二六・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一〇、〇〇・〇〇	請買
自北堀江一番丁	二六・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一〇、〇〇・〇〇	請買
自南堀江六丁目	四九・一〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一〇、〇〇・〇〇	請買
自幸町五丁目	四九・一〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一〇、〇〇・〇〇	請買
自櫻川三丁目	九四・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一〇、〇〇・〇〇	請買
自久保吉町	九四・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一〇、〇〇・〇〇	請買
自榮町一丁目	二〇・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一〇、〇〇・〇〇	請買
自西濱北通三丁目	二〇・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一〇、〇〇・〇〇	請買
自西濱南通三丁目	二〇・〇〇	二二・七七	ナシ	一分ノ一	昭和二、二、一〇 昭和二、二、一〇	一〇、〇〇・〇〇	請買
計							

二等大路第二類第十九號線 御藏跡町線

施工区間	施工延長	幅員	軌道敷車道歩道	最急勾配	工期	工事費	工事方法
自日本橋筋三丁目	四六・九〇	二二・七七	ナシ	三分ノ一	昭和八、二、一〇 昭和八、二、一〇	三九、〇〇・四七	請買
自松屋筋	四六・九〇	二二・七七	ナシ	三分ノ一	昭和八、二、一〇 昭和八、二、一〇	三九、〇〇・四七	請買
計							

第二節 路面舗装

第一項 概説

前節にも述べた如く、本事業着手までの大阪市内道路は全く砂利道路であつて、剛質舗装を施した個所は擧げて算ぶべきものが無かつた。前節、街路新設擴築に附帯して高級舗装を実施することは勿論のことであるが、夫等以外の既設主要街路にも舗装を施工するのは必要は夙に認められてゐたのである。即ち、市區改正設計が決定されたとき、設計中第一ノ末項ニ「二等大路以上其他必要ナル街路ニハ舗装工事ヲ施行ス」と附記したのは本事業を豫定したものであつて、第一次都市計畫事業に於ては、當初から之を「街路舗装工事ノ部」として、新設擴築工事と併行實施せしめることとなつた。本記録に於て路面舗装工事と稱するものは、此の既設街路の路面改良工事を指すものである。

而して當初豫定では約二十五萬坪を施工する計畫であつたが、大正十三年の更正に際し、約十八萬坪に減少したことは前編に記述の通りである。斯くて本事業は着々進捗し、材料及び勞力費等に餘裕を生じたので漸次他の主要道路にもその工事を及ぼし、昭和七年度に於ては結局左表の如く三十萬九千餘坪を完成して全工程を完了したのである。

路面舗装實施狀況

施工年度	施工面積	施工路線
大正十一年度	五八、〇一七・二二坪	立賣堀北通線外 二四路線
大正十二年度	四九、二二三・八二	天神橋筋線外 二二路線
大正十三年度	三〇、一五八・七〇	板屋橋筋線外 一七路線
大正十四年度	三四、五五一・六八	八幡屋町線外 二四路線
大正十五年度	二八、五五八・二〇	安堂寺橋通線外 一五路線
昭和二年度	三一、〇二五・四八	和泉町通線外 一七路線
昭和三年度	二八、七一三・九三	太平橋通線外 一九路線
昭和四年度	一九、四二八・四四	汐見橋筋線外 一二路線
昭和五年度	一九、七四九・七五	信保町筋線外 一二路線
昭和六年度	四、六六六・五〇	福島櫻島線外 三路線
昭和七年度	五、〇一八・二九	長柄火葬場通線外 三路線
合計	三〇九、一六五・〇一	一七九路線

(参考)

本項に於ては實施施工面積を集計したため前表の如く三十萬九千餘坪となつてゐるが、之は人孔、下水會所、道路肩石、其他道路占用工作物設置部分等の面積を除外せるものであつて、之等を包含する道路總面積を採算すれば凡そ三十二萬三千坪となる。

第二項 實施概況

舗装工事は大部分請負に依り之を實施した。たゞし、アスファルト舗装は、請負に附すると共にアスファルト混合作業の直營施行の必要を認め、大正十一年度及び同十二年度に亘つてワレン式プラントを土木部堀川倉庫に、大正十三年度にはカンマー式プラントを同鶴町倉庫に設置した。

本事業による舗装種類は大別してアスファルト系、セメント系及び塊舗装の三種となる。之を量的に見ればアスファルト系が三一%、セメント系が九二%、塊舗装が五九・八%である。各種舗装中、主要なるものに付き概述すれば以下の通りである。

シートアスファルト舗装は大正十一年度に請負により難波停留場前通に八百七十餘坪を施工したに始る。その後は本市直營の

ワレンプラント及びカンマープラントによる製作合材を使用して來た。本市に於ては古來道路に頻繁に撒水する習慣があり、之がために舗装面が不斷に濕潤状態にあるのと、泥土による侵蝕磨滅が起るためにアスファルト舗装に付いては特に是等の問題に就いて惱まされたものである。依て大正十一年にはビチューメン量を一〇乃至一一%としてゐたが、翌年には一二%とし、翌々年には一二・五乃至一三%とし、無機質フライの増加により問題を解決することとし、大體目的を達しつつあるのである。尙、横斷勾配等も前述の關係から三十分の一程度の急勾配とした。使用アスファルトはユニオン、トリニダッド、モンテズマ、テキサス及び秋田産を用ひたが、後年に於ては秋田産のみを使用のこととし、針入度も四十七度を標準とすることとなつた。使用骨材は、フライヤーとしては淡路産蠟石粉、中國産寒水粉を、細砂としては堺三寶及び徳島津田浦産を、中砂としては大和川産及び淀川産を、碎石としては最初小豆島産花崗岩を、後年に至つて屋島産石英班岩、夜久野産玄武岩及び寶津産石英班岩を使用した。

アスファルト、コンクリート舗装は大正十一年度に玉造線及び天神橋筋線に約六千五百坪實施したに始る。前者に於ては粗骨材に砂利を用ひ、後者に於ては小豆島産碎石を使用した。尙、シールコートとしてアスファルトモルタルの薄層を被覆し輾壓した。之は前述の如く撒水の多いのと、鐵車輪の牛馬車の交通頻繁なのに對處するための必要からであつた。本舗装の實施面積はあまり多くない。

アスファルトマカダム舗装は大正十一年に約六千六百坪を施行したが、舗装後の成績良



舗装工事
上・舗装前の泥濘
下・シートアスファルト工事

好でなく、爾後は殆んど實施してゐない。
 コンクリート板鋪装は専ら歩道鋪装として凡そ二萬八千坪を實施してゐる。はじめ眞島
 タイル、田中タイリング等各商社に請負ひ施工せしめたが、昭和四年に本市鶴町タイ
 作工場を設置以來此處に於て直營製作品を使用して來た。
 乳劑被覆セメントコンクリート鋪装は昭和六年に約八百坪を施工したにはじまるが、乳
 劑の薄層がコンクリート表面に完全に膠着する特質に鑑み爾來盛んに使用せられるに至つ
 た。

塊鋪装としては、はじめ木塊が最も多くその面積も凡そ十一萬坪に上つた。之は鋪設後
 の成績が良好であつたのと修繕費を殆んど要しなかつた爲である。然し他の種類と比して
 最初の工費の高額なるに因り、後年に於ては次第に採用せず、昭和四年以後は全廢するに
 至つた。使用樹種は、はじめ日本松、福州松等であつたが後には専ら米松を使用した。そ
 の規格は長さ五寸、幅三寸、厚さ三寸で、之にクレオソートを塊材一立方尺に對し三升の
 割合で注入したものである。工事は殆んど總て請負に依つた。

煉瓦鋪装は一萬七千餘坪を施工したが、木塊に次いで施工費の高額なること、品種の不
 揃なること、目地破損の夥しきこと、並に施工に長時日を要する事等のため鐵輪車の多き
 本市の交通事情に不適當なる憾もあり、昭和五年頃から遂に廢することとした。縦斷勾配
 十五分の一より急なる箇所には溝型煉瓦を使用した。

板石鋪装は幅員三間三分乃至四間三分の無軌道道路の兩側に埋設物の一部整理の目的を

以て施工したのである。本市中心部の街路に多く實施せられてゐる。また、小鋪石鋪装は
 迂り止め工法にして縦斷勾配十五分の一より急なる箇所には部分的に施行してゐる。

第三項 路面鋪装実績

本事業により實施した各種鋪装並びに各年度別實施成績は下表の通りである。

鋪装種別及面積一覽表

鋪装種別	面積		施工面積ノ百分率
	小計	計	
瀝青系鋪装	6,886.87	10,000.00	31%
シートアスファルト	6,886.87	10,000.00	
アスファルトコンクリート	6,886.87	10,000.00	
基礎コイルタイル、アスファルト	10,000.00	10,000.00	
乳劑被覆、コンクリート	3,833.00	10,000.00	21%
セメント系鋪装	3,833.00	10,000.00	
コンクリート板	3,833.00	10,000.00	
地系鋪装	1,775.76	10,000.00	18%
煉瓦	1,775.76	10,000.00	
小鋪石	1,775.76	10,000.00	
合 計	10,000.00	10,000.00	100%

第一次都市計畫事業 路面道路竣工績調書

大正十一年度施行

路線名	區間	幅員	延長	工種	面積	工費
立賣堀北通線	自明津橋至西橋	木	1,200.00	舗装	1,200.00	2,400.00
同	自西橋至西橋	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
難波停留所前通線	自日本橋三丁目(電)至日本橋三丁目(電)	ア	1,600.00	舗装	1,600.00	3,200.00
中道唐町玉造前通線	自市東玉造至市東玉造	同	2,100.00	舗装	2,100.00	4,200.00
會根筋上四丁目前通線	自市梅田北道至市梅田北道	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
堺筋	自長堀橋南至長堀橋南	同	2,100.00	舗装	2,100.00	4,200.00
淨正橋筋	自市正橋北至市正橋北	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
梅田正面道	自市大正電島至市大正電島	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
九條高津	自幸大正西至幸大正西	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
入幡町筋	自佐木野橋東至佐木野橋東	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
新町通	自新町野橋西至新町野橋西	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
佐野屋橋筋	自新町野橋北至新町野橋北	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
道修町筋	自西井池堀至西井池堀	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
安土町通	自市東堀至市東堀	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00

大正十二年度施行

路線名	區間	幅員	延長	工種	面積	工費
天王寺推寺町線	自天王寺大丁至天王寺大丁	マ	1,300.00	舗装	1,300.00	2,600.00
觀本町筋	自木津川橋東至木津川橋東	ア	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
心齋橋筋	自順慶町西至順慶町西	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
北濱通	自今町西至今町西	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
玉造	自玉造一丁目至玉造一丁目	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
南本町筋	自西本町西至西本町西	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
高麗橋通	自高麗橋西至高麗橋西	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
問屋橋筋	自西本町西至高麗橋西	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
堺筋	自日本橋三丁目至日本橋三丁目	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
天神橋筋	自魚崎橋南至魚崎橋南	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
同	自天神橋北至天神橋北	同	1,100.00	舗装	1,100.00	2,200.00
計	二十五路線		22,100.00		22,100.00	44,200.00

第二章 道路工事

第二章 道路工事

Table with columns for project name (e.g., 生園魂神社表門通線), route details, and cost estimates. Includes sub-sections for '天王寺大道線' and '九條高津線'.

大正十三年度施行

Table with columns for project name (e.g., 板屋橋筋線), route details, and cost estimates. Includes sub-sections for '天王寺大道線' and '九條高津線'.

和泉町通線	井池町通線	博野町通線	難波新地五番町通線	幸町通線	朝南町通線	岩井町通線	東西清水町通線	北安治川通線	鶴谷内通線	立賣堀南通線	東横堀西岸通線	同見橋通線	汐見橋通線	北新町通線	西横堀西岸通線	内安堂寺町通線
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋	市東橋
1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦
石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00

中之島通線	江島通線	西横堀西岸通線	骨屋町通線	阿波座通線	北久寶寺町通線	農人橋東部	塩町通線	天満市場通線	羽子板橋通線	道頓堀通線	東横堀西岸通線	唐物町通線	淡路町通線	備後町通線	安堂寺橋通線
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
中之島	江島	西横堀	骨屋町	阿波座	北久寶寺	農人橋	塩町	天満市場	羽子板橋	道頓堀	東横堀	唐物町	淡路町	備後町	安堂寺橋
1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦	煉瓦
石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00

第三節 附帯施設

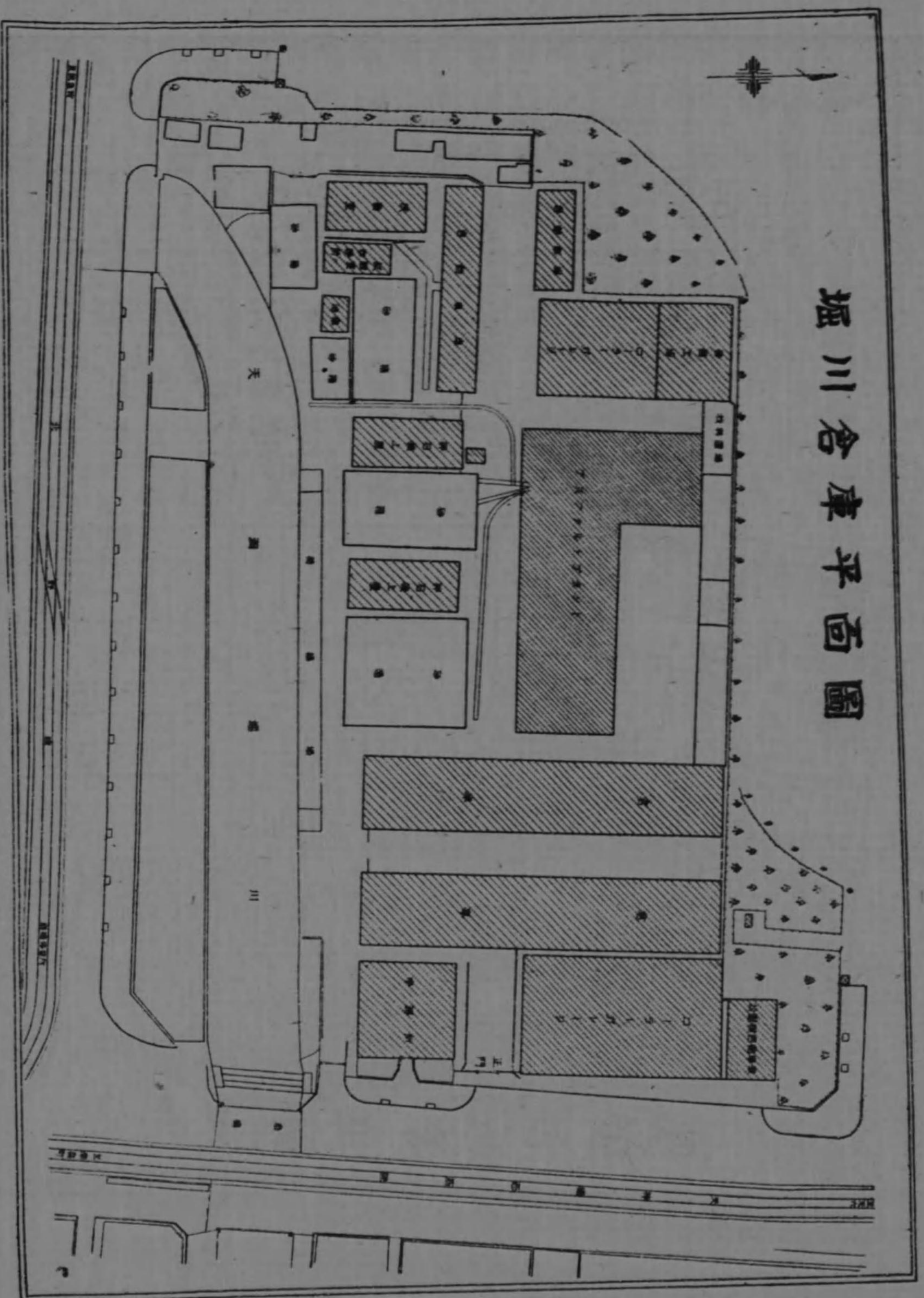
第一項 舗装材料工場

街路工事中特殊の技術を要する舗装に就ては、舗装材料の調製のため、堀川材料倉庫及び鶴町材料倉庫内に直營製造工場を設け此處に於て所要瀝青合材及びコンクリート板を直營製造することとした。

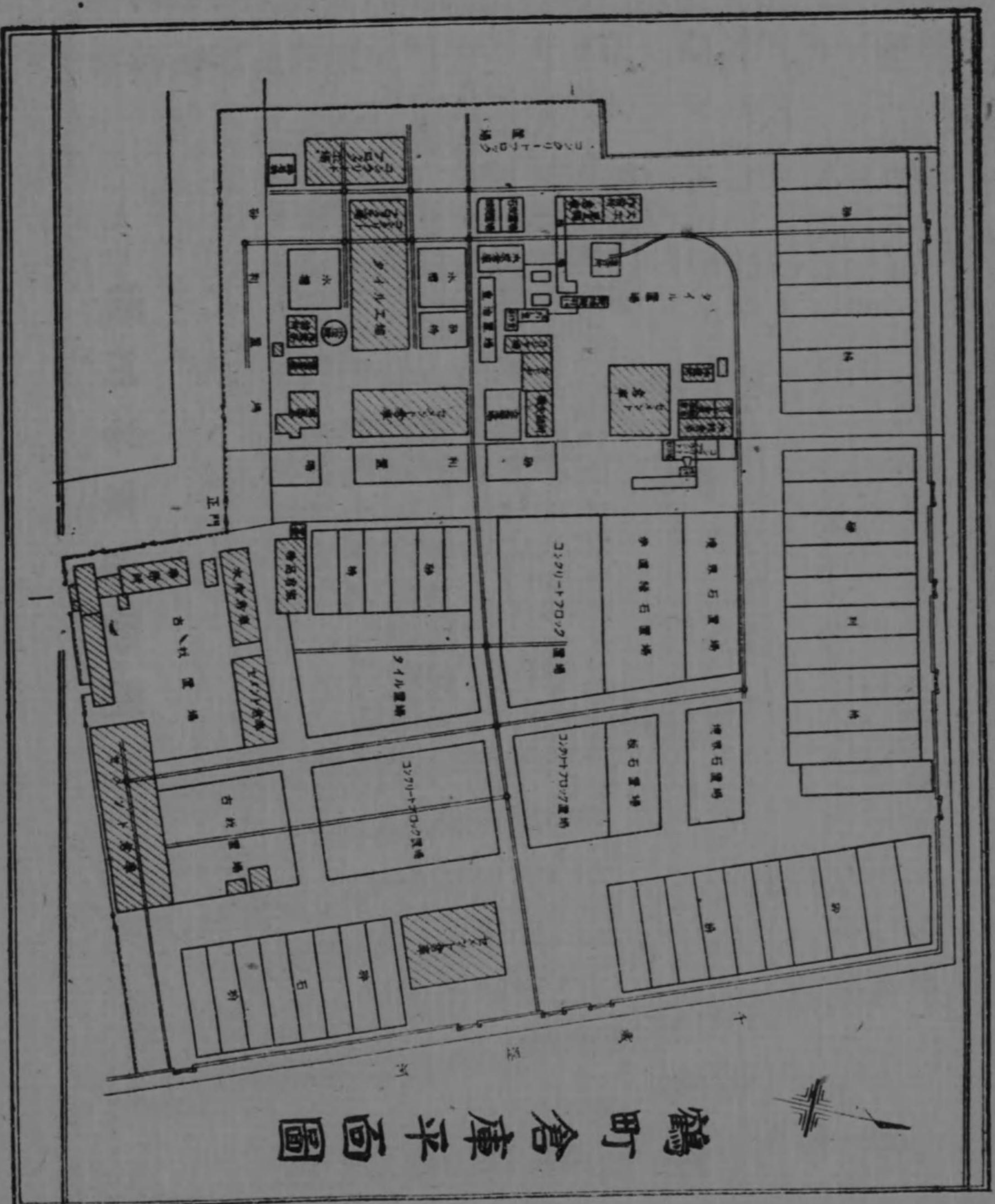
堀川倉庫は舊土木部所屬として大正十一年度及び十二年度に亘つて完成したものであつて、北區北扇町、天満入堀川北岸に位し、敷地面積は凡そ三千九百平方米とし左記の通り設備した。

- 一 アスファルトプラント (二基)
- 二 碎石機 (二基)
- 三 舗装材料置場
- 四 舗装材料試験室
- 五 工用機械倉庫
- 六 工用機械修理工場
- 七 セメント倉庫及石粉倉庫

本倉庫は其の後位置の關係上之を廢止することとなり、代つて昭和十三年五月開設の大



堀川倉庫平面圖

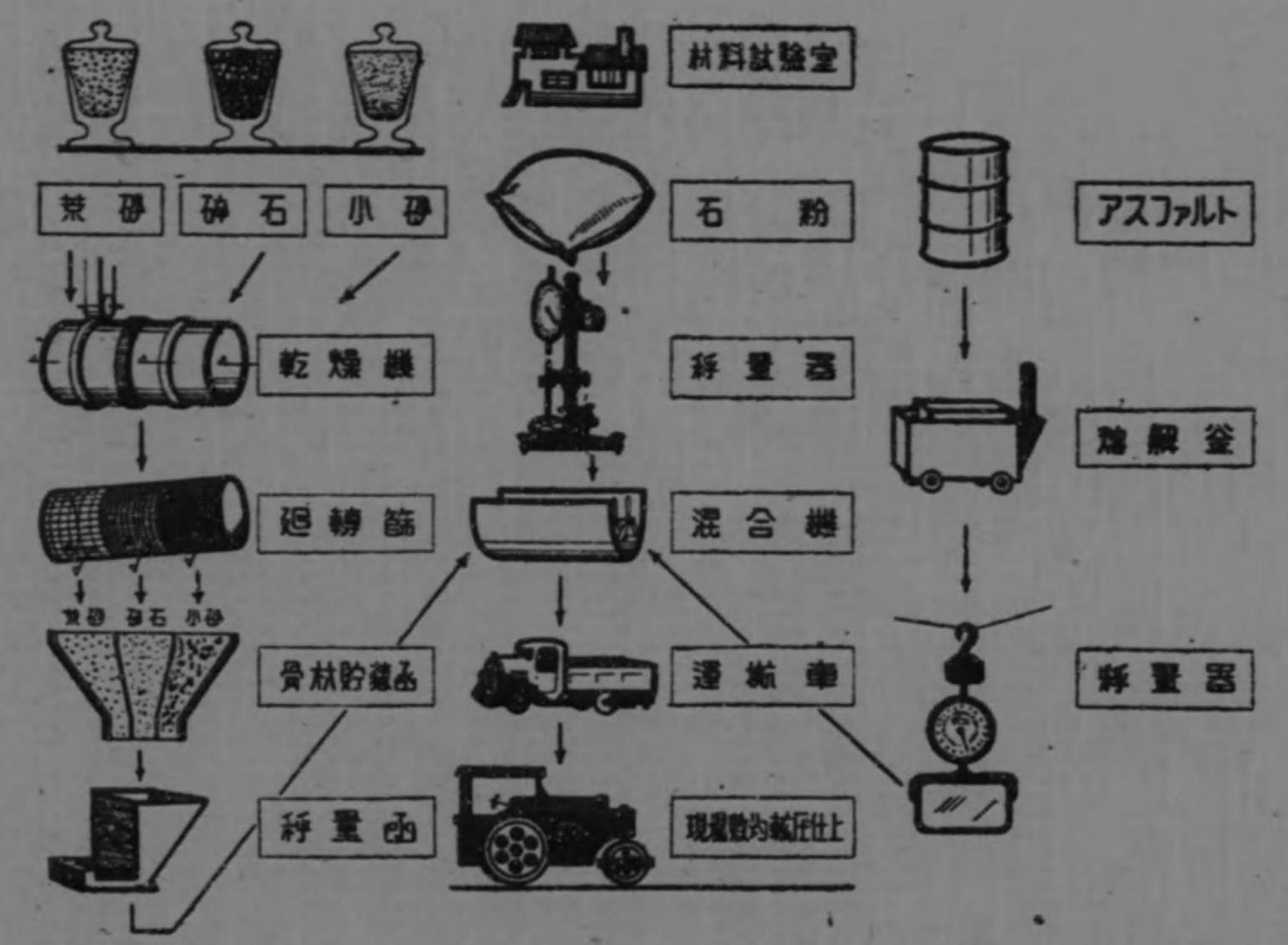


宮工場に於て引續き作業を繼續し、今日に至つてゐる。大宮工場は旭區大宮町五丁目城北運河北岸に接し、敷地面積凡そ一萬一千三百平方米、建築面積三千七百十八平方米であつて、その主なる設備は左の通りである。

- 一 アスファルトプラント (二基)
 - 二 舗裝材料置場
 - 三 舗裝材料試験室
 - 四 工用機械倉庫
 - 五 工用機械修理工場
 - 六 セメント倉庫及石粉倉庫
 - 七 瀝青乳劑製造工場
- 鶴町倉庫は舊都市計畫部所屬施設として大正十一年度以降に大正區鶴濱通三丁目に設置したもので、敷地面積凡そ二萬五千平方米、之に左の通り設備してゐる。
- 一 アスファルトプラント (一基)
 - 二 コンクリートタイル製造工場
 - 三 舗裝材料置場
 - 四 セメント倉庫及石粉倉庫
- 各倉庫に於ける工場設備の概要は次の通りである。
- 一 アスファルトプラント

既述の如くアスファルト舗装については瀝青合材の混合施工に特殊の技能と熟練とを要する理由から之を直営實施することとしたもので、堀川倉庫に於けるものは製造能力一日約六〇噸(約八五〇平方碼分)及び五〇噸約七〇〇平方碼分のワーレン式プラント二基とし、内一基は専ら砂乾燥用として使用、大宮に改設のものは製造能力約一〇〇噸(約一、四〇〇平方碼分)のカンマー式プラント一基であつて、鶴町倉庫に於けるものは製造能力約九〇噸約一、二五〇平方碼分)のカマー式プラント一基である。堀川工場のもは大正十一年度及同十二年度から、鶴町工場のもは大正十三年度から作業を開始した。

二 碎石機
主にアスファルトコンクリートの骨



アスファルト合材製作工程ノ圖

材に使用するものを製造した。

三 材料置場

舗装工用材料としては大體砂利、砂、碎石、石材、コンクリートタイル、アスファルト石粉等を常備した。

四 舗装材料試験室

道路工用材料の試験を目的としたものである。

五 コンクリート板製造工場

街路新設擴築工事に於ける歩道の多くはコンクリート板を以て舗装せられてゐる。コンクリート板の所要量は、昭和二年度に於ては凡そ三十二萬枚であつたが、爾後は修繕用のものを加へ年々三十五、六萬枚を要する見込であつた。此のコンクリート板は從來競争入札の方法に依り市販品を購入していたが、種々の欠陥も生ずるに至つたので、之を直營製造することとし、鶴町材料倉庫内に製造の準備を整へ、昭和四年四月一日から製造を開始した。本工場一ヶ年の製造能力は約三十六萬枚として四ヶ月分の製品を構内に貯蔵し得るやう施設されてゐる。コンクリート板の大きさは嘗ては歩道幅員に應じ、九寸四分(二八三)厘乃至一尺二寸三分(三八二)厘角のもの七種類を使用してゐたが、修繕の都度之が購入及び整理に不便を伴つたので、昭和二年以降は歩道幅員の大小に拘らず一尺一寸(三三三)厘角を使用することとし、直營工場に於ては三十三厘角のものを専ら製作した。

第二項 街路樹育成苗圃

本事業により新設又は擴築せられる街路のうち、街路樹を栽植すべきものの延長は凡そ一萬五千間(二萬七千三百餘米)で、之に要する街路樹の數は一萬數千本の豫定であつた。之を市場に求めることは困難な事情もあり、殊に適當な樹種を選定して恰好の姿態を整へ、優良な成木を所要の時期に於て必要な員數調達するには、直營の苗圃を設置して自給するの他なく、斯くて市は大正十二年二月から街路樹養成の作業を開始した。

苗圃所在地は東淀川區豊



街路樹

三五二
上・苗圃から御堂筋へ定植したスマカケノキ
中・根 圃
下・豊里苗圃の若木

里町及び橋寺町に亘る面積凡そ一萬四千五百五十平方米(四千二百八十坪)の淀川廢河川敷であつて、地層は沖積層、土壤は細微な粘質壤土から成り表土は深く、地下水は稍々高いが概して樹木の養成場としては、良好の地質と認められてゐる。地況は平坦で、北は淀川に直面し、東、南、西の三方は耕地或は宅地に接し、通風射光共に充分な位置を占める。

本敷地は市に買収後從來の耕地を整理し、中央十字路に併行して長方型ブロック(一〇間×一五間)二十餘區を劃し、之等各地區には適當の間隔を以て大小一萬餘本の苗木を整然と栽植し、剪定、整枝、病蟲害驅除に付き周到な注意を拂つてゐる。

大阪市に於ける既往の街路樹に就き、その生育状態を見るに降煤量の多きと、悪性瓦斯の害、大氣の乾燥、土壤の瘠惡、其他各種人為的障害のために、植物の生育の狀況は、東京其他の都市に較べ甚だ劣つてゐた。故に本苗圃の設置にあつては、育成すべき樹種を選択はついても専ら強壯なるものを探ることとし、「スズカケノキ」を主に、「イチヤウ」、「ニセアカシヤ」、「サンカクカヘデ」、「アヲギリ」等を補助とし、別に試育として「ユリノキ」、「センダン」、「ポプラ」、「エンジュ」、「チャンチン」等を併せ養成した。なほ、園路及び樹下の空地を利用して「ヤツデ」、「サツキ」、「モクコク」、「マサキ」、「トベラ」等の灌木を若干育成した。創設當初は相當成長した苗木を多數購入したが、爾後は「スズカケノキ」の如きは逐年挿木繁殖を以て苗木の補充をうづけ所要數を整へて來た。苗圃創設費は土地買収費を除き一萬五百餘圓である。

第三章 橋梁工事

第一節 橋梁設計及び施工

第一項 概 説

水都大阪に於ける橋梁は市内交通の整備と、都市美の構成との二重の重要な役割を有し、その完否は直接に市民活動に重大な影響を齎すものである。茲に於て第一次都市計畫事業にあつては、街路の新設及び擴張に附隨して新設又は改築を要するもの七十二橋と、單獨に改築するもの八十一橋(當初計畫では八十二橋であつたが、此の内幾橋を削除した)を執行した。前者は街路新設擴張費款により、後者は橋梁改築費款によつて支辨してゐるものであるが、その設計、施工方法等に差違があるわけではないから、本章に於て一括掲記することとする。なほ、別に附帶工事として道路費によつて執行されたものが四橋(中津野線橋、濱中津橋、櫻宮野線橋、東線架道橋)あり、合計百五十七橋を施工したこととなる。

第二項 設 計

一 設計要項

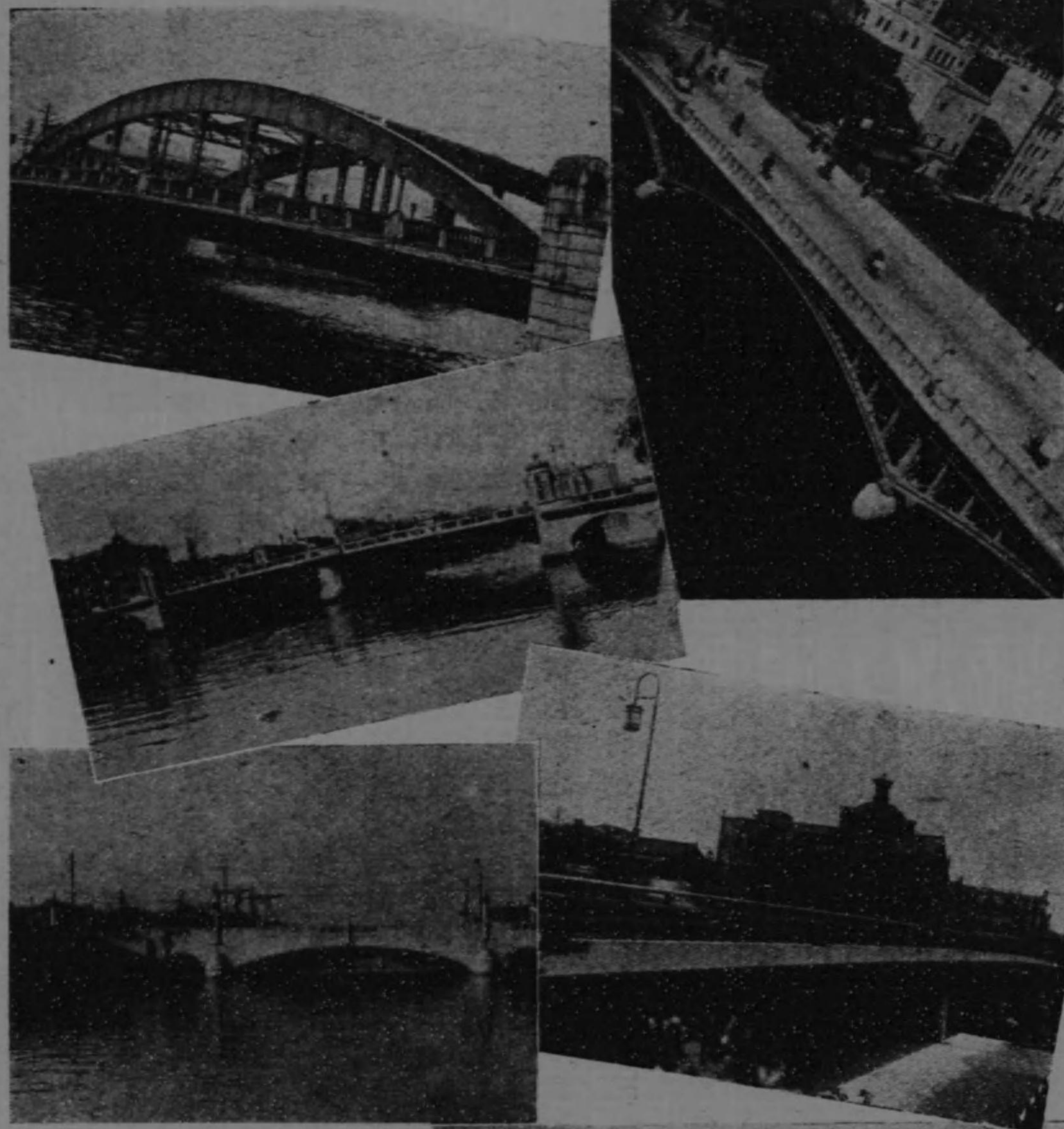
橋梁は之を通過する重量交通物に堪え、且つ耐震耐火的であくまでも實用的構造物であ

ると共に、都市美の構成要素として遺憾なからしめねばならぬわけであるが、本市に於ては地質が大部分軟弱であることに加へ、河岸が低く、水陸交通が共に激甚であるために、設計上の條件が非常に無圖ヶ數かつたのである。

橋梁が有すべき機能と、その地理的條件とは橋梁型式を選定するに際し先づ考慮された點である。前者については孰れの場合に於ても略々共通的なものも多かつたが、後者に至つては常に同様ではなかつたから、夫々の場合に適應した型式を選定せねばならなかつたのであつて、既成の設計をその儘他に轉用する事は出来ぬわけである。且つ川筋に架せられた一聯の橋梁群は夫々の架設地點に適合したものであると同時に、一聯の橋梁群として變化と調和に富むものたらしむることが必要であつた。

第一次都市計畫事業の橋梁にして最初に竣功したものは大正十三年であるから、關東震災災に鑑み總て耐震耐火構造となつてゐることは既述の如くである。鐵筋コンクリート橋梁は架設後における維持費が鋼橋に較べ僅少であるが一般に鋼構造よりも重量が大きくなるので、地質の概して不良な本市に於ては之を架設するに適當な場所が少い。尙又、河川交通の關係から、水面上桁下迄の空高が規定されて居るにも拘らず大低の場合は兩岸が低い爲に構造高が制限され、結局鋼構造を採用せねばならぬ場合が多かつた。如何にしても構造高の採れない場合には中路橋又は下路橋とせねばならなかつたのであつて、前出百五十餘橋中には中路橋が五橋、下路橋四橋がある。

全橋梁を型式別に分類すれば次の通りになつてゐる。之等橋梁中、九橋は陸橋である。



(右) 上から
平野橋、梅檀木橋、板屋橋
(左) 上から
堂島大橋、渡邊橋、末吉橋



まざまさ架橋たし成完

(右) 上から
大手橋、錦波橋、戎橋、中之橋
(左) 上から
崎吉橋、農人橋

設計中或は工事中種々の事情から設計を根本的に變更されたものは主なるものとしては次の四橋である。

先づ、前述四つ橋は最初鋼板桁で設計されたが、河川の合流点にあるため橋脚の存在が好ましくないので四橋共に二鉸拱に變更した。昭和橋は最初ゲルバー式として設計されたが、土佐堀川、安治川、木津川の合流点にある關係上、主徑間を一徑間の繫拱とし、舟航に差支へない側徑間を平面上撥形のコンクリート拱とした。天神橋は最初十三徑間の小徑間で渡る計畫もあつたが、洪水時に於ける流水断面を多く取る爲に五徑間として施行した。なほ本橋は最初はコンクリート拱として設計されたが工事進捗中基礎地盤の耐力が充分でない事が確められるに至つたので、上部構造を鋼二鉸拱とした。伯樂橋は木津川と西長堀川の合流点近くにある爲、最初は橋脚を設けぬこととして繫拱の一徑間として設計したが時局の影響により鋼材節約上、中央徑間を可及的廣くした三徑間連續鋼板桁としたのである。

橋梁設計に當つて準據した基準示方書及び定規は次如きものである。

- 一 昭和三年協定 大阪市内河川運河基準表
- 二 内務省鋼道橋設計示方書
- 三 鐵道省鋼道橋設計示方書
- 四 大阪市電車荷重規定

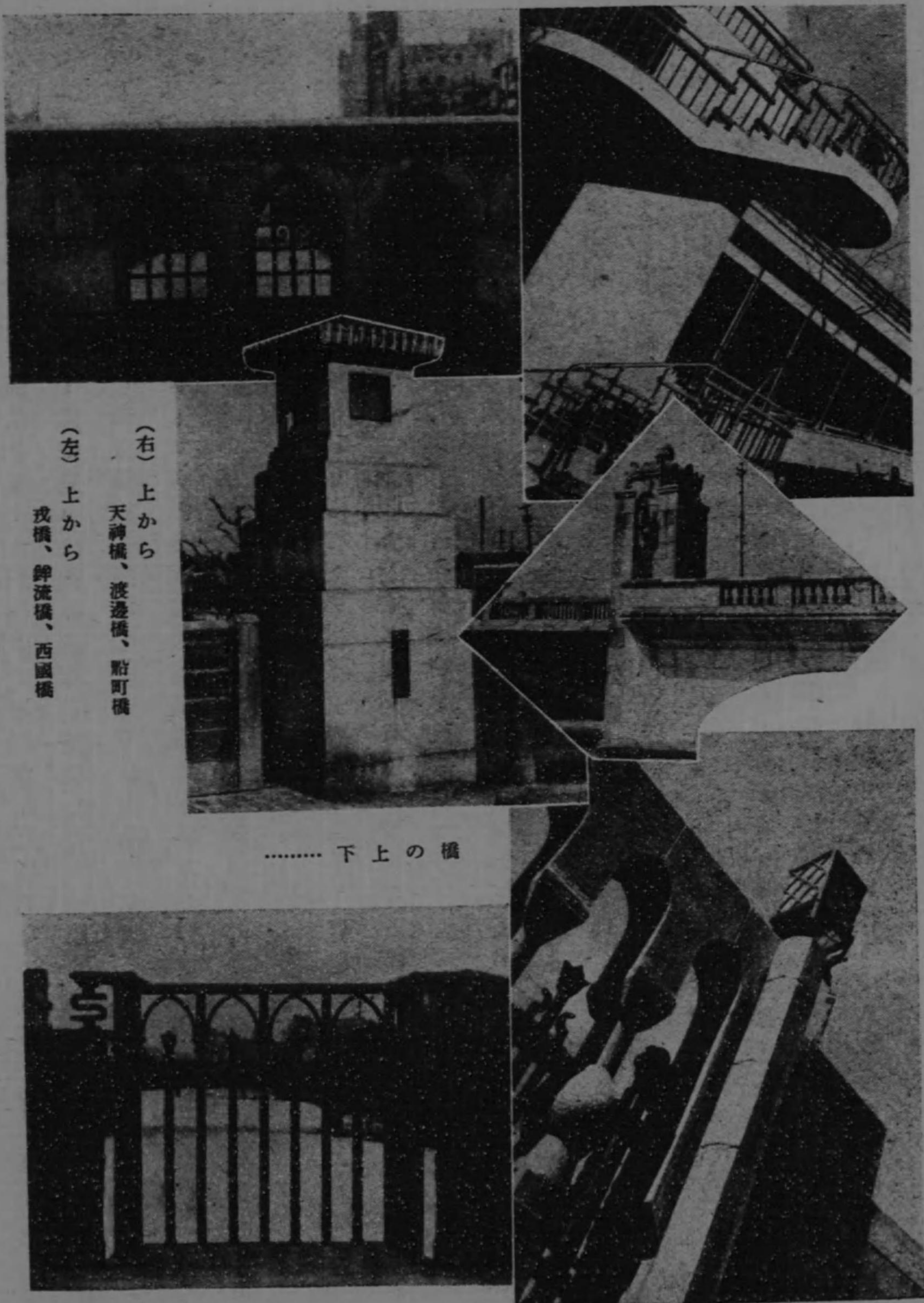
三 意匠及び照明

橋梁は都市美に重大な關係を有するがために、その意匠には充分の考慮を拂ふ事とし、市は故京都帝大教授工學博士武田五一に其の指導を囑託した。一般的な方針としては、豫算等の關係もあり、都心部の重要橋梁に對しては充分裝飾的に取扱ひ、他に對しては簡素な美を狙つたものである。但し如何なる場合にも過度の裝飾を避け、橋梁本來の美しさに立脚して設計することとし、その構造の合理性から來る明快な美しさを活かす事を意匠計畫の根本方針としたのである。

初期のものには相當裝飾的に過ぎた感のあるものもあるが、昭和以後のものは極めて簡素になつてゐる。昭和十二年に至り鋼材の入手が漸く困難となるに及びコンクリート組立勾欄を施工することとなつたが、之は相當成功を收めてゐる。

照明装置は普通橋梁の重要な裝飾的要素として取り扱はれてゐる。本市の橋梁に於てもその初期のものは大體裝飾を主眼とする傾向にあつたが、漸次機能本位のものに變つて來た。設置方式は原則として歩車道境界に鐵柱又はコンクリート柱を建て、之に下垂式の燈器を用ひてゐる。橋の種類によつて多少の變化を與へ、光量利用率の増加、維持費の低下を目指してゐる。

なほ、大江橋及び淀屋橋は本市の幹線御堂筋線に附屬し、中之島に架する關係上、交通美觀等の點から萬全を期することとしてその意匠設計は特に全國から公募した。之は大正十三年六月募集を公表、應募者六十二名中から一等以下選外佳作まで八點を九月決定したのである。即ち一等當選の大谷龍雄大阪案を基とし、之に基いて市が作製した實施設計に



(右) 上から
天神橋、渡邊橋、船町橋
(左) 上から
戎橋、錦流橋、西園橋

..... 下上の橋

よつて完成されたものである。(第四編第二部第二參照)

第三項 施工

一 施工方針

街路新設擴張工事の場合と異り、橋梁工事は總て請負工事に據つた。元來直營工事は種々の機械設備と多くの監督員とを要するがために、本市の如く優秀な請負人の多數存在する場合は強ひて直營によるまでもなく、請負に附するを得策としたからであつて、橋梁工事の場合は之によつて一般に工期を短縮することが出來た。請負工事は競争入札の方法に依り、その入札方法は道路の場合等と全く同様であるから省略する。

直營工事として施工したものは櫻小橋の下部工事がある。なほ、左記の諸橋は鐵道及び軌道工事と關聯してゐるために夫々の工事執行者に委託して完成した。

委託施工橋梁一覽

橋梁名	附屬路線	架設地點	工事委託先
中津跨線橋	梅田十三線	梅田貨物線	鐵道省
難波住吉線 關西線架道橋	難波住吉線	關西線	同
紀州街道線 關西線架道橋	紀州街道線	關西線	同
天滿蒲生線 城東線架道橋	天滿蒲生線	城東線	同

第三章 橋梁工事

澤上江 城東線架道橋	澤上江町線	城東線	鐵道省
澤上江 櫻宮跨線橋	"	櫻宮驛引込線	同
難波 高野線架道橋	難波住吉線	南海鐵道高野線	南海鐵道株式會社
住吉線 天滿	天滿蒲生線	舊京阪線	京阪電鐵株式會社
蒲生線 京阪線架道橋			

二 一般工事

橋梁工事に先立ち架橋地點の地質を知悉するためには主要橋梁工事は西尾式ボーリングによる地質調査を行つた。大橋梁でない場合は、附近に既知のものがあればそれを用ふることとした。本市では地質は概して不良な個所が多く、基礎は殆んど總て割栗杭地形としたのであつて、杭の長さは最大二十五米にも達する。基礎杭を省略したのは東横堀川の久寶寺橋のみである。此處は上層地盤が良好で、且つ橋臺橋脚は基礎を連ねて底面を廣くした爲め、荷重試験の結果、耐荷力充分と認められたので基礎杭を取止めたのである。

橋臺橋脚架造工事の締切りは重要な問題であるが、締切りを行はずして行つた特殊な工法に「箱枠沈工法」があり玉江橋に之を用ひ好成绩を収めた。鐵道橋である難波住吉線の關西線架道橋は、傍に將來地下鐵道工事を行ふものである關係上井筒基礎とした。

一般的に行はれた橋臺又は橋脚架造用締切には一重締切、二重締切との二種がある。一重締切は鐵矢板を一重に打廻し、内部に切梁を行ひ、矢板自身の強度に依り外部の土壓、

水壓に堪えしめた。重力堰は木矢板又は鐵矢板を二重に打込み其の中間に土砂を填充し、締切の自重に依つて堪えしめる工法で兩者を併用したものもある。何れも天端はO.P.上三米位である。一重締切に用ひた鐵矢板には種々あり、夫々特長があるが、地盤堅硬な深所に迄打込み、強大な水壓、土壓に堪えしめる爲には矢板の斷面大なる「ラルゼン」及び「八幡製」が適當であつた。たゞし「八幡製」は継手が少しく脆弱で「ラルゼン」は継手が餘りに堅固で拔取の際に多少の困難を伴つた。水密を欲するためには「ラルゼン」、「ラツカワナ」、「クロックナー」等はよくこの目的に適つた。また「ラサンム」、「テルルージュ」等も水壓、土壓の餘り強大でない軟地盤に用ひて効果があつた。

重力堰では、矢板は兩側共木矢板又は鐵矢板を用ひた場合と、一方に木矢板、一方に鐵矢板を用ひた場合がある。鐵矢板は相當長尺のものが得られるが、木矢板は長さ六米程度を以て限度とし、之以上のものでは「ゼット」等を用ふれば打込み得るが、結果として多少の無理を生じるやうであつた。重力堰といふも外部からの全壓力を土砂の重力のみによつて支持せしめることは困難であるから、之が補助として内部に簡単な切梁工を設けたこともあるが、一般には矢板の根入及び導杭によつて之を補強した。

架橋地點の地質は、大江橋附近から天滿方面、東横堀川、道頓堀川(東部)、長堀川(東部)あたりの地質は稍々良好であつて割合淺い所に良好の地質があるが、市の西部方面一帯は河底から二十五米内外の所にならぬと堅い地盤がないために、夫等の方面では二十米乃至二十五米の木杭を多く用ひた。杭打の際所定地盤に達する迄に硬い層を突き破る必要のある

時は杭先に金物を取付けた。杭打機としては落下垂による所謂「二本子式」及「槽式」が多く用ひられ、蒸氣力による槽式の「ステームハムマー」は、本市橋梁工事の如く殆んど總て狹隘な工事現場では使用が困難なためにあまり使用されなかつた。極めて長い杭を打つ必要上、一本の杭で間に合はない時、又は現場の関係から、例へば舊橋の下に於て或は電車を運轉し乍ら其の下部に於て之を施工する必要等のあつた場合には止むなく繼杭が使用せられた。又箱枠工法における水中打等の如き場合は「マッコ」打工法に依つた。その材質は一般には堅木を用ふることが多いが實際には米松を使用する方が能率的であつた。

試験杭打は必ず入念に施工し、後に載荷試験を行つたものである。荷重は多く四十乃至五十噸で主として「レール」、「グク」、「砂利」等が用ひられた。

簡便な橋脚基礎工法として「箱枠沈工法」が用ひられたことがある。之は潮の干満の差が餘り大きくなく、地盤は何れかといへば粘土質を好み、軽い橋、例へば鋼板桁橋等に利用した。箱枠工法の缺點とする所は基礎として水中打の際「コンクリート」を多量に施工する必要があること、基礎杭は之を水中打とする關係上「マッコ」を使用せねばならぬこと、又場合によつては施工に多少の危険性を伴ふこと等である。然し工費及び工期等の點においては餘程經濟的である。

三 工事材料

主要工事材料の中、鋼材、鐵筋用鋼、砂、砂利、石材等は總て請負人持とし、セメント

は本市に於て購入支給することとした。尤も、本事業末期に於ては支那事變等により鐵鋼材の統制を見るに至つたため、數橋に對する鋼材、鐵筋用鋼等は之を本市において入手支給することとなつたのである。

橋梁工事に用ひられた木材は主として丸太で、其他に角材及び枠板材がある。角材の長大なるものには多く米松を、短小なるものには内地松を用ひ、枠板は前期に於ては北海松(エゾ松、トド松)に限られてゐたが、伐採制限のため後期に於ては内地杉材が主として用ひられた。基礎杭の丸太材としては、米松、落葉松、内地松等が用ひられた。米松は北米及びカナダ邊のものが多く、之等は一般に彎曲少く末口は三十浬、長さ二十四米に及ぶものが得られたから、長尺ものでは之より外なかつた。落葉松には信州落葉、北海落葉等も一部用ひられたが主として朝鮮産であつた。朝鮮産のものは主として白頭山麓から伐採されたもので、現地には七十尺にも達する長尺のものもあるが、主として運搬の都合上、長さ十四米程度、末口は丸太用としては十八浬から二十四浬程度のものである。内地松は主として山陽、山陰産が良く、末口十八浬、長さ六尺位のものに相當に揃つたものが得られるが一般に彎曲、節等が多く基礎杭用としての良材は得難かつた。

基礎杭としてコンクリート杭が用ひられたものには、櫻宮橋の田中式鐵筋コンクリート杭がある。

石材では、岡山縣北木島から産する「北木石」が本市橋梁に最も多く使用された。その特長とするところは所謂「粘い」と云ふ點で加工に便であり、加工中途に於て失敗することも少く

特に精巧な加工に適した。「鬼赤」と稱し、稍々赤味を帯びたものは天満橋の高欄に用ひてゐる。次に愛媛縣大嶋から産出する石目細かく白色の「大島石」も當初に在つては次の青木石と共に多量に用ひられたが、石材減少の爲の價格昂騰し、また同一品を揃へ難い憾みもあつて次第に使用せぬやうになつた。

「青木石」は香川縣青木産のもので當初は多量に用ひられた。大嶋石に似てゐるが多少青味を帯び、斑點細く美麗であつて戎橋には之を用ひてゐる。主としては板石及び延石用として「小豆島石」、「與島石」、「大島石」等も用ひられた。美術的石材としては岡山市外の「萬成石」を使つたもので、その例としては末吉橋を擧げることが出来る。

以上は總て花崗石であるが、此他に兵庫縣寶殿附近に産し美術用に供せられる「龍山石」のうち「黄龍」は渡邊橋及び肥後橋等に用ひた。

砂は淀川産を標準とした。尤も淀川の上流即ち木津川で採取せられるものは、比較的粒大きく三耗内外で茶褐色を帯び使用に適するが、下流守口附近のものは粒大は二五耗程度で色は黒褐色を帯び、時に泥土を混入するからコンクリート用としては餘り好ましくなかつた。「神崎川産」は三國の上流で採取され、色は赤く材質も不良で粘土塊を混入することが多い。同川傳法のものも黒く材質もよくない。「大和川産」は當初大和川下流で採取されてゐたが、後年は河川の管理上禁止されたので使用しなくなつた。

砂利は紀之川産を標準とする。然し次第に現地で減少した爲め、和歌山縣の日置川及び日高川産、徳島縣の那賀川産等が用ひられた。

セメントは本市に於て購入し支給したものであつて、普通セメントとしては「淺野セメント」、「小野田セメント」、「熔業セメント」、「秩父セメント」、「岩城セメント」、「宇部セメント」等が用ひられ、ほかに高級セメント、高爐セメント、シリカセメント等も使用されてゐる。

第四項 橋梁工事仕様書

橋梁工事の各般に關し詳細記述することは、本誌の目的でないから之を省略する。たゞし参考のために主要仕様書を添へ、工事の全貌を窺ふこととする。

〇〇橋改良工事仕様書

大 阪 市

第 章 總 則

- 一 本工事ハ、ノ改築ヲナスモノニシテ圖面内詳述本仕様書ニ據リ保員ノ指示ニ從ヒ施工スヘシ
- 二 左ノ關係工事ハ本市ニ於テ別途ニ施工スルモノトス
 - (一)
 - (二)
 - (三)
 - (四)
 - (五)
 - (六)
 - (七)
- 三 工事施工ノ順序方法時期等ニ就テハ其ノ都度保員ノ指示又ハ承認ヲ受クヘシ
- 四 工事着手前正確ナル工程表ヲ提出シ承認ヲ受ケ爾後之ニ據リテ工

- 其ノ他ニ危険ナカラシムヘシ
- 二 第二條ノ諸工事並水道管、瓦斯管、電線等ノ移設及新設ニ對シ當該所管之ヲ施工スルニ當リテハ是等ノ從業者ト常ニ圓滿ナル協議ヲ保チ該作業ニ支障ナカラシムヘシ
- 三 工事終了シタルトキハ水陸共總テノ假設備ヲ撤去シ河底ハ豫メ測定セル河底原狀圖ニ基キ深シ原狀ニ復サシメ尙本橋ノ中心線ヨリ上下流各々四十米ノ區域ニ亘リ掃河ヲナシ杭、矢板石塊等ノ障礙物ハ新規ト在來トヲ問ハズ圖示ノ規定深深迄(但シ原狀河底カ本規定深ヨリ深キ場合ハ原狀河底迄)遺漏ナク除根除去スヘシ
- 四 水陸共完全ニ跡片付ヲナシタル後本市ノ後功検査ヲ受クヘシ

第三章 材料

- 一 材料ハ總テ使用前係員ノ検査ヲ受クヘシ
- 二 係員ノ指定スル材料ハ見本品又ハ標本ヲ提出シテ承認ヲ受ケケト品質仕上同等ノモノヲ納入シ其ノ都度検査ヲ受クヘシ尙品質ニ合格シタルモノト雖モ仕上後缺點ヲ認メタルモノハ使用ヲ許サス材料検査ヲ受ケムトスルトキハ其ノ寸法數量及用途ヲ詳記シタル書類ヲ提出シ不合格品ニハ相當印記ヲ附スルコトアルヘシ
- 三 不合格品ハ運搬ナク場外ニ撤去スヘシ
- 四 圖面記載ノ寸法ハ特定ノ場合ヲ除キ總テ仕上寸法ナルヲ以テ素材ハ仕上寸法ニ差支ナキ標相當ノ餘裕ヲ有セシムヘシ
- 五 六木 材
 - (一) 木材ハ彎曲、大節、死節、割、朽、入皮、立枯及虫穴等ノ缺點ナキモノトス

九鋼 材

- (一) 鋼ハ其ノ質均一ニシテ間層、瑕疵、腐蝕、氣泡等ノ缺點ナク表面風濕ナル新品タルヘシ
- (二) 「ボールト」線、皆折釘、箱金物等ノ材料ハ軟鋼又ハ鍊鐵トシ係員ノ指示ニ從ヒ製作シタルモノニシテ「ボールト」ノ頭ハ打出製タルヘシ
- (三) 石積用太柄、千切、千切太柄等ノ諸金物ハ亞鉛鍍金ヲ施スモノトシ其ノ形狀寸法ハ係員ノ指定ニ從フヘシ
- (四) 鐵筋用鋼ハ左記規格ニ合格スルコトヲ要ス
 - (イ) 抗張力 每平方尺三十九冠乃至五十二冠
 - (ロ) 彈性限度 抗張力ノ二分一以上
 - (ハ) 最小延伸率 徑二十五冠未滿 二十一「パーセント」
徑二十五冠以上 二十五「パーセント」
 - (ニ) 常溫屈曲度 試驗片ノ徑ノ一五倍以下ノ内側半徑ニテ百八右ノ試驗ハ本市工業研究所ニ於テ行フヘシト雖モ購買人ノ費用ヲ以テスルトキハ係員ノ承認ヲ經テ他ノ試驗所ニ於テ行フコトヲ得ヘク試驗ニ不合格ノ場合ハ其ノ試驗片ノ屬スル鋼材全部ヲ不合格トス試驗片ノ寸法、數量、試驗方法並材料寸法ノ許公差等其ノ他明示ナキ事項ハ總テ日本標準規格ニ從ヒ係員之ヲ決定ス

第四章 假設 工

第三章 橋梁 工事

- 一 假設工ノ存置期間中ハ常ニ手入ヲ怠ラス維持修繕ノ任ニ當ルヘク

七石 材

- (一) 丸太ハ眞直ニシテ割皮シタルモノトシ其ノ曲リハ長サノ百分ノ一以内トシ末口寸法ハ所定寸法ヨリ六冠以内ノ不足ニ對シテハ場合ニ依リ採用スルコトアルヘシ丸太ノ太リハ何レノ部分ニ於テモ長一米ニ付五冠以上ノ割合タルヘシ
- (二) 杭ハ皮付生材ヲ現場ニ於テ割皮スルモノトス
- (三) 板及枕材ハ各條共丸味ナキモノトシ押角ハ各條ニ於テ幅又ハ厚中最少寸法ノ四分ノ一以上ノ丸味アルヘカラス
- (四) 花崗石ハ香川縣產青木石、愛媛縣產大島石又ハ岡山縣產北木石ノ中何レカ一種類トシ組織均一細微ニシテ色調斑紋一様ナルヲ要シ皮目酸溶性斑紋「黒ボサ」「白スジ」等ノ缺點ナク歲月ヲ經ルモ變色分解ノ虞ナキ堅質ノモノタルヘク彫削仕上後ト雖モ前記缺點ヲ發見シタルトキハ取換ヲ命スヘシ
- (一) 但シ橋面及取付道落用花崗石ニ限リ前記ノ外香川縣產小豆島石、奥島石、岡山縣產大島石ヲ使用スルコトヲ得ヘク其品質ハ前項ニ準ス
- (二) 割梁石ハ其ノ質堅硬緻密ナル良質ノモノタルヘシ
- (一) 砂ハ淀川産、砂利ハ紀ノ川産ヲ標準トシ其ノ質堅硬緻密棱角ニ富ミ細粒ノ混合適度ニシテ泥土、塵埃貝殼等ノ夾雜物ナキ清淨ナルモノタルヘシ
- (二) 洗砂ノ粒大ハ五冠目篩通過混泥土用洗砂利ノ粒大ハ四冠目篩通過五冠目篩止トシ其ノ他ノ砂利ハ特定ノ場合ヲ除キ入目篩通過一冠目止トス
- (三) 山土ハ其ノ質堅硬ニシテ粘力ニ富ミ其ノ他草根木片塵埃等ノ腐敗物ヲ混有セザル良質ノモノタルヘシ

二假 張

- 必要ナキニ至リタル時ハ直ニ撤去シテ原狀ニ復スヘシ
- (一) 假橋ハ圖面及内譯書ニ據リ本橋ノ 流指定ノ位置ニ架設スルモノニシテ橋脚杭ハ基礎杭工ニ準シテ所定ノ位置ニ打込ミ橋台ハ枕梁下端當リノ地盤ヲ不陸ナキ掘切均シテ充分固固木桁ノ架設ニ支障ナカラシメ橋ノ兩詰ハ在來地盤ノ切取又ハ盛土ヲナシ充分固固メ在來路面ト馴染ヨク取付クヘシ
- (二) 木材ハ板圍ヲ除キ總テ松材(米松又ハ内地松)ニシテ敷板及板圍ハ總テ桧材トシ他ノ角材ハ押角ニテ差支ナシ
- (三) 橋杭、梁、桁、橫梁ノ繼手仕口ハ係員ノ指示ニ從フヘシ
- (四) 敷板ハ合端鑄造トシ充分締密セ目違ナク釘着張立ツヘシ
- (五) 貨與材中所要寸法ヨリ大ナルモノハ係員ノ指示ニ從ヒ切斷加工シ使用スヘシ
- (六) 貨與材料ハ總テ叮嚀ニ取扱ヒ再使用ニ堪ヘ得ル標注意スヘシ
- (七) 假橋存置期間中ハ常ニ手入ヲ怠ラス維持修繕ノ任ニ當ルヘク係員指示ノ位置箇所ニ電燈五十燭光一燈宛設置スヘシ
- 三 假 締 切
 - (一) 締切ハ耐水耐力ニ必要ナル構造トシ舟航ニ支障ナキ位置ヲ撰フヘク聲メ係員ノ承認ヲ受クヘシ
 - (二) 締切ノ毛端ハO.P.上 米以上トシ根入レハ漏湧水及決潰ノ虞ナキ程度ニ達セシムヘシ
 - (三) 締切内部ノ切梁ハ杭打、鐵筋コンクリート及其ノ他ノ作業ニ支障ヲ來サ、ル標配置スヘシ
- 四 係員出張所
 - (一) 工事中ハ本市係員ノ詰所用トシテ左記建物ヲ設ケ番人ヲ附シ係員ノ所用ニ便スルト同時ニ備品ノ保管並場所内整備ニ任

- セシムヘシ
- 木造浪板葺平家建 坪坪約 平方米
- 但シ内四・九六平方米ヲ番人詰所押入附疊敷一・六五平方米ヲ土間入口硝子戸引違トシ殘リヲ係員詰所ニ充テ床板張り欄付押入ヲ設ケ周圍板壁三方窓硝子障子トス
- (一) 出張所ニハ机、椅子、電燈、電話、消火器、便所、水道等必要ナル設備ヲナスヘシ
- 五 板圍セメント小屋

- (一) 工事區域ノ周圍ニハ板圍ヲ廻ラスヘク其等ノ位置及延長ハ係員ノ指示ニ從フヘシ
- (二) 板圍ハ高サ一・八米トシ地杉十種丸太一・五米毎ニ根入六十種垂直ニ廻轉テ圓縁三通リ押縁三通リ共ニ杉大横ヲ用ヒ松六分板羽重子打ニシテ出入口開閉トス
- (三) セメント小屋ノ敷地ハ在來地盤上十五種盛土ヲナシ水平ニ切均シ充分掘固メ周圍ニ溝ヲ設ケ屋根鉛引浪板葺床板張壁板羽重子押縁打トシ雨仕舞良キモノタルヘシ

第三章 土 工

- 一 在來橋ノ撤去ハ總テ材料ヲ毀損セサル様ニ「ポール」類ノ接手金物ハ取外シ鉸鉸切取りハ「ドリル」ヲ使用シテ採ミ拔ク等ノ方法ニヨリ解體スヘシ
- 二 撤去不用材中切石、間知石ノ類ハ堅石ニ限リ係員ノ許可ヲ受ケタル後剛栗石ニ使用スルモ差支ナシ
- 三 在來護岸ハ總テ材料ヲ毀損セサル様ニ撤去スヘシ
- 四、掘鑿ハ其ノ切取面ニ適度ノ勾配ヲ附スルカ或ハ山留工捨矢板工ノ類ヲ用ヒテ崩壞ヲ防キ附近工作物ニ危害ナキヲ期シテ掘下り所定ノ基礎底面ヲ造成シテ係員ノ検査ヲ受クヘシ
- 五 設計書記載ノ掘鑿土量ハ構造物ノ底面覆ニ在來地盤面迄ノ平均高

- 杭ヲ打テシムヘシ
- 四 杭打後杭間ニ盛上リタル土ハ波ヒ取ルヘシ
- 五 剛栗石ハ一箇冠掘り好ク大小噴合セテ叩キ縮メナカラ平ニ張立テ砂利及砂ヲ以テ目潰水締ヲナスヘシ

第 三 章 鐵筋及「コンクリート」

- 一 鐵筋ハ總テ常溫ニ於テ切斷加工シ組立前浮錆、汚泥、塵埃、油脂等ヲ除去シ清潔ナラシムヘシ
- 二 鐵筋ノ接手ハ所定ノ寸法ニ從フヘク特ニ明示ナキモノハ直徑ノ四十倍以上トシ兩端ヲ重ネ合セ二十番以上ノ鐵線ニテ二箇所以上數回干段巻ニ結束シ縱橫筋ノ交叉箇所ハ二筋掛十文字ニ結付ケ嵩モ移動強緩セサル様所定ノ構造ニ組立ツヘシ
- 三 前條ノ寸法ニテ尙位置形狀ヲ確保シ難シト認ムルトキハ「モルタルプロット」鐵製「チエーヤ」「スペーサ」ノ類ヲ使用スル等適當ノ方法ヲ講スヘシ
- 四 「コンクリート」ハ所定ノ配合ヲ以テ總テ混合機ニ依リ混合スヘク其ノ迴轉速度毎分廿回ニ於テ材料全部投入後三十回以上迴轉セシムヘシ
- 五 「コンクリート」材料ノ計量ハ重量ニ依ルヲ原則トスルモ係員ノ承認ヲ得テ容積ニ依ルコトヲ得ヘシ洗砂及洗砂利ハ乾燥シタルモノヲ標準トシ濕氣ヲ含メル場合ニハ相當ノ割増ヲナスヘシ
- 六 「コンクリート」ヲ流瀝ニ依リ運込ム場合ハ一旦之ヲ溜槽上ニ受ケ分應セル砂利及「モルタル」ヲ再ヒ練返シタル後型枠内ニ填充スヘク決シテ其ノ體流シ込ムヘカラス
- 七 「コンクリート」ハ除々ニ且平ニ打込ミ一區劃内ハ成ル可ク引續キ施行スヘク係員ノ指定スル掘固メ用具ヲ以テ上表ニ水ノ滲出スル迄一面ニ突締メ殊ニ鐵筋ノ周圍、石積型枠面等ハ隔々ニ「コン

- サヲ築シタルモノヲ示ス
- 六 基礎底面ノ周圍ニハ小溝ヲ設ケ湧水ヲ之ニ導キテ他ニ排除シ基礎工事ニ支障ナカラシムヘシ
- 七 掘鑿中下水管等ニ遭遇シテ取崩シタル時ハ假下水ヲ設ケテ他ニ導キ工事ノ進行ニ伴ヒ破損及不足材料ヲ補正シ原形ニ復スヘシ
- 八 總テ工事完工後ノ埋戻シハ係員ノ承認ヲ得スシテナスヘカラス埋戻及盛土ハ厚三十種毎ニ平ニ敷均シ乾燥シタルモノニアリテハ適度ニ撒水ノ上木箱ヲ以テ掘固メ次層ニ及フヘシ
- 九 路盤ノ掘鑿ハ本市直營ニテ施工スヘキモ其ノ不陸手直シ撒水等ハ購買人ニ於テナスヘク又掘鑿機接近不能ノ部分ハ重疊三十種以上ノ木箱ヲ以テ掘固ムヘシ

第 三 章 基礎杭刺栗工

- 一 基礎杭ハ豫メ 各一箇所宛支持力試驗ヲ施行セシム試驗ハ基礎杭一本ヲ所定ノ通り打込ミ其ノ上ニ適當ニ製作シタル木製荷重器ヲ掘付ケ荷重ヲ積載スヘシ荷重ハ 應トシ積載中杭ノ沈下狀態ヲ仔細ニ調査スヘシ
- 二 試驗ハ極メテ重要事項ナルヲ以テ終始係員ノ指揮下ニ施行スヘク試驗ノ結果ニヨリ設計ヲ變更スルコトアルヘシ
- 三 但シ右試驗ハ打込ミノ結果ソノ必要ナシト認メタル場合ハ取止メニスルコトアルヘシ
- 四 杭ハ現場ニ於テ皮割ヲナシ頭部ニハ杭頭割製セサル様十番鐵線ニテ二十回巻タル後鐵輪ヲ嵌メ込ミ六百斤以上ノ重活垂ヲ用ヒ低着差ニテ杭木ヲ損傷セサル様所定ノ位置ニ垂直ニ打込ミ總テ打止メハ一本毎ニ検査ヲ受ケ杭頭ヲ切揃フヘシ
- 五 杭頭割製セシ時ハ其ノ部分ヲ切取りテ打込ミ係員ニ於テ打止メヲ検査シ所要ノ耐力ナシト認メタル場合ニハ更ニ係員ノ定ムル所ノ

- クリート」ヲ糖ニ行波ラシムヘシ
- 八 鐵筋間隔狭小ニシテ「コンクリート」ノ行波リ難キ部分ニハ「モルタル」ヲ填充スヘシ
- 九 鐵筋間ヲ通シテ「コンクリート」ヲ投入スル場合ニハ鐵又ハ木製ノ漏斗ヲ用ヒテ「コンクリート」ノ飛散ヲ防止スヘシ
- 一〇 「コンクリート」ノ硬化シタル部分ニ連續打鑿スル時ハ豫メ掘手鐵筋ヲ挿入スル等補強ノ方法ヲ講スヘク既成部分ノ表面ヲ軟弱シ良ク洗滌シ浮泥ヲ取除キタル後「セメント」濃汁ヲ塗布シテ打鑿クヘシ

- 一 「コンクリート」ノ打込仕上ハ定規ニ依リ不陸ナキ様其ノ表面ヲ平滑ニ均シ帆布又ハ庭類ヲ以テ覆ヒ日光ノ直射寒氣雨雪等ヲ避クヘク尙急換ヲ防ク爲爾後一週間以上時々撒水シテ濕氣ヲ保タシムヘシ
- 二 「コンクリート」打込後許可ナクシテ其ノ上ニ荷重ヲ載セ其ノ他變動ヲ與フル如キ作業ヲナスヘカラス
- 三 「コンクリート」ハ降雨時ハ勿論氣溫攝氏五度以下ノ時又ハ混和後四時間以内ニ該氣溫以下ニ低下スル恐アル場合ハ施行スヘカラス既ニ施行シタルモノニ對シテハ係員ノ指示スル養生法ヲナシ凍結ヲ防クヘシ
- 四 混和機ノ故障其ノ他ノ理由ニ依リ手練ヲ必要トスル場合ニハ係員ノ承認ヲ經ヘシ此ノ場合ニハ切メ砂ノ所要量ヲ練瀝上ニ擴ケ之ニ「セメント」ヲ加ヘ四回以上空練シ同一色ヲ呈スルニ至リテ水ヲ加ヘ三回以上練返シ然ル後砂利ヲ加ヘ更ニ三回以上練合スヘク水ハ知露ニテ除々ニ注加スヘシ
- 五 型枠ハ厚サ二十五種以上ノ板板ヲ使用シ「コンクリート」ノ接スル面ハ上端前仕上合端鉤前トシ目違ナク様木ニ張立テ腹起取付等堅牢ナル構造トナシ間隙ニハ横皮ノ類ヲ沈出トシ釘穴等ニハ「パテ

- 一 工事ハ橋梁工ニ準シテ施行スヘク之等相互間及橋脚トノ接續ヲ馴
染ヨク仕上クヘシ
- 二 橋梁工事ノ爲取設タル在來護岸ハ之ヲ原狀ニ復舊シ接續護岸及
新橋臺ト馴染ヨク仕上クヘシ
- 三 間知石積ハ良質ノ在來間知石ヲ選ヒ所定ノ構造ニ仕上クヘシ
- 四 袖勾欄間柱柱礎所ニ關シテ第 三章 條ニ準シ穿孔シ置ク
ヘシ

第 三 章 取付道路工

- 一 兩筋取付道路ハ別紙断面圖平面圖及道路橋断面圖其ノ他ノ詳細
圖ニ基キ保費ノ指押ニ從ヒ入念ニ施工スヘシ
- 二 取付道路ノ路盤層ハ第 三章 條ニ準シテ施工スヘク路盤ノ
層厚ヲ施シタル後路床ノ「コンクリート」ヲ施工スヘシ
- 三 歩道部鋪裝ハ第 三章 條ニ準シテ施工スヘシ

第 三 章 附帶條項

- 一 支給品及貨真品ハ明細書指定ノ場所ニ於テ交付スルヲ以テ保費ノ
適當ト認ムル格納設備ヲナシ保管シ交付後ノ毀損亡失等ニ對シテ
ハ請負人ハ一切修理賠償ノ責ニ任スヘシ使用後殘品及貨真品ハ指
定ノ場所ニ返納整置スヘシ但シ交付並返納場所ヲ變更スルコトア
ルモ異議アルヘカラス備前ハ所定寸法ノモノヲ交付スルヲ以テ之
ガ整置ニ特ニ注意スヘシ
- 二 生産品ハ左記ニ據リ總テ保費ノ指示ニ從ヒテ處理スヘシ
(一) 左ノ材料ハ夫々指定ノ場所ニ運搬整置スヘシ
一 杭頭切斷片中長一、五米以上完全ナルモノ備前倉庫
ニ在來備撤去材明細書指定ノ場所
- 三

市之ヲ支給ス
一〇 竣工期限ハ左記ノ通りトシ本市ノ都合ニ依リ着手期日ノ延長又ハ
工事ノ中止ヲ命スルコトアルヘク此ノ場合延長又ハ中止日數ヲ加

鋼材工作及架設工事示方書

大 阪 市

目 次

- 第一章 總 則
- 第二章 鋼材ノ工作
- 第三章 鋼材ノ架設
- 第四章 鋼材ノ運搬
- 第五章 鋼材ノ保管
- 第六章 鋼材ノ検査
- 第七章 附帶條項

第 一 章 總 則

- 第一條 鋼材ノ工作ハ本示方書、圖面、内譯書ニ據リ保費ノ指示ニ從
ヒ施行スヘシ
但左記工事ハ本市ニ於テ別途施行スルモノトス
- 第二條 工作工場ハ必ラス請負人ノ自營ノモノタルヘシ
但鋼材品ハ左記製造所ノ内一箇所ノ製品タルコトヲ得
日本製鋼所、住友製鋼所、川崎造船所、三菱神戸造船所、神
戶製鋼所、日本製鋼所、小松製作所、大同電氣製鋼所、中山
製鋼所、金子製鋼所、栗本鐵工所、大阪製鐵造機會社
- 第三條 工事着手前正確ナル工程表ヲ提出シ承認ヲ受ケ爾後之ニ據リ
テ工事ノ進捗ヲ計ルヘシ

第 三 章 橋 梁 工 事

- 四 (一) 左ノ材料ハ保費ノ許可ヲ經テ請負人ニ於テ任意處分スヘシ
一 「セメント」容器
二 防水劑容器
三 杭頭切斷片中長一、五米未滿ノモノ及破損シタル不用
品
四 撤去石材中本工事ニ使用セサルモノ
五 埋戻土
六
- 三 工事中「コンクリート」混合機一臺ヲ貸與スルコトアルヘク之カ運
轉ハ本市ノ承認ヲ受ケタル者ヲ備役スヘシ但シ使用中ト雖モ返納
ヲ命スルコトアルモ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス
- 四 工用水ハ工事現場附近ニテ本市ノ適當ト認メタル位置ニ於テ之
ヲ給與シ「スタンドパイプ」一本ヲ貸與スヘシ
- 五 本工事ニ電力ヲ使用スル場合ハ請負人ノ負擔ニ依リ本市ノ指定ニ
從ヒ其ノ供給ヲ受クヘシ
- 六 検査ノ爲本市保費ノ出張ヲ要スル場合ハ其ノ費用ヲ本市ノ所定ニ
從ヒ納付スヘシ但シ出張スヘキ場所カ一日内ニ往復スルコトヲ得
ル場合ハ之ヲ徴收セス
- 七 支給品及貨真品ノ交付並本工事ニ關聯スル他工事ノ運送其ノ他請
負人ノ過失ニ非サル理由ニ依リ本工事ニ支障ヲ來シ之カ爲請負人
ニ於テ損害ヲ蒙ルコトアルモ本市ハ一切賠償ノ責ニ任セス
本工事ノ爲人畜並公私ノ遺棄物貯積其ノ他ニ損害ヲ及シタルトキ
ハ請負人ニ於テ復舊又ハ賠償ノ責ニ任スヘシ但シ此場合ニ於テ工
事ノ進捗上本市ノ之ニ在シ事件ヲ解決セシムルコトアルヘシ
- 九 工事保證期間ハ竣工後滿壹ケ年トシ該期間ニ於テ自然損壞以外工
事ノ瑕疵ト認ムヘキ損害ヲ生シタルトキハ本市ノ解釋ニ從ヒ無
償修復スヘシ但シ之ニ要スル材料中本市ノ支給ニ關スルモノハ本
算スルモノトス
但シ年來年始ニハ本市所定ノ期間中工事ヲ中止スヘシ
竣工期限 契約後 日
- 第四條 工事ニ際シテ昭和八年十月大阪府令交通取締規則第七十五
條ヲ遵守スヘキハ勿論保費及所轄官廳ノ許可ナクシテ交通上
支障アル施設又ハ作業ヲナスヘカラス
- 第五條 工事區域内必要ノ箇所ニハ夜間ハ點燈畫間ハ相當ノ標識ヲナ
シ水陸交通ニ危険ナカラシムヘシ
- 第六條 請負人詰所諸機械運付場所及材料置場等ニ關シテハ保費ノ
承認ヲ受クヘシ
- 第七條 事故及災害ニ對シテハ豫メ相當ノ防備ヲナシ人畜並ニ公私ノ
遺棄物其ノ他ニ危害ナカラシムヘシ
- 第八條 本工事ニ關聯スル他ノ工事從業者トハ常ニ圓滿ナル協調ヲ保
チ該作業ニ支障ナカラシムヘシ
- 第九條 本市保費ハ本工事ニ關係アル總テノ工場ニ自由ニ出入シ得ル
モノトス
- 第十條 工事竣工シタルトキハ水陸共總テノ假設備ヲ撤去シ完全ニ跡
片付ヲナシタル後本市ノ竣工検査ヲ受クヘシ
- 第十一條 本示方書、内譯書及圖面等ニ疑義アルトキハ本市ノ見解ニ據
リ決定スヘク且是等ニ明示セサルモ本工事に當然必要ナル事
項又ハ記載ノ寸法及數量ニ於ケル差異ニシテ些少ナルモノハ
請負人ノ費用ヲ以テ處辨スルモノトス

第 二 章 材 料

一 一般

- 第一條 材料ハ總テ工作前係員ノ検査ヲ受ケヘシ
- 第二條 特ニ指定スル材料ハ見本品又ハ標本ヲ提示シテ承認ヲ受ケケト品質上同等ノモノタルヘク尙品質ニ於テ合格シタルモノト雖モ仕上後缺點ヲ生シタルモノハ採用セズ
- 第三條 材料検査ヲ受ケントスルキハ其ノ寸法、數量及用途ヲ詳細シタル書類ヲ提出シ現品ハ検査ニ便ナル標置置スヘク不合格品ニハ相當印記ヲ附スルコトアルヘシ
- 第四條 材料ノ指定寸法ハ特別ノ場合ヲ除キ一般ニ仕上寸法ナルヲ以テ素材ハ仕上ニ差支ナキ標相當ノ餘裕ヲ有セシムヘシ
- 第五條 材料試験ハ本市土木部大宮工場ニ於テ行フヘシト雖モ請負人ノ費用ヲ以テスルトキハ係員ノ承認ヲ經テ他ノ試験所ニ於テ

二 壓延鋼材

- 第六條 壓延鋼材(以下鋼材)ハ平爐ニ依リ製造スルモノトス
- 第七條 鋼材ハ總テ有害ナル瑕疵、間層、罅裂等ノ缺點ナク其ノ質均一ニシテ表面ハ平滑且露濕ナルヲ要ス
- 第八條 鋼材ノ断面寸法ノ許容公差ハ日本標準規格ノ所定ニ依ルモノトス
- 第九條 引張り及曲ケ試験ハ日本標準規格所定ノ試験片ヲ用ヒ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス但引張り強サノ制限ハ伸及破断面ノ狀況並ニ曲ケ試験ノ成績良好ニシテ使用目的ニ差支ナシト認メタルトキハ上限ニ於テ二庇以内ヲ擴大スルコトヲ得彈性限度ハ試験機積杆ノ降下ニ依リテ測定シタルモノトス

規格	引張強サ (每平方厘米)	彈性限度	標準引張 試驗片	最 小 伸 (パーセント)	常溫曲ケ試験	
					最大内側半徑	最小曲ケ角度
鋼板	39-47	引張強サノ 半分以上	第一號	厚九耗以上二一 厚九耗未満一七	厚サノ一倍半	一八〇度
鋼條	〃	〃	第二號	〃	徑又ハ對邊 距離ノ一倍半	〃
鋼材	三四-四一	〃	第三號	三二	密着	〃

- 第十條 曲ケ試験ハ常溫ニ於テ壓力ヲ加ヘ又ハ鑄打ニ依リ所定ノ如ク曲クルモ外側ニ壓延ヲ生セサルコトヲ要ス
- 第十一條 試驗片ハ成ルヘク壓延肌ヲ殘スモノトシ其ノ數及採取ノ方法ハ其ノ都度係員之ヲ決定ス
- 第十二條 試驗片ノ仕上不良ナルカ又ハ瑕疵アルトキハ試験前之ヲ排知

- 第十三條 シ更ニ試験片ヲ製作スヘシ
引張り試験片カ標點間ノ中心ヨリ標點距離ノ四分之一以外ニ於テ切斷シタルトキハ其ノ試驗ヲ無効トシ再試験ヲ行フコトヲ得
- 第十四條 引張り又ハ曲ケ試験ノ成績力規格ニ合セサル場合係員ニ於テ

- 第十五條 試驗片カ適當ニ材質ヲ代表セサルモノト認メタルトキハ其ノ試驗片各一箇ニ付更ニ二箇強ク試驗片ヲ製作シ再試験ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テ其内一箇タリトモ合格セザルトキハ其試驗片ニ屬スルモノハ全部之ヲ不合格トス
- 第十六條 試驗ヲ經サル鋼材ヲ以テ製造シタル鋼材ニ對シテハ日本標準規格第二十號第十七條ニ據ル曲ケ及打展試驗ヲ行フヘシ

- 第十九條 法其ノ他ノ事由ニ依リ豫メ承認ヲ經タル時ハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 第二十條 鋼鋼品ハ仕上加工前適當ノ構造ヲ有スル爐内ニテ各部一様ニ燒鈍スルモノトス
- 第二十一條 一旦燒鈍ヲ行ヒタル後熱加工ヲ施シタルトキハ其ノ程度ニ依リテ更ニ燒鈍ヲ行ハシムルコトアルヘシ
- 第二十二條 引張り及曲ケ試験ハ日本標準規格所定ノ試験片ヲ用ヒ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス
- 第二十三條 但引張り強サノ制限ハ伸及破断面ノ狀況並ニ曲ケ試験ノ成績良好ニシテ使用ノ目的ニ差支ヘナシト認メタルトキハ上限ニ於テ二庇以内ヲ増シ下限ニ於テ一、五庇以内ヲ減スルコトヲ得
- 第二十四條 彈性限度ハ試験機積杆ノ降下ニヨリ測定シタルモノトス

規格	引張強サ (每平方厘米)	彈性限度	標準引張 試驗片	最 小 伸 (パーセント)	常溫曲ケ試験	
					最大内側半徑	最小曲ケ角度
鋼種	44-50	引張強サノ 半分以上	第四號	二六	一〇耗	一八〇度
鋼鋼品(ピン及ローラ鋼)	〃	〃	〃	〃	〃	〃

- 第二十一條 曲ケ試験ハ常溫ニ於テ壓力ヲ加ヘ又ハ鑄打ニ依リ所定ノ如ク曲クルモ外側ニ壓延ヲ生セサルコトヲ要ス
- 第二十二條 各試驗片ハ一箇塊毎ニ一箇宛トシ鋼鋼品ト一體ニ製造シ且其ノ母体ヨリ小ナラサル断面積ヲ有スル供試体ヨリ縱ニ切取ルモノトス
- 第二十三條 供試体ハ切取前必ス母体ト共ニ燒鈍スヘシ

- 第二十四條 試驗片ノ仕上不良ナルカ又ハ瑕疵アルトキハ試験前之ヲ排知シ更ニ試験片ヲ製作スヘシ
- 第二十五條 引張り試験ニ於テ試験片カ標點間ノ中心ヨリ標點距離ノ四分之一以外ニ於テ切斷シタルトキハ其ノ試驗ヲ無効トシ再試験ヲ行フコトヲ得
- 第二十六條 引張り又ハ曲ケ試験ノ成績力規格ニ合セサル場合係員ニ於

テ試験片カ適當ニ材質ヲ代表セザルモノト認メタルトキハ其ノ試験片各一面ニ付更ニ二箇宛試験片ヲ製作シ再試験ヲ行フコトヲ得此ノ場合其ノ内一箇タリトモ合格セザルトキハ其ノ試験片ニ屬スルモノハ全部之ヲ不合格トス

第二十七條 引張り又ハ曲ケ試験ノ成績カ規格ニ合セザルトキハ更ニ燒鈍ヲ施シ試験ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ新ニ引張り及曲ケ試験ノ全部ヲ行フモノトス

四 鑄鋼品

第二十八條 鑄鋼品ハ平爐、轉爐、電氣爐若シクハ坩堝爐ニ依リ鑄造スルモノトス

第二十九條 鑄鋼品ハ其ノ質均一ニシテ總テ有害ナル環境、果、縛殺等ノ缺點ナキコトヲ要ス

但取直ニシテ強度ニ對スル影響輕微ナリト認ムルモノハ係員ノ承認ヲ經テ鑄掛ケ電氣熔接其ノ他適當ノ方法ニヨリ之ヲ修

規格	引張り強サ (毎平方センチ)	弾性限度	標準引張り試験片	常溫曲ケ試験		
				最大内側半径	最小曲ケ角度	最大外側半径
鋼鋼品	四五—五七	引張り強サノ半分以上	第四號	一八	二五耗	九〇度

第三十三條 曲ケ試験ハ常溫ニ於テ壓力ヲ加ヘ又ハ燒打ニ依リ所定ノ如ク曲タルモ外側ニ製鐵ヲ生セザルコトヲ要ス

第三十四條 各試験片ハ一捲鋼毎ニ一箇宛トシ鑄鋼品ノ一部ニ供試体ヲ鑄出シテ之ニ充テ又ハ押湯ノ大サニシテ試験片ヲ探ルニ充分ナルトキハ之ヨリ切取ルモ妨ナシ

第三十五條 供試体ハ切取前ニ必ス母体ト共ニ燒鈍ヲナスヘシ

第三十六條 試験片ノ仕上不良ナルカ又ハ取直アルトキハ試験前之ヲ排却シ更ニ試験片ヲ製作スヘシ

第三十七條 引張り試験ニ於テ試験片カ監視間ノ中心ヨリ標點距離ノ四分ノ一以外ニ於テ切斷シタルトキハ其ノ試験ヲ無効トシ再試験ヲ行フコトヲ得

第三十八條 引張り又ハ曲ケ試験ノ成績カ規格ニ合セザル場合係員ニ於

テ試験片カ適當ニ材質ヲ代表セザルモノト認メタルトキハ之ト同數ノ試験片ヲ製作シ再試験ヲ行フコトヲ得

此ノ場合合格セザルトキハ其ノ試験片ニ屬スルモノハ全部之ヲ不合格トス

第三十九條 引張り又ハ曲ケ試験ノ成績カ規格ニ合セザルトキハ更ニ燒鈍ヲ施シ試験ヲ行フコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ新ニ引張り及曲ケ試験ノ全部ヲ行フモノトス

五 塗料

第四十條 「ペイント」ハ本市ノ承認スル會社ノ製造ニカカル溶解防錆塗料ノ一種ヲ選ヒ見本品(マニク付製品)ヲ提出シテ係員ノ承認ヲ受クヘシ

第四十一條 白鉛(ペイント)ハ「タロー」一、八底白鉛〇、九底亞麻亞仁油〇、九五立ノ割合ニ混合シタルモノトス

第四十二條 亞麻亞仁油ハ純良ニシテ混濁臭臭ナク乾燥後光澤アル皮膜ヲ生スルモノタルヘシ

第三章 工 作

第一條 工作ハ總テノ點ニ於テ優秀ナルヲ要ス

第二條 請負人ハ工作着手ニ先立チ原寸圖ヲ作製シ係員ノ査定ヲ受クヘシ

但係員ニ於テ不必要ナリト認メタルモノニアリテハ之ノ限りニアラス

第三條 鋼材ノ扭曲其ノ他不正ナルモノハ加工ニ先立チ材質ヲ損傷セサル方法ニヨリ矯正スヘシ 但扭曲甚シト認ムルモノハ使用ヲ禁スヘシ

第四條 鋼材ノ剪斷ハ正確ニシテ端部ナルヲ要シ外部ニ露出スル見エ

第三章 橋梁工事

補スルコトヲ得

第三十條 鑄鋼品ノ木型ハ充分乾燥シタル狂ナキ材質ヲ以テ製作シ鑄造ニ先立チ係員ノ検査ヲ受クヘシ

第三十一條 鑄鋼品ハ仕上加工前適當ノ構造ヲ有スル爐内ニテ各部一様ニ燒鈍スルモノトス

一旦燒鈍ヲ行ヒタル後熱加工ヲ施シタルトキハ其ノ溫度ニ依リ更ニ燒鈍ヲ行ハシムルコトアルヘシ

第三十二條 引張り及曲ケ試験ハ日本標準規格所定ノ試験片ヲ用ヒ次表ノ規定ニ合格スルコトヲ要ス

但引張り強サノ制限ハ伸及取直斷面ノ狀況並ニ曲ケ試験ノ成績良好ニシテ使用ノ目的ニ差支ヘナシト認メタルトキハ上下兩限ニ於テ一、五耗以内ヲ増減スルコトヲ得

彈性限度ハ試験機積杆ノ降下ニ依リテ測定シタルモノトス

第三十六條 試験片ノ仕上不良ナルカ又ハ取直アルトキハ試験前之ヲ排却シ更ニ試験片ヲ製作スヘシ

第三十七條 引張り試験ニ於テ試験片カ監視間ノ中心ヨリ標點距離ノ四分ノ一以外ニ於テ切斷シタルトキハ其ノ試験ヲ無効トシ再試験ヲ行フコトヲ得

第三十八條 引張り又ハ曲ケ試験ノ成績カ規格ニ合セザル場合係員ニ於

掛リノ部分ハ特ニ不体裁ニナラサル様仕上クヘシ

但主要部材ノ鋼板ニシテ厚一六耗以上ノ剪斷面ハ三耗以上平削スヘシ

第五條 鉄孔ノ仕上徑ハ鉄徑ヨリ大ナルコト一、五耗以下トス

但仕上鉄孔ニシテ材料片組合ハ七後僅少ナル噴進ヒヲ「リーマ」ニ依リテ整孔スル場合ハ鉄徑ヨリ二、二耗マテ大ナルコトヲ得

第六條 鉄孔ハ正確ナル圓筒形ニシテ表面ニ垂直ニ鑽孔スヘシ、但其材料ノ厚二十耗未満ナルトキハ豫備穿孔後仕上徑ニ擴孔スルコトヲ得

第七條 鑽孔ノ對稱等主要ナラサル部材ニシテ厚二十耗未満ナルトキハ係員ノ承認ヲ經テ仕上徑ニ穿孔スルコトヲ得

第八條 穿孔ニ使用スル鑽穿蓋ノ孔徑ハ穿孔徑ヨリ二、五耗以上大ナルヘカラス

第九條 穿孔ニ依ル仕上鉄孔ハ材料片組合ハセタルトキ鉄徑ヨリ三耗小ナル徑ノ「ピン」カ任意ノ連續セル百個ノ鉄孔中七十五個以上ヲ又五耗小ナル徑ノ「ピン」ハ九十個以上ヲ通過スルヲ要ス然ラサルトキハ不良鉄孔ヲ有スル材料片ヲ取換ヘシムルコトアルヘシ

第十條 豫備穿孔後仕上擴孔スル場合ノ豫備穿孔ニ依ル鉄孔徑ハ鉄徑ヨリ四耗以上小ナルヲ要ス

豫備穿孔後仕上擴孔スル場合部材組合ハ七後鑽孔スル場合及鉄孔ノ噴進ヒヲ修正スル場合ハ總テ「ボルト」及「ドリフト」ヲ以テ構成材料ヲ充分結合ハセモ間隙ナカラシメ且接觸面ハ豫メ第四章第六條ニヨリ清掃スヘシ

但「ドリフト」ハ材料ヲ適當ノ位置ニ引寄スル程度ヲ限度トシ決シテ鉄孔ノ擴大及修正ヲ目的トシテ使用スヘカラス

第十一條 鑽孔又は擴孔仕上ラナス場合隣接セル二材片ノ噴連ヒ一耗以上ナル鑽孔ハ任意ノ連續セル鑽孔百個中五個以下ナルコトヲ要ス

第十二條 鑽孔ノ周邊ニハ裂綻「バリ」捲レ等アルヘカラス

第十三條 鋼ハ日本標準規格第三十九號ニヨル形状ヲ有シ其ノ公稱徑ハ鋼線前ノ鋼線ノ直徑トス

第十四條 鋼ノ幹長ハ緩合材ノ厚及鋼徑ニ應シ過不足ナク且完全ナル鋼頭ヲ形成スルニ足ル様製作シタルモノトス

第十五條 鋼打ニ當リテハ第十條ノ假「ボルト」類ヲ締直シ不充分ナル所ハ更ニ追加シテ弛緩ナキヲ確メタル後着手シ鋼頭ハ鋼幹ト同心タルヘク短假製等ノ缺點ナク部材表面ニ密着セシムヘシ

第十六條 鋼燒ハナルヘク瓦斯又ハ油ヲ燃燒シテ適度ニ調節シ得ル裝置ヲ施シタル爐ヲ使用シ加熱ハ均一ニ淡紅色ヲ呈スル程度（約攝氏八〇〇度）ニシテ打込前「スケール」等ノ附着物ヲ除去スヘシ

第十七條 鋼ハ鋼打後一本毎ニ點檢シ弛緩燒過キ其他缺點アルモノハ悉ク切取り打直スヘク決シテ「コーキング」又ハ鉸メ直シラナスヘカラス不良鋼ヲ切取ルニハ鑽孔機ヲ使用シテ採ミ抜キ其他材質ヲ損セサル方法ニ依ルヘシ

第十八條 鋼成「ボルト」ヲ鋼ニ代用スル場合其ノ孔ハ鑽孔機ヲ以テ精密ニ鑽孔シ鋼ヲ用ヒサレハ買入シ能ハサル程度タルヘシ

第十九條 「ボルト」ハ日本標準規格第六八號「ワイットウオースネチ」第一號又ハ同規格第一三號「メートルネチ」第一號或ハ「ユナイテッドステーツスタンダード」ヲ標準トシ座鐵ハ特定ノ場合ヲ除キ厚六耗以上トス且螺糸ハ全ク緩合材片ノ外部ニアラシムヘシ

第二十條 補剛材ノ「クリンプ」其ノ他之ニ類似ノ箇所ヲ除キ總テ工作ハ

特ニ許可ヲ受タルニアラサレハ熱加工ラナスヘカラス且加熱セル鋼材ハ斯カル程度ナル部分ヲ除クノ外總テ適當ニ燒鈍スヘシ

第二十一條 補剛材ノ兩端ハ上下突縁ノ裏面ニ密着セシムヘク殊ニ直接集中荷重ヲ受クルモノハ支承部ノ補剛材ハ最モ完全ニ仕上クヘシ

第二十二條 壓縮材、鋼桁ノ腹板及突縁並ニ特ニ指定スル接手ノ衝頭接合面ハ正シク平面ニ密着スル様仕上クヘク仕上ヲ行ハサル接合面ノ間隙ハ三耗以下タルヘシ

第二十三條 腹板ノ添接並補剛材下ノ填材ト突縁山形鋼トノ間ニハ三耗以上ノ間隙ヲ生セシムヘカラス

第二十四條 底板ト床板トノ接觸面其他之ト類似ノ滑動接觸面ハ滑動ノ方向ニ機械仕上トナシ滑動並ニ安定上毫モ支障ナカラシムヘシ

第二十五條 兩端ニ連結山形鋼ヲ有スル橋桁等ニ於テハ之等山形鋼ノ背面ハ正確ニ一平面トナル様其ノ背面ヲ削成シ正確ニ所定ノ寸法トナスヘシ

第二十六條 破片ノ兩端ハ特ニ形状ヲ指定セサル場合ハ手際ヨク圓形ナラシムヘシ

第二十七條 「ピン」及「ローラー」ハ鍛鋼品ニシテ表面總機械仕上、取疵ナキモノトシ形状寸法最モ精密ナルヲ要ス

第二十八條 「ピン」孔ハ部材鋼打完了後表面ニ垂直ニ鑽孔シ其ノ徑ハ「ピン」ノ徑ヨリ一耗以上大ナラサル様「ピン」ト同程度ニ仕上クヘク「ピン」孔間ノ距離ハ引張リ材ニアリテハ孔ノ外側間距縮材ニアリテハ内側間距ニ於テ夫々一耗以上ノ誤差アルヘカラス

落ノ上再塗布ラナスヘシ

第六條 鋼材ノ銲結接觸面ハ充分銷落シノ上煮沸亞麻仁油ヲ以テ油拭トス可ク「ベイント」塗ラナスヘカラス尙「コンクリート」ニ被覆セラル、部分ノ塗工ハ之ヲ省クヲ原則トスレトモ豫メ係員ノ決定ヲ受クヘシ

第七條 部材ノ滑動接觸面及之ト類似部分ノ器械仕上面ニハ「タロー」ヲ塗リ其ノ他ノ仕上面ニハ係員ノ檢査ヲ經テ直チニ白鉛「ベイント」ヲ塗布スヘシ

第八條 工場塗工ハ一回塗トシ假組檢査後施行スヘク係員ノ承認ヲ得シテナシテ可カラズ

第九條 現場塗工ハ一回塗トシ鋼打完了後塗裝全面ヲ清掃シテ施行スヘシ

現場鋼頭並ニ運搬組建中ニ工場塗ノ剩餘シタル部分ニハ之ト同質ノ「ベイント」ヲ塗布スヘシ 鋼頭並ニ鋼板形鋼ノ縁邊等「ベイント」ノ附着充分ナラサル部分ニハ一回餘分ノ塗工ヲナスヘシ

鋼材ノ間隙ニシテ水ノ浸入ヲ喜ハサル部分ニハ係員ノ指示ニ從ヒ現場塗工ニ先立チ塗布「ベイント」ヲ補充スヘシ

第五條 運搬

第一條 請負人ハ完成セル工作物ノ現場運搬ニ先立チ其ノ期日、材料ノ數量及重量ヲ明記セル書類ヲ係員ニ提出スヘシ

第二條 現場鋼ハ各種類毎ニ所要本數ノ外其ノ一割二十本ヲ加ヘタル數ヲ豫備トシテ加算シ同種類毎ニ木箱又ハ樽詰ノ類トシ其ノ内容ヲ明示スル荷札ヲ附シテ發送スヘシ

第三條 部材ニシテ運搬中損傷ノ虞アル部分ニハ適當ノ養生ラナスヘシ

第二十九條 鋼材ハ總テ特ニ許可ヲ受タルニアラサレハ熔接スヘカラス

第三十條 部材ノ工作完了シタルトキハ假組建ヲナシ第四章第一條ニヨリ銷落清掃ノ上檢査ヲ受クヘシ

假組建ハ係員ノ許可アルトキハ其ノ一部ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合省略シタル部分ノ現場鋼孔ノ整正ハ鋼製型板ヲ使用スヘシ

假組建後分解ニ先立チ各部材ニハ總テ合符ヲ明記シ現場組建合符圖ヲ作製シテ提出スヘシ

第三十一條 鋼材ハ總テ本市指定ノ現場搬入期マデ腐蝕、汚染其ノ他ノ損傷ニ對シ適當ノ防備ヲナシテ保管スヘク強材斜材等ノ長大ナル部材ハ彎曲セサル様充分ナル支承ヲナシ鋼桁等ノ桁類ハ之ヲ平置スヘカラス

第一條 鋼材ハ總テ塗工ニ先チ全面ヲ清掃スヘク錆、黒皮ノ腐蝕レ塵埃等ハ「ワイヤブラシ」「スクレーパー」「チゼル」類等ヲ以テ、油類ハ「ガソリン」又ハ「ベンゼン」ヲ用ヒテ除去シ更ニ糸屑又ハ布片ニテ力拭スヘシ

第二條 「ベイント」ハ使用ノ都度充分攪拌シ原料ノ沈澱ヲ防クヘシ

第三條 氣溫攝氏五度以下ノトキ濕氣甚キトキ「ベイント」乾燥前ニ降雨ノ虞アルトキ鋼材表面カ濕氣ヲ帯ヒタルトキ炎天ニテ鋼材ノ溫度カ「ベイント」ニ泡ヲ生セシムル虞アルトキ其他係員ニ於テ不適當ナリト認メタル場合ハ塗工ヲナシ可カラズ

第四條 「ベイント」塗ハ副毛疋等ナキ標手際ヨク塗布スヘク殊ニ構造細部ニ於テハ最モ入念ニ行フヘシ

第五條 上層「ベイント」ハ下層カ完全ニ乾燥セル後ニアラサレハ塗工ス可カラズ且一層毎ニ係員ノ檢査ヲ受ク可ク不良ノ箇所ハ削

第四條 現場既孔ノ重要ナル部分ハ假「ボルト」ヲ以テ補結スヘシ
運搬中ニ生シタル破損部材ノ設置ニ付テハ保員ノ指示ニ從フ
ヘク損傷甚シキモノハ改作ヲ命スルコトアルヘシ

第六章 架 設

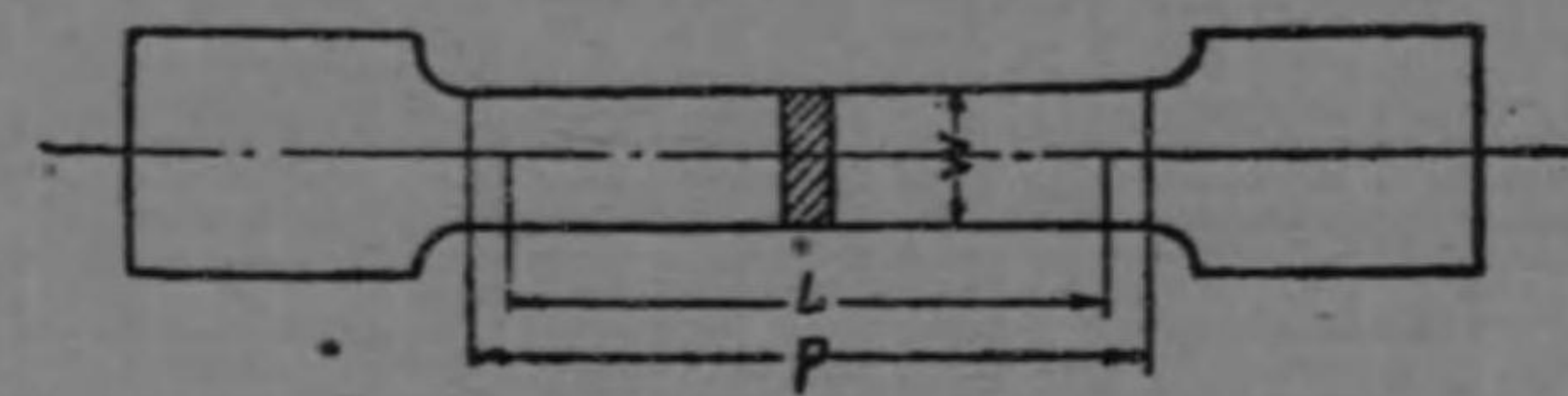
- 第一條 現場作業ノ順序方法ハ保員ノ指揮ニ從フヘシ
- 第二條 假構及足場等ノ位置構造ニ關シテハ工事着手前詳細ナル圖面ヲ提出シ保員ノ承認ヲ受ケ正確ナル工程表ニ據リ工事ノ進捗ヲ計ルヘシ
- 第三條 各部材ノ適合ハ組建「ボルト」及「ドリフトピン」ヲ以テ所定ノ構造「ボルト」ニ組建テ「ボルト」ノ強靱及接合部ノ治リ感キ箇所ナキヲ一々確メタル後保員ノ検査ヲ經テ既打ニ着手スヘシ
- 第四條 組建「ボルト」及「ドリフトピン」ノ數ハ既孔數ノ夫々三十及二十「パーセント」以上タルヘク「ボルト」ノ徑ハ既孔ト同一ナルヘシ
- 第五條 既孔中ニ物合良好ナラサルモノアルトキハ保員ノ承認ヲ經テ既孔ノ修正ヲナスヘシ修正ニハ「リーマー」ヲ用ヒ部材表面ニ垂直ニ行フヘシ
- 第六條 既打ハ壓搾至氣絶ニ依ルヘシ
但止ムヲ得サルトキハ手打若シクハ削成「ボルト」ノ使用ヲ許スコトアルヘシ
- 第七條 既打ハ全部終了ニ至ルマテ自重ノ作用ヲ受ケサル據支承「フロック」類ノ取拂ヒヲナス可カラズ
但照臨材ノ面頭接合部ノ既打ハ「フロック」取外シ後ニ行フヘシ
- 第八條 前各條ノ外工作方條項ニ該當スル事項ハ總テ之ヲ準用スヘシ

第七章 附帶條項

- 第一條 支給品ノ交附並ニ本工事ニ關係スル他工事ノ運延其他購買人ノ過失ニ非サル事由ニヨリ本工事ニ支障ヲ來シ之カ爲購買人ニ於テ損害ヲ蒙ル事アルモ本市ハ一切賠償ノ責ニ任セス
- 第二條 本工事ノ爲人畜並ニ公私ノ營造物船舶其他ニ損害ヲ及シタルトキハ本市ノ認定ニ從ヒ復舊又ハ賠償ノ責ニ任スヘシ此場合本市是ニ介在シ事件ヲ解決セシムルコトアルヘシ
- 第三條 現場工事ニ電力ヲ使用スル場合ハ購買人ノ負擔ニヨリ本市ノ指定ニ從ヒ其ノ供給ヲ受クヘシ
- 第四條 検査ノ爲本市保員ノ出張ヲ要スル場合ハ其ノ費用ヲ本市ノ所定ニ從ヒ納付スヘシ
但出張ス可キ場所カ一日内ニ往復スルコトヲ得ル場合ハ之ヲ徴收セス
- 第五條 工事保證期間ハ竣功後滿
トシ該期間ニ於テ自然磨損以外工事ノ瑕疵ト認ムヘキ損傷ヲ生シタルトキハ本市ノ解釋ニ從ヒ無償修理スヘシ
但之ニ要スル材料中本市ノ支給ニ屬スルモノハ本市之ヲ支給ス
- 第六條 設計數量ハ本市ノ都合ニ依リ増減スルコトアルヘク此ノ場合購買金額ノ増減ハ購買單價ニ據リ計算スルモノトス
- 第七條 竣功期限ハ左記ノ通りトシ本市ノ都合ニヨリ着手期日ノ延長又ハ工事ノ中止ヲ命スルコトアルヘク此ノ場合延長又ハ中止日數ハ之ヲ加算スルモノトス
但年末年始ニハ本市所定ノ期間中工事ヲ休止スヘシ

金屬材料引張り試験片

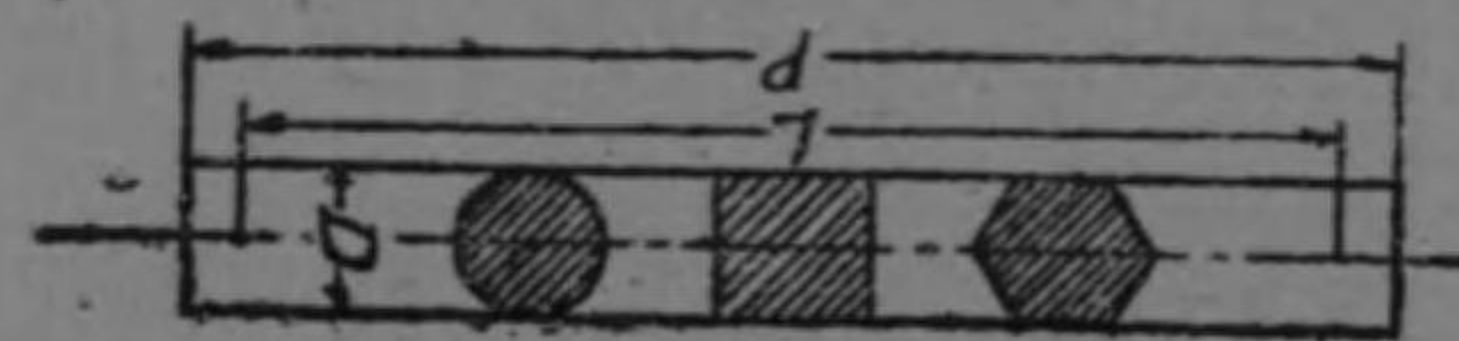
第一號試験片



標點距離 = 200mm
平行部ノ長 約220mm

試験片ノ厚 mm	幅 mm
23ヲ超ユルモノ	40 以下
9—23	50 以下
9 未滿	60 以下

第二號試験片



標點距離Lハ徑（又ハ對邊距離）Dノ8倍 兩端ヲ太クスルモノニ在リテハ平行部ノ長PハDノ約9倍

第三號試験片

徑（又ハ對邊距離）25mmヲ超ユル試験片



標點距離Lハ徑（又ハ對邊距離）Dノ4倍 兩端ヲ太クスルモノニ在リテハ平行部ノ長PハDノ約9倍

第四號試験片



標點距離 $L = 50\text{mm}$
 平行部ノ長 $P = \text{約}60\text{mm}$
 徑 $D = 14\text{mm}$

本試験片ノ断面ハ圓形ナルヲ要ス
 材料ノ都合ニ因リ上記ノ寸法ニ依ルコト能ハサルトキハ次式ニ依リ標點距離ヲ
 定ムルコトヲ得

$$L = 4\sqrt{A} \quad (A \text{ハ試験片ノ斷面積})$$

金屬材料曲ケ試験片

壓延鋼材

一 般 標 準	幅・徑又ハ對邊距離 35mm 以上
徑(又ハ對邊距離)35mm 未滿ノ棒鋼	壓 延 ノ マ 、 ト ス
幅 50 mm 未 滿 ノ 平 鋼	"
フランヂ幅 50 mm 未滿ノ形鋼	幅 35 mm 未滿ニテモ可

鍛鋼及鑄鋼品

試験片ハ幅 25mm 厚 19mm ニシテ機械仕上トシ隅角 = 1.5mm ノ丸味ヲ附スル
 モノトス

第二節 橋梁竣工実績

本事業により完成した橋梁の概況を表記すれば未表の通りである。なほ當初計畫に計上されてゐた鮎川の市場橋は、下部構造完了のころ本河川の埋立が決定したために桁架渡を中止、富田屋橋筋線の鮎川新橋は將來の河川埋立を見込して假橋のみとしたので本表に掲出しない。また左記各橋梁は完成後河川埋立等によつて撤去され、又は模様替へされたために現在では當初のまゝでない。本表は竣工當時の概要である。

橋 梁 名	架設河川名
備前島橋	鯉江川
京橋	寢屋川
福島橋	聖天川
茶園橋	聖天川

摘 要	年 次
鯉江川埋立ニヨリ撤去	(昭和八年)
寢屋川改修ニヨリ一徑間短縮	(昭和八年)
聖天川埋立ニヨリ撤去	(昭和八年)
同	(昭和十一年)



龍津橋	聖天川
芦柳橋	龍川
鷗助橋	龍川
南玉津橋	龍川
恩貴島橋	正蓮寺川
榮松橋	西ノ川

聖天川埋立ニヨリ撤去
龍川埋立ニヨリ撤去
同
同
平野川埋立ニヨリ撤去
正蓮寺川改修ニヨリ三徑間撤去
流水断面増補ノタメ嵩上施工
(昭和十五年)
(昭和十四年)
(昭和十四年)
(昭和十三年)
(昭和十一年)

第一表

新設擴張街路附屬橋梁之部

第一次都市計畫事業橋梁竣功実績調書

橋名	所屬	設置	河川	橋長(米)	軌道(米)	車道(米)	歩道(米)	工事費(圓)	期
龍津橋	龍津	聖天川	龍川	10.00	5.00	5.00	5.00	100,000.00	自大正十一年
芦柳橋	芦柳	龍川	龍川	20.00	10.00	10.00	10.00	200,000.00	自大正十一年
鷗助橋	鷗助	龍川	龍川	15.00	7.50	7.50	7.50	150,000.00	自大正十一年
南玉津橋	南玉津	龍川	龍川	12.00	6.00	6.00	6.00	120,000.00	自大正十一年
恩貴島橋	恩貴島	正蓮寺川	正蓮寺川	8.00	4.00	4.00	4.00	80,000.00	自大正十一年
榮松橋	榮松	西ノ川	西ノ川	6.00	3.00	3.00	3.00	60,000.00	自大正十一年

橋名	所屬	設置	河川	橋長(米)	軌道(米)	車道(米)	歩道(米)	工事費(圓)	期
龍津橋	龍津	聖天川	龍川	10.00	5.00	5.00	5.00	100,000.00	自大正十一年
芦柳橋	芦柳	龍川	龍川	20.00	10.00	10.00	10.00	200,000.00	自大正十一年
鷗助橋	鷗助	龍川	龍川	15.00	7.50	7.50	7.50	150,000.00	自大正十一年
南玉津橋	南玉津	龍川	龍川	12.00	6.00	6.00	6.00	120,000.00	自大正十一年
恩貴島橋	恩貴島	正蓮寺川	正蓮寺川	8.00	4.00	4.00	4.00	80,000.00	自大正十一年
榮松橋	榮松	西ノ川	西ノ川	6.00	3.00	3.00	3.00	60,000.00	自大正十一年

東	道	維	浪	天	日	平	關	丸	黒
(鋼二絞拱橋)	(鋼連鋼桁式橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)
西東南	北南道	西東百	北南難	北南淀	北南道	西東平	北南難	西東平	北南難
南南江	南南道	西西百	南南難	北東淀	西西道	東東平	北南難	西西道	北南難
區區瓦	區區久	區區江	區區波	區區空	區區幸	區區野	區區幸	區區野	區區幸
間屋可	間屋可	間屋可	間屋可	間屋可	間屋可	間屋可	間屋可	間屋可	間屋可
町香川線	町可川線	町可川線	町可川線	町可川線	町可川線	町可川線	町可川線	町可川線	町可川線
(六・〇)	(七・〇)	(三・〇)	(一・七)	(一・〇)	(三・〇)	(三・〇)	(一・〇)	(一・〇)	(一・〇)
トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス
コンクリ	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス
至昭和	至昭和	至昭和	至昭和	至昭和	至昭和	至昭和	至昭和	至昭和	至昭和

三九三

淀	大	大	天	新	高	昭	筑	辰
(鋼二絞拱橋)	(鋼二絞拱橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)	(鋼鋼桁橋)
北南土	北南堂	北南土	北南土	北南長	西東難	西東木	北南土	北南境
北東佐	北北堂	北東佐	東東成	南南長	西西成	西西波	北西土	北南境
中三之	堂中島	中北島	東成平	南南長	西西成	西西波	北西土	北南境
島及大	島之演	島之演	野野中	野野中	野野中	野野中	野野中	野野中
二町川線	二町川線	二町川線	二町川線	二町川線	二町川線	二町川線	二町川線	二町川線
(三・〇)	(一・〇)	(一・〇)	(一・〇)	(一・〇)	(一・〇)	(一・〇)	(一・〇)	(一・〇)
板石	板石	板石	板石	板石	板石	板石	板石	板石
トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス	トアス
コンクリ	コンクリ	コンクリ	コンクリ	コンクリ	コンクリ	コンクリ	コンクリ	コンクリ
至昭和	至昭和	至昭和	至昭和	至昭和	至昭和	至昭和	至昭和	至昭和

三九二